

第3回定例会会議録目次

第1日目（平成19年9月11日）		頁
○開会宣告	・ ・ ・ ・ ・	4
○開議宣告	・ ・ ・ ・ ・	4
○日程第 1	会議録署名議員指名	4
○日程第 2	会期決定	4
○日程第 3	議長報告	4
○日程第 4	行政報告	4
○日程第 5	請願第 2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求 る請願書	7
○日程第 6	議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第4号）	13
○日程第 7	議案第 2号 平成19年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	16
○日程第 8	議案第 3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）	17
○日程の追加について	・ ・ ・ ・ ・	50
○議事延長宣告	・ ・ ・ ・ ・	51
○日程第 9	議案第 4号 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する 条例の一部を改正する条例	51
○日程第10	議案第 5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例	52
○日程第11	議案第 6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例	53
○日程第12	議案第 7号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例	65
○日程第13	議案第 8号 滝川市青年体育センター条例等の一部を改正する条例	66
○日程第14	議案第 9号 滝川市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例	68
○日程第15	議案第10号 滝川市土地開発公社定款の変更について	72
○日程第16	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	73
○日程第17	決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告	
	認定第 1号 平成18年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	
	認定第 3号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	
	認定第 4号 平成18年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算 の認定について	
	認定第 5号 平成18年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 について	

認定第 6 号	平成 18 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 7 号	平成 18 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 8 号	平成 18 年度滝川市病院事業決算の認定について	
議案第 11 号	決算審査特別委員会の設置について	
選任第 1 号	決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	74
○休会の件について		79
○散会宣告		79

第 15 日目（平成 19 年 9 月 25 日）

○開議宣告		83
○日程第 1	会議録署名議員指名	83
○発言の訂正について		83
○日程第 2	第 1 決算審査特別委員長の付託事件審査報告	83
○日程第 3	第 2 決算審査特別委員長の付託事件審査報告	84
○日程第 4	一般質問	85
1 番	渡 辺 精 郎 君	85
5 番	関 藤 龍 也 君	94
7 番	山 口 清 悦 君	109
11 番	堀 重 雄 君	115
10 番	荒 木 文 一 君	123
9 番	大 谷 久美子 君	128
○延会の件について		138
○延会宣告		138

第 16 日目（平成 19 年 9 月 26 日）

○開議宣告		143
○日程第 1	会議録署名議員指名	143
○日程第 2	一般質問	143
2 番	窪之内 美知代 君	143
14 番	田 村 勇 君	156
4 番	清 水 雅 人 君	164
3 番	酒 井 隆 裕 君	181
○日程第 3	議案第 12 号 教育委員会委員の任命について	188

○日程第 4	報告第 1 号	株式会社滝川振興公社の経営状況について	189
○日程第 5	報告第 2 号	株式会社滝川農業開発公社の経営状況について	193
○議事延長宣告			194
○日程第 6	報告第 3 号	株式会社滝川グリーンの経営状況について	197
○日程第 7	報告第 4 号	監査報告について	
	報告第 5 号	例月現金出納検査報告について	199
○日程第 8	意見書案第 1 号	道立滝川高等技術専門学院の存続を求める要望意見書	
	意見書案第 2 号	自治体財政の充実・強化を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号	中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める要望意見書	200
○日程第 9	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について		201
○市長あいさつ			202
○閉会宣告			202

平成19年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成19年 9月11日（火）

午前10時00分 開 会

午後 5時54分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 請願第 2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願書

日程第 6 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第 2号 平成19年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第 3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○追加日程

日程第 9 議案第 4号 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 7号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第 8号 滝川市青年体育センター条例等の一部を改正する条例

日程第14 議案第 9号 滝川市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

日程第15 議案第10号 滝川市土地開発公社定款の変更について

日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成18年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成18年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成18年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

- 認定第 7 号 平成 18 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号 平成 18 年度滝川市病院事業決算の認定について
議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置について
選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (18名)

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教 育 委 員 長	中 山 公 子 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷田部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君
市民生活部長	狩 野 道 彦 君	保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君
保健福祉部参事	佐々木 邦 義 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	高 橋 一 昭 君	教 育 部 指 導 参 事	早 瀬 公 平 君
教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君	監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君
病院事務部長	東 照 明 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君
行政経営室長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	飯 沼 清 孝 君	副 主 幹	田 湯 宏 昌 君
---------	-----------	-------	-----------

書

記 山 本 信 子 君

書

記 寺 嶋 悟 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山口議員、大谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間といたしたいと思いをします。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から来る9月26日までの16日間、平成19年第3回定例会が招集され、諸議案の審議を賜るわけでございますけれども、地方分権あるいは地方主権の時代の流れの中で、いかに地方自治体が主体性を持って市民の安心、安全を守り、個性豊かな差別化された、かつ創造的な都市づくりを進めていくことができるのかが大きな課題となっており、しかも重要な局面を迎えておりますだけに、ご同慶にたえない次第であります。ご提案申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明を申し上げますので、十分議を経て原案にご賛同いた

できますよう、冒頭お願いを申し上げます。

行政報告の発言の許可を議長からいただきましたので、以下ご報告を申し上げますが、平成19年6月8日から9月4日までの分を印刷配付し、お手元にお届けをさせていただいております。練達の議員各位でございますので、ご一読を賜りたいと存じますが、以下3点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目は、平成19年度の普通地方交付税の交付額の決定についてであります。去る7月31日に平成19年度の普通交付税について閣議報告がなされて、同日各地方公共団体における普通交付税の額が決定をいたしました。平成19年度滝川市の普通交付税の交付額は、59億6,719万円でございます。前年比2.0パーセント、1億2,342万円の減となったところであります。ちなみに、平成11年度がピークでありました。このときは78億7,400万円でありますから、この間地方交付税は19億600万円減額になったという大変な額が減額になっているわけでありまして、平成19年度の現計予算では、60億5,386万円で計上しておりますので、現時点では8,667万円のマイナスという状況にあります。この減額要因についてであります。さらに国の詳しい発表を待たなくてはいいけませんけれども、交付税を算入するためには基礎数値に費用ごとの単価を掛けて算出をいたします。この単価、単位費用と言っておりますけれども、この単位費用が全般的に減額されております。特に道路橋梁費の減、あるいは当初想定をいたしました農地・水・環境保全向上対策、それでかなりの1,700万円ばかり見ていたのですけれども、これについても700万円程度しか来ないと、こういういわば単位費用の減というもの大きな理由であります。なお、平成19年度の臨時財政対策債と合わせました交付税額は63億8,189万円で、前年度と比較いたしますと2.5パーセント、1億6,572万円の減でありまして、現計予算との比較では8,557万円のマイナスとなりました。平成19年度地方財政計画では、臨時財政対策債と普通交付税の総額で前年比5.2パーセントの減ということになりますから、滝川市はその影響が少なかったほうになるという評価もまたできるのではないかというふうに思います。しかし、こういうふうに普通地方交付税が減額されるわけでありまして、当初予算から見て歳入欠陥を起こすわけでありまして、平成19年度予算におきましては繰越金の活用、あるいは特別会計への繰出金の減というもの想定をされますけれども、全般的に再度事業の十分な点検を行いまして、財源対策をしっかり講じていきたい。しかし、効率的な執行の中で事業に停滞のないように、そういう最善の努力をしていきたいというふうに思います。

次に、農作物の生育状況についてでございますけれども、9月1日現在の農作物の生育状況は、6月から7月中旬にかけて日照が多く、かつ降水量が極めて少ないという状況がございまして、干ばつ傾向となりました。しかし、8月になって雨が降る。しかも、高温であった。さらに、日照時間が長かったということがありまして、9月1日現在は平年よりも1日から4日早い状況で推移をいたしております。以下、主な作物について申し上げますけれども、水稻は、生育は平年より4日早い状況にありまして、高温多照、登熟は順調であります。大豆は、生育は平年より1日早い状況でございまして、高温多照によりさやの生育は順調であります。小豆は、生育は平年より2日遅い状況にあります。8月の高温多照によりまして草丈、それから葉の数は平年並みに、さやの数も

平年より少な目でありましたが、徐々に回復をしてきております。タマネギは、生育は平年より4日早く、収穫作業は平年から3日早い状況にあります。7月まで雨が少なかったものですから、玉の大きさは小玉傾向でありますのと、変形のタマネギが多いという状況もございます。リンゴは、生育状況は平年より3日早い状況がありまして、8月の適度な降雨と日照によりまして果実の肥大は順調に進んでおります。平年よりやや大き目であるという状況がございます。

3点目は、市立病院の建てかえについてでございます。市立病院の建てかえにつきましては、お配りをいたしております行政報告に記載のとおりでございますが、先般開催されました市立病院の建てかえにかかわるシンポジウムと合築における市民懇談会について若干の補足をさせていただきたいというふうに思います。今回行いましたシンポジウム、さらに市民懇談会の中で、建てかえ後の病院収支に対する不安、市の新たな財政負担に対する不安、医師確保に関する不透明さ、建てかえそのものに対する反対、多くのご心配や質疑、ご意見をお寄せをいただきました。これらのご意見、不安に対しては真摯に受けとめ、一方その責任の重大さというのも改めて痛感をしているところであります。地方自治体の究極の役割というのは、市民が生涯にわたって健康で安心、安全かつ生きがいのある生活を送れる、そういうまちをつくることであるというの論をまたないところであります。このためには、市民の健康と命を守る市立病院のあり方は極めて重要な局面を迎えているというふうに思います。したがって、平成16年からほぼ3年間にわたりまして、この検討を進めてまいりました。基本計画書の策定に次いで基本設計をまとめたところでありますけれども、特に懇談会終了後に先ほど申しあげましたさまざまなご心配やご意見、その背景にありますご質問等を考え、そういうものを踏まえて、1点目は新病院の収支の見方が適切であるのか、医師の確保についての現在の取り組みとの関連、そして今後の医療制度の変化に対応していく地域医療のあり方と市立病院の役割という大きく分けると3点について大学、医療コンサルタント、中小企業診断士の方々に意見を求め、客観的な評価をいただいたところであります。この結果、私としては、このたび実施設計予算の提案をさせていただくということの決定をしたところであります。新築後30年間に及ぶ長期の返済を見通した収支計画を立てたところでございますが、諸情勢の変化によっては想定外の事態が生じるということもあるかもしれませんが、しかし市民の皆さんに痛みを生じさせることのないように、最大限の努力を惜しまない新たな覚悟をしているところでございますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

今後高齢化が進み、保健、福祉、介護、医療、これらが相互に連携をした中で市民の健康と命を守る政策、これは最も優先されなければならない政策の一つであるというふうに思います。その中核となるのは医療でありまして、当地域の場合はやはり市立病院であります。また、さきに新聞報道もなされましたけれども、北海道医療対策協議会の中で医療の広域化ということが議論をされておりまして、滝川ブロックということが連携ブロックの一つとして、道内30の医療ブロックの一つに位置づけが議論されているところであります。滝川市立病院は、その30の医療ブロックの中核を担っていく位置づけであります。この医療機能を含めて、今後の広域における重要な要素というものの一つに医療機能というのが位置づけされていくというふうに思います。それだけに、センター病院との連携をしっかりとしつつ、滝川市立病院を核とする医療圏の医療のあり方というのは

極めて重要な局面を迎えているというふうに思います。何よりも、市民から信頼をされ、市民に支えられる病院でなくてはなりませんので、この点につきましても一層の努力をしてまいりますので、市民の皆様、議員各位のご理解をお願いを申し上げて、冗々にわたりましたけれども、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、続きまして教育行政報告でございますが、お手元に6月8日から9月4日までの分については配付をさせていただいております。口頭で2点報告をさせていただきます。

最初に、さきの臨時会で補正をいただきましたこまつ座滝川公演「円生と志ん生」について報告をいたします。この事業は、たきかわホール、滝川文化センターライブパフォーマンス事業の一環として実施をされたもので、財団法人北海道演劇財団の協力のもと、財団法人地域創造並びに財団法人北海道公立学校教職員互助会の助成をいただき、8月27日に滝川市文化センターで行われました。有名俳優が演ずる舞台演劇を多くの市民に鑑賞いただくため、市内老人クラブ連合会や福寿大学の受講生の皆さんにもご参加いただいたものであります。当日は、400名を超える入場者を数え、盛会のうちに終了いたしました。改めて関係各位のご支援とご協力に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、2点目でございますが、学校機械警備委託業務の開始と学校侵入及び投石被害について報告をいたします。学校機械警備委託につきましては、8月1日から運用を開始し、特に夜間、休日における侵入防止に威力を発揮しているものであります。そんな折、8月の10日深夜に滝川第二小学校から侵入通報があり、警備員が急行し、確認をしたところ、校舎内の警報ブザーが鳴ったために犯人が退散した事件が発生いたしました。幸い学校財物等の被害が全くなく、早速設置効果が得られたものと考えております。次に、校舎への投石による窓ガラス破損被害が8月の14日、16日に江陵中学校で発生し、19日にも滝川第二小学校で発生をいたしました。また、この間、スパーク滝川でも発生をいたしました。学校における被害は、ガラス19枚で金額では21万4,000円にも及ぶ大きなものであります。このような事態を受け、それぞれの発生の都度、警察署への通報と被害届を行うとともに、学校を初め周辺地域のパトロール強化を要請をしたところであり、学校を初め周辺の町内会長宅に情報提供を行うとともに、夜間校舎の見回りを強化してきたところであります。

以上2点、報告させていただきます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 請願第2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める 請願書

○議 長 日程第5、請願第2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願書を議題といたします。

請願第2号は、9月6日に受け付けをしたものでありまして、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会で確認をしたとおり、本件につきましては会議規則第125条の規定に基づき、所管する常任委員会等への付託を省略いたします。

請願の趣旨説明を求めます。清水議員。

○清水議員 傍聴の皆様、おはようございます。日本共産党の清水雅人でございます。請願の紹介議員2人のうちの酒井隆裕議員と2人で紹介議員を承りました。私が代表して、この請願の説明をさせていただきます。

なお、通常は委員会に付託をされて、そこに請願者が呼ばれる、このような経過がこれまで多いのですが、今回は請願が出されたのが会期に入って間もなくということで、議会運営委員会でこのように本会議で行うということになった経過をまずお伝えをしておきたいと思います。

なお、傍聴席には請願された団体の方々も来られておりますので、私が代表して皆さんの考えを伝えますので、じっくりお聞きをいただきたいと思います。応援をしていただきたいと思います。

それでは、まず請願者の考えをこの席からお伝えをするためには、やはりこの請願文を読むことが最も近いものというふうに考えますので、まず読むことといたしたいと思います。

滝川市議会議長、中田翼様。2007年9月6日。

市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願書。

請願者、市立病院の建替えを考える会代表、金野富士男、滝川市西町1丁目6―1。

紹介議員、清水雅人、酒井隆裕。

請願趣旨

市民のいのちと健康維持のため、市立病院建替計画に、ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、8月31日の特別委員会で基本設計書が説明されました。基本設計書では、耐震構造並みのコストで免震構造にする設計とすることなど基本的な決定や変更、外来、病棟、検査などの面積配分などコストや機能についての重要事項が具体化されました。はじめて市民が新しい病院像を頭に浮かべながら議論できる段階に入ったのです。今こそ市民の意見を聞き反映させるべきときではないでしょうか。

しかし、市民周知に必要な閲覧や住民説明会を行う考えがないことが、市立病院……失礼いたしました。必要な閲覧とは事務部長はおっしゃられていないということが過日の議会運営委員会で確認をされましたので、ここは必要な住民説明会を行う考えがないことが市立病院事務部長の答弁で明らかにされました。

また、11日の市議会定例会初日に質疑採決されることが5日の議会運営委員会で決められたことは重大です。これでは、5カ月間かけた基本設計書で具体化された構造や規模について、市民が知る機会がないまま、意見を言えぬまま採決されることになります。事務部長は「実施設計の段階で反映できる」と答弁しましたが、免震構造についてや面積の変更などの意見をいつどのように聞き、反映させるというのでしょうか。これらのことから、今の進め方は、市民軽視と指摘せざるを得ません。

さらに、市立病院の建てかえについては、多くの市民から市の財政、市民へのしわ寄せ、医師確

保などについて疑問が噴出しています。7月の住民説明会での疑問や意見に対して9月広報折り込みで再説明されましたが、住民懇談会での説明を繰り返した内容がほとんどであり、市民の疑問に答えていないと考えるものです。

これらのことから、市民の意見を審議に反映させるため、以下についてお願いします。

請願事項

1. 基本設計書の閲覧を実施すること。
2. 基本設計書についての住民説明会を実施すること。
3. 以上2点を経て、市民の意見を実施設計補正予算審議に反映させること。

以上です。

これに私の補足を行いたいと思います。9月広報で折り込まれましたリーフレット、ここには市長が、これをつくった責任者は市長という意味で申し上げましたが、4ページ目に市長の説明というか、ごあいさつが載っております。ここには、特に心配されている3つのポイントについて再度市民の皆さんに説明していただきましたと述べ、最後のところで、市長として市民の皆さんのご心配のない責任ある案を策定して、次が大事です。議会の皆さんにご審議をいただきたいと思いますと市長は述べておられます。しかも、東病院事務部長は、住民説明会の必要はないと言い切りました。このまま審議を始めて、7月の説明会に参加した市民の方々、慎重、反対の発言をされた多数の方々には納得されるでしょうか。9月の広報折り込みの内容は、住民説明会に参加した方々にとっては、あのときに見せられた資料と説明がほとんどです。参加した方々の疑問に答えになっていると言えるのでしょうか。

ここで、その例をご説明をしたいと思います。これは、もっとも大事な病院事業収支の見直しの図です。これが9月広報に折り込まれました。さて、住民説明会が始まる前に7月広報に折り込まれた資料には、どういう図が載っていたでしょう。全く同じ図です。博士がいるかいなか。全く同じものを載せています。さらには、ここに人口高齢化の予測が書いてあります。これは、住民説明会に参加された皆さんに配られた、この図と全く同じ図です。さらには、ここに載せられている棒グラフ、これは滝川市の借金はこれまで頑張って減らしてきた、これからも減っていくよという図ですが、これを7月の住民説明会ではどこの説明会場でも大きなスクリーンにこの図を映して、総務部長が丁寧に説明をされました。主なものを挙げただけでも、こういった内容です。つまり何を言いたいかというと、7月の広報や7月の住民説明会で説明しても納得が得られなかったことについて、それまでに示したものをまた示して、それで市民の疑問が解けるかということを私は事実をもって今ご説明をいたしました。

次に、2点目ですが、この本会議は、今9月議会は、最終日まで15日間あります。これまでの資料と重複しない資料で市長として住民への説明責任を果たしてもらう必要があるのではないのでしょうか。市長の説明も不十分なまま、市長は議会の皆さんにご審議をいただきたいと言っているのです。私個人としては、多くの市民の皆さんと対話をした結果、財政問題に大変な心配をされていること、これ以上の負担増は絶対にやめてほしいこと、砂川市立病院や市内の開業医さんも多く利用されており、立派な病院より安定した医師確保を望まれていること、こういった意見

が多いことを議員の皆さん、参考にしてください。

3つ目です。2度目の住民説明会も開かずに、この状態できょう議会が結論を出すことで市民の納得が得られるでしょうか。私は、得られないと考えます。きょう審議、採決をしてしまえば、末代まで立派な市立病院がその赤字で滝川をつぶしたと言われる可能性は高いと考えるものです。

次に、閲覧についてですが、設計書が出されたのはわずか11日前です。これが基本設計書です。市民の方々の中で何人がこれを見られたでしょうか。住民説明会で出されたのは、このような図は出されましたが、やはりこういう絵は本当に頭に描いて、新しい病院像を見ることができます。さらには、詳しい図面もついています。どれぐらいの広さになるのだ、例えば今よりも診察室の場所の数、仕切りの数、仕切りで動かすことはできますけれども、ほとんどの科が今よりもふえています。そういったことなども含め、閲覧を行うことがこの審議に対して多くの市民の意見を得るためになくてはならないというふうに考えます。

最後に、市長は議会の審議にゆだねました。実施設計補正予算の採決は、完全なる建てかえのスタートです。借金だけで102億円、総額110億円以上の事業で収支見込みを誤れば、数年で財政再建団体に突入しかねない大問題です。議会としての主体性を発揮すべきときではないでしょうか。年度末の起債や補助金の期限に合わせるために慎重審議が損なわれることだけは、すべきではありません。住民説明会と閲覧を実施する時間は、十分あります。今議会会期は、9月26日までです。その条件は十分にあることを最後に述べて、紹介議員を代表してのご説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、再開時間につきましては追ってお知らせをいたします。休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時49分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

本間議員。

○本間議員 それでは、私は新政会を代表し、請願第2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願書の採択を否とする立場で討論を行います。

請願者の市立病院建てかえへの前向きなお考えからの請願提出に対し、敬意を表します。しかしながら、本請願の趣旨及び事項に関しては異を唱えなければなりません。議会では、改選前から市

立病院改築調査等特別委員会を設置して、議論を重ねてまいりました。もちろんスケジュールに関する内容も議論され、所管との調整を経て今日に至っております。委員会における説明は段階を踏んで慎重に進められており、基本設計の前段では基本計画が協議され、指摘されておりますコストや機能についての議論が交わされました。委員会における議論の後に、7月3日のシンポジウム、それから7月6日から18日の懇談会など、基本計画に関する住民説明会は既に実施され、広報などによる周知も行われており、市民が新しい病院像を頭に浮かべながら議論することができるように説明方法や期間にも配慮して行われたものと言えます。基本計画と基本設計の大きな相違点は、耐震構造と免震構造の違いであり、私見ではありますが、同様のコストで本来高コストの免震構造を選択できるのであれば、議会はより安全、安心な方策を市民のために選択すべきものと考えられます。また、配置計画、収支計画など、市民に影響の高いものについて大きく変更されたものはなく、この段階で会期末までの短期間に説明を加えるよりも、実施設計を進める段階において市民意見を取り入れていくことがよりよい市立病院の実現のために有効な方策ではないでしょうか。もし市民から説明を求められたり疑問を投げかけられた場合は、議員が補う役割も果たすべきと考えております。ご指摘のように、医師確保の問題や財政に対する影響など不安要素がありますが、官民による医師確保対策プロジェクトなどの設置や我が町の病院を利用しようとする市民意識の情勢を図ることなど、安心、安全なまちづくりの核となる市立病院を市民が一体となって成功に導く努力が不安要素を払拭する重要な手段だと思えます。

最後に、物事を進める上では、重要な節目というのがあると思います。そして、そこには決断が伴います。市民の負託を受けた議員は、その責任において今こそ決断をすべきときであると思います。どうかこれまでの委員会調査と市民意見の聴取による計画と設計の内容と市民意見を熟慮した市立病院設計補正予算の議会審議に対し、信頼を寄せていただきますようお願いを申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、請願第2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願に可の立場で討論を行います。

最初に、請願者、市立病院の建替えを考える会の皆様に敬意を表します。請願事項では、基本設計書の閲覧を実施すること、基本設計書についての住民説明会を実施すること、以上2点を経て、市民の意見を実施設計補正予算審議に反映させることが求められております。このいずれにも賛成できるものです。請願者は、基本設計書で具体化された構造や規模について市民が知る機会のないまま採決される可能性があることについて述べられています。これまで広報で特集を組み、病院シンポジウムや住民懇談会が実施されていますが、これは基本構想、そして基本計画段階でのものです。基本設計書が発表され、具体化された段階での市民的議論はまだ始まっていません。それどころか、住民懇談会で出された多くの疑問に対してですら、これまでの委員会答弁などを繰り返すだけで、答えられていないという多くの参加者の声もあります。少なくとも市民が基本設計書を閲覧し、具体化された内容での住民説明会を実施することから市民理解を得ることが必要ではないでしょうか。金利を含めて総額110億円以上の巨大事業を行おうとする以上、市民が知らな

い、理解されていない状況で進めるべきではありません。市民の意見は実施設計の段階で反映できるとの委員会答弁がありますが、面積変更があればどうなるのか、免震構造の必要性はそもそもどうなのか、さまざまな意見をどのように反映させるかは示されていません。会期は9月26日まであり、説明会と閲覧の期間的余裕は十分あります。

以上を申し上げ、日本共産党を代表した賛成討論といたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。請願第2号 市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願を否とする立場で討論を行います。

私は、病院建てかえについて市民合意形成が必要との立場であり、そのために情報提供や説明会を行い、市民の意見や不安、疑問に答える必要性については、請願者と基本的に同じ立場だと考えています。

次に、請願事項についてですが、1番目の基本設計書の閲覧の実施を求めていることについては、賛成です。また、病院事務部への確認でも、実施するとのことでした。2番目は、基本設計書についての住民説明会の実施を求めているものですが、これについては賛成しかねます。理由は、今建てかえに不安や疑問を持っている方、あるいは建てかえ反対の立場の方に基本設計書の説明会を開催しても、納得される回答になるとは思いません。ただし、基本設計書に限るのではなく、病院建てかえ全体についての住民説明については引き続き最大限の努力をすべきと考えます。また、基本設計書についてこれから出される意見については、可能な限り実施設計に生かすことが必要です。3番目は、基本設計書の閲覧や住民説明会を実施してから実施設計補正予算の審議を求めているものです。仮に時期をおくらせることで何も障害がないのであれば、基本設計を含めて建てかえ全体について市民への説明や対話を持つべきと考えます。しかし、その結果、起債や補助金の見通しが不確かなものとなるだけでなく、その他の試算にも大きな影響を及ぼすことが懸念され、かえって建てかえの時期を逸する危険があります。第三者評価に確信を持ち、決断するのは今と考えます。ただし、決断した後も、市民が支える新病院となるよう、市民合意を得るために全力を尽くすべきと考えます。

以上を述べて、討論とします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 おはようございます。多数の市民の皆様、傍聴大変ご苦労さまでございます。市民の声連合の渡辺精郎は、市立病院の建替えを考える会から請願のありました市立病院建替え基本設計書の住民説明会と閲覧の実施を求める請願書の採択に賛同する討論をいたします。

私は、請願書に書かれております請願趣旨のとおりだと思います。要するに、市としては計画した日程どおりだと言いますが、私が建替調査特別委員会で質疑したとおり、基本計画書の設計工程に書かれてあります基本設計なるものが4月から8月末までの5カ月間の解釈がそれぞれの立場で微妙に違っていたことであります。東市立病院事務部長は、8月末までの期限だったものを8月24日に委員さんに配付した。少し早くコンサルタントに急がせたというわけであります。業者の設計業務の期間としては当然かもしれませんが、私はこの5カ月間の間に特別委員会での調査検討や

市民周知があるものと解釈をしておったわけであります。しかし、この工程表にあるとおりであれば、9月の1カ月間で特別委員会と市民に検討期間が与えられているわけであります。東市立病院事務長流に言えば、9月30日まで検討や周知期間を決めているわけであります。8月28日に特別委員会で説明されまして、1週間後の9月4日には実施設計のための病院特別会計の補正予算が提出されたことは、先ほど指摘しておりますように基本計画書の10ページの工程予定表の設計工程表の約束期間の違反であります。そもそも9月の1カ月間の検討期間そのものも大変短いわけでありますが、基本設計を示して1週間で実施設計に突入する考えは議会の特別委員会無視であり、市民をないがしろにした暴挙であります。市民が基本設計書を見る期間もなく、先ほど清水議員が示したとおりでありますが、そういう期間もなく次の実施設計のための補正予算を提出することは、反民主主義の自治体のそしりを免れないと思うわけであります。以上の点を私は強く指摘したいと思います。したがって、起債許可の申請期限とやらの呪縛され、議会軽視や市民不在の施策に陥らないように、1年間待って申請行為をされるよう申し添えまして、請願事項の3点も支持いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号を起立により採決をいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

◎日程第6 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

○議 長 日程第6、議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,164万円を増額し、予算の総額を204億7,415万9,000円とするものです。

今回の補正の内容は、各施策の推進に当たりまして補助が得られたことなどにより、補正を行いたいとするものが中心であります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2表、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思いをします。

5 ページをお開き願います。第 2 表の地方債補正でございますが、地方債の追加として温水プール整備事業債 7 0 0 万円とするものでございます。限度額の変更といたしましては、道路新設改良事業債 1, 1 7 0 万円の増とするものです。これは、事業費の増に伴うものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、1 2 ページ、1 3 ページをお開き願います。3 款 2 項 1 目児童母子福祉費、補正額 6 0 万円につきましては、地域子育て力強化事業に要する経費の補正でございます。次代を担う子供たちを尊重し、子育て、子育てを応援するまちづくりを推進するため、子ども未来づくり条例の制定に向けて、1 0 分の 1 0 の厚生労働省の児童環境整備事業補助を受け、条例制定準備事業を実施したいとするものでございます。市民による子育てサポート部会、子育てサポート部会、小中学生による子供部会の 3 部会を立ち上げ、条例制定のための勉強会等を実施を予定しております。

4 款 1 項 5 目環境衛生費、補正額 9 2 8 万 2, 0 0 0 円につきましては、環境に優しいまちづくりに要する経費 2 9 万 7, 0 0 0 円、資源の環づくり推進事業に要する経費 3 2 万 6, 0 0 0 円、使用済み食用油燃料化推進事業に要する経費 8 6 5 万 9, 0 0 0 円の補正でございます。環境に優しいまちづくりに要する経費につきましては、現在市庁舎地下に設置しております主に菜種油を原料としてバイオディーゼル燃料、いわゆる B D F に精製する装置を市内流通団地にございます滝川市維持センター内に移設したいとするものです。これにより、今以上に市民の皆さんにバイオ燃料、あるいは環境問題を身近に考えていただけるように努めてまいりたいと考えております。資源の環づくり推進事業につきましては、1 0 分の 1 0 の財団法人自治総合センターの環境保全促進事業助成金を活用し、ふろしき研究会代表でありますコピーライターの森田知都子さんを講師に招き、レジ袋や過剰包装を見直し、使い捨てではないふろしきの使用の推進によりごみ減量につなげていこうとする滝川ふろしきルネッサンスセミナーを開催したいとするものでございます。使用済み食用油燃料化推進事業に要する経費については、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金、2 分の 1 の助成ですが、これを活用して、使用済み食用油を回収、公用車両等で燃料利用することによって地球温暖化防止に資する C O₂ の増加抑制や排出ガス中の有害物質の軽減を図るとともに、燃料コストの削減を図りたいとするものでございます。前処理作業場を前段の B D F と同じように維持センターに置きたいと考えております。1 8 年度から既に公用車両 1 台を使用し導入調査を実施しておりましたが、廃油回収拠点を拡大し、ごみ収集車両 4 台、公用中型バス 1 台に導入したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。5 款 1 項 1 目労働諸費、補正額 4 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、通年雇用促進支援事業に要する経費の補正でございます。季節労働者の通年雇用の促進に取り組むため、市内各関係団体を構成員とする通年雇用促進協議会を発足させ、季節労働者対策として通年雇用化につながる事業の実施を支援していききたいとするものでございます。事業内容は、雇用促進に係る事業、就職促進に係る事業、地域みずからの取り組み事業としてそれぞれ求人開拓、職業訓練、セミナー、それから資格取得などを行いたいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額1,200万円につきましては、道路の改良工事1路線の補正でございます。車両の横断勾配が急となっており、交通や除雪の作業にも支障があるため工事が必要となったもので、改良工事として実施したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額173万8,000円につきましては、心の教育推進事業に要する経費の補正でございます。道からの調査研究委託事業として、いじめ対策連携プロジェクト・緊急実践事業を実施したいとするものです。いじめ対策連携プロジェクト推進会議を発足させ、いじめ問題に対応する地域のシステムの構築、学校内におけるいじめ対策システムの構築、教員のカウンセリング研修会などの事業を実施し、その事業成果をいじめ根絶につなげたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款8項1目体育振興費、補正額489万3,000円につきましては、体育指導及び振興に要する経費119万3,000円と幼児期の基礎体力向上調査研究事業に要する経費370万円の補正でございます。体育指導及び振興に要する経費については、スポーツセンターの外壁に設置してある換気口の防風板の改修などを実施するための体育協会運営管理費補助金の補正でございます。幼児期の基礎体力向上調査研究事業に要する経費については、文部科学省の10分の10の委託事業として、幼児期において基本的な運動動作を身につけるための実践プログラムを実施するとともに、國學院短期大学と連携して子供の体力及び生活習慣に関する調査を実施するものであります。

10款8項2目温水プール費、補正額938万7,000円につきましては、温水プール鉄骨部改修工事費の補正でございます。温水プールにつきましては、ことし6月12日に鉄片の落下を発見、翌13日から休館として、専門業者2社の点検を経て、安全確保のための応急修繕を施した後、26日に営業を再開いたしました。しかし、そのまま放置すれば腐食が進行し、また亀裂の拡大なども発生すると考えられることから、今回利用者の安全確保のため、天井鉄骨部について腐食等を全面的に改修したいとするものであります。

12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1,333万6,000円につきましては、市税に係る過誤納還付金309万9,000円の増額補正及び精算に伴う平成18年度の国庫補助負担金及び道補助負担金の返還金1,023万7,000円の補正でございます。国庫補助負担金、道補助負担金の返還金の内訳といたしましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金219万5,000円、身体障害児援護費国庫負担金1万8,000円、生活保護費国庫負担金652万円、セーフティーネット支援対策等事業費補助金1万4,000円、障害者自立支援給付費等道費負担金109万7,000円、生活保護費道費負担金39万1,000円となっております。

以上、歳出合計で5,164万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款2項1目民生費補助金60万円の増、15款2項5目衛生費補助金432万9,000円の増、15款3項4目教育費委託金370万円の増、16款3項5目教育費委託金200万円の増、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,201万1,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整

したいとするものでございます。

21款5項3目雑入30万円の増は、歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。22款1項1目土木債1,170万円の増、22款1項2目教育債700万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で5,164万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第7 議案第2号 平成19年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第7、議案第2号 平成19年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成19年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、平成18年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定による国及び道、支払基金の交付金等の精算に伴うものであります。

それでは、議案に基づき説明をいたします。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ5,065万7,000円を増額し、予算の総額を28億4,339万3,000円とするものです。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額並びに補正後の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。8款1項2目償還金に5,065万7,000円を増額をするものでござい

ます。介護保険特別会計保険事業勘定の歳入のうち、平成１８年度の保険給付費に対する交付金等が国及び道、支払基金より平成１８年度中に暫定交付されておりましたが、１８年度の保険給付費及び地域支援事業費が確定をし、精算を行った結果、超過交付されていたため、翌年度でございます平成１９年度に償還をするものです。なお、この精算行為は毎年行っているもので、扱いといたしましては超過した場合は翌年度に償還をし、不足の場合は翌年度に追加交付されることになっております。内訳といたしましては、国庫への償還額が３，４９７万３，１４２円、道への償還額が１，４１３万７，８３９円、支払基金への償還額が１５４万６，９０４円で、合計５，０６５万７，８８５円を償還するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開きください。７款１項１目繰越金５，０６５万７，０００円の増額補正となりますが、これは歳出関連でございます。

以上を申し上げまして、議案第２号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は可決されました。

◎日程第８ 議案第３号 平成１９年度滝川市病院事業会計補正予算（第２号）

○議 長 日程第８、議案第３号 平成１９年度滝川市病院事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第３号 平成１９年度滝川市病院事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

第２条、業務の予定量の補正でございますが、主要な建設改良事業の中の病院改築事業を１億３，４０６万６，０００円増額補正したいとするものでございます。

第３条、収益的支出の補正でございますけれども、１款１項医業費用につきまして１，３５７万

2, 000円を減額したいとするものです。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございますが、予算第4条中、3億3, 214万2, 000円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますが、これを3億4, 310万8, 000円に、3億3, 191万1, 000円とありますのは過年度分損益勘定留保資金でございますが、これを3億4, 287万7, 000円に改め、同条の表を次のように補正とするものでございます。収入の部でございますけれども、第1款資本的収入で1億2, 310万円の増額、第1項企業債で7, 340万円の増額、第2項補助金で4, 870万円の増額、第3項寄附金につきまして100万円を新たに設けたいとするものでございます。

次、支出のほうでございますけれども、第1款1項建設改良費につきまして1億3, 406万6, 000円増額補正したいとするものでございます。

第5条、企業債の補正につきましては、起債の目的につきましては病院改築事業、限度額を7, 340万円といたしまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、3ページから実施計画、次のページに資金計画、さらに給与費明細書、貸借対照表がついてございますけれども、これらにつきましてはお目通しをいただきたいと思います。

8ページでございますけれども、収益的支出明細書でございます。1款1項1目給与費1, 357万2, 000円の減額でございます。給料629万1, 000円、手当481万円、法定福利費247万1, 000円のそれぞれ減額補正をしたいとするものでございます。これは、7月の人事異動に伴いまして改築準備室に2名が増員となりましたことから、その分につきまして4条予算のほうに振りかえをしたいとするものです。

次に、資本的収入及び支出明細書でございます。収入の部でございますが、1款1項1目企業債につきまして7, 340万円の増額、これにつきましては病院改築事業の実施設計に係る分でございます。

2項1目補助金につきまして4, 870万円の増額、これは実施設計に係りますところの暮らしにぎわい再生事業補助金でございます。

3項1目寄附金100万円につきましては、病院改築事業に対する寄附金でございます。

支出のほうでございますけれども、1款1項1目改築費1億3, 406万6, 000円の増額補正でございます。給料の629万1, 000円の増額、手当481万円の増額、法定福利費247万1, 000円の増額につきましては、先ほど3条予算のほうでご説明を申しましたように3条予算からの振りかえに係るものでございます。次に、印刷製本費20万4, 000円につきましては、基本設計あるいは高等看護学院の移転、臨時駐車場などにつきましての広報周知用としての印刷製本費でございます。次、委託料1億2, 029万円でございますけれども、実施設計の委託料として1億1, 930万円、暮らしにぎわい再生事業補助金に係りますところの費用便益分析調査委託料として99万円を計上したところでございます。

以上で補正予算の説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま提案のありました補正予算の中で病院改築事業のための補正、つまり実施設計費の1億3,406万6,000円、これを市民にわかりやすく説明をしていただきたいと思うわけであります。コンサルタントに払うのだと、実施設計というものが設計書ができ上がってくるのだと、こういうことぐらしか市民はわからないわけです。私たちも似たようなものですが、問題は、これだけの億の支出ということになれば、新聞報道で市民の方々は随分高いものだということ、中身はわかるかと言われて、わからないと私も言うのですが、こういうことで、このたびはもう少し親切に市民に、コンサルタントとしてはこんなようなことで使うのではないかなというぐらいはやっぱり必要ではないでしょうか。

そこで、ちょっと試算をしてみたわけであります、やっぱり1億円以上の設計費ですから。1点目なのですが、1億3,406万6,000円のうち、社会常識的に406万6,000円は印刷費だとか調査費、これはかかると思います、2つのコンサルタントでありますから。2点目は、そうしますと1億3,000万円が人件費というか、調査とかそういうもので担当する方の人件費と見たいと思う。違うかもしれませんから、それはそれでおっしゃってください。3点目ですが、山下設計とドーコンが専属、毎日毎日、1日何時間かわかりませんが、10人で担当しますと、1人当たり1,300万円とします。違うなら違うとか、いろいろと後でしっかりとって答えていただきたい。つまり年俸が1,300万円としても、今回の設計の期間は6カ月でありますから180日、半年であります。したがって、1億3,000万円の半分は、コンサルタントの人件費というか収入でないかと思うのです。つまり6,500万円程度、これは経費だと例えば見てみますと。こういうことが市の財政を支出する以上、市民に少しばかりの説明責任が出てくるのではないだろうかと思うわけであります。これが1億3,406万6,000円が、これが入札されてしまわずと安くなると、こういうことは当然あるかと思いますが、今補正をいたしましたこの金額でもって、一応そんなことでお答えをいただきたいなと思っているのですが、よろしく願いいたします。

(「あんた、特別委員会の委員でないのか、違うのか」と言う声あり)

○議長 長 答弁を求めます、わかる範囲で。

(「勉強会やっているんじゃないんだぞ」と言う声あり)

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質疑にお答えをいたしたいと思いますが、先ほどご説明申し上げましたように実施設計の委託金額といたしましては1億3,400万円ではございませんで、1億1,930万円ということでまず1つございます。この積算につきましては、国が定めております建設省の告示1206号というのがございまして、これで基本的な委託業務、設計委託業務の積算の考え方が決められているということで、北海道におきましてはこれを受けまして営繕工事設計業務等積算基準というのを定めておりますので、今回この1億1,300万円につきましてもその基準によりまして積算をしたところでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのような試算というか、金額を明示しただけでも少しは前進だと思いますが、常に予算の審議とか決定というのには、議員がわかっていればいいとかそれだけではなくて、市民に説明というものが必要だと思うわけでございます。ですから、今不規則発言の中で、これは委員会であるということですが、補正予算にかかわるこの数値、これは特別委員会の中では決してできるものではありませんから、したがって市民もしっかりと傍聴されている、こういうところで市のほうからの説明、これがやっぱり必要だと思いますが、今後そのようなことでよろしく願いをいたします。

それでは、以上で終わります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点のみお伺いをしたいというふうに思います。

6月の議会の代表質問、それから建替計画等調査特別委員会でも何度かお聞きをしましたが、先ほどの市長の行政報告でもセンター病院との連携の重要性ということをおっしゃられておりましたので、砂川市立病院との今後の連携をもう少し具体的に、どう考えておられるのかをお伺いをいたします。

○議長 長 荒木議員、補正に関する質疑に限っていただきたいのですが。

○荒木議員 実施設計の補正予算の判断をするという意味合いで、今後の病院事業の先行きというものを判断する上で質疑させていただいております。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 中空知2次医療圏につきましては、この中空知の5市5町ということでございまして、その圏域のセンター病院は砂川市立病院ということでございます。したがって、この圏域におきまして、より高度な医療とかいろんな部分については、やはりセンター病院である砂川市立病院の役割というのは非常に重要だというふうに考えてございまして、しかしながらこの広い東京都に匹敵する面積の地域を医療としてしっかりカバーすることになりますと、やはりそれぞれの役割というものはあるというふうに考えてございまして、18年の3月につきましてはこの中空知圏域におきますところの公立病院の今後のあり方ということについて、保健所が音頭をとった中で、この地域の地推協で基本的な合意がなされたということがございます。

そしてまた、今回、先ほど市長の話にありましたように道内の30圏域の中について、砂川さんを中心としたブロック、それから滝川を中心としたブロックということも示されてございますし、現実の連携といたしましては産婦人科、これは北大の医局の都合で統合がなったところでございまして、砂川市立病院に集約化をして、しかし外来診療については砂川のほうから医師が来る。あるいは、救急医療体制につきましても、それぞれ消防圏域がございまして、当院にない診療科目があったり、あるいは砂川さんのほうで搬送される患者さんが重複した場合、その場合に滝川に来るとか、こういう連携をしてございまして、またそれぞれの医師を含めて医療技術職などにつきましても、研修などについても連携を保っているということもございまして、さらにまた、救急だけでなく当院にない診療科目、例えば胸部外科ですとか形成外科ですとか、こういうものにつきましては砂川市さんにご紹介をすると、こういうふうな連携をしてございまして、今後先ほどの30圏域の中の部分につきましても、さらにまたいろいろと議論がなされていくということになります。

し、北海道につきましても新たな医療計画を策定するという事になってまいりますので、今後の連携等につきましてもさらにそういう部分ではいろいろと詰めていくことが出てくるかもしれません。しかしながら、先ほどの30圏域の中にある滝川市立病院としての重要な役割というものがあるわけですので、これらについてはしっかりと担っていくということがまず基本的な使命ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長 長 再質疑。荒木議員。

○荒木議員 もう一度だけ最終的に確認をさせていただきますが、私が申し上げているのは、今までの通常の紹介とか逆紹介を含めた病病連携ではなくて、例えば砂川市立病院あるいはそれ以外の自治体病院との一部事務組合など、より強固な連携というのを今後投げかけるお考えはございますか。

○議長 長 市長。

○市長 砂川市立病院と滝川市立病院との経営形態を例えば統合して、一部事務組合をつくってやるというような想定はいたしておりません。砂川市立病院さんも、そういうお考えではないでしょうか。ただ、滝川の医療ブロックの中において、あるいは連携すべき病院というものが新たにふえてくる場合においては、滝川市立病院だけでなく経営システムそのものを自治体立の単独病院にするのかどうかというのは今は想定しておりませんが、将来的には方法論としてはあり得ることだと。医療圏は滝川市なら滝川市だけにとどまらないわけですから、このサービスを受けている地域全体でどうするのかというのは、一つの将来的な検討素材としてはあるのだろうというふうに思いますが、今それを想定して広域の事務処理システムをつくっていくということにはならぬだろうというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私からは、この病院の実施設計にかかわる補正予算質疑に関しまして、大きく3点にわたりまして質疑をいたしたいと思っております。

まず、第1番目、医師と看護師確保の問題についてであります。医師確保についてであります、支出計画が6月21日の特別委員会に報告され、35名体制とされております。近々34名体制に戻ると伺っておりますが、耳鼻科の後任見込みとあわせ、状況について伺い申し上げます。次に、全国的な医師不足と偏在は、留萌市、根室市、紋別市、赤平市、士別市など2次医療圏の中核病院や地方都市の医療崩壊として進行しております。これに対して、滝川市では市立病院では耳鼻科を除き確保され、民間医療機関も新規、後継などで医師数は増加しております。しかし、このままの状況が続く保証は何もありません。それどころか、小児科医師数は道内でも減少しており、小児科医師確保には今後紆余曲折が予想されるのではないのでしょうか。ある滝川在住の医師は、産婦人科が集約され、新生児の症例を扱えない滝川市立病院は小児科医師にとって魅力はない、このようにも語っておられます。小児科医師が減少した場合の入院患者数や収益に与える影響について伺いたします。次に、看護師数について伺います。この3年間の看護師総数がどのように変化されているか、年度ごとに伺います。次に、看護師数は6月1日時点で232名となっておりますが、これは正職員だけの数字だったように思います。そこで、嘱託17名、臨時40名を加えると28

9名程度だったと確認してよろしいのかどうかお伺いいたします。次に、現在看護師に関してはまさに争奪戦だと、このように言われておりますが、その争奪戦の中で看護師を確保していく見込みについてお伺いいたします。次に、医師、看護師確保では給与や労働条件、研修内容などが選ばれる基準の一つになると考えますが、どのように変えていくのかについてお伺いいたします。次に、基本計画収支見込みに対する第三者意見結果では10対1が望ましいとされていますと、このように提言されております。この提言をどのように受けとめておられるか、お伺いいたします。

次に、免震構造についてお伺いいたします。基本設計書ではほとんど触れられていない理由について伺います。基本設計書にどのように書かれているのか、お伺い申し上げます。また、委員会で口頭報告されたとお伺いいたしております。当初は特別委員会などで耐震構造よりコスト高と説明されておりました。私もそのように理解しておりました。ところが、検討の結果、同程度のコストで建設できることがわかったという説明であります。これでは、なぜコストが安いのかの理由説明にはなっていないのではないのでしょうか。コストが同程度であるという説明には、全国の標準的な免震構造と比較して特別新しい構造的工夫があるというのでしょうか、これについてご説明をお願いいたします。

最後に、契約の問題についてであります。実施設計の契約についてどのような方法で、どのようなスケジュールで進めるかについてお伺いいたします。また、随意契約を仮に今回行うとするならば、今回の件については妥当かどうかについてお伺い申し上げます。

以上であります。

（「休憩していいんじゃないですか」と言う声あり）

（「特別委員会で具体的にされたことが含まれていたと思います」と言う声あり）

（「議案審査はしていないよ、1回も」と言う声あり）

○議長 特別委員会の件もありますので、酒井議員がお休みのときに話された経緯もございまして、その辺も含めて、加味して、そしゃくしてお答えをいただきますから、できるもので。病院事務部長。

○病院事務部長 非常に広範囲なご質疑でございますので、私も手元のほうに資料がないということもございまして、看護師の総数等については今ちょっとお答えできませんので、これについては後ほど調べた上でまたお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、医師確保、看護師確保ということにつきましては、これは酒井議員さんもよくご承知のとおり全国的な問題として問題となっておりまして、これにつきましては、政府のほうも参議院選挙が終わった後これについての認識を新たにして、いろんな新しい施策を打ち出してきているということも事実でございます。したがって、この部分に関しまして当院だけで問題が解決できるということではないとは思っておりますけれども、ただ当院としての最大限の努力をしていかなければならぬというふうに考えているところでございます。特に耳鼻咽喉科につきましては、昨年から常勤医がいなくなったと。ただ、これにつきましても、耳鼻咽喉科そのものが非常に少ないということで、大学の医局自体が開業などによって医師の数が非常に減ってしまったと、こういう現状の中では、いろんな手段で調べていると

ころでございますけれども、耳鼻科の医師そのものの数が少ないという厳しい状況にあることは事実でございます。

ただ、医師と看護師の確保ということにつきましては、病院においてその病院に勤務をしたいという魅力をどうつけるのかということが大きな要素としてはあるのだろうということは思われます。いろんな部分があると思います。その人、その人の部分でやはり考え方がございますので、例えば給与を含めた体系がどうなのかと、こういうことに魅力を、第一義と考える方もいらっしゃるでしょうし、また職務上の充実感というのですか、いろいろと症例をたくさん見れる、あるいはこういう部分の体制が整っているというようなことで選ばれる方もいらっしゃるでしょう。そしてまた、それぞれの施設関係について、最新の医療も学べると、こういうことを基準とする方もいらっしゃると思います。今のところ看護師、医師の給与につきましては条例に基づいての規定ということでございますので、これについては今の条例というものに拘束されるということでございます。ただ、今は公営企業法の一部適用ということになってございますので、これにつきましては前から委員会等でもご報告申し上げますように、全部適用について検討していきたいということも考えているところでございます。

それから、看護師につきましては、看護職員について今は専門看護師ということ、いろいろと資格が新たに出てまいりました。認定看護師とかいろいろな仕組みが出てまいりまして、ベテランの有能な看護師を確保していくということについては、こういう研修制度を充実することによって定着を図ると、そしてまたその能力を発揮してもらうということも重要な1つというふうに考えてございまして、18年度からでございますけれども、認定看護師などについては公費で負担をしてきちんと研修に出すという体制を整えて、現実に研修に今行っている看護師もございまして、かつては、自分で私費で、休んで、いうならば休職して行ったというようなこともございますけれども、病院としての必要性ということについて、こういう研修体制の充実ということも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今手元のほうに資料が参りましたので、看護師の数について、9月1日現在でございますけれども、看護師につきましては正規職員が233人、嘱託職員が4人、臨時職員が40人、合計277人でございます。なお、過去の正規職員の数でございますけれども、ことしの4月1日は正規職員が232名でございました。昨年、18年4月1日における正規職員の数は216人、17年4月1日の正規職員については226人であったところでございます。私のほうは高等看護学院というものもございまして、ここの定員が25人ということでございますので、この新卒の確保についても従前と同様努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

第三者意見の中に、コンサル業務をやっているところの中で、看護体制につきまして7対1がいいのか、むしろ10対1というような記述がございました。これは、今国のほうで7対1というのにつきましては、急性期医療の看護体制の充実ということで昨年の診療報酬の改定から出てまいりまして、その部分につきまして診療報酬についても上積みすると、こういう体制でございましたけれども、しかしその後その取得の中に、結果的に大病院が全国から看護師を募集するとか、あるいは中小の病院で想定していなかったような病院が7対1を取得したと、いろいろな弊害が指摘され

まして、これらのことから国では今7対1の基準についてさらにまた看護度を導入すると。つまり、より重症な患者さんを扱う病院にのみ7対1をとというようなことも検討しているようでございます。ただ、この結果につきましては、来年度の改正にならないとまだ明確になりませんので、現時点では明確でございません。ただ、一方、それを一方的にそこだけやってしまうと地方の病院における病院診療経営がなかなか厳しいということもあって、10対1の診療報酬につきましても見直すべきではないかという議論もなされているやに聞いてございます。さらにまた、その要件の中には、平均在院日数につきまして現在19日でありますのが次回は17日まで短縮になるのではないかと、将来的には14日まで短縮になるのではないのかと、こういういろいろなことがなされてございます、うわさでございますけれども。したがって、今後の長期の流れの中では、滝川市の実態としては果たして7対1でいけるかどうかについては、これは適切な時期に見きわめる必要があるというふうに考えてございますので、いずれにしてもこれらの部分についてしっかりと柔軟に対応できるという体制は考えていきたい。なお、看護師につきましては若い看護師が多いものですから、年間に退職者もかなりの数に上るということもございますので、これらの中でもし10対1が適当というようなことも含めれば、それらの中で看護師の数はどの数が適切なのか、こういうことも見きわめていきたいというふうに考えてございます。

それから、免震構造の部分につきましては、基本設計書の中では2の11の1ページのところに記載してございます。従前から特別委員会などでもご報告を申し上げていましたけれども、免震構造にするか耐震構造にするかについては、最終的にはまだ見きわめていきたいというご答弁をさせていただきました。ただ、金額といたしましては、70億円を基本として積算したときには、耐震構造でいけば70億円ぐらいということで、上限をということで考えたところでございます。今回基本設計の中でいろいろとうちの部分につきましての地質の調査の結果も出ましたし、どういうところにどういう形で建物を建てるのかと、こういう基本的な設計が並行する中でいろいろ見えてまいりましたので、そういうことを精査していったと。こういう中で、地盤について一般的な想定される耐震の部分よりも素掘りの部分については量が少なくて済むとか、またさらに免震構造にすることによって上部の躯体の部分についていろいろ軽減することも可能であると、こういうようなことから、コスト的に耐震と免震とそう差のないところまでこぎつけようということでございます。ご承知のとおり、耐震構造といいますのは、建物というのは地盤に直結しているものですから、地震があった場合については地震の揺れがそのまま建物に伝わる。そして、上部階にいくほどその揺れが大きくなるということでございます。一方、免震構造といいますのは、その地盤と建物の間に免震層を設けまして、その揺れを大きく軽減するというので、この効果については実際に免震構造をしたところに非常に大きな効果があると、特に建物が揺れるという部分につきましては、建物本体の損傷だけでなく、そこに収納されています例えば医療機器などの倒壊と、こういうことでの2次的な損傷もございますけれども、免震構造を採用したところについてはそういうことも起こらない。つまり物が落ちないとか、そういう利点もあるということで、安全性については非常に高く評価をされているところでございます。この市立病院につきましては、この地域の基幹的な病院でありますし、またそこに入院している300人近くの方の安全を守らなければならぬ、そして

またいざ何かがあった場合については災害の拠点病院としての機能を果たさなければならないということを考えますと、金額的に上限の中でやりくりできるのであれば、これは免震構造を採用するほうがより将来的に禍根を残さないと、こういう判断をしたところでございます。

また、実施設計の契約の仕方につきましては、これも特別委員会などでいろいろとご報告させていただいておりました。いろいろな要素を検討する中で最終的には決めていきたいと思っております。今回もしここで補正予算が議決されましたら、最終的な決断をしていきたいと思っておりますが、諸条件の中でどの方式が最も適切なのか、これについて見きわめていきたいと。現在いろいろな部分について調査中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 再質疑は数ありますか。

(「4件か5件ぐらい」と言う声あり)

○議 長 時間も経過してきましたので、それにつきましては午後からということで了解ください。

この辺で昼食休憩にしたいと思います。再開は午後1時より行います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

酒井議員の再質疑を認めます。酒井議員。

○酒井議員 それでは、幾つか再質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1番目、医師と看護師の確保の問題についてでございます。この問題で2番目にご質問いたしました小児科医師が減少した場合の入院患者数や収益に与える影響はどのようになっているのかと、この問題についてお答えになっていないと思いますので、まずここについて再度お伺い申し上げます。

それから、7対1看護についてでございます。この中で、事務部長は長期の流れの中で見きわめていくというご説明がございました。ここで、昨年度改定されました7対1看護の診療報酬増、これにつきましては20年度から見込んでおり、特別委員会にも資料を提出されていると聞いておりますが、20年度4月の達成見込みについてお伺い申し上げます。その場合、今から3月末の退職者数見込みと新規職員採用見込み数、滝川高等看護学院からの採用見込み数、定年退職者や新規募集による嘱託や臨時での雇用見込み数に分けてお伺い申し上げます。また、7対1でなければ、どれだけこれが下方修正されることになるのか、これについてもあわせてお伺いいたします。7対1看護による収支変化について、18年度実績と20年度見込みの比較で収入、支出それぞれ、差し引き幾らになるのか、試算金額でお伺い申し上げます。

(「7対1、下方修正ですか」と言う声あり)

○酒井議員 失礼しました。7対1でなければどれだけ収入が減るのかという見込みであります。

失礼いたしました。

それから、免震構造についてでございます。この中身についてご説明あったのですけれども、これまでのご説明のままというふうに私は理解したわけでございます。資料もないまま、免震構造、これを採用するというような形では、議論をする、そのたたき台にすらならないのではないかなというふうにも思うわけでございますけれども、これについて再度お伺いいたします。

それから、最後に契約の問題について伺います。仮に随意契約になった場合どうなるのかと、こういうふうにご質疑しましたら、この契約問題については適切な時期に見きわめていきたいというようなご答弁だったというふうに記憶しておりますが、いつごろ決めるのかと。その際に、例えば指名型競争入札にするのか、一般競争入札にするのか、随契にするのか、それぞれ方式があると思うのですが、こういったものを想定されているのか、それについてもお伺いいたします。

以上であります。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 小児科の医師の減少の場合の影響という1つ目のご質疑でございました。これについては特別委員会でも前にご質疑がございまして、小児科の部分について、それが直接医師が常勤でなくなった場合とか、当時はそういうご質疑でなかったかなと思っておりますけれども、これについては実績として小児科の診療収入あるいは患者数がどれぐらいであったのかということについて、これは特別委員会で資料としても提出をさせていただいております。まず、小児科の延べ患者数でございますけれども、これにつきましては入院につきましては16年度が4,726人、17年度4,214人、18年度が3,482人、外来につきましては16年度が2万7,330人、17年度は2万3,161人、18年度が2万3,004人。そしてまた、診療収入といたしましては、入院、外来を合わせまして16年度で2億6,564万2,000円、17年度が2億5,116万7,000円、18年度が2億3,795万8,000円ということでございます。

それから、7対1の部分につきまして、20年度の達成見込みということでございます。7対1の場合につきましては、過去1年間の入院患者数の実績、それからそれぞれの月の実績がどうであるのか、こういうことをそれぞれルールに従って計算をしたものを毎月報告をしなければならぬと、こういうことになってございまして、一つの目安としては患者数を1.4で割るということが大ざっぱな一つの目安ということになります。詳細については、今言いましたようにそのほかの実働時間、その他ございますので、そういうものを詳細にやっていくことでございますけれども、今のところ大ざっぱな見込みとしては十数名ぐらい足りないのかなというふうに考えているところでございます。したがって、これについては、昨年の導入を表明したときに、単年では達成が困難であると、したがって2年間をかけて7対1を目指していきたいという報告もさせていただいております。そういう中で、来年度につきましては、今後これから高等看護学院の新卒者の採用状況というのがございますけれども、今のところ10名前後の採用が見込まれるのかなと思っておりますし、年度の途中での採用もやっております。今新たにまた2名ほどの採用が決まりましたし、採用について募集をかけているところで、また面接申し込みも来ているという状況にあります。今後の退職者につきましては、今のところ年度末までにどういう動きになるのかというのは、これはまだそ

それぞれの部分の数値が具体的に届け出が来ておりませんので、この把握については今できないということでございます。

また、新病院になってからの長期の診療収入の見込みということにつきまして、7対1を前提として収入を見込んでいる。これがもし7対1がとれなかった場合に診療収入の減というものはどうなるのかということについては、これも特別委員会で清水委員さんのほうからご質疑がありまして、お答えをさせていただきましたけれども、おおよそ8,000万円ぐらい、その部分の影響が発生するというふうに考えているところです。ただ、収支の見込みにつきましては、住民説明会でも、また特別委員会などでもお答えをさせていただいていますけれども、まず18年度実績をベースに考えていきたいということで、しかしそれのほかに必要となるものについてはきちんと積み上げをしていったというお答えをさせていただいています。従いまして、収入につきましては18年度ベースを基本としていきますと、それに7対1で上積みの部分を加算をしていると。一方、支出のほうにつきましては、新病院になりまして光熱水費等がふえるというようなことについては、他の病院などの事例も調査をして、あるいはまた設計業者が想定するような経費と、そういう中で最も高いほうの数字である1億5,300万円を見込んでいるというのがございます。減価償却等々については、それぞれ必要な経費を積算した。ただ、人件費につきましては、これは実は実績でいってしまいますと不足しては大変だということで、これについては19年度の予算をベースにいたして積算をしています。19年度予算ベースに、それに今度20年度以降増減想定されるものについて積んだということでございますので、したがって予算的には実際の決算よりは不足のないように人件費については一般的に積んでいるというのが実態でございます。ちなみに、ここ過去3年間の予算と決算の差でございますけれども、平成18年度が予算額が33億400万円に対して決算額が31億5,500万円ということで1億4,800万円ほどの不用額、17年度は1億6,500万円の不用額、16年度は1億8,700万円の不用額を生じているという状況でございます。

それから、18年度実績と20年度の見込みという、このことについてはちょっと、申しわけございません。それと、もう一つ、次の免震構造についてのご質疑がちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○酒井議員 18年度実績と20年度の見込みのほうは、先ほどの説明のほうで理解いたしました。免震のほうは、具体的な資料もないまま免震構造という形で建てていくということであれば、議論するにしても、その際の資料がなければ、最初のスタート点にも立てないではないかというようなことで、このことが正しいのかどうかという、それについてお伺い申し上げます。

○病院事務部長 免震にするか耐震にするかについては、これは基本計画の段階で基本計画書でもそれぞれ記載させていただいておりましたけれども、どちらを採用するかについては今後検討していくと、見きわめていくというようなことを基本計画書でも書いてございます。今までの特別委員会の中でも、いろいろとそういうメリット、デメリットを調べた上でいく。ただし、建物の工費については、耐震構造ということで経費の安いほうで積算をしていますということ、これもお答えしてございました。したがって、これらの部分について、先ほども言いましたように具体的に現時点での建てかえの部分で詳細をやっていた段階で、最終的なぎりぎりの段階でございますけれども、

基本設計業者と協議の中で、この70億円の金額の中で免震ができるということでございましたので、先ほどのような判断から免震を採用するほうが、より安全性の高い病院の確保ということでは必要という判断をしているところでございます。なお、これらの部分についての免震構造等の詳細の部分で資料等が必要ということであれば、今後また特別委員会などでのご提出もしていきたいと思っております。

また、実施設計の契約については、もし予算が可決されましたら、現在、それぞれメリット、デメリットがやっぱりございますので、それらをいろいろ調査しています。これとこれから予定しております工期の関係、さまざまなことを考えて、速やかになるべく早い時期に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 再質疑を受ける前にもう一度確認をさせていただきますけれども、特別委員会で質疑、答弁があった部分については避けていただきたいと思いますし、もしそれが出た場合につきましては、答弁側はそれを省略していただいて結構です。そういうような形でやらないと特別委員会の意味がございませんので、その点ご留意いただいて質疑をお願いいたします。

再質疑どうぞ。

○酒井議員 1点だけ伺いたいします。免震構造についてでございます。これは、僕も特別委員会の中で基本計画段階のときに免震または耐震を採用するということでさまざま説明あったと、そのことは十分理解しているわけでございます。その際、耐震のほうが悪い、免震のほうがよいというわけではないというようなご説明があったと思うのです。耐震は耐震なりの、免震は免震なりのということで出されておまして、安くなったから免震にしなければならないという、その根拠というもの、それがよくわからないわけでございます。例えば免震になれば、耐震だったら地震に耐えられないというのだったら耐震構造ではないわけでありまして、構造上の問題として耐震構造、そして免震構造というものがあるわけでございますし、そのところが若干整理し切れないなというふうに思うわけでございます。なぜ免震構造になったことでコスト的に安くなったとかという説明というのが全くないわけなのです。そこをもう一度確認したいと思います。

以上です。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 先ほども申しましたが、耐震構造というのは、地殻等にくっついている建物が地殻の変動と同じように揺れ動くということで、特に上層部になりますと揺れが大きくなる。耐震というのは、その揺れに対して、建物が崩壊しないようにそれらの部分について耐え得るだけの構造をするのが耐震構造ということです。耐震といったからといって全然壊れないかというと、例えばひび割れが入ったりとか、いろいろな部分というのは結果的には生じる場合もございます。ただ、今言ったような部分について、どうしても揺れが増幅されますので、地震の直接の揺れが建物にも伝わるということで、先ほども言いましたように備品など、あるいは什器、医療機器などが倒壊、倒れてしまうと、そういうことによって備品などが損壊するとか、あるいは人がその揺れによって倒れると、こういうこともいろいろあるわけでございまして、免震構造についてはその揺れ

が大幅に縮減されますので、例えば震度5の揺れであっても、例えばですけれども、3ぐらいしか感じないとかということで、そういうメリットが非常にあるということで、一般的に建物の建設費が5パーセントから7パーセントぐらい高くなると、これは一般論として言われている。ただ、基本設計である程度固まってきた中で、先ほども言いました地盤の部分についてはここは非常に地盤がいいということで、通常よりも基礎となるところの免震層をつくるための素掘り等についても少なくて済むとか、そしてまた免震構造の場合ですと上のほうの骨材関係をかなり少なくすることができると、こういうことから設計業者でいろいろと試算をしたところ、かなり近づくと、免震構造と耐震構造とそう大きな開きがなくできるということから、最終的に安全性を第一にするのが重要でないかというふうに判断をしたところでございます。

○議長 もう一度確認させていただきますが、特別委員会につきましては委員外議員の制度を認めておりまして、その中においても質疑の機会を十分に与えておりますので、委員、委員外議員にかかわらず、同じ扱いをさせていただきます。

清水議員。

○清水議員 それでは、実施設計の補正予算について質疑を行います。この1億1,000万円以上の実施設計の補正予算は事実上の建てかえの入り口と、もうこれから引き返すことができないという、そういう大きな110億円の審議をするに等しい、そういう立場で質疑を行いたいと思います。

まず、1点目、住民周知についてですが、住民説明会参加者の多数が疑問を持ち、慎重論と反対論を述べました。住民説明会のあの状況のまま、総事業費も規模も時期も、そのまま変えずに進めることについて問題はないとお考えでしょうか。

2点目は、閲覧については、いつからどのように実施をされるのかについて伺います。

3点目は、東事務部長が先週の議会運営委員会で、住民説明会の必要はないというふうに述べられました。これは、市民軽視も甚だしいのではないかと考えるものですが、なぜ必要ないのか伺いをいたします。

2点目は、収支計画についてです。2点目の1は、先ほど酒井議員から7対1看護に関することが質疑されましたので、それ以外のことで伺いをいたします。18年度を基礎にしておりますが、特別委員会では7月までの実績で昨年度比5.7パーセントの診療報酬減というご報告がされております。さて、これが1年目でもこういう見込み違いが起きているわけですが、示されているのは平成35年までです。今後16年間にわたって基本計画書で示された水準の収入を維持できるという収支見込みを今の段階でもされているのかについて伺います。そして、7対1看護以外に今後診療報酬増について見込まれているものがあれば伺いをいたします。

2の2番目についてですが、国の診療報酬改定は2年に1回あるのです。平成14年度、平成16年度、大きく市立病院は収益を下げました。その後回復するのですが、まず来年度、そしてまた2年後ということで、こういった診療報酬改定、どういう情報を聞いてもマイナス改定しか聞こえてこないのですが、これから2年に1度、16年間にわたってマイナス改定をどのように収支計画の中で見込まれているのか伺います。

2の3点目ですが、入院患者数見込み、また外来患者数見込み、これは既に基本計画書でも示されております。問題は、医療情勢の変化がどのように患者数見込みにあらわれているのかと。そこで、まず来年度の高齢者医療制度改正による大幅負担増、70歳から74歳はご存じのとおり一部負担、本人負担が2割、2倍になると、さらに後期高齢者、75歳以上は保険料が総じて上がるというふうに言われております。こういう中で、また市内各診療所の新規開業や後継者の開業などで開業医師の若返りや施設の充実、また忘れてはならないのは砂川市立病院の建てかえの影響、こういったものをどのように見込まれて患者数が16年間減らないというふうに、これまでは人口は減っても高齢者がふえるので、患者数は減らないという説明に終始しているというふうに思うのですが、今挙げたことの影響をどのように数字として見込まれた計画なのかということをお伺いします。

2の4点目です。院内保育所については、計画中であるということは特別委員会でも報告がされております。しかし、これは特別会計の中に、企業会計の中に組み込まれるのか、恐らく組み込まれることになると思うのですが、院内保育所開園の時期、また建設や賃貸、これはわかりませんが、どの程度のイニシャルコストがかかるのか、また院内保育所での収支見込み、利用人数、また経営形態、例えば24時間、休日、また乳幼児保育は3カ月からなのか6カ月からなのかなどについてもお伺いをします。

次に、一般会計との関係もお伺いをしておかなければなりません。市長は、住民説明会で増税はしないと述べられました。しかし、増税というと税金に限られることで、施設利用料等、その他の使用料、利用料等の値上げについても行う考えはないのか、また市民サービスの見直しも含めて基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、交付税繰り入れ分は22.5パーセントというふうに説明をされております。多くの市民は、9,000万円のほうに目がいっております。起債102億円のうち22.5パーセントは交付税措置されるというふうに言われており、27.5パーセント分の、これが9,000万円だと、毎年これが30年間続くということですが、ところでこれは非常に不公平な数字の出し方ではないかと。これは、おおぞら幼稚園の保護者説明会で使った資料です。ここでは、交付税が措置されて、例えば平成18年度でいうと基準財政需要額1,860万円、これを入れると448万9,000円の赤字なのです。ところが、わざわざその下に税負担額ということを書いて、結局基準財政需要額から基準財政収入額を引くわけですが、この収入額の分を税負担という形で組み込むと、何と1,192万9,000円の負担になるのですと、幼稚園の保護者にはわざわざこのように書くのです。では、公平に扱うとした場合、病院では22.5パーセントについては金額が全く示されておられません。特別委員会に資料が出されておりますが、その数字については、いわゆる税負担額が幾らなのかという数字は6月21日の資料にも載っておりません。この数字について、公立幼稚園の保護者に説明したと同じ計算方法でお示しをいただきたいと思います。

3番目は、今この110億円以上の事業、滝川市政史上恐らく最大の事業だというふうに思いますが、一般会計でやらなければならないことというのは、緑寿園の建てかえに市が財政負担するということが厚生常任委員会で明らかにされたり、中央バスの市内路線も芦別のようにいつ引き揚げられるかもしれない。あるいは、りょーゆー扇町に続いてジョイ滝の川も撤退ということで、抜本

的な商店街対策もしなければならない。いろんなことありますが、ここでは市民がここの段階で110億円の支出、しかも102億円の借金に踏み切る場合に、病院のことだけ考えて判断するというのは、これは困難だというふうに思うのです。そこで、最も大きい問題として小中学校の改修、これは耐震化改修、大規模改修、また抜本的な建てかえといろんなパターンがあると思うのですが、何年間に総額幾らぐらいここに掛けていく見込みなのか。これも相当な金額になると思われるので、お伺いをいたします。

次に、大きな4点目について伺いますが、スケジュールの問題です。6カ月間で実施設計を仕上げることについては、砂川市立病院が3カ月延長して12カ月間かかる見通しであることと比べて大変短い。しかも、コストを耐震設計並み、つまり耐震構造並みの免震構造にするためには、普通の免震構造よりもっとコストダウンした設計を考えられたということが、これまでの特別委員会の答弁ではそのように理解をせざるを得ない答弁が続いているわけです。酒井議員の今の質疑に対しても、そこについてはなかなかわかる答弁が出ないのですが、こういうことを考えると、既にスケジュール的に、これまで市長並びに事務部長らが組んできたこの10月から3月末までに実施設計を仕上げるという、このスケジュールそのものに無理が生じてきているのではないのかと危惧するものですが、お伺いをいたします。

2点目は、このスケジュールがもしいかなければ、にぎわい再生交付金は期間延長は認められません。また、おくれれば、起債も含め償還、返還と言うべきか、の危険性も出てくるわけです。このリスクをどのように考えているのでしょうか。

3点目は、末松副市長が実施設計を今年度申請しなければ来年度以降の見込みは少ないという趣旨のご発言を議員や関係者に述べていると伝え聞いております。起債やにぎわい再生交付金は、来年度申請が認められることについてそんなに難しいことなのか、その難しさについて私は直接伺っておりませんので、お伺いをいたします。

4点目、スケジュールの関係ですが、いわゆる確認申請なのですが、スケジュールの中のどこで実施設計をやられるのかと。砂川の場合、実施設計者に確認申請の部分も含めているというふうに聞いております。この点について伺います。

最後に、契約の問題ですが、酒井議員が3度にわたり質疑をしました。見きわめていきたい、いつまでにとというふうに再質疑をすると、速やかに早い段階で判断したい。そして、ついに、契約の種類について、方法については具体的には何も述べられないという答弁でありました。10月から半年間しかなければ、滝川も例えば公募型の指名競争入札をした場合にどれぐらい時間がかかるのかと、これホームページに載っていますので、たしか2週間以上かかるのです。そうすると、きょうは11日ですから、3日か4日後にはこの話を決めていかなければ、10月からのスタートなんというのはできないのです。だから、速やかにということは、1カ月とかということじゃなくて、もう二、三日中には決めなければならないというのが置かれた状況なのです。それでおきながら、二、三日後なのに、今頭の中にこれから、これからことということなのか、私はかなりの具体性を持ってもう絞られてきているのだというふうに思うのです。どう考えても3つしかないのです。一般競争入札と公募型指名競争入札と随意契約、この3つ以外は考えられません。もし考えられるのなら挙

げていただきたいのですが、この３つの中の選択の段階にもう既に入っているはずなのです。そこで、お伺いをいたします。その３つの長所、短所等を挙げて、３日後なのか、４日後なのか。きょうが火曜日ですから、遅くとも３日以内ぐらいには決めなければならないと思うのです。そのことについて具体的にお伺いをしたいと思います。あわせて、もし随意契約を選択する場合、今回の場合妥当かについてもお伺いします。これは、酒井議員が聞いておりますが、ご答弁がございません。以上です。

○議 長 清水議員、大きな３番目の一般会計の関係で学校建設関係の予算との比較というか、先ほどございました。これは、直接これには関係ない。余りにも飛躍し過ぎておりますので、これについては答弁は必要ないと思います。

○清水議員 私は、必要だと思って聞いています。

（「必要でない」と言う声あり）

○清水議員 タッグ計画に載っていない。病院のことについても学校のことについても金額が。１１０億円の判断をするときに、学校は幾らだというのは、これは５億円で終わらせるのか、５０億円かけるのか、それは本当に大きい問題なのです。基本的な考え方ぐらい……

○議 長 これは学校だけでなく、すべてのことに関係は……

○清水議員 示してもらわないと……

○議 長 してきますけれども、今この場で答弁せと言っても、これは……

（「議長の言うとおりで」と言う声あり）

○議 長 ちょっと無理がありますので、これについては削除させていただきます。

○清水議員 議長の判断でやるのですか。

○議 長 はい。

（「議長は整理権あるんだ」と言う声あり）

○清水議員 答弁できるのであれば、答弁していただきたいと思います。

（「議長が判断しているんだから」と言う声あり）

○議 長 私は判断いたします。

答弁をお願いいたします。病院事務部長。

○病院事務部長 私のほうからは病院のほうに関係することについてご答弁を申し上げていきたいと思ひます。

住民周知ということでは、シンポジウムを７月の３日に開催をさせていただいて、この場合は２００人に近い１９８人の方のご参加をいただきました。５カ所で市民懇談会を開催させていただくと、これについてはより多くの市民の方にご参加をいただきたいということから、広報での周知あるいはメディアを使つてのＰＲ、ＦＭを使つてのＰＲ、そしてまたさらに各町内会にお願いをいたしまして、各班の回覧をつくって、それも回していただいたということがございます。一方、ご参加いただけないご都合のある方もあるだろうということで、広報に折り込みをさせていただいて、市の考え方について周知をさせていただいたということがございます。したがいまして、結果的には残念ながら市民懇談会の出席者は想定以上に少なかったというのが私の率直な感想でございます。

江部乙改善センターにおきましては18名、東滝川研修センターでは16名、東公民館では26名、幸町コミセンでは17名、市役所では44名というご参加でございました。今回ご質問あるいはご意見の中は、確かに慎重あるいは反対という方が意見的には多かったと。ただ、いろいろと周知をしていった。しかし、これだけ参加者が少なかった。そしてまた、そういう中で発言をされた方ということについては、結果的にはこれは私としては慎重、反対の方が多く発言をされたというふうに考えてございますので、これはその部分だけをもってして市民の方全体の総意というふうにはとらえてはございません。

また、閲覧につきましては、既に市役所の2階の市政資料コーナーのほうについては計画あるいは設計についても配置をさせていただいております。今後インターネットにおける閲覧についても考えていきたいと思ひますし、その概要については広報に載せて広く市民の方に周知をしていきたいというふうに考えています。締め切りの関係等がございますので、予算が成立しないとこれらの準備もできませんので、早くとも11月号になろうかと思ひますけれども、そういうような対応を考えていきたいと思ひております。

収支の見込みにつきましては、これは住民懇談会でも、あるいは特別委員会でもいろいろとご報告をさせていただきました。収支の見方というのは、いろいろある。ただ、不確実な要素というのが非常に多いわけです。例えば診療報酬改定が、2年ごとの改定が今後どうなっていくのか、あるいは先ほど具体的にございました高齢者の医療制度というものがどう影響するのかということについては、これは現実としては、どう予測するのかというのは、見込むのは非常に難しい。したがって、まず背景としていろいろ考えたとき、その中にはまず将来的に人口がどうなるのか、それに伴って潜在的な患者数がどうであるのか。そしてまた、その場合における市立病院のシェアがどうであるのか。そういうことから18年度実績ベースの部分については確保ができるのかどうなのかという判断をいろいろして、基本的に18年度ベースでいくというふうに判断したところです。したがって、これについても、前にも委員会でもお話ししていますように患者数で動向を見るのか、診療報酬では一方単価が上がっていると、実績として。そういうものをどう見るのか、これは逆に言えば見方の部分の議論になってしまうので、18年度ベースで基本的に患者数も診療報酬単価も据え置いたと、こういう考え方でやってございますので、トータル的にそれらの部分は確保できるというふうに考えております。

ただ、19年度につきましては、残念ながら18年度中における耳鼻科の固定医の退職あるいはまた内科医の2名の退職と、こういうことがあって実績としては落ち込んでいるのは特別委員会でもご報告したように事実でございます。しかしながら、ここでも説明させていただきましたけれども、昨年は特に5月、6月が非常によかったということがございます。18年度ベースから見ますと落ち込んでいますけれども、17年度ベースから見るとそれよりは上回ってございますし、7月の実績では18年度を上回っているということもお示しいたしました。したがって、これらの部分については、19年度の部分については少し長く見ていただきたいということもお答えしたところでございます。ちなみに、内科医につきましては、10月から1名増員ということについても報告をさせていただいているところでございます。

また、開業医の若返りあるいは砂川病院の影響ということにつきましても、これも非常に不確実な要素ということになるかと思います。今開業されている方々は、以前に開業された方は、どちらかというと市立病院に勤務をされてから開業された方が多かったというのが実態ではなかろうかと思っております。最近の方のことを言っているわけではございませんけれども、かつてそういう方が多かった。ただ、そういう場合にあってはその影響額というのは、結果的には病院の収入は伸びてきたというのも実態でございます。砂川市立病院さんの新築の影響ということについては、これはなかなか推しはかることができませんので、先ほども言いましたようにトータルとしての考え方で潜在的患者数、シェア、その他のところから、これらの部分については確保できるというふうに踏み、またその努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

院内保育所につきましては、計画中というご答弁はさせていただいております。院内保育所についてはいろいろ検討させていただいておりますということは、お答えしました。そしてまた、職員アンケートなども実施をしました。ただ、これらについては、経費的に相当難しい部分がある。したがって、他の民間の部分でもできないのか、そういうことについてもいろいろ模索をしているということがあって、具体的には以前別なところから計画をしたいというご相談もあったので、アンケートの結果の資料などのご提供もさせていただいたということもございます。ただ、その部分については、その後そこからは具体的な検討はしてきてございませんけれども。したがって、院内保育所を設ける場合については、医師あるいは看護師の確保という部分では効果はあるけれども、一方では収支的な問題、課題が相当あるということについて、これらについては検討中ということで、この収支の計画の中にはこの部分については含んではございません。

それから、実施設計が6カ月の期間ということで、スケジュール的に無理なのではないかというようなことでございます。基本的にこれらの部分について、実施設計の部分については、砂川さんの場合について延長ということについては、私は砂川さんの事情はよくわかりませんので、これについてはお答えできるところにはございませんけれども、ただ、今現在実施設計の仕方がどうあるべきなのかは、先ほども申し上げましたようにさまざま検討しているところでございます。そのこのメリット、デメリットはございますけれども、例えば基本設計業者と実施設計業者がかわった場合のデメリットとしては、例えば期間が標準期間より延びざるを得ない、なかなか想定されている期間でできない、あるいは意思の伝達等についてなかなかうまくいかないとか、さまざまな課題等もあるということも含めて、現在それらについてはいろいろとメリット、デメリットを検討してございます。いずれにしても、議会などでいろいろ出されておりますように、最適な方法で、しかも價格的にもしっかりと透明性の図れる方法ということについては明確なスタンスでいきたいというふうに考えてございますので、これについても予算がもし成立いたしましたら、先ほども答弁申し上げましたように早急に判断、結論を出していきたいと思っております。

なお、委託業務の完了確認申請につきましては、設計業務の委託業務完了後に手続を行うということでございますので、この費用の中……済みません。これについては、再度ちょっと確認をして答弁をさせていただきます。

それから、実施設計を入札でやった場合、随契でやった場合の長所、短所ということについては、

これは先ほども言いました一般的な方法論というのがいろいろあるのだらうと思いますけれども、実施設計を公募型でやるとなると、1つには期間がかなりかかるということがあります。それから、それによってそれぞれの部分について意思の伝達の問題、それから例えば基本設計に対する一つの著作権のような問題というのがいろいろ発生するというようなこともあって、実は国と道の制度もいろいろ調べています。設計業者の選定については、いろいろ流れがございます。地方自治法では、先ほど言いましたような例えば入札でありますとか、随契でありますとか、指名競争入札ですとか、さまざま4種類ぐらいですか、規定されていますけれども、時代の背景としてそこにいろいろと問題があったりして、競争性を高めるというようなことで入札制度がより重視をされてきたという事実がございます。一方また、その結果、安かろう、悪かろうというようなものも出てきたと。そういう意味では、品質についての確保ということも重要ということで流れが出てきたと、こういう背景もございます。そういうようなことで、国や道はどちらかというと特にプロポーザルをやるような重要な建物の場合については、基本的には随契をやっているというようなことについても判明されてきているということが調査をしたところ出てまいりました。あるいは、先ほど言いました業者がかかったところについて期間が長くなってきたというようなこともございます。そういうさまざまな要素を今調べているところでございますので、これらの部分について、先ほど言ったようなことで予算が成立いたしましたら、最終的に判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、にぎわいの補助金につきましては、19年度の補助金ということで国の補助金枠でございますので、これについては19年度中にこの事業、実施設計の事業が完了することが条件ということとなっております。また、補助金ですとか起債については、今回は起債につきましても昨年から事前協議、そして本年度の申請というようなことで、それぞれ内示を得て、起債でありましたら具体的には政府債について枠を確保しましたと、こういう内示を受けて、今回補正を提案させていただいています。したがって、これがもし延びて来年以降になった場合どうなのかと申しますと、これはまた振り出しに戻るわけですから、本当に補助が得られるのか、起債が得られるのかということについては、これは当然もう一度スタート台に新たにつくということになるのではないかと申すところでございます。したがって、実施設計については、そういう内示を受けたという部分で本年度ぜひ推進すべきというふうに判断をしたところでございます。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑の中で一般会計に係る部分でございますけれども、1点目の増税はしないと、市民懇談会での説明ということでございますけれども、病院建設のために増税等でその財源を賄うということはないということは、市長が説明しているところでございます。この点は、間違いはないというふうに考えております。あと、その他の使用料あるいはまた施設の関係、手数料等でございますけれども、この関係につきましては、それぞれの事業、施設等々に係る費用、コスト、その部分について受益者負担という原則がございますので、その受益者負担の原則に基づきまして一定割合をご負担をいただいていると、物によってはフルコースと、物によっては一定割合

ということでございますけれども、そのコスト、総費用の変動等によりまして、あるいはまた受益者負担をさらに進めるという点等々の判断のもと、今後そういう判断のもと見直しということはあると。使用料等は、一定程度定期的な見直しを行っているところでございますので、その際における改定はあり得るというふうに考えております。

2点目でございます。交付税算入等々の関係でございますけれども、一般会計のご負担となる一般財源相当分と申しますか、9,000万円というようにお話をしておりますけれども、これを22.5パーセントの交付税の基準財政需要額、おおむね今試算しているのは7,500万円ぐらいというふうに考えております。その7,500万円に対して、61パーセント相当が交付税で来るというふうに考えますと、残りの39%相当が一般税ということでございます。したがって、同じような考え方、見方をしますと、7,500万円相当分の39パーセント相当ということでいきますと2,925万円、この数字が9,000万円に加わるということで1億1,925万円というふうに試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁終わりました。再質疑ございますか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 先ほど答弁をおくらせておりました確認申請の件でございますけれども、これについては実施設計の業務が完了して実施設計ができ上がった後に建築の確認申請をするということになりますので、今のところでは20年度に入ってから確認申請手続ということでございます。これは施工主のほうで行うということになりますので、この部分については現在のこの委託業務の中には経費としては入ってはいません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、議長が質疑を許さないというお話でしたが、市長にお伺いをしたいのですが、この110億円以上の事業を行うときに、市民が一番危惧をしているのは、これまでずっと学校は我慢をさせられてきているのです。今の時期に学校にはこれぐらい投資するのだということを示さないと、余りにも不公正というか、学校のほうがずっと先ですよ、議論がずっと続いてきているわけですから。議長さんはこの質疑は認めないというふうに言われますが、ぜひ私は市長に。そのお考えを示す、それがやはり市長の説明責任ではないのかと、今の時期に必要な説明責任だというふうに考えますが、お伺いをいたします。

そして、副市長には、私は先ほど議員関係者に今年度やらなかったら来年度以降の起債許可等は困難だというふうに説明をされているというふうに聞きましたが、副市長からはご答弁ございませんでした。部長のほうからは、振り出しに戻ると。それは当然の話でありまして、しかし、困難かどうかということについてのご答弁はございませんでした。副市長のご答弁をお伺いをしたいと思います。

住民説明会の中で反対、慎重派が多く発言をしたという、何の根拠でそういうことを言っているのか。これについて私は再質疑をする気持ちは全くありませんが、かなり主観的なご答弁かなとい

うことで、これについては再質疑をいたしません。

閲覧についてですが、まず広報10月号に間に合わないという話をされました。間に合うのです。中の割り振りは、いろいろもう埋まっているのかもしれませんが、今までのようにこういう形で入れば全然間に合いますよ、印刷会社は十分対応できると思います。載せれる写真はたくさんあるし、9月の住民説明会以降10月20日ぐらいまで市内各所で説明会があるわけですから、広報に載せれないというのは私はやる気の問題だというふうに、物理的にはやれるわけですから、お金を節減したいということであれば11月号以降なんていう話にはならないでしょうから、11月号以降にやるのであれば、やはりこの10月号に載せるべきだと。さらに、まち懇で、これ時間限られているのですが、まち懇での病院の扱い、いつも市の担当者からの説明から入るのです。今回のまち懇だという、ある意味では発言をある枠に抑えるわけです。今回行われるまち懇の中で、病院問題はどのような位置づけになるのかについてお伺いします。

収支計画についてですが、今のご答弁も2年置きに減っているけれども、確保できるという、これについてこれ以上質疑をしてもお答えは変わらないと思いますので、先ほどの7対1看護で部長は8,000万円の影響というふうに言われましたが、私どう考えても8,000万円ではないのです。2億6,000万円の収入があるという答弁でした。20名の看護師ふやすのです。1人平均どう高く見ても500万円、うち10人は新卒ですから、今恐らく21万円か22万円ですよ。300万円から400万円、高く見ても1億円。そうすると、やっぱり1億6,000万円ぐらいの影響になると思うのですが、8,000万円だという、この引き算をお示しをいただきたいと思います。収入引く支出の引き算についてお伺いします。

患者数見込みですが、今示されていないのは、赤平市立病院が医師が11名からたしか6名程度まで落ちていて、整形的な救急も滝川の市立病院に搬送されるということがことしの4月1日から起きているのです。だから、日中けがをしたら、要するに突然けがをしたら、今は赤平市立病院では手術できないのです、麻酔の医師が出張医ですから、何曜日の何時という決まった時間しかできないです。そういうことも含めて、赤平から結構患者さんがふえているのかなと、このあたりの数字について、はっきりとした数字がなければ傾向についてお伺いしておきたいと思います。

院内保育所なのですが、今どの本を見ても、どの新聞を見ても、医師の確保というのは女医さんの確保なのです。要するに、資格は持っているけれども、子育て中。看護師の確保も、決め手はとにかく働く女性の労働条件をいかにするかということですから、院内保育所については確実に、どんな方法かは今検討されているということですから今後の問題として、いつまでにこれを開園するのかが示していただかなければ、計画は看護師さんふえるよと、しかし労働条件は何も変わっていないよということなら、この収支計画自体の根拠がなくなってくるので、ここはお伺いしておきます。

それと、9,000万円と2,925万円の話です。先ほどの資料のように幼稚園の保護者に見せたのであれば、次の広報の折り込みに、市民の税負担は9,000万円と2,925万円ですと、足した金額をつけ加えるべきだというふうに私は考えます。廃止するときはこんなに苦しいのだと言って、つくるときは苦しい数字を出さない。これでは、余りにもその場しのぎというか、不公正

というかというふうに思いますので、お考えを伺います。

契約の問題では、1つは、全国での随意契約についてふえているというご説明だったかなというふうに思うのですが、具体的にどんなデータなのかお伺いしておきます。期間がかかるからとか、意思の伝達が難しいからとか、著作権がとかといろんなことを言って随契の話を、どうも随契に向かっているのかなというふうに私は想像するわけですが、随契については地方自治法の第234条の2で、緊急の必要のときというふうに限られているのです。意思伝達とか、先ほどの時間がないとか、時間がないのでも災害とかそういう場合の時間がないはいいけれども、計画的に進めてきているこの10月から3月の実施設計期間というのは昨年9月議会では示されたわけですよ。だから、今急に時間がないというふうに説明しても、私たちは時間がないというふうにはとても思えないのです。6カ月間でやれるという、しかもそれは当然随契などではなく、競争入札、一般競争入札だというふうに考えていますから。そういったことで、そういう理由では随意契約というのは今国では認めない方向にどんどん向かっていると、その資料を出せば、インターネットを見れば何ばでも出ています。国交省は、今入札しても、100パーセント以上ばかり出た場合、いわゆる不落入札の随契化、これを廃止しています。また、道路公団だとか、今本当に随契をどんどん、どんどん少なくしている動きが、これが常識なのです。そういうときに、先ほど部長のご答弁では随契がふえているというのはちょっと意外なご答弁でありましたので、そのことに対する評価も含めてお伺いしておきます。

以上です。

○議長 清水議員、先ほどのあなたの第1回目の質疑ですけれども、学校予算との数字の比較ということであなたが質疑されたのです。そういう場合については、この第2号議案の枠を超えていますし、ふさわしくないと私は却下をしたわけでありまして、再質疑の中では市長の考え方というか構想というか、基本的なものを聞きたいということであれば、もし市長にお考えがあれば答弁いただくということでよろしいですか。

○清水議員 はい、よろしいです。

○議長 長 答弁をいただきます。副市長。

○副市長 補助金の困難性ということでお話だったけれども、それは間違いなく私としては困難性があると思っています。今は、国の補助金含めてかなり厳しい選別の時代に入ってきたということで、私ども担当もそうだと思うのですけれども、投げるかもしれませんから、つけてくださいなんていうセールスはしていません。今年度含めて、内示を得た以上、確保して今年度執行するという前提で私どもはセールスしていますし、それが今回暮らしにぎわい再生補助金ということは全体で5億円の補助金を予定しております。これを収支にどう好転させるかというのは、大きな要素であると思っていますし、それがひいては市民にとってもいいことでありますから、私どもはこの補助金を確保するためにそれぞれ努力をしながら内示を得たということでもありますので、その辺はご理解いただいて、これが投げるとなると来年はゼロからスタートというよりも、そういうところにはつけられないなという話になるのが実態でございます。これは、例えば補助内示を受けて、事故繰越だとかという制度もあります、会計法上。だけれども、それは災害等とかに限られていること

でありますので、私が経験している中では、担保されたまま繰り越されるというのは災害等しかないだろうということで認識をしております。そういう中で内示を得ているということで、努力をしているということでございます。

それと、先ほど随意契約の話を含めて入札制度ありました。1つご理解いただきたいのですが、入札の契約の方式については最終的に指名選考職員会議が開催されます。指名選考職員会議は、予算が成立していることと合議制であるということです。その中で判断していくことだから、こういう背景でこんな議論もあるのだということは部長から示されたということで、これは予算が執行されてから合議制の中で、各部長から成る職員会議でしっかりと議論させていただきたいと思います。国は、緊急のときに限られていると申しますけれども、そうではなくて、比較を含めて、例えば私もずっと説明しておりますように、ITの分野で緊急ということではなくて代替性がきかないパッケージがあるとか、そういうことで随意契約やっている例は多々あるので、その辺も緊急に限られているということではないこともあわせてご承知置きさせていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 包括的に関連部分についてご答弁いたしますけれども、私は議会の秩序を重んじます。したがって、議長が判断された、その秩序に従わせていただきます。ただ、申し上げておきたいのは、市立病院の改築によって、先ほど部長からも答弁いたしましたし、市民懇談会の中でも明確にご答弁を申し上げましたけれども、考えを示しましたけれども、もし増税するというのなら、私はそういうふうに提案します。市立病院改築しますけれども、増税させてください、いかがですか。これは、当たり前の話であります。私は、そんなつもりはありません。したがって、全体的な市の財政計画についてもまちづくり懇談会で明確にお答えをし、説明をさせていただいているわけであります。全体的なまちづくりのバランスの中で提案をさせていただいているということだけを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 広報の期限が実はございます。広報につきましては、折り込みをする場合についても含めましてですけれども、広小路印刷さんに9月18日までに納品しなければならぬと、例えば10月号に載せるとした場合。そうすると、印刷業者に9月16日までに遅くとも印刷に出さなければならぬというようなことから、これは時間的に無理という判断をしたところでございます。

それから、7対1についての部分、ご質疑では20人ぐらいの看護師ということでございますけれども、私のほうで10対1と7対1、それぞれ試算しております。その看護師の差は33人ということで、それぞれ試算をしているところでございます。赤平市立病院さんにつきましては、整形外科については現在外来のほうに砂川市立病院さんから医師が来ているという状況ではないのかなというふうに考えています。当然赤平の市民の方で整形外科にかかれる場合については、滝川市立病院あるいは砂川市立病院というようなことを選択されているのではないかとこのように考えているところでございます。

院内保育所につきましては、先ほども言いましたようにこれについては実は組合ともいろいろと協議もさせていただいております。組合としても、組合独自でいろいろと調査をしたこともあると、

しかしなかなか運営経費を捻出するのは難しいということがございました。もちろん場所の確保の問題もございます。ただ、いろいろ言われているのは、長期的に女医さんの確保あるいは看護師の確保ということであれば、これも一つの要素としての検討ということにはなるのだろうと思います。ただ、前にも言っていますように、これについては一応今それぞれのアンケートをとったり、収支的に果たして合うのか合わないのかというようなことを含めて検討しているところで、これについては先ほど言いましたように組合でもかつて試算をしたときにはなかなか収支的に難しいということもありますので、これは必ずしも病院が独自に運営するということではなく、民間の方がこういうことをやってもらえるかということも含めていろいろと検討しているというようなことでございます。労働条件ということについては、院内保育所というのは一つの要素ではありますが、これについてはやはり子育てをされる方、保育所を利用される方ということについてはかなり限定をされる部分ではあるのかと思いますけれども、引き続きこれらについては調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、今後行われますまちづくり懇談会の関係でございます。病院問題の位置づけということでございますけれども、今のところ町連協と協議を進めているところでございますけれども、今現在のところ病院問題を取り上げて、市側から時間を割いて説明するということは考えておりません。ただし、これは町連協の主催ということでございまして、地域からこの問題をということであれば、当然ご説明を申し上げますし、また質疑にはお答えをするということになろうかと思います。

それと、交付税の需要額の関係でございますけれども、幼稚園の保護者の皆様に説明したようにすべきだと、不公平だというご指摘でございますけれども、私ども特別な意図を持って説明したということではないというふうに考えてございますけれども、今回のご指摘の例も踏まえて、今後において、より市民の皆様の誤解のないように、またよりご理解を得られるように配慮してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、副市長のご答弁についてですが、私は緊急の場合だけでないのは当然わかって質問しているわけで、地方自治法施行令の中に随意契約にできるときのことが5点ある中で、今のご答弁で時間がない、時間がないと言うので、私は地方自治法施行令第167条の2の5、6、7、8、9の中の5、緊急の必要により競争入札に付することができないときと、わざわざこれを取り上げたわけで、6番の競争入札に付することが不利だとか、7番の時価に比して著しく云々だとか、8の競争入札に付し、入札者がいないときとか、9、落札者が契約を締結しないとき、これ全部が今回の場合に該当するわけないですから、一番該当し得る5を説明したということをまずお伝えをしたいと思います。知らないのではないかというご心配をしていただいたのかなというふうに思いましたので。

それで、結局随意契約がふえているということについてのご答弁、そういう答弁なかったですか。

(「していません」と言う声あり)

○清水議員 それは私の聞き違いということで、やはり全国の流れは随意契約を減らしていくと、競争入札をしていくと。ご存じのように国土交通省は、今指名競争が5,000万円以下が残っているのですが、ほとんどすべて一般競争にするということもやっていますし、道もそれにかなり準じていくということも言っています。これは、工事ですけれども。そういう中で、今回随意契約をするという場合に、もともと市長や理事者の方々が基本構想、基本計画の中でつくられてきたスケジュールどおりにもし今回議決されればできるわけですから、時間がないとか、意思疎通がないとか、砂川の市立病院はそういう批判があつて随意契約から公募型指名競争入札に切りかえています。ですから、こういうことがあるので、今回の入札でやはり随意契約というのは避けるべきだというふうに考えますが、入札等委員会の委員長は末松副市長だというふうに考えております。基本的なお考えを伺っておきます。

市長は、今のご答弁では議会の秩序ということで多くを語られていませんので、これについては触れることはいたしません。

それで、起債とにぎわい再生交付金について、これはどうしても私言っておかなければならないのですが、投げると言うところにはつけられないというふうに国や道が考えるという趣旨のご説明をされたと思います。この点は、私も共産党としても一番重要なポイントだと。起債あるいは交付金が受けられなくなるとは、全く進められません。私たちも病院建設そのものに反対しているわけではありません。時期や規模や市民合意、これを今求めて、時期をずらすべきでないかという立場で質疑をしているわけです。実は、北海道の市町村課市町村財政健全化支援室、ここは空知支庁を窓口として道の市町村のすべての起債を許可しているところです。ここの室長さん、そして主幹と日本共産党の花岡道議と私と4人でこの点について30分間お話をしました。そこで室長が言われたのは、このように言われました。計画がおくれたりすることは、それは十分あり得ることだと、それは市町村の判断だ。起債が1年間仮におくても、道は国に対して起債についての地方財政計画というのですか、そういうのを国に提出をしていると。しかし、滝川の件が1年おくれたといっても、これは誤差範囲だと、全く問題ないということを言いました。それで、あわせて述べておきたいのですが、今小樽市議会では一体どうなっているか。小樽市立病院は、44億円の不良債務を持っているのです。しかし、この44億円を5年間できれいにするという計画を出しながら、もう既に基本設計に入っているのです。小樽市は、こんな状態でも起債をとれるということで市議会でも答弁しているのです。だから、ここが通って滝川が起債通らないなんていうことは絶対あり得ないです。私は、それ断言できる。確信があります。さらには、にぎわい再生交付金について言えば、担当者はこれもおくれるかどうかは滝川の問題だと、1年間スライド、全然問題ありません、こういうふうに述べられておりました。末松副市長の来年度の起債や交付金の再申請許可について困難というお考えは、私の調査した限りではかなり実態と違うというふうに考えますが、副市長のお考えを再度お伺いをいたします。

以上、終わります。

○議長 市長。

○市長 契約手法、今の清水議員のご質疑をお伺いしておりますと、この補正予算は賛成して

いただけるということの前提がおありになって、院内保育所をつくったらどうだとか、それから契約手法どうだとか、そういうふうにご質疑いただいているのかなと思ってありがたく承っておりますけれども、しかし契約手法は予算が通ってから話であります。しかし、これは、私としては通ることを前提にして、あるいは逆のことも念頭に全くないかといったらそうではありませんけれども、責任を持って提案する以上は、通していただけることを前提にして、それでは契約手法はどうするのが適切であるのかということを検討してほしいという、これは指示は下しています。しかし、それ自体の具体の作業は、やっぱり予算が伴わないことには話にならぬわけです。予算が通らないのに、その具体作業に取りかかるということはできないわけです。私は、事前に勉強してもらっているのは、指名選考職員会議においてしっかりとした結論を出してほしいというふうな思いを持って指示を下しているわけで、この指名選考職員会議において法令の定め及び滝川市にもその定めがあるわけでありますから、その定めに基づいて適切な契約手法の決定を市長に答申してもらいたいというふうに思っております。市長は、その段階で適切な判断をいたします。

それから、起債、交付金に関係がありますが、職員にも一生懸命これは職務として動いてもらっています。しかし、職員任せにしているわけではありません。副市長にも動いてもらっていますし、私自身が交付金及び起債のことについては国に、北海道に動いております。副市長は副市長としての感触をご答弁申し上げました。一般論と滝川市における状況はどうだと、しかも医療の制度の問題というのは極めて時々刻々に変化をしていく問題であります。しかも、今はだんだん長期金利が上昇する傾向にもある。これ仮に1パーセント上がったら、どんなことになるのでしょうか。そういうことも含めて、市立病院の私どもがつくった計画については、市民の皆さん方が大丈夫か、心配ないのかというご心配をいただきましたから、大学の経営学の先生、そして医療の状況に詳しい医療コンサルタントの先生、そしてまた病院経営にも詳しい中小企業診断士の先生方をお願いして、時期の問題はどうか、それから経営収支の問題もどうかということでチェックしていただいた。それは、市民の皆さん方にさまざまなご心配をいただいたから、客観的評価を専門の皆さん方にしていただいて、これも特別委員会にご報告を申し上げさせていただいたわけであります。私は、そういうすべての状況から、今実施設計予算を上げることが最も適切であるというふうに判断をして、提案をさせていただいている次第でありますから、賢明な清水議員におかれましては、ご賢察をいただき、原案にご賛成を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、ただいま上程されました議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を否とする立場で討論をいたします。

私は、平成5年から滝川市立病院に奉職をし、退職するまで施設の老朽化や狭隘化を身をもって知る一人でもあり、また耐震の問題も深く認識をしております。そのことが建てかえの必要性の論拠の一つであることも理解はするところであります。現在利用されている、あるいは今後利用する

可能性が高い病院施設が新築され、外来待合環境や入院療養環境が改善、近代化されること自体は、本来市民にとって受け入れがたいものではないはずです。しかし、自治体病院関連記事が新聞に掲載されない日がないほど昨今の医療経営が難しく、そこに市財政問題という視点から将来不安を抱き、慎重にならざるを得ない市民が依然として数多くいることも事実であり、一人でも多くの市民に賛同をいただいた中で建設が進められることが望ましいと考えますし、利用者としての市民の協力なしに収支計画の達成は難しいと思われます。収支計画どおりいかない場合の対応として、新たな市民負担は求めない旨の答弁をされています。リスク要因を列挙することは可能ですが、収支どおりに進まないとの確固たる根拠も示さないほど医療情勢が数カ月スパンで変化する中、議論は必要ですが、出口論に結論を求めてもほとんど意味をなさないとは私は特別委員会の中でも一貫して申し上げてまいりました。ここは、あえて市民に将来リスクを享受した上で協力していただきたい、その強いメッセージが必要であったのではないのでしょうか。再三にわたり私がこだわる滝川、砂川両市立病院の連携では、建てかえ計画も含め感情的な対立を生みかねない相反するような関係ではなく、これまで以上の協力体制が構築されなければ将来に大きな禍根を残すことを申し添えなければいけません。あくまでも仮定と前置きした上で申し上げますが、仮に砂川市立病院の経営が悪化して、滝川市立病院が生き残ればよいというものでもないはずです。大切なのは、中空知全域の地域医療が損なわれないことであり、その意味からも実施設計に関する慎重かつ適切な対応を求め、私の反対討論といたします。

○議長 山腰議員。

○山腰議員 私は、新政会を代表いたしまして、議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論いたします。

滝川市立病院は、中空知中核都市の責任ある基幹病院として、多くの困難を乗り越えて、その重要な使命を果たしてまいりました。しかし、今国内の医療行政含めて、今後急速に進む高齢化社会にあって、市民への充実した医療環境の実現、さらなる十分な医療サービスの維持向上を図る上で、現在既存病院の施設等では狭隘化、老朽化に伴い、これからの多様化する医療ニーズに対応することは不可能であります。市民の健康と安全を守る行政責任はますます重要となり、国は施策から在宅へのシフトを明確にし、特定健診、特定保健指導など予防医療重視の方向を示されております。言うなれば、全国の公立病院は半減したいということです。病院を新たにつくらせない、それが国の方向であります。これらのことから、病診連携の一層の充実、保健、介護、福祉、医療との連携強化を進め、その中核は医療であり、入院病床の確保であります。そういう意味からも、この市立病院は地域の基幹病院として存続をさせなければなりません。既に滝川市立病院は、平成17年の1月、耐震診断結果は問題ありと、早速市民委員会、市民アンケート、コンサルに調査など多方面の検討を経て、基本構想、基本計画、基本設計を策定してきました。また、議会においても、特別委員会を設置し、精力的な調査や本会議における質疑、質問が行われております。このように平成17年度から今日に至るまで、時間をかけてさまざまな検討や手続を踏んでまいった次第であります。そして、最大の難関でありました、先ほど副市長から答弁ありましたけれども、起債と補助金の問題であります。片や簡単に起債が得られるというようなニュアンスの発言がありましたけれ

ども、とんでもございません。すべからくの問題を一つ一つクリアして、そしてこの起債の内定を得たわけです。この困難たるや、市長を筆頭にして大変なご苦勞だったというふうに思います。それを後押ししてくれたのが地域の赤平市さんであり、そして雨竜町さんであり、新十津川町さんであります。それら総合的な支援のもとにこの起債がクリアされたということでもあります。この確実な内示を得て、この補正予算が提案されたものでありますから、滝川市立病院を今後とも存続するためにも、今の建てかえ計画が速やかに推進することを私は願うものであります。また、既にご案内のとおり、滝川商工会議所から速やかにこの計画を進めてほしいと要望書をいただいております。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算を否とする立場で討論いたしたいと思っております。

その理由の第1は、先ほど請願書賛成討論で申し上げましたように、基本設計が8月28日に説明があってから1週間で実施設計とそれに伴う補正予算の提案をしていることの議会軽視と市民不在であるということでもあります。少なくとも9月の1カ月間は、検討期間であることは間違いありません。この計画に違反して実施設計のための補正予算は、認められません。このように基本計画違反をして市の思うような日程をつくって、ごり押しは市民が許さないと思います。これも議会の多数決を当てにしての行為だと思いますが、しっかりと市民の皆さんは確認されております。最低限予定どおりであれば、10月1日からこれらの提案をすべきであります。臨時市議会でも差し支えありません。そもそも基本設計を1カ月でクリアしようとする計画に無理があったと思います。その1カ月も待たずに、この補正予算を上程ということではありますが、基本設計を市民が目にすることもなく、実施設計に突入の補正予算は、認められないのであります。

第2点目でございます。市立病院建てかえ問題の本質であります。最初は地震に耐えられない、危ないということから浮上した建てかえの理由がだんだんと飛躍してまいりまして、老朽化している、狭い、暑い、ボイラー、トイレの問題から、最後にはお医者さんを招聘する手段にところころ、ところころと変わってきているのでございます。直下型の震度5強の地震でどうなるか、もちろん心配であります。しかし、市民懇談会で市民から、40年前の現在の病院建築に詳しい市民の方から、当時の小菅院長が白衣を着たまふスケールを持って現場の工事を指揮監督し、厳しく点検したとのことあります。鉄筋コンクリートが40年で簡単に倒れるかという意見は、まことに傾聴に値すると思われまふ。市立病院が地震で倒壊するならば、学校はどうなるのでしょうか、授業中ならば子供の生命はどうなるのか。そして、我々の一般家庭は、もうぐちゃぐちゃであります。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 地下に埋没してしまうのではないかという意見もあります。しっかり聞きなさい。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 何がうそつき議員なの。不規則の発言こそ大変なものでないですか。これは、一つの論であります。静かに聞いてください。

建てかえによる大借金よりも、修理、改善で気持ちよい病院を維持し、砂川市立病院の建てかえ

の様子や新規開院の個人病院の患者動向を勘案しながら、もう四、五年建てかえを待つ、こういうこともベストであることを主張したいのであります。

第3の理由、それは何としても滝川市の財政問題であります。広報7月号と9月号の折り込みの基本計画ができました。それから、市民懇談会報告書でも、病院収支見込みは本当に大丈夫だと太鼓判を押しております。しかし、市立病院建替計画等調査特別委員会へ提出されたことし、19年度の4月から7月の病院収支が基本計画書で基準試算した18年度の同月期間と比較して5.7パーセントの減であります。また、基本計画では18年度実績に6.6パーセントを増額して見込んでおりますので、実に12.3パーセント、つまり金額にすれば6億4,500万円程度の見込み違いであり、今後の建てかえ予算の誤算が明らかになったわけであります。このような基本計画の再検討、つまり再計算や再提出が必要となると思うのであります。このままいけば、平成29年度にプラスになる計画は見込みが違い、誤算がはっきりしたわけでありますから、そのまま進行することは初めから誤算のまま市民負担を偽って予定することになるのであります。そして、その誤算は、結果的には市民負担増、つまり一般会計からの繰り入れ増につながり、連結決算の時代を迎え、財政破綻の原因になりかねません。予定したよりも患者が少ない。入院患者も下回る。病院収支が予定よりも少なくて赤字続きで、市民の皆様に申しわけない。市民の皆様も市立病院を大いに利用してくださいとは考えたくありませんが、現実味を帯びてくるのであります。

第4の理由であります。第1の理由と関連がありますが、市民周知が不足しているということでございます。広報の折り込みには大丈夫だ、大丈夫だと繰り返してみても、実績データが証明しているのであります。こんな危険な大借金の上に大借金をするときは、市民の承認がぜひ必要だと思いますが、6月の本会議で私の質問に、住民投票は拒否し、その上基本設計の市民周知の省略をしたわけであります。その上で将来の病院経営が不振になったとき、市民にどう申し開きや責任をとるのでしょうか。極めてシビアな問題になると考えるのであります。

以上の理由から、市民の声連合の渡辺精郎は滝川市病院事業会計補正予算に反対を表明し、討論いたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の市議選で、私は滝川の未来に責任を持つ政治をテーマに掲げ、選挙戦を戦わせていただきました。まさにこの病院建てかえ計画は、滝川の将来を左右する責任ある政治判断を迫られた政治課題であります。今回市民の皆さんからは、滝川の将来を思うがゆえに厳しいご意見を数多くいただきました。滝川の財政は、本当に大丈夫なのか。建てかえて本当に医者を確保できるのか。砂川の市立病院が建てかえられるのだから、無理して競うかのように今建てかえなくてもいいのではないのか。今後の国の医療政策を見きわめてからでも遅くはないのではないのか。建物が新しくなっても職員の意識改革を今以上に進めなければ、今後は病院は赤字になってしまうのではないのか。公明党は田村市政の与党だから、建てかえに賛成するのだろう、建てかえても地元業者にメリットはないのだろう、選挙では応援したけれども、建てかえに賛成したら今後は応援できないなど、さまざま

まなご意見をちょうだいしてまいりました。そして、私自身揺れに揺れる中、去る9月5日、公明党会派としてご支援いただいた皆様にお集まりいただき、市立病院建てかえへ向けての賛成の立場を表明させていただきました。そこでは、私自身今まで見たこともない怒号が飛び交う中での会合でしたが、皆様には一定のご理解をいただき、きょうこの場に臨んでいる次第でございます。

今回の問題は、市立病院の建てかえに端を発し、滝川の将来を決する重要な政治課題でございます。私は、このまま建てかえを決断しなければ、市民の安心、安全はどうなるのか。老朽化する病院を抱えたまま、将来建てかえを希望したとき、本当に起債許可がおりるのか。建てかえなければ簡単な手術もできない、そんな病院になってしまうのではないのだろうか。そして、累積赤字を生み、そのことによって市の財政を逼迫させ、結果として市民負担の増大を招き、そんな滝川を市民は見限り、人口流出に拍車をかけるのではないのか。1日1,000人近い外来患者が訪れ、ある意味で中心市街地へのマグネット効果の役割を果たす、その機能が失われ、地域経済をさらに逼迫させるのではないだろうか。予想されるマイナスの側面に対して、建てかえることで市民、行政、そして議会が一体となり、滝川の将来を考え、ひたすら走り続けることのほうがより生産的で価値的であり、責任ある選択となるのではないかと判断させていただきました。議員は、このような滝川の将来を左右する問題についてたびたび政治判断を迫られますが、この判断が5年、10年後には正しかったことを証明するため、公明党は今後も滝川市の行財政、病院事業に対して市民の皆さんの声を届けてまいります。私が市民の皆さんと懇談する中で教えられたことは、そこで働くすべての人の意識をみずから変えることに尽きるということでございます。地方公務員法第30条にこのように定められております。すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。つまり住民に対するサービスに全力を挙げるということです。職員が一丸となって全力を挙げてきたからこそ、18年度1億円の黒字を計上できたと思っております。しかしながら、そのような職員の必死の努力も多くの市民の目には映っていないのも事実でございます。

その意味において、あえて提案させていただきたいことは、早い時期に地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行し、公共性の発揮と経済性の確保という両立しがたい命題を解決することを前提に、住民に信頼される病院へさらなる変貌を遂げることを市民の皆さんに誓い、賛成討論とさせていただきます。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第3号 病院特別会計補正予算を否とする立場で討論を行います。

日本共産党は、建てかえも含め、市立病院の耐震化と療養環境の改善の必要性は当然と考えています。しかし、以下の点で進め方に問題があります。

第1は、金利を合わせ総額110億円以上の巨大大事業なのに、市民の理解が得られていない点です。住民説明会参加者の多数が疑問を持ち、慎重論と反対論を述べました。その理由は、市の財政は大丈夫か、市民にしわ寄せにならないか、医師は確保できるのかというものでした。これに対し、9月広報で特集を組みましたが、説明会を繰り返したもので、疑問に答えていないとある参加者は

述べています。7月の広報折り込みと重複していることも、先ほどご説明をいたしました。しかも、基本設計書ができて、わずか4日目に議案を提出した結果、免震構造にすることや間取りや構造について市民周知が全くないまま、意見を聞かぬまま、この実施設計補正予算議案を提出したこと。さらに、議会運営委員会で説明会の必要はないと理事者は言い切りました。また、先ほどの質疑で広報10月号には説明は見送り、さらに今月後半から行われる住民懇談会へ市から説明する考えは今のところないなどという答弁を伺っても、市民と議会軽視も甚だしいと厳しく指摘しなければなりません。

第2は、収支計画が達成困難であることです。その理由の1点目は、近年で一番よかった昨年度の収支を基礎としたことです。これにより、年間5,000万円程度のマイナスが今後16年間予想されます。2点目は、昨年度改定した7対1看護の診療報酬増を初め、今後15年間診療報酬は下がらないと見込んだことです。来年度から予定している7対1看護は、実現できるとの見通しは質疑では示されませんでした。こういう中で、1年間に1億円から2億円程度の病院企業会計での計画からのマイナスが予想されます。これまでも、18年度の例外を除き、14年度、16年度とマイナス改定の影響が出ています。3点目は、患者数を人口が減っても高齢化で下がらないと見込んだことです。来年度からの高齢者医療制度改悪による受診抑制や高齢者診療報酬の包括化も見込んでいません。4点目は、院内保育所については、場合によっては設置しない、設置されない可能性もあることが明らかにされました。市が設置すれば建設費、運営費の持ち出しがともに1年間に1,000万円以上予想されるにもかかわらず、収支に入れられていません。以上のことから、計画より1億円から2億円強のマイナスが出る可能性を指摘するものです。収支計画を達成可能なものに見直さぬままの実施設計入りでは、将来の市財政への影響は多大です。

第3は、一般会計との関係です。起債償還総額102億円の50パーセントを占める一般会計の問題を山積みにしたままの進行であることです。起債償還の27.5パーセントである毎年9,000万円に加え、交付税の税負担分が2,925万円あることが明らかにされました。一般会計の状況について特徴を列記すると、1点目は職員削減による経費節減は既に限界に近づいていることです。平成16年度予算額と19年度予算額の比較では、交付税減額分の86パーセントを人件費の削減で補ったことになります。しかし、職員数削減の進捗状況は、計画より2年から3年早く進んでおり、最終年度23年度の350人の目標にあと33人に迫っています。4万5,000人の自治体運営には、限界に近くなってきているのではないのでしょうか。よって、数年後には職員削減では交付税の減少を補うことができない状況になることが予想されます。一般会計の状況の2点目は、タッグ計画に組み入れられていない今後の支出が山積みであることです。主なものだけでも、1、まず11校の小中学校の耐震化改修は、鉄骨をふやすだけのものから床、壁、天井、外壁などのリフォームも行う大規模改修、さらには抜本的な改築までさまざまな計画があるように聞いています。しかし、その総額が何年間に何十億円なのか、これも示さぬまま一般会計からの負担を示す、こういうことでは市民の納得は得られません。2点目として、民営化された緑寿園の建てかえに市が財政支出する方針が厚生常任委員会で明らかにされましたが、その時期や金額も未定です。3点目に、中央バスから中央バスの市内路線赤字2,000万円以上あるということが市に連絡をされ

ていますが、いずれ市の負担になる可能性も否定できないことは芦別の例からも想定しなければなりません。4点目として、りょーゆー扇町店に続き、ジョイ滝の川店の9月閉店が発表されました。地域商店街を守る政策を抜本的に強化しなければ、車のない市民の暮らしを守ることはできません。以上5点を挙げましたが、これらが市立病院の建てかえ計画と同時に市民におおよその金額と方針を示すべきものであり、建ててしまってから市民負担増とサービス削減ということでは済まされません。

第4は、医師と看護師確保の問題です。医師確保については、全国的な医師不足と偏在は留萌市、根室市、紋別市、赤平市、士別市など2次医療圏の中核病院や地方都市の医療崩壊として進行しています。これに対して、滝川市では市立病院では耳鼻科を除き確保され、民間医療機関も新規、後継などで医師数は増加しています。しかし、このままの状態が続く保証は何もありません。それどころか、小児科医師数は道内で減少しており、小児科医師確保には今後紆余曲折が予想されるのではないのでしょうか。つまり小児科医師確保前提のこの計画がそのとおりにいくとは限らないということが目の前にあるということです。また、建てかえれば医師が確保できるというのは、留萌市立病院、赤平市立病院では当てはまらず、逆に古ければ引き抜かれるということも施設管理を怠らない限り根拠はないと考えます。そして、看護師は争奪戦になっており、来年度の7対1看護については実現できるという見通しは示されませんでした。しかも、今後長期的に10対1看護も含めた検討をしていくということも答弁されました。そして、保育所が設置されない可能性も示されました。こういう状況では、7対1の達成は困難であるということを目指したいと思えます。

第5は、スケジュールの問題です。6カ月間で実施設計を仕上げることにについては、砂川市立病院が3カ月間延長して12カ月かかる見通しであることと比べ、起債や補助金と実施設計に必要な期間について計画性に甘さがあったことを指摘せざるを得ません。にぎわい再生交付金は、期間延長は認められませんし、起債についても同様です。砂川市が年度をまたいで起債をして12カ月間かける実施設計と、本来8カ月間は必要なものをとにかく3月末に仕上げなければならない、しかもコストを耐震構造並みにするため新たな免震構造とすることでは、スケジュールに無理が生じているのではないのでしょうか。日本共産党は、北海道の市町村課市町村財政健全化支援室及び建築指導課に調査を行い、20年度に向け起債と交付金の計画を出し直すことで許可は十二分にあることを確認しました。今回起債を、また交付金を申請しなければ、もう許可されないなどと副市長が述べてきたことの認識の間違いを厳しく指摘するものです。

第6は、免震構造について、基本設計書にはその用語もなく、触れられていないことが明らかになりました。免震構造にしたことについては口頭説明であり、コストが高いと考えていたが、検討の結果同程度のコストで建設できることがわかったという説明ですが、これではなぜコストが安くなったかの理由の説明にはなっていません。コストが同程度であるという説明には、特別新しい構造的工夫は説明されていないのです。建物の鉄筋コンクリート量が少なくてもよいことがわかったと言いますが、建物の強度が小さくても地震による建物への応力を建物全体が移動することで逃がす耐震構造並みに耐震強度があることは、もともとわかり切っていたことではないですか。今の説明では、全国で1,700と言われるすべての免震構造が耐震構造と同程度のコストでできることに

なってしまう、矛盾するのではないのでしょうか。結果として免震構造とすることで高い建設費になる可能性を指摘せざるを得ません。

第7は、契約の問題です。当市の規定では、公募型指名競争入札をするのが妥当ではないでしょうか。しかし、随意契約にする可能性があることが明らかになりました。地方自治法第234条第2項は、指名競争入札と随意契約については条件を設けていますが、地方自治法施行令第167条の2の緊急の必要についての範囲についての政府の見解は、「例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること」などとしています。これは、平成12年3月29日、知事、指定都市市長あての自治事務次官、地方公共団体におけるPFI事業についてより抜粋をいたしました。しかし、今回の場合は、基本計画ができた段階でスケジュールとして10月から3月に実施設計を完成させる計画を立てており、計画どおりに進められようとしています。計画どおりに進んでいるものがなぜ緊急の必要に該当するのでしょうか。計画どおりにやると実施設計が3月末までに完成できないということであれば、スケジュール計画そのものに問題があったわけで、競争入札にできないことによる契約価格増など、市民の不利益について責任を問われるのではないのでしょうか。また、地方自治法に違反するのではないのでしょうか。

最後に、提案をして、討論を終わりたいと思います。1、本議案を一度否決すること、2、住民説明会を繰り返し行うなど市民周知を徹底して行い、市立病院の規模と収支計画、市の財政などについて市民合意を得ること、3、他の市民提起課題とあわせ、まちづくり全体の中の病院問題の視点で市民に情報提供を行うこと、4、実施設計は20年4月以降とし、起債協議とにぎわい交付金申請もやり直すことを求め、討論を終わります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）を可とする立場で討論を行います。

この議案への態度は、自治体の使命であるかけがえのない市民の命と健康を守るために、そのかなめとなる滝川市立病院の建てかえについて判断を示すこととなります。そして、その結論は、直接市民生活に大きな影響を与えることから、慎重な決断が求められています。私は、市が主催したシンポジウムや市民懇談会で市民の疑問あるいは不安や心配の声、また建てかえを早期に求める声など、たくさんの声を聞かせていただきました。私自身もさまざまな機会を通じて、多くの皆さんから率直な気持ちを聞かせていただきました。だからこそ、態度を決断するまでに気持ちは揺れました。病院建てかえについての私の対応は、最初から基本的に賛成という立場で、基本計画、基本設計などの予算について賛成してきました。ただし、医師や看護師確保の見通しがなく、あるいは収支見通しも困難で、市民に多大な負担増が懸念される場合は、建てかえを断念する勇気も必要というのが私のスタンスでした。そうした基本点とともに、最も重要視しなければならないのが建てかえすべきという市民合意の形成です。滝川市民が自分たちの命を守るとりとして市立病院を守っていこうという気持ちが自然とわき上がるようであれば、建てかえたととしても多額の借金を返

済していくことができず、将来にわたって市民にその負担を押しつける事態になりかねません。

では、現時点で建てかえ賛成という１００パーセントの市民合意ができ上がっているかという、そうではありません。第１に、建てかえ反対の声があります。しかし、建てかえしないで改築という選択は、赤平市立病院と同じような道を進む可能性が大であり、これでは４万人を超える市民の命を守る選択ではないと考えます。第２に、今年度前半の状況が収支計画の基礎とした１８年度と比べマイナスとなっていることから、示された収支計画に不安がある。あるいは、医師、看護師確保も１００パーセント確約できるのかという意見があります。こうした不安や疑問に答えるために、第三者機関３カ所へ客観的な評価を依頼したのではないのでしょうか。そして、その結果は、さらに検討を求められた事項もありましたが、３カ所とも収支計画については計画に沿った収支を実現していける基盤はあるとの結論でした。また、北海道の医療対策協議会の自治体病院再編計画素案で示された３０地域の一つとして、砂川圏域とは別に滝川市を中心に雨竜、新十津川を一つの地域として位置づけられたことは医師確保の点でも一定の配慮が期待できるのではないのでしょうか。第３に、先ほどの請願についての討論と重なりますが、市民コンセンサスが得られるまで説明の期間をとるべきとの意見については、できればそうすべきと思います。しかし、先送りした場合、起債許可や補助金が受けられる保証はありません。あるいは、金利や資材上昇への対応も考慮しなければならないなど、新たな課題に直面するのではないのでしょうか。今大切なのは、実施計画策定作業と同時進行で建てかえに向けて、市長や職員はもちろん、議会としても市民への正確な情報提供とともに、疑問や不安を払拭し、ともに新しい市立病院を守っていこうという意思形成をつくり上げることではないのでしょうか。また、収支計画上の不安についても今後さらなる検討をされ、場合によっては実施設計に反映させるという立場も明確にしておく必要があると思います。

最後に、重ねて申し上げますが、圧倒的多数の市民が建てかえ賛成という状況が現時点でできていないことを市長を初め病院関係者はしっかりと受けとめていただきたいと思います。決まったから進めるという態度では、建てかえは失敗します。予定されているまちづくり懇談会を初め、建てかえが市民の命を守るための最善の選択肢であり、市民の支えが何としても必要であることを心を込めて訴えていただくことを切に要望し、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第３号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第３号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第9から第17までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

この辺で若干休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時36分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎日程第9 議案第4号 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第4号 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第4号 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国の法律改正により、この条例に基づき報告を要する市長の資産等の区分に変動が生じたことから、所要の文言整理をすることとして条例を改正したいとするものでございます。

議案第4号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。お開きを願います。

第2条第1項第4号につきましては、郵政民営化法の施行に伴い、郵便貯金が預金に一元化されることに伴う所要の文言整理。

同第5号及び第6号につきましては、証券取引法等の改正により、有価証券の範囲が拡大し、金銭信託を有価証券とみなすこととされることに伴う文言整理。さらに、第6号において、株式等決済合理化法の施行に伴い、すべての上場会社の株券不発行制度の導入に伴う株券の定義に株券不発行の場合の読みかえを規定するための所要の文言整理を行いたいとするものでございます。

附則につきましては、平成19年10月1日から施行したいとするものです。ただし、証券取引法等の改正に伴う改正につきましては、平成19年9月30日、株式等決済合理化法に伴う改正につきましては公布の日からそれぞれ施行したいとするものです。

また、第2項の経過措置でございますが、改正後の第2条の適用につきましては、この条例施行日前に有していた郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の附則第3条第10号に規定されている旧郵便貯金は預金とみなすものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の改正の趣旨でございますが、昨年7月に施行されました国家公務員の休息時間の廃止に準じまして、当市におきましても休息時間を廃止したいとするものでございます。

改正内容につきましては、議案第5号参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

第7条の休息時間を削除するものであり、附則において施行日を10月1日としたいとするものでございます。

職員の勤務時間に関する事項でございますので、職員団体と十分協議を行い、ご理解いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 この件につきましては、先日の総務文教常任委員会でも報告を受けましたけれども、検討の内容についてだけお聞かせをいただきたいと思います。

これは、いわゆる昼休みと言われたものは1時間あったと、それが実質45分になると。1時間のうち休憩時間と休息時間が45分と15分であるということで、1時間が実質45分間になるという内容だと思います。実際のところ、近隣のレストラン、飲食店関係、昼食時間の市役所職員の利用というのは、見込まれているところは実際にあるというふうに思います。45分になった場合に、外食をするという時間帯が非常に厳しくなるのではないかと考えられるわけですが、これにつきまして例えば休息時間のかわりに後ろに15分つけるというような考え方も論議もされたのではないかというふうに思うのですけれども、そうした経過などについてお知らせをいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

後ろに15分をつけるという考え方も、いろいろ検討の中にはございました。ただ、例えば後ろに15分つけますと、ある職員は保育所の送迎に支障が出るとか、そういうこともございます。それぞれの職員のいろんなご希望、ご意見等も職員団体のほうでお伺いをして、最終的にこの判断ということでございます。近隣のレストラン、外に出ている職員も何人かはおりますけれども、45分でそれができないのかということになりますと、私の経験から申し上げますと十分できるのではないかなと思っております。また、市役所には11階に食堂、1階に売店もございますので、その利用もしてもらえたらなということも考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、滝川市立おおぞら幼稚園を平成21年度末をもって廃園するため、改正したいとするものでございます。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。

第2条は、現行の別表第4で滝川市立幼稚園の名称、位置を規定しているところですが、これを削除することに伴う文言整理でございます。別表第4は、廃園に伴う削除規定でございます。

次に、附則でございます。施行期日について、平成22年4月1日から施行したいとするものです。

なお、今回の改正に伴いまして、平成20年度の園児募集につきましては例年どおり行うことといたしまして、平成21年度より4歳児の募集を停止したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 公明党の三上でございます。まず、本日教育委員長がお忙しい中出席くださりまして、本当にありがとうございます。きょうは教育委員長さんにも質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず初めに、昭和52年におおぞら幼稚園が私立幼稚園の補完的な立場ということで設立されたという経緯はお聞きしております。それで、それから30年たっておりますけれども、公立幼稚園の使命が終わったということで今条例改正案が上程されておりますけれども、30年間の中で公立幼稚園が私立幼稚園の人数的な補完という立場だけであったのかどうか、その辺をまず伺いたいなど、これは教育長で結構です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 おおぞら幼稚園が私立幼稚園の人数的な補完だけであったのかというご質問でございます。昨年閉園をしましたみずほ幼稚園も含めて、当時第2次ベビーブームの中で非常にお子さんが急増する、そういう中で幼稚園に行けない。私立幼稚園だけでは受け入れができないという形の中で、多くの方の要望もあって公立幼稚園を建ててまいりました。その中でも、公でできること、民でできるという議論も当時からございまして、これまで何度かお話ししてきましたとおり、場所の問題ですとか、あるいはサービスの内容等について私立幼稚園の経営を圧迫しないような形の中で進めさせていただいてきました。そういうような意味の中では、確かに人数的な部分をまずは一義的に補完をするという形の中でやってまいりました。私立幼稚園と公立幼稚園の大きな違いという部分については、基本的には幼稚園も学校ですから、それぞれの範囲の中でやることがございます。その中で、幼児期における集団生活への対応というものについては、そういう意味では公立幼稚園も私立幼稚園も同じスタンスで行ってきたということでございます。ただ、できました経緯からいきますと、私立幼稚園を超えるサービスというものについては公立幼稚園としては行ってきて

おりませんでしたので、そういう意味では人数的な補完というものに重点が置かれたのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 わかりました。それで、税を投入した公立幼稚園ということで、今人数的な部分ということでお話ありましたけれども、私は今後の使命ということで、税を投入された幼稚園であるがために、まだまだ使命は残っているのかなと思っています。そこで、教育委員長さんに伺いたいのですが、7月1日付ですか、教育委員の方がおかわりになったということで若干メンバーがかわっているということで、今回事務局からの提案ということでいろいろ議論されたと思うのですが、私も議事録を見させていただきましたけれども、幼小連携の重要性とか公立幼稚園でなければならないという議論というのはありましたか、委員長さんの感想でもよろしいので、お答えいただければと思います。

○議長 教育委員長。

○教育委員長 それでは、答弁させていただきます。

おおぞら幼稚園の4歳児募集停止と閉園にかかわる教育委員会議での議論については、昨年7月25日に事務局から説明と取り組み方針について提案を受け、開始したものであります。内容は、民間幼稚園の定員と入園者の状況、幼児数から見た受け入れ可能数の状況、おおぞらの入園を希望している保護者への対応はとれているかなどの質疑が行われました。各委員とも、公立の設置経過と時代の変化、そして少子化の現状、民間にできることは民間にお願いするなどから、閉園やむなしとの結論でありました。そこで、保護者や市民への説明は丁寧にわかりやすく行うことを事務局に求めたところであります。その後10月16日の会議では、事務局から昨年のいじめ問題の対応から保護者への十分な説明ができなかったこと、また募集停止の1年延期の要望を保護者や市議会議員から受けたことなどを考慮し、閉園方針は変更しないが、募集停止を1年延期したい旨の提案がありました。これについては、各委員とも丁寧な説明ができなかったことが原因とすれば、延期するべきであると判断したところでございます。

今年度は、5月30日の教育委員協議会では取り組みのスケジュールについての説明を受け、昨年と同様保護者には丁寧な説明をするよう事務局に求めました。その後6月27日の会議では、第2回市議会定例会の幼稚園関連の質疑について報告を受けました。この中で、三上議員から障がい児の受け入れについてどう担保するのかと質疑があったことも報告を受けております。7月23日の会議では、7月12日に実施した第1回保護者説明会の内容について報告を受け、保護者の方々の負担がふえるのは当然あるわけですので、誤解のないよう説明に努めることを事務局に求めました。8月31日の教育委員会議では、事務局から保護者説明会の全体経過及び幼児教育における教育委員会の果たす役割について報告を受け、また新たな考え方である募集停止時期の1年延期と募集時点で閉園時期を明示すること、さらに現在の保護者と来年度以降幼稚園教育を希望している保護者に選択肢や入園準備が整えられるように配慮したことなど提案説明を受けて、議論をしたところであります。各委員の考え方が昨年7月25日の会議における閉園の方針に変わりはないこと、

またただいま申し上げた募集停止時期をさらに1年延長し、見直しを行ったことなどの経過を踏まえ、各委員からは、民業を圧迫しない公共の立場を考えたとき、判断する時期が来ている。また、設立当時の役割と現在の役割が随分変化してきており、特に生活環境や幼児の人口減少は大幅であり、保護者の方もその変化を受けとめていただかなければならないなどの意見があり、私としても各委員が苦渋の決断をしたものと受けとめ、委員長として結論を得ることが必要と判断し、決をとった結果、全会一致で条例案の市長への送付を決定したものであります。

以上、何点か述べましたが、私立幼稚園のニーズがどこにあるのかなどを現在ある幼稚園連絡協議会で経営者や幼稚園教諭などと意見交換をしながら幼児教育展開を進める考えであります。

以上でございます。

○議長 三上議員、これは一問一答方式ではございませんので、最終質疑になります。

○三上議員 十分議論されたというのがよくわかりましたので、格調高いご答弁ありがとうございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、3点にわたって質疑を行いたいと思います。簡単に質疑を行いますので、ご答弁をお願いいたします。

1点目は、今後幼児教育への公的責任をどのように果たしていくのかについて伺いたいと思います。

私立と公立幼稚園の実質的な保護者負担増についての影響、これは資料も厚生常任委員会に出されております。3倍となるような所得階層の部分もあるわけです。こういった保護者負担増についての影響についてのお考えを伺いたいと思います。

3つ目ですが、3,700筆の公立おおぞら幼稚園の存続を求めた署名が出されました。こうした署名をなさった保護者の方、または地域のお父さん、お母さんたちの残してほしいという、この思いについてどのように受けとめるのかについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 教育長。

○教育長 まず、1点目の幼児教育の公的責任をどのように果たしていくのかということでございますが、公立幼稚園を滝川市が運営をしないということになっても、教育委員会が果たす役割というものにつきましては次のような点が考えられております。まず、現在実施をしております中で継続、充実させていくものとしまして、1点目は幼小連携事業ということで、小学校教育へのスムーズな移行を目的としました教師間の交流の事業、2点目としまして、市長部局が実施をする子育て・子育て事業との連携、就学前児童への支援施策への教育委員会としての参画、3点目としまして、組織がありまして、市立幼稚園連絡協議会というのがございますので、その中で意見交換あるいは連携策の協議、研究が3点でございます。また、新たに考えていかなければならないものとして、今のところ事務局のほうで検討しているものが、まず1点目は私立幼稚園で既に一部実施をしております障がい児の受け入れ事業への何らかの支援策がとれないのか、2点目、義務教育における特別支援教育あるいは特別支援学級による実践内容、障がい児を受け入れていただく私立幼稚園

の先生方との研修機会を提供できないかどうか、また３点目としましては、幼児期におきましても心の教育というものが非常に重要になってきております。就学前における心の教育というような形の中で、委員会として支援する方法がないだろうかというようなことを現在検討しております。いずれにしましても、先ほど委員長が答弁しましたとおり私立幼稚園のニーズがどこにあるかという部分については、組織されております協議会の中で経営者の方あるいは幼稚園の先生方と十分意見交換しながら、実りある幼児教育施策の展開を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、私立幼稚園に通園することで実質的な負担増ということになります。幼児教育に係る保護者負担が増大するということになります。現行ある私立幼稚園の就園奨励費補助金を活用していただくということになろうかというふうに思っております。

それから、３点目の３，７２０筆という署名の重みをどう考えているかということでございます。これまで私も２回保護者会に参加をさせていただきました。おおぞら幼稚園の存続を願います３，７２０名の人々の思いは重く受けとめたいと思っております。結果としまして、保護者や、あるいは署名をしていただいた方の意に沿う形には至りませんでしたけれども、廃園そのものについての方向性は思いが通じたと思っておりますし、今回１年延長させていただいたという部分も皆さん方からいただいた思いの一端を何とか委員会としても受けとめさせていただいたということで、その署名いただいた方の幼児教育に対する思いをどうこれから先ほど申し上げました教育行政の中で生かしていくのか、大きな課題をいただいたというふうな認識でおります。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、２点について再質疑をさせていただきたいと思います。

障がい児受け入れを私立でやっていただくということでの支援策についての検討をされていくと、この結果を出そうとしている時期についてお伺いしたいと思います。

２つ目、負担増について、就園奨励費補助金の活用、これを使ってもなお負担増、先ほど言ったように実質的に負担増が３倍になる、そういった階層もある。そういう方が実質いられるかどうかは、わかりません。ただ、そういうことによって、入れたくても公立がなくなることで幼児教育を園で受けさせたくても受けられないという所得階層の部分が出てくる可能性がないとは言えない。そういう方たちに対して、負担増についてどういった考えをお持ちなのかを伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、１点目の障がい児支援の関係でございます。これまで私立幼稚園のほうと何度か協議をさせていただいてはおります。ただ、どのような形がいいのか、園に対する支援策なのか、個人に対する支援策なのか、あるいは可能なかどうなのか。私どもが想定しているものと実際に私立幼稚園のほうに困っているといいますか、より積極的に受け入れるための要件というのは、そこまでまだ完全に詰め切っているわけではございませんので、今後詰めさせていただきたいというふうに思いますし、発達支援センターとも連携をしながら、なるべく早い時期には取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また、負担増の関係なのですが、現行おおぞら幼稚園に入園されている方で市民税の非課税世帯

あるいは均等割のみの世帯といいますのは、全入園者の６パーセントくらいでございまして、それ以外の方につきましては所得割の税がある、一定のある程度の収入があるという方でございまして、低所得者、６パーセントくらいの方につきましては、現行の負担からしますと就園奨励費で助成を受ける部分を引きますと、２年目くらいですと大体５０パーセント増ぐらいの範囲内でおさまる。議員さんがおっしゃいました３倍という世帯につきましては、所得割の課税が非常に金額が多い、収入でいいますと６８０万円以上の世帯のところかふえるということでございます。そういう方につきましては、現行でも私立幼稚園で負担をさせていただいております。私立幼稚園の中では、例えば送迎だとか、そういう選択肢がありますので、そういう中で工夫をしていただくというようなことになるのかなというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 答弁は要りませんけれども、負担増という場合に、今おおぞらに行っている人たちだけのことを言っているわけではないわけで、その他たくさん入れたいと思っても入れられないという、そういう人たちに対してのことも求めたということで、答弁は要りませんけれども、そういう意味だったことを酌んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、５点にわたって質疑を行いたいと思います。まず、この間の経過ですが、ちょうど１年前、保護者に全く説明を行わずに、９月４日の保護者説明会で１０月１日の募集停止方針を伝えようとしていたというのがちょうど１年前の状況でした。これで、総務文教常任委員会で批判が相次いで、結果的には教育委員会はこれまで何の説明もしていないことに謝罪を表明いたしました。そして、保護者説明会とまちづくり懇談会で理解を得て進めることを表明しました。さらに、懇談会資料を廃止すると書かれていたものを理解を得ながら廃止を目指すというふうに変更したと。それから、いろんな経緯があって、ここに至っています。そういったことを踏まえて質疑をしたいと思います。

まず、１点目は、これまで最も赤字の金額が大きかったのは平成１８年度です。平成１８年度に４４８万９、０００円。このときの４歳児の入園者数は、１７名でした。２７名から１０名落ちたと。明らかに１７年の１月に市が市民委員会に公立幼稚園の廃止方針を発表したことからの風評による影響があったということを当時共産党は指摘をいたしまして、当時のおおぞら幼稚園の保護者の皆さんにこういうチラシをお配りをいたしております。入園者数回復の可能性は、十分ありますと。これについてお伺いしたいのですが、その後着実に４歳児の入園者数はふえております。その後といっても昨年１年ですが、１７人から３１人へと。まず、１点目として、１８年度の１７人という数字はやはり例外的な数字だというふうに分析されているかどうか、まず１点目にお伺いしたいと思います。

２点目、１９年度は４歳児が３１人、５歳児は２７人です。今回の応募で５歳児については４人で定員に達すると、４歳児についても１８年を除けば２２、２７、３１と大幅に増加傾向があるわけで、２０年度の募集で４歳児、５歳児が定員充足する見込みについてお伺いをしたいと思います。

3点目は、35人掛ける2学級が定員充足した場合の赤字額、黒字にはならないのだろうというふうに思いますが、平成16年の56人で赤字が264万円でした。その後一般財源、いろんな財政的な変化がありますので、このままの数字は使えませんが、70人になればかなり改善されるのではないかと思います、その見込み金額について伺いいたします。

4点目は、今平均すると負担が5割ふえると言われました。一番生活が苦しいのは、共稼ぎといっても1日三、四時間というような奥さんの共稼ぎ、こういう方が利用される場合が多いと思うのですが、2人合わせて300万円から400万円という家庭、安いけれども、所得税かかると、こういった家庭が一番大変だというふうに思うのですが、こういった家庭の子が私立幼稚園に行けないという状況が生まれることを危惧するのですが、この問題についてお聞きをしたいと思います。なお、今おおぞら幼稚園が果たしている役割は、4歳児、5歳児合わせて20年度でいうと713人に対して約1割の70人が在籍をする可能性がある。決して小さい役割ではないということを踏まえて、伺いいたします。

5点目は、跡地利用について伺います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 まず、1点目の平成18年度、17名を例外的と分析しているかどうかということでございます。風評被害があったかどうかは別にしまして、保護者のニーズ、確かに15、16、17とふえてきておりますけれども、ただやはり定数は満たしていない。一方、私立幼稚園のほうは定数を超えた入園がある、希望があるというようなこと。また、保護者のニーズが3年保育、2年保育というほうにニーズがシフトしてきておりまして、そういう意味で、18年度が例外ではないとは、統計的にいけば多分例外の数字になるのだろうというふうに思いますが、ふえる傾向がこの先ずっと続くということは、児童数の減少というものから見てもある程度一時的なのかなと。30が行く行くは35で、20年度の募集が35になるという見込みは、現在のところは立ててはおりません。また、同様に今の理由からいきますと平成20年度、70名になるかどうかという部分については、断言できるものではございません。ただし、幼稚園を運営する以上は、やはり一人でも多くの方に入っていただかなければ、それだけ単年度の赤字は大きくなるわけですから、従来同様通常募集という形で10月の募集をしたいというふうに思っております。

それから、35人が2クラスになったときの財政の見込みにつきましては、部長のほうから答弁をさせていただきます。

また、次の負担の関係ですが、一定の方について行けないという部分が出るのではないかとということでございます、そういう意味もあって、今回1年あえて延長させていただきましたのは、先ほど窪之内議員さんからのご質疑がありましたように、これから入園を考えていらっしゃる1、2歳あるいは3歳児を持つ保護者の方も、そういう意味では計画を持って事前の準備をちゃんと1年、2年やっただいて、それで納得をして、理解をしておおぞら幼稚園なり私立幼稚園を選択してもらうということを考慮しまして、そういう判断をさせていただきましたことをご理解いただきたいというふうに思います。

また、跡地の関係につきましては、教育財産から普通財産に変更して公売という形になろうかというふうに思いますが、そちらのほうにつきましては市の関係所管とも協議を進めて、23年度を迎えたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私のほうからは、定員70名でフルに入所した場合の試算でございますけれども、延長保育も毎年かなりの人数がいらっしゃいますので、延長保育もあるという前提のもとで収入をはじきました。それと、基準財政需要額等につきましては、19年度単価を使わせていただきまして70名を掛けさせていただきまして、収入につきましては3,130万円、支出につきましては維持運営経費といたしまして430万円、これは予算計上の中でもはからせていただいている数字でございます。それと、人件費でございますけれども、園長と教諭が3名、それと嘱託事務員と技術職1名、嘱託です、それと代替の幼稚園教諭1名ということで人件費では2,600万円。合わせますと3,030万円ということで、結果的に通常収支では約100万円の黒字が見込めるという数字がはじかれたところでございます。先ほど交付税の歳入の関係でお話あったかと思いますが、交付税につきましては2,430万円のうちの6割程度が歳入として見込めるということで、1,460万円程度の歳入が見込めるということで、税負担という部分でありますとまだ870万円ほどの税負担としての市の負担は依然あるという結果でございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 保護者が多数の署名を自分たちだけの力で集めると。関係する議員には声もかけずに、みずからの力で、だから本当に保護者たちだけで集めたのだらうというふうに思います。さらには、公立幼稚園の必要性については、いろんな考え方はあります。しかし、今の3点目のご答弁では、園長さんは嘱託ですから、年間百数十万円ですよ、200万円くらい。そうすると、3人で2,400万円近いですから、本当に私立の幼稚園の幼稚園教諭と比較すれば3倍ぐらいの人件費。ですから、黒字とか赤字とかという前に、圧倒的な黒字だと。ただ、そこに滝川市の正職員が配置されているから赤字になりますけれども、私立幼稚園ベースでいけば、税負担を除いても1,000万円近い黒字になる、そういう計算になるというふうに思うのですが、必要性や、またそれに対する願い、そしてまた経営の問題でも、どの面から見ても、また対象幼児の1割が通うと、しかも50パーセントふえて、1年間待ったらそれだけ貯金ができるのかと、そんな経済情勢、雇用情勢でないということからいえば、どの側から見てもこれを廃止するという考えはなかなか出てこないというふうに考えれば、唯一民間を圧迫すると、この1点だけで廃園をしようという考えだというふうに思うのですが、私のそういった考えについて違うということであれば、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 確かに公立幼稚園のこれまでの運営に当たりましては、民間を圧迫しないということでしたが、そののみをもって廃園をするということではなくて、これは保護者会の中でも説明をさ

せていただきました。公でできること、民でできること、それぞれの役割を果たそう。民でできることを公がやるというよりは、公でなければできないことをきちっとやるのが行政のほうの責任だろうというふうに考えて、そういうことも含めて保護者会のほうに説明をしまいいりました。議員さんおっしゃられるように、確かに紹介議員さんもない中で、スーパーとか外に立って署名をされてきた保護者の思いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり真摯に受けとめて、これからの幼児教育に生かしていこうという決意をまた新たにしたところでございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論させていただきます。

幼稚園に行きたくても行けない子供が100名近くいた昭和52年に、私立の幼稚園の補完的役割を果たすため、おおぞら幼稚園が開設されました。しかしながら、時を経て、少子化、保護者の多様なニーズにこたえられないための定員割れ、建物の老朽化などを理由に公立幼稚園の使命を終えたとして、昨年度保護者へ説明し、本年もまた同様の説明を繰り返しました。私は、今回上程された条例改正案の根底に私立幼稚園の就園奨励費補助金の補助限度額のさらなる見直しがあると思うわけであります。2年前、就園奨励費補助金限度額見直しの際に、私立幼稚園側から赤字を抱えたままの公立幼稚園をまず廃園すべきとの議論があったからであります。滝川市は、おおぞら幼稚園の廃園で足かせがとれたことで、次は必ず私立幼稚園の就園奨励費限度額のさらなる見直しに向かっていくと思うわけであります。私は、確かに滝川の財政を考えたとき、これまで以上に民間にできるものは民間に任すとの考えに基づき、行財政改革を推し進めなければならないと考えますが、公立幼稚園の使命は既に終えたとする市教委の判断は、全く子供たちの目線に立った判断ではないと思うわけであります。滝川市は、一昨年に起きた悲しい出来事を教訓とし、再出発を図ったわけであります。今幼稚園と小学校の連携が重要であると言われております。例えば年間の計画の中に小学校と幼稚園の連携をカリキュラムに位置づけ、小学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんと接することで園児たちは新しい発見をします。また、高校、中学生の男子生徒が家庭科の時間に幼稚園を訪れ、園児と半日遊ぶという活動を聞いたことがあります。このことによって、受験など大人社会の圧迫を無意識に感じていた高校生、中学生は、子供と遊ぶことで園児から逆にエネルギーをもらって、喜んで帰っていくそうです。園児も、そのような活動を通して、ふだんは余りできないことを体験するそうです。このような試みは、公立幼稚園だからこそできると思うわけであります。保護者たちの廃園反対の主張の中に、このおおぞら幼稚園は伸び伸びとした自主的な活動ができるとあります。子供は、総合的に育って初めてバランスのとれた心と体が育っていくものだと思っております。この意味において、公立幼稚園の使命はまだ終わっておらず、税の投入されている自覚の

もとにさまざまな研究を通して、大多数が利用する私立幼稚園に通園する園児や未就園の幼児に研究成果を還元する研究実践園としての使命があることを訴えさせていただきます。

今回の教育委員会の判断は、子供たちは滝川の宝とする本質論に迫ることなく、金、いわゆる経費削減のみに主眼が置かれたことは否めません。子供たちの目線に立った判断を切望し、反対討論とさせていただきます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、新政会を代表いたしまして、議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論を行います。

まず、大きな国、地方のトレンドというか流れは、小さな政府と、そして民間にできるものは民間へと。各自治体が行っているいろいろな公の施設の指定管理制度の流れ、こういう……

(何事か言う声あり)

○井上議員 流れで今きております。やじには一々答えません。

それで、滝川の行財政改革の流れですけれども、これ幼稚園も関係してくるので、振り返ってみますけれども、平成10年、ここに参加されている議員で3期目以上の人はわかっていると思いますけれども、平成10年から12年、すごく景気も悪く、予算編成が立ち行かない状態になったのです。そのぐらい厳しかったのです。それで、平成12年に財政非常事態宣言をやったのです。林市長のとき。そのときに、議会側はどういうことをやったかということ、議会の中に平成10年の1月に行財政改革調査特別委員会を設置したのです。私はその委員長になったわけですが、けれども、それを強調するわけではないですけれども、その中で68施設、きょう傍聴者いないのでちょっと寂しいですけれども、68施設のバランスシートを出させたのです。そして、市も経営だというような立場もあって、滝川市議会特別委員会に全部それを出していただいて、そして施設を全部点検しました。それには、温水プールから園芸センターから丸加伝習館からどうぶつらんどうから、全部です。その中の一つに幼稚園の関係もありました。そのときの総合的な見解はどういうことかということ、公共施設の運営に当たっては財政圧迫の大きな要因になっていることにかんがみ、市民のニーズ、動向を的確に把握し云々とあります。施設の適正配置及び統廃合並びに民間委託等、効率的運営を公益的視野を持って積極的に推進されたいという、そういう中間報告がなされたわけですが、けれども、そのときにいろいろな論議が各会派で行われたわけですが、そのときから、統廃合ということも全体一致の中ではなかったですけれども、出てきております。ただ、市のほうでは、推進本部ができて、その部会の中でも統廃合の問題については出ているわけですが、そういう経過の中で起きているということを背景に、最初に申し上げた次第でございます。

そして、いよいよ予算が基金も10億円を切るぐらいの状態になって、それで合併論議が盛んになったのです。合併論議が盛んになって、いよいよ究極の行財政改革は合併だという話になって、平成16年の1月から合併論議が始まったのです。それで、皆さん忘れもしない平成16年7月30日、合併が破綻になった。それで……

(何事か言う声あり)

○井上議員 ちょっと長くなりますけれども、そのときに、これではだめだと、それぞれ自立をし

なければならぬということでタッグ計画が立てられたのです。そのタッグ計画の中に、私立幼稚園をどうするかということが論議になったわけであります。それはわかっていると思いますけれども、その大きな流れは民間にできるものは民間へと。それと、幼児教育の背景が昭和52年のときと変わってきたということです。私は昭和50年に議会に出たわけですが、52年のときの幼児は1,900人ぐらいいたのです、4歳、5歳。今平成19年で738人ですよね。だから、その当時は、滝川幼稚園、白樺幼稚園、江部乙幼稚園とあったわけですが、それでもまだまだ就学前教育の需要があったのです。そんなことでできたということの経過、私はそこにおりましたのでわかるわけですが、現在は、先ほどの論議にもありましたけれども、税負担も1,000万円から1,200万円になっているということで、タッグ計画の延長の中で19年4月には募集停止、20年3月閉園の方針を打ち出してきたと。ただ、ご丁寧な論議というか説明をしていないものですから、いろいろと批判があつて、これはやっぱり教育委員会も襟を正してもらわなければいけないと思います。そんなことで、いろいろとありまして、22年3月廃園の方針ということになったわけですが。

行財政改革という立場で申し上げたわけですが、これは痛みをそれぞれ分かち合うというようなことからいって、職員もそうですし、我々議会もそうですし、相当行財政改革をそれ以来やってきたのは事実でございます。そんなことで、平成10年から18年で約33億円の行財政改革の効果を出しているというようなことでございます。ただ、これ財政だけで言ったらまた問題があるわけで、時代的にそういうようなことになってきて、ただ就学前教育の重要性は変わっていないと思います。これは現実にはそういうことだと思いますけれども、ただ役割、民間ができるものは民間にやらせたらいいのではないかなという観点のことからだと理解をしております。ただ、先ほど教育長からの答弁もありましたが、幼小連携の充実であるとか、あるいは障がい児を受け入れる私立幼稚園への補助であるとか、いろいろとやってもらわなければならないということで、今の役割を私立幼稚園にお願いするということでの条件整備はしていかなければならないのではないかなというふうに考える次第でございます。

そんなことを含めまして、賛成討論とする次第でございます。

以上であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

今回の条例案は、21年度から募集停止、22年度で公立幼稚園を全廃するものです。廃園条例案には、以下の問題点があります。1、公立幼稚園の役目は終わったという理由は、私立の各幼稚園の受け入れが可能だということを根拠とするものです。しかし、北電公園に近い環境と自由な教育、無宗教や低料金などの理由から、存続を求める保護者は少なくないどころか増加傾向にさえあるのではないのでしょうか。保護者負担の試算では、共稼ぎで子供2人で年収280万円から560万円の場合、私立に比べ保育料だけで2万円から7万円安く、子育て支援として必要な幼稚園であることをまず強調するものです。2、園児数と経営収支については、18年度、52人在籍時で4

48万9,000円の赤字でした。しかし、19年度は、58人の在籍で赤字額は440万円に減少する見込みです。しかも、来年度の5歳児、今の4歳児は31人おり、これまでの実績は5人から10人の募集があったので、今回の募集で定員を満たすことは間違いありません。さらに、来年度の4歳児についても、16年度、22人、17年度、27人に対し、今年度が31人だったことを考えれば定員に達する見込みも高いと言えるのではないのでしょうか。この場合、4歳児、5歳児人口713人の1割に達します。3、また、18年度の4歳児応募が10名減少した要因が17年4月の公立幼稚園廃止方針を出したことによるいづれなくなるとの風評が原因であることは、ほぼ証明されました。また、来年度定員を満たすことで約100万円の黒字が出るという答弁も明らかにされました。4、タッグプランでは、方向性を決定する際には保護者など関係者に十分な説明を行い、理解を得るように努めますとしていますが、保護者全体では廃園反対が多数を占めており、3,000を超える署名が提出されたことから、理解が得られたとは言えません。5、公立に行かせたい保護者にとって、5割の負担増という答弁がされましたが、保育料金値上げと私立幼稚園就園奨励費補助金削減が段階的に進められ、廃園する22年度には幼児についての子育て負担は日本一高い市になることは間違いありません。これでは、まちづくりの中で子育て世代の負担という問題を完全に隅っこに追いやる市政、無視する市政であると厳しく指摘せざるを得ません。子育て世代をめぐる雇用情勢や社会保障や税負担増を考慮しなければ、あすの滝川市を支える世代はどうなってしまうのか、この世代についての支援と理解を抜本的に改める必要性を指摘し、反対討論いたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

この議案は、滝川市立おおぞら幼稚園を平成22年度末で廃止とするもので、公立幼稚園が姿を消すことになります。9月6日には、おおぞら幼稚園父母の会が3,720人分の署名を添えて、平成22年度末での廃園見送りと市としての幼児教育の存続を求めた要望書が市と教育委員会に提出されました。タッグ計画でみずほ、おおぞら、2つの公立幼稚園廃園の方針とともに、幼稚園就園奨励金削減や保育料金の段階的値上げなど、市の子育てに対する姿勢が問われ続けてきました。全市的な関心の高まりとともに、かつてない運動が広がり、当初計画を変更せざるを得ない状況が相次ぎました。おおぞら幼稚園の廃園方針は、当初の平成20年3月末から21年3月末に変更され、今議会では22年3月末にさらに変更され、上程されました。私は、保護者会との話し合いを何度も開催し、納得していただいた上で上程しようと努力されたことについては理解するものです。また、当初の方針に固執することなく、弾力的な対応もあり得る立場で話し合いを進められ、入園募集時に廃園時期を明記し、将来を見据えた上で募集するとした議案についても一定の評価をするものです。しかし、やはり公立幼稚園は存続すべきというのが私の思いです。その理由は、第1に、総務文教常任委員会が出された資料からも、公立と私立の実質保護者負担は、所得階層によって違いますが、初年度で7万8,000円から21万6,000円、2年目以降で4万1,000円から19万5,000円の増となります。子育て世代の所得水準を考えたとき、入園をあきら

めざるを得ない状況が危惧されます。現行保育料の維持という点からも、公立幼稚園存続の大きな意義が残されていると考えます。第2に、少子化のもと、入園希望者の受け入れは私立3幼稚園で可能との判断を示されていますが、江部乙地域に幼稚園があったのが廃園されたように、民間幼稚園が将来にわたって存続される保証はありません。幼児期からの教育が学校教育にとっても重要だと言われています。廃園ではなく、反対に幼児教育のモデルとして創意工夫、知恵を出し合い、公立幼稚園に光を当てることが求められているのではないのでしょうか。第3に、私立とは違い、直接保護者が送り迎えをすることで保護者の交流が深まり、幼稚園運営においても父母の会の活動は貴重な存在となっています。子育て、子育ちにとって、こうした地域力を生かした幼児教育こそなくてはならないものだと考えます。

以上、公立幼稚園存続への思いを申し上げ、討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第7号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成20年3月31日をもって現在の3年間の指定管理者による管理期間が満了する航空科学センター、施設といたしましては滑空場、航空動態博物館、その他附帯施設でございますけれども、滝川市指定管理者制度適用方針に基づき、公募により次期の指定管理者を選定することとなったため、現行の条例が非公募型であることから、公募型の条例に改正したいとするものでございます。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、目次の改正は、後ほどご説明申し上げます第21条の追加に伴います文言整理でございます。

第6条については、滝川滑空場の利用に当たって、新たに第2項として利用の許可についての条件、さらには第7条については利用の制限に係る規定を明確化したものでございます。

第8条についても、利用の許可の取り消し等に係る規定を明確化したものでございます。

2ページの第9条につきましては、航空動態博物館の開館時間及び休館日を規定したものでございますけれども、指定管理者が市長の承認を得て定めることとし、第2号では航空動態博物館の過去の利用実績から、管理の効率化を考慮しまして、12月1日から3月31日までの冬期間については土日、祝日を休館日としたいとするものでございます。

第10条、第11条の改正につきましては、滑空場同様、博物館についても利用の許可、利用の制限に係る規定の明確化などの他の条例との整合を図るための所要の文言整理でございます。

第12条につきましては、航空機を格納する際の利用料金について、利用者の利便性を図るため、年度内の納入としたいとするものでございます。

3ページ目の下段、第21条は、市長による管理として新たに設けた条項でありまして、やむを得ない事情があると認められるときは指定管理者にかわって市長が管理を行うことができる旨の規定であり、4ページの第2項につきましてはこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

なお、5ページ、附則につきましては、本条例を平成20年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 議案第8号 滝川市青年体育センター条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第8号 滝川市青年体育センター条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市青年体育センター条例等の一部を改正す

る条例についてご説明申し上げます。

この改正は、平成20年3月31日で現在の指定管理者による管理期間が満了する青年体育センター、市民プール及び東栄小学校プール、サイクリングターミナル、B&G海洋センター並びに滝の川公園、その他の都市公園について、滝川市指定管理者制度適用方針に基づき、公募により次期指定管理者を選定することとするため、必要な条文整理を行うための改正でございます。現在各条例とも非公募型の指定管理者管理条例であるところを公募型の条例に変更したいとするもので、5つの条例に関連するものであることから、5条立てという方式で改正したいとするものであります。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。

まず、大きく第1条といたしまして、滝川市青年体育センター条例の一部改正でございます。

第5条の改正は、現在開館時間及び休館日について条例において明示して定めているところですが、これを標準的な時間及び日のみを示しまして、委員会の承認を得て、指定管理者が定めることとすることにより、指定管理者による新たな発想により任意の設定が可能となるよう改正したいとするものです。

第6条から第8条までの改正は、利用の制限、利用の許可の取り消し等に係る規定の明確化などの他の条例との整合を図るための所要の文言整理でございます。

2ページ目をお開きください。第13条については、新たに委員会による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものでございます。

あわせて、旧第13条を第14条に繰り下げをしたいとするものでございます。

3ページをお開きください。大きく第2条による改正といたしまして、滝川市水泳プール条例の一部改正であります。この改正は滝の川と江部乙の市民プールと東栄小学校プールに関する改正でございます。

第3条の改正は、青年体育センター同様、開館時間、休館日の任意設定化のための改正でございます。

第10条及び次の4ページ目の第11条の改正は、利用の制限、利用の許可の取り消し等に係る規定の明確化などの他の条例との整合を図るための所要の文言整理であります。

第14条については、青年体育センター同様に、新たにやむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行えることとするための条文の追加であり、あわせて旧第14条を第15条に繰り下げをしたいとするものでございます。

5ページをお開きください。大きく第3条による改正といたしまして、滝川市サイクリングターミナル条例の一部改正でございます。

第2条の2の改正は、委員会の後に関する文言整理でございます。

6ページ目をお開きください。第4条の改正は、青年体育センター等と同様、開館時間、休館日の任意設定化のための改正でございます。

第6条から第12条までの改正は、利用の制限、利用の許可の取り消し等に係る規定の明確化など、他の条例との整合を図るための所要の文言整理でございます。

7ページをお開きください。第15条につきましては、青年体育センター等と同様に、新たにやむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行えることとするための条文の追加でございます。

8ページをお開きください。大きく第4条による改正といたしまして、滝川市B&G海洋センター条例の一部改正でございます。

第4条の改正は、青年体育センター等と同様、開館時間、休館日の任意設定化のための改正でございます。

第5条及び第10条の改正は、他の条例との整合を図るための所要の文言整理でございます。

第14条は、第4条等の改正に伴う所要の文言整理でございます。

9ページ目をお開きください。大きく第5条による改正といたしまして、滝川市都市公園条例の一部改正でございます。この改正は、滝の川公園、北電公園球場、西公園パークゴルフ場、池の前水上公園の一部に関する改正でございます。

第7条の2の改正は、青年体育センター同様、開館時間、休館日の任意設定のための改正でございます。

第7条の3の改正は、他の条例との整合を図るための所要の文言整理でございます。

10ページをお開きください。第15条の2の改正は、第7条の2等の改正に伴う所要の文言整理でございます。

附則につきましては、施行期日について平成20年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第14 議案第9号 滝川市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第9号 滝川市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程いたしました議案第9号 滝川市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、現在直営であります総合福祉センター、広域生活総合センター、働く婦人の家、中央公民館、音楽公民館及び勤労青少年ホームについて、滝川市指定管理者制度適用方針に基づき、公募により指定管理者を選定することとするため、必要な条文整理を行うための改正であり、5つの条例に関連するものであることから、5条立てという方式で改正したいとするものでございます。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。

まず、大きく第1条による改正といたしまして、滝川市総合福祉センター条例の一部改正でございます。

第3条は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項として指定管理者が行う業務の範囲として、利用の許可、維持管理、その他の付随業務を行わせたいとするものでございます。

第3条の2は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、従前規則で規定していたものと同様の開館時間と休館日にしたいとするものでございます。

第5条から2ページ目の第6条の2までの改正は、使用を利用に、市長を指定管理者にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理及び他の条例との整合のための条文整備の改正でございます。

第6条の3の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第7条において、その承認について規定を追加するものでございます。

第7条の2から4ページ目の第12条までの改正は、先ほど同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正でございます。

第13条については、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものでございます。

あわせて、旧第14条を第15条に繰り下げをしたいとするものでございます。

5ページ目をお開きください。附則の改正も、先ほど同様文言整理等の改正でございます。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるための改正及び所要の文言整理等でございます。

6ページ目をお開きください。大きく第2条による改正といたしまして、広域生活総合センター設置条例の一部改正でございます。

第1条の改正は、他の条例との整合のための条文整備の改正でございます。

第2条の2は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項としてセンターの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項として指定管理者が行う業務の範囲として、維持管理及びその他の付随業務を行わせたいとするものでございます。

第3条の改正は、所要の文言整理であります。

7 ページ目をお開きください。第3条の2は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するものであり、従前規則で規定していたものと同様の開館時間と休館日としたいとするものでございます。

第3条の3については、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものであります。

第4条の改正は、所要の文言整理であります。

8 ページ目をお開きください。大きく第3条による改正といたしまして、滝川市働く婦人の家条例の一部改正でございます。

第3条は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として婦人の家の管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項といたしまして指定管理者が行う業務の範囲として、利用の許可、維持管理、その他の付随業務を行わせたいとするものでございます。

第4条の改正は所要の文言整理を、第5条の改正は使用を利用にする指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理のための改正でございます。

第5条の2は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、従前規則で規定していたものと同様の開館時間と休館日にしたいとするものでございます。

9 ページ目をお開きください。第6条の改正は、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理のための改正でございます。

第6条の2の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第7条において、その承認について規定を追加するものでございます。

第8条から11ページの第14条までの改正は、先ほど同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正でございます。

第15条については、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものでございます。

あわせて、旧第15条を第16条に繰り下げをしたいとするものでございます。

12 ページ目をお開きください。附則の改正も、先ほど同様文言整理等の改正でございます。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるための改正及び所要の文言整理等でございます。

13 ページ目をお開きください。大きく第4条による改正といたしまして、滝川市公民館条例の一部改正でございます。この改正は、中央公民館及び音楽公民館に関する改正でございます。

第3条の改正は、管理に関する条を管理の代行等に関する条としたいとするもので、中央公民館及び音楽公民館の管理を指定管理者に行わせ、その管理の範囲を利用の許可、維持管理、その他の付随業務としたいとするものでございます。

第4条の改正は、開館時間及び休館日に関する規定で、従前規則で規定していたものと同様の開

館時間と休館日にしたいとしますものがございます。

第5条及び14ページ目の第6条の改正は、使用を利用にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理のための改正でございます。

第7条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第8条においてその承認について規定を追加するものがございます。

15ページ目をお開きください。第9条から3ページにわたりまして17ページ目の附則第2項までの改正は、中央公民館、音楽公民館の2館の指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理等の改正でございます。

18ページ目をお開きください。別表第1及び19ページ目の別表第2の改正は、使用料から利用料金制度に移行するための規定でございまして、上限額を定めるための改正及び所要の文言整理等でございます。

大きく第5条による改正といたしまして、滝川市勤労青少年ホーム条例の一部改正でございます。

第2条の2は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として勤労青少年ホームの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項といたしまして指定管理者が行う業務の範囲として利用の許可、維持管理、その他の付随業務を行わせたいとするものがございます。

20ページ目をお開きください。第3条の2は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、従前規則で規定していたものと同様の開館時間と休館日としたいとするものがございます。

第4条の改正は、使用を利用に、市長を指定管理者にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理及び他の条例との整合のための条文整備の改正でございます。

第5条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、21ページ目の第6条において、その承認について規定を追加するものがございます。

第7条から22ページ目の第13条までの改正は、先ほど同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正でございます。

第14条につきましては、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものであり、あわせて24ページの旧第14条を第15条に繰り下げをしたいとするものがございます。

24ページでございます。別表第1から26ページ目の別表第3までの改正は、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるための改正及び所要の文言整理等でございます。

附則でございます。まず、第1項は、施行期日につきまして平成20年4月1日から施行したいとするもので、第2項は経過措置といたしまして4月1日以降の利用について、条例施行前、すなわち今年度内に申請、許可等の処分、手続を終えた者については改正後の条例に基づいて処分、手続等がなされたものとみなす規定でございます。

第3項は、同様に経過措置ですが、4月1日以降の利用について、条例施行前、すなわち今年度

内に許可を行ったものについては旧料金体系で市に対して使用料を納付することとなる旨を定めたものでございます。

1 件、先ほどの説明の中で総合福祉センター条例の改正の中で、旧第 1 4 条を第 1 5 条に繰り下げをしたいと申し上げましたけれども、間違いでございまして、旧第 1 3 条を第 1 4 条に繰り下げをしたい旨の間違いでございました。失礼いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 1 0 号 滝川市土地開発公社定款の変更について

○議 長 日程第 1 5、議案第 1 0 号 滝川市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 1 0 号 滝川市土地開発公社定款の変更についての提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市土地開発公社の定款を変更する場合は、公有地の拡大の推進に関する法律、公拡法と申し上げますが、第 1 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならないと規定されているところでもありますことから、このたび改正議案を提案するものであります。

議案第 1 0 号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきますので、お開きを願います。

まず、定款第 1 9 条第 1 項関係でございますが、土地開発公社の経理につきましては公拡法及び同法施行規則により基本原則及び勘定区分が定められ、その細部については土地開発公社経理基準要綱に規定する基準や処理方法により経理事務が行われているところでもあります。これまでの経理基準要綱では、設立団体からの出資金である基本金は基本財産と運用財産に区分して貸借対照表に

記載されることになっておりましたが、運用財産は必ずしも必要ではなく、また実際に運用財産を有する土地開発公社は存在をしないという実態から、平成１７年１月の経理基準要綱改正に伴い、運用財産が廃止されましたので、当市土地開発公社定款の当該部分を改正するものであります。

次に、定款第２３条第２号関係についてでございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成１９年１０月１日に施行され、同法第８８条の規定により、公拡法第１８条第７項第２号中「郵便貯金又は、」の文言が削除されることに伴いまして、当市土地開発公社定款の当該部分を改正するものであります。

附則といたしまして、この定款は、北海道知事の認可の日から施行したいとするものであります。

以上で議案第１０号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は可決されました。

◎日程第１６ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第１６、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、米田正弘氏が平成１９年１２月３１日で任期満了となりますために、後任の候補者として引き続き米田正弘氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴は、参考資料としてお手元に別途配付のとおりでございますので、お目通しを賜り、推薦のご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、１点だけお聞きをしたいと思います。

米田氏個人ということではなくて、推薦をするに当たって年齢について、年齢が72だから活動が困難だとか、そういうことを私は断定する気は全くございません。ただ、72歳で國學院の短大の講師も兼任されている中で、人権擁護委員。今の時代は、こういう役職というのは待っているのではなくて積極的に、今人権擁護委員がどういう活動をすべきなのかということを考えながら、どんどん広く活動していくという方が、人権擁護委員に限らず、教育委員にしても、いろんな方には求められていると。そういう中で、決して高齢の方がそうではないということではないのですが、やはり一定の年齢ということが私は求められるのかなと。そういう点で、もう少し若返りをさせていくと、あるいは兼務ということではなくて本当に広げていけるような方を推薦していくということについてのお考えを伺いたいと思います。

○議 長 清水議員の質疑の答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまのご質疑にお答えをいたしますけれども、市の審議会委員等を含めて、やっぱり新陳代謝は基本的には必要だというふうに思います。そういう意味では、意見を異にいたしません。ただ、米田正弘氏については、人権擁護委員としての委員さんの役割にとどまりません。この地域の委員会のリーダー的な役割を果たしておられます。そういう立場から、私は余人をもってかえがたい役割を果たしていただいているというふうに判断をいたしまして、再任の推薦の議会意見を求めているわけであります。ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

参考までに申し上げますと、推薦の時点で75歳を超えると法務大臣としては推薦を受け付けられないということになるようであります。それまでの間、ぜひ米田氏の力をかりたいという立場で推薦を申し上げたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎日程第17 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成18年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

認定第 3 号 平成 18 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 18 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 18 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 18 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 18 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 18 年度滝川市病院事業決算の認定について

議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第 17、平成 18 年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第 1 号から第 8 号までの平成 18 年度滝川市各会計決算の認定について、議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置について、選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成 18 年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 お疲れのことと存じますが、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

平成 18 年度各会計の決算をご審議いただくに当たりまして、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでございますが、審査に先立ちまして各会計決算の大綱をご説明を申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議長 監査委員の決算審査報告を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 平成 18 年度の滝川市各会計の決算並びに公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいてご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査をいたしました。

1 ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、勤労者福祉共済特別会計、老人保健特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数は関係

諸帳簿と照合した結果正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用、または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、51、52ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要及び意見であります、各会計とも予算の定めるところによって適正に執行されております。

歳入歳出を差し引いた形式収支額は、一般会計で約4億2,886万円、特別会計全体では約2,200万円で、約4億5,086万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1,270万円を差し引いた実質収支額は4億3,816万円の黒字となっております。市税は、収納率向上により前年度と比較して約6,320万円増加しておりますが、地方交付税は2億4,410万円減額となっております。未収金は前年度より約8,179万円、不納欠損額は2,426万円減少しております。各部門で徴収に向けて不断の努力をされているものの、引き続き未収金の縮減に努力されることを要望いたします。市債の発行額は前年度に比較して6億1,620万円の増で、年度末の未償還額総額は405億7,719万円、歳出に占める公債費の割合は12.1パーセントとなっております。未償還残高は年々減少しておりますが、過大な地方債の発行は将来にわたる財政負担となることから、今後においても一層適切な管理に努められることを望みます。

次に、6ページに記載しておりますが、財政力指数、経常収支比率、実質収支比率は、前年度から僅少ではありますが、改善されております。しかし、国の三位一体改革以降一段と厳しい財政状況となっております。また、ことしの6月に地方団体の財政の健全化に関する法律が成立をいたし、財政の健全化を判断する4指標を平成19年度決算から公表することになります。指標の取り扱い基準につきましては明らかになっておりませんが、現在での情報等をもとにいたしまして平成18年度決算での指標を試算をしてみました。7ページ、8ページに記載しております。実質赤字比率、連結赤字比率は、一部の会計で赤字決算となっておりますが、その他の会計の繰越金で補填できることから、該当しないことになります。実質公債費比率は18.9パーセントで、改善されつつあります。将来負担比率は、一部事務組合、第三セクターも対象となり、債務負担額、職員の退職金等も含まれますが、取り扱い基準ははっきりしておりませんので、試算はしておりません。我が国では、高齢者と現役世代の比率は2000年の1対3.6が2025年には1対1.9へと急速な変化が予想されております。超高齢人口減少社会を迎え、社会保障費の急増が見込まれ、一方地方交付税の削減、税源移譲に伴う未収金発生懸念、減少傾向ではありますが、毎年2億円を超える不納欠損処分など、収入の確保はさらに重大な課題と思われます。自治体経営についての市民の意識は高まっており、健全化法による財政状況は市民からの信頼を高めることができる制度と考えられます。そのためには、市民にわかりやすい情報を提供し、十分な説明責任を果たし、財政の透明性を確保することが重要と考えます。行政運営の流れは、大きく変わってきております。この変革の波にのみ込まれることのないように、全職員の意識改革を強く求めるものであります。

次に、決算概要ですが、4ページから10ページまでは、新たに記載したものであります。4ページの決算収支状況は形式収支額、実質収支額、単年度実質収支額を、5ページの総計及び純計の

決算状況は一般会計、特別会計と病院会計の各会計間で繰入金、繰出金などで約30億5,221万円を重複計上しておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しておりますので、お目通しをお願いします。

9ページは基金残高状況と将来にわたる財政負担として市債の借入れ、償還状況、10ページは債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計別であります。一般会計につきましては11ページから決算の概要、歳入歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願ひまして、説明は省略をさせていただきます。

24ページには、一般会計のプライマリーバランスを記載しております。これは、財政の基礎的な収支をあらわしており、公債発行額を除いた歳入と過去の公債の元利払いを除いた歳出との差をあらわしております。平成18年度のプライマリーバランスでは12億1,500万円の剰余となっておりますが、財政収支では4億2,800万円の剰余となっており、公債償還費26億1,900万円が財政収支を圧迫している状況となっております。プライマリーバランスが均衡していれば市債残高が膨らむのを抑えることができ、黒字化すると市債残高が減少傾向に向かうとされております。お目通しをお願いします。

特別会計につきましては、31ページから記載しておりますので、お目通しを願ひまして、詳細の説明は省略をさせていただきますが、赤字決算は、国民健康保険特別会計と公営住宅事業特別会計が一般会計からの借入金を年度内に償還したものであることと老人保健特別会計が赤字決算となっております。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、49、50ページに記載しております。公的サービスの費用は、社会の構成員である市民が広く公正に分ち合う共通の会費であります。したがって、未収金の増加及びこれに伴う不納欠損額の発生は、他の市民への負担の増加を意味するものであり、将来世代の受益と負担にも影響を与え、世代間公平が保たれなくなります。このような状況で推移するならば、新たに不公平感が蔓延し、モラルの欠如を招き、コンプライアンスを失うことにもなりかねないことから、未収金及び不納欠損額は減少傾向であります。その発生についての因果関係を究明し、債権の回収、保全に当たっては毅然たる態度で挑み、特に常習滞納者、悪質滞納者に対しては厳正な措置を講ずることが必要であります。また、毎年度不納欠損処分の対象者となっている人もいることから、徹底した情報収集と生活状況などの的確な把握、納付誓約書に基づく徴収努力が求められ、時効到来による不納欠損処分が極力生じないように努めることが必要であります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査をいたしました。1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

審査の結果であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査の概要及び意見であります。事業実績を前年度と比較すると、入院患者数は2パーセント、2,079人の増で、病床利用率は12ポイント増の84.9パーセント、外来患者数は3.1パ

ーセント、7、740人の減で、年々減少傾向となっております。事業収益は、入院患者数及び一般会計の繰入金増により、前年度と比べ2億6,500万円増の57億502万円、事業費用は人件費、材料費などの増により前年度と比べ1億6,060万円増の56億394万円となりましたが、1億108万円の純利益となり、当年度未処理欠損金は5億2,417万円となっております。市立病院は、老朽化と病室の狭隘などにより、安心して療養に専念できるよう環境の整備を進めるため、市立病院建てかえの基本計画、基本設計が策定されました。また、市民から建てかえについてさまざまな意見がありましたが、市民の不安を少しでも払拭し、十分な理解を得られるよう努められることを要望いたします。病院建てかえの財源の多くは企業債が予定されることから、今後においては企業債の元利償還などにより経営環境が一段と厳しくなることが予測されます。公営企業の経営は、地方公営企業法の基本原則にのっとり、合理性、経済性を発揮し、最少の経費で最大の効果を上げる努力が必要です。そのためにも、職員一丸となり、企業的発想に立ち、コスト意識を高め、経営の健全化に向け一層の努力をされ、今後とも市民の信頼にこたえられるよう努力されることを要望いたします。

業務実績、決算報告、経営状況及び経営分析等は、4ページ以降に記載しております。

6ページには、企業債未償還残高状況を記載しておりますが、前年度と比べると1億7,319万円減の15億1,107万円で、年々減少傾向となっております。

7ページの経営状況では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から病院事業での資金不足比率を審査し、かつ公表することになりましたが、本年度では資金不足が生じないため、資金不足比率は発生しておりません。また、不良債務もありません。

過年度未収金及び不納欠損状況は8ページに記載しておりますが、平成18年度の過年度未収金は4,250万円、不納欠損額は192万円で、前年度からは減少しております。新たな未収金の発生を防ぎ、不納欠損については徹底した情報収集など、時効到来による不納欠損処分が極力生じないよう、債権の回収については毅然たる態度で挑み、法的措置を含め、抜本的な対策を講ずるよう要望いたします。

以上で平成18年度各会計決算審査意見書の説明を終わります。

○議長 一括議題のうち議案第11号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。

議案第11号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第11号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの平成18年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決し

ました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、９月１２日から９月２４日までの１３日間休会いたしたい
と思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、９月１２日から９月２４日までの１３日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ５時５４分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第3回滝川市議会定例会（第15日目）

平成19年 9月25日（火）

午前10時02分 開 議

午後 3時52分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
 日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
 日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
 日程第 4 一般質問

○出席議員 （18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君	市民生活部長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	保健福祉部参事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君	教 育 部 長	高 橋 一 昭 君
教育部指導参事	早 瀬 公 平 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君	病院事務部長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

行政経営室長 五十嵐 千夏雄 君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	田湯宏昌君
書記	山本信子君	書記	寺嶋悟君

開議 午前10時02分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、大谷議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議長 ここで、監査委員から9月11日の本会議における発言について訂正したいとの申し出がありましたので、発言を許可します。八幡監査委員。

○監査委員 おはようございます。貴重な時間をおかりいたします。9月11日に開催されました滝川市議会第3回定例会で、平成18年度滝川市各会計決算審査報告の説明で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

審査の概要及び意見の説明の中で、実質公債費比率は18.9パーセントで、改善されつつありますと報告いたしましたが、実質公債費比率は3カ年平均で18.9パーセントとなり、前年度算定方法で算出した17.9パーセントと比較すると1ポイント上昇しましたが、変更後の単年度収支は年々改善してきておりますに訂正をさせていただきます。

以上であります。大変ご迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第1決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局副主幹朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。大谷委員長。

○第1決算審査特別委員長 第1決算審査特別委員会委員長をさせていただきました市民クラブの大谷久美子です。ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成18年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ56名の委員から248問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われました。討論、採決を行った結果、賛成多数をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成18年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山口委員長。

○第2決算審査特別委員長 平成18年第2決算審査特別委員長をさせていただきました新政会の山口清悦です。ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、3日間にわたり委員会を開会し、延べ39名の委員から175問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われました。討論、採決を行った結果、認定第2号については賛成多数、認定第3号から認定第8号までの6件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定いたしておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長の報告のうち、先に認定第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第2号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、残りの認定第3号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成18年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成18年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成18年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成18年度滝川市病院事業決算の認定についての6件を一括採決をいたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第8号までの6件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。傍聴の市民の皆様、いつもご苦労さまでございます。頭上からごあいさつを申し上げるようで申しわけございませんが、よろしくお願いします。今回の一般質問は、市民の多数の方々には滝川市立病院の改築問題

と、こういうふうにして認識されているところでありますが、ところが本会議初日に市立病院の建てかえ実施設計にかかわる1億3,000万円の補正予算が可決いたしましたために、一般質問は一事不再議の原則で建てかえにかかわる質問はいたしません、市立病院建てかえにかかわる、そこから派生いたします滝川市の財政とか市民生活に直結した、そういう関連問題は一事不再議ではございませんので、市民感覚に基づいた質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、「連結決算」制度に対する市長の見解を問う

2、累積起債残高を抱える滝川市の財政運営と「新財政健全化法」との関係について

それでは、最初は、市長の基本姿勢からでございます。1点目は、総務省指標のいわゆる連結決算制度に対しまして市長の見解を問うというものでございます。いわゆる連結決算指標に備えまして、滝川市の財政も慎重に健全財政を心がけなければならないと考えますが、そのために市民生活に直結しております補助金等の削減、これに努める結果になっては困りますので、その点につきまして市長のご見解をお願いいたします。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。ただいま18年度の決算認定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

渡辺議員のただいまのご質問にお答えをいたしますが、ご案内のように自治体財政は4指標によってチェックをされるということになりました。4指標でチェックされるかどうかということは別問題にいたしまして、財政の健全化は進めなくてははいけません。これは、いつの時代も同じであります。そのためには、行財政改革も時代に合わせてしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。歳入の確保、歳出の適正な執行、こういうことで収支のバランスをとっていかなくてはならない。私は、時代に適切に合った形で行財政運営をやっていくために、絶えざるチェックと絶えざる改革は必要だというふうに思います。トータルとして行財政をどうしていくのかという視点で、しっかり健全化を目指していきたいというふうに思います。少なくとも、補助金だけ抜き出して、それを抜き打ちで改革すると、そういうことは考えておりません。トータルな問題としてチェックし、論議していくべきだというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。市民生活の中でも、保育所とか学校関係、障がい者、老人、町内会等、こういう団体をしっかりと重視をしていただきたいと、こういうふうに思っているわけでありまして、このような費目は、マイナスシーリングの呪縛にとらわれることなくぜひ維持をしていただきまして、しかも連結決算指標内にとどまる財政運営をなされるように期待をいたしまして、この質問を終わります。

2点目でございます。累積起債残高、これを抱えます滝川市の財政運営と新財政健全化法との関係についてでございます。具体的には、先ほども申し上げました連結決算、この制度が導入されるということで、その関係についてお尋ねいたします。累積起債残高とは、市民用語で言えば積み重

なった赤字、借金であります。ことしの3月決算で421億円という大負債の上に市立病院の建てかえの100億円近くの起債を起こすということは、連結決算の時代に入りまして、極めてシビアな対応が求められるのではないかと、こういうことでございます。したがって、計画どおりの収益を上げなければならないと思います。いかに一般会計が黒字になりまして、特別会計の面で経営悪化になるということになりますと、例の連結決算上でいわゆる赤字再建団体に転落いたしまして、第2、第3の夕張になる可能性は絶対に否定できるものではないと、こういうふうに考えるわけですが、市長のお考えを述べていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 これは、従来からも、それぞれ特別会計、企業会計含めて累積赤字を持つというのは適切でないということで、議会でも決算の状況の中でこれを適切にお示しをさせていただいて、ご議論をいただいたはずであります。ただ、議会ではよくご理解いただいても、市民の皆さん方にはどうもわかりづらいのではないかとということで、4指標が採用されるということであります。連結をして実質赤字がある場合には、その比率によって物事が判断されるということが明確になるわけですから、それはそれでいいことだというふうに思います。ただ、ご質問のありましたように、市立病院は建てかえ事業を実施しても資金不足の状況にはなりません。そういうシミュレーションをいたしております。もちろん経営でありますから、リスクはあります。しかし、建てかえを実施しないことによって出てくるリスク、それとやはり建てかえることによってリスクがあっても、それに挑戦し、市民の命と健康を守っていくということのほうを私は重視したわけであります。このままほうっておくと市立病院は資金不足になって、むしろそっち側のほうがリスクが大きいというふうに思います。連結実質赤字比率というのは、今は少なくともありませんし、将来ともそうならないことが健全財政を維持することですから、そのことに最善の努力をするつもりであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思いますが、この問題につきましてももう少し掘り下げてまいりたいと思うのですが、8月17日にホテルスエヒロにおきまして、関西学院大学教授の小西教授の講演がありましたので、市長もお聞きになったと思います。あのプロジェクターに映し出されていた画面の財政の危険度の座標軸、左下のマイナス、マイナスのところで、そういう座標軸で中空知各市町と同じ座標に滝川が位置しているということは認識できたと思うわけであります。さて、9月の7日に北海道が発表いたしました道内の市町村の本年度の実質公債費比率、収入に対する借金返済額の割合、これが北海道新聞に18日付でありました。それに関連いたしまして、インターネットで一覧表が出てまいりました。北海道新聞のワーストテンまで、夕張市から礼文町まで出ておりますが、179市町村の一覧表がインターネットで出てまいりました。それによりますと、先ほど八幡監査委員からありましたとおり、9月4日までの報告によるということで、滝川市は実質公債費比率は18.9パーセントと、こういうふうに出ているわけであります。順番で言えば、これは市長がちよっと喜ぶのではないかと思います。したがって、これをもとにされまして、市民の懇談会でも申しておりましたように、今は大型起債が許可されるチャンスだと

説明をしておりましたが、市民の言葉で言えば大きな事業をするための借金が許されるチャンスだと、こう理解したようであります。そこで、現在の財政状況では借金ができるから、60番台ですから、そう考えるのは当たり前かもしれませんが、多くの市民の慎重論とか反対論の中で100億円近い起債が行われるわけでありましたが、大借金をするわけです。そこで、この事業が完成したころでの、平成23年と限定してもいいのですが、そのころのシミュレーションはきっと描いていると思いますので、今のままでいって平成23年度の実質公債費比率、これは何パーセントと見込んでいるか、これを試算で結構ですから、ご発表をいただきたいと思います。そして、そのころの連結決算をいたしますと、新財政健全化法の中でどのような位置づけになるのか、こういう財政健全化法との関連もその何パーセントとの関係で。この2つをお答えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 実質公債費比率が18年決算で上がったというのは、大した借金もしないのに上がったと、不思議だというふうに皆さん方は思っていると思うのですが、従来公債費比率の分子のほうに入れなくてもいいというふうに判断されていたものがこれは入れたほうがいいのかというふうになったために、借金は減っているのに公債費比率が高まったという話であります。いろんなものをたくさん入れていって借金の比率を高めていけば危機感が生じますから、そういう意味では必ずしも悪いことではないなというふうに思いますけれども、誤解があってはなりませんのは、借金がふえて公債費比率が高まったということではないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。この公債費比率がどうなるのかというのは、それぞれの年度において予算を私としては提案をし、そして議決をいただいて予算執行するわけでありまして、その結果によって変わってくるものであります。しかし、それでは何のシミュレーションもしていないのかというと、そうではありません。将来のシミュレーションはやっておりますけれども、それは何、何パーセントに計画的にしているのだということは、この場で答えするのは適切でないというふうに思います。しかし、これから求められていく優先的な事業、それを実施して、なおかつ17パーセント台にとどまる数値にしたいというふうに思っております。18.0パーセントを超えると起債については許可制度になりますし、それを超えないと国の許可なしで借金できるということになるわけがあります。そういう意味では、18パーセントを下回る水準に確実にしたいというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのような見解は、わかりました。数字のほうは発表しないと、こういうことでございます。そこで、この問題は今春の市長選の中心争点でありましたから、この大型プロジェクトの成功か失敗かということは滝川市の命運を左右することになりかねないわけでありまして。失敗いたしますと、市長や我々議員はこの役をやめればいいのかかもしれませんが、市民は市民をやめることができないのであります。現時点での大型プロジェクトへの突入、そしてそれとただいまも申しておりました新財政健全化法等の、このクリアの決意を述べていただきましたから、そのようなことでぜひ頑張っていただければと、こういうふうに思います。

この問題での再質問の最後であります、連結決算の仕組みのもとで、そのような今の市長の決意で結構だと思うのですが、実質公債費比率が指標とする25パーセント、これを。経営のいかんによっては、連結ですから、一般会計がいかに健全であっても、病院会計のほうのその次第によりまして滝川市が新財政健全化法のもとで先ほど申し上げましたような赤字再建団体、こういうことにはならないという、こういう保証はないと思います。市長の決意はわかりましたが、もう一度だけ、その25パーセントを超えない努力、その決意を述べていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 25パーセントというのは、実質公債費比率というものにかかわっての数値であります。そういうご質問だというふうに思うのですが、先ほどもご答弁を申し上げましたように18パーセントを超えると起債が許可制となります。従来は、許可制だったのです。地方分権の流れの中で協議制になったのです。協議をしましょうと、今まではずっと許可制だったのですけれども、協議制になったのです。18.0パーセント未満は協議制です。それから、18.0パーセントを超えると許可制です。それで、25パーセントを超えると制限がついてくるのです。起債制限がなされます。私が先ほどご答弁申し上げましたのは、今は18年度決算で18.9パーセントになりましたから、19年度は少なくとも許可制です。私は、20年度にはできるだけ協議制に移行できるような数値にするべきだというふうに思っています。したがって、起債制限を受けるような25パーセントを超えるということは、全く想定もいたしておりません。そんなことはあり得ないことだというふうに思っております。財政再建団体に移行するかどうかというのは、ほかの条件もありますから、私は赤字再建団体にしてはいけないというふうにだれよりも早く宣言したつもりであります。ある自治体がああいうことになって、大変だ、大変だというふうに言われていますけれども、そのことを一番先に指摘したのは私であります。そういうことがあってはならないと、そういう自信と確信を持ってお答えを申し上げたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 大変強い決意でございまして、よろしいのではないかと思います。ぜひそういうことで頑張ってください。私たちもそういう意味で厳しくまたチェックもしたいと思います。

◎2、病院行政

1、医療職給料表の柔軟な対応や改定などの医療職重視について

2、病院駐車場について

それでは、次の問題にまいりたいと思います。病院行政の1点目でございます。医療職給料表の柔軟な対応や改定などの医療職重視についてでございます。その1でございますが、病院を幾ら新築し、働きやすい病院環境にいたしましても、医師の給料を重視しなければ、いわゆる名医なる者、そういう方々を招聘することは困難であると考えerわけであります。このことが医師確保に大切な条件と考えますが、いかがでございましょうかということでありますが、さきに病院事務長も前向きな考えを持っておられますので、医師確保で市長等が面接をされるときに、先生の経歴はこれですから、滝川市の給料表はこれしかないよではなくて、幅を持たせるか、あるいは給料表、こ

ういうことで柔軟に対応して医師確保をしたほうがいいのかということで、１、２ともに同時にお答えをいただきたいと思います。そういう意味で、給料表の柔軟な対応と改定ということになればこれは議会のほうの問題になるかもしれませんが、そういうことで同時に看護師等の職種も含めて招聘や採用がしやすいような、そういうような医療職の給料表、これの見直しが必要ではないかと思うのでありますが、ご見解をお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 医師及び医療従事者、ご案内のように大変確保に難儀をしております。この状況は、当分の間はますます厳しくなるだろうというふうに想定をしております。そういう意味では、医療技術者を確保するための勤務条件について弾力的に扱われるべきだというのは、ある意味では納得できるご提言であります。ただ、現在は、議会で議決をしていただいて、その給料表を現実には超えることはできないのです。したがって、議会で議決をいただいた給料表、それ以外で弾力的に扱える部分については、弾力的に現在も対応いたしております。しかし、条例で決まっているものを変えることはできない。指示を変えるというわけにもいきません。したがって、今何を考えているかというと、地方公営企業法を市立病院は全部適用していません。したがって、一部適用のために、給与関係については条例で規定されて制約がかかるという状況でありますので、私は地方公営企業法の全部適用というのを市立病院は目指すべきだというふうに思っております。そうすれば、公営企業として、一つの企業として極めて弾力的な運営ができるというふうに思っていて、その検討をしているところであります。これをいつにするかということですが、私は今のところは市立病院を建てかえる時期が全部適用の適切な時期の一つではないかというふうに思って、今検討しているところであります。ご質問にありましたように、ある意味では弾力的な運営ができる、企業的な発想でやることができる、そういうふうに移行することが重要なことだというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長のご答弁で、そのような措置が早目にされますように議会のほうも協力を申し上げたいと思うわけであります。早目に取り組まれるよう望みます。

それでは、病院行政の２点目でございますが、病院駐車場についてでございます。市立病院が改築になったときの期間中、病院と市役所の駐車場は大変混雑が予想されます。本日も、もう既に８時半で満杯の状況でありますから、市役所の駐車場に病院の駐車場が取ってかわるということが予想されます。交通の妨げにならない範囲で病院や市役所の周囲の駐車禁止の一時解除、こういうことも考えられないでしょうか。お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 病院改築の期間いろいろご不便をおかけするというふうに思いますが、病院の職員駐車場、その一部あるいは病院周辺に新しい駐車場を確保して対応を図ってまいりたいというふうに思います。一方市役所の駐車場、今病院のお客様にもご利用いただいておりますけれども、改築中は市役所駐車場と一体的な管理をするということが必要だというふうに思っております。今自由にとめていただいて、買い物に行っていらっしゃる方も多いのではないかというふうに思いますし、一

部通勤の皆さん方がとめていかれることもあるのだと、それで込み合っているという面もあるのではないのでしょうか。工事期間中は、やっぱり適切な管理が必要だというふうに思っております。道路、官庁通りを駐車禁止解除にしたと、これはちょっとできない相談です。あそこにどっと車をとまったら、ただでも交通量多いわけですし、救急車が走り回るわけでありますから、これは交通安全上適切ではありませんし、しかも特に冬のこと、雪降ったら毎日除雪しなかったらならぬという状況も生じるわけでありまして、それができないとすれば交通事故頻発の可能性もありますし、私としてはその考え方はありません。それ以外の方法で対応したいと思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

次ですが、その2であります。市役所の駐車場、これは大型、小型、軽自動車、みんな一緒くたにして線を引いているわけでありますが、軽自動車の駐車場を台数をふやしてそこに確保すると、こういう措置もとられないのでしょうか。お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 今のご質問は、新しくできる市立病院の駐車場に軽自動車の駐車スペースを設けるべきだというご質問ですか。

○渡辺議員 今のここです。

○市 長 軽自動車のスペースというのは、ドアあけると普通車とほとんど変わらないのです。問題は、長さです。つまり長さが駐車スペースがないところ、長さがどうも普通車がとめられないようなところ、そこに軽自動車用の駐車スペースをとるというところがあるようです。今市役所をごらんいただきますと、普通車がとめられるところに軽自動車専用という話にしても、駐車台数はふえません。おまけに、ここは軽自動車用ですよといって普通車がとめられないという事態も生じるわけです。ですから、これから大規模な駐車場計画を考えるときは、その発想はいいなというふうに思いますけれども、今の市立病院改築時にかからで軽自動車専用駐車場を設置するというのはむしろマイナスになる可能性も多いのではないかなというふうに思います。そういう意味では、今後の計画に頭の中に入れておく必要があるなというふうには思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

◎3、除雪・排雪行政

1、迎える冬の効率的な除排雪について

○渡辺議員 次にまいります。次は、除雪、排雪の行政、1点目ではありますが、迎える冬の効率的な除排雪についてであります。その1で、去年の冬のように雪の少ないときは、除雪というほうの費用そのものより排雪の回数をふやして市民生活の快適な状況に考慮すべきではないかなと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 気持ちはわかります。少ないときは予算余るから、どんどん排雪してくれと、どんど

ん降ったときどうなるのでしょうか。私は、基本的に予算が余れば使えという発想にはくみすることとはできません。雪が降っても降らなくても、毎年同じ水準を維持していくと、そういうことが適切な判断ではないかというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それもまた次の議会のほうにいたしますので、ここで終わりますが、次2番目にまいります。古い公住の狭い通路、そこで排雪の組合をつくっているところがあるのです。そういうところも助成金の拡大をすべきではないかということでもあります。私道路のほうも、排雪組合のほうがかんだんとそのほうを重視されまして4分の1の補助金、こういう政策になってまいりましたが、古い公住の狭い通路はご承知のとおり大きな除雪車は入りませんので、住民の方々が自分たちで排雪組合なるものを任意につくっているわけでありましたが、そして料金はみんなで出し合っているわけでありまして。仲間に入らないおうちもあって、大変苦勞しているようではあります、ここには係のほうとしては難しいと、こういうふうに言っているわけではあります、ここは行政裁量の中でぜひできないものかなと、こういうことでご質問いたしたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問は、排雪というご質問で、通告どおりでよろしいのですか。

○渡辺議員 はい、そうです。

○市長 公住の通路は、道路ではないです。やっぱり道路と通路の区別というのは、しっかり必要だというふうに思っております。それが市道であれば市道の対応、私道であれば私道の対応をしているわけでありまして。市道と私道の対応は、ご存じのように同じ扱いではありません。私道は私道の対応をいたしております。通路ですけれども、公住は道路でなくて通路だというふうに思っています。ですから、お住まいをいただいている皆さんがご協力をしていただいて、通路の確保はしていただきたいと。これのたがを外すと、例えば農村部に行ったら50メートル、100メートル奥に家があるというところはたくさんあります。これは、道路ではなくて通路です。通路を排雪せという話には、なかなかならないわけです。私どもがまずは対応しなくてはいけないのは、道路法による道路というところに最善の対応の力点を置かなくてはならないというふうに思っております。しかし、特に除雪ができないという皆さん方については福祉除雪という制度もつくっているわけですから、そういう政策体系の中で進めていきたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのお考えは、行政としてはそうなのかなと思うわけではあります、当該排雪組合の方も傍聴しておりますから、今後の問題としておきますけれども、本年度の予算の4億4,500万円の1万分の1ぐらいの4万5,000円程度の、そういうレベルの裁量権が通路と道路との、そういう範疇でできないと、こういうふうにして今のところは聞いておきたいと思っております、これもやはり近年には解決をしていただきたい。その公住の方々も、若い方々なら何ぼでもいろいろ自分の力でできるのだそうですが、なかなかできない。しかも、今度は排雪組合でお互いに出し合うと金銭的にも大変だということでございますので、善処方お願いをしたいと思っておるところでございます。

◎ 4、教育行政

- 1、学校のセキュリティについて
- 2、洋式便座トイレの小学校での増設と中学校への拡充は
- 3、校舎の耐震診断について

それでは次に、教育行政のほうにまいりたいと思います。1点目は、学校のセキュリティーが管理職から業者のセキュリティーになりまして、大変管理職は喜んでいるところだったと思うのですが、随分事件が報じられております。特定な学校に偏っているということもありますけれども、せつかくの制度に水を差す犯行に警察とか教育委員会、学校あるいは地域でしっかり対応すべきではないかと思うわけでありますが、この見解をお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今議員さんからご指摘ありましたとおり、8月中に数回にわたりまして投石による窓ガラスの破損被害が出たことにつきましては、深刻な問題というふうに受けとめております。一方、不審者に対しまして8月から機械警備をしておりますが、その結果として逆に被害を防げたというのも実際には起こっておりまして、今回のセキュリティーの効果は一定あるのかなというふうに思っております。確かに今回の機械警備につきましては導入はしておりますけれども、学校管理職が負っていたセキュリティー負担の軽減、免除するというわけではございませんので、それぞれ管理職は学校施設に対する任務そのものは今でも継続して行っております。8月の総務文教常任委員会でもご報告をしましており、今回の投石事件におきましては学校のほか、滝川警察署あるいは隣接する校区の町内会にも連携をお願いをして、警戒の強化あるいは防衛策の実施についてお願いをしてまいりました。ご指摘にございますとおり、今後地域を含めた関係機関の対応というのが非常に重要になってくるというふうに思っておりますので、引き続きそういう対策をとっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのようなことでしっかり対応していただきたいわけでありますが、ある校長が言っておりましたが、人目につかない暗い校舎の裏側、そういうところがどうもやられるというようなことを言っておりますから、せつかくのセキュリティーの時代ですから、そういうものを感知する機器等の研究もぜひやっていただければと思っておりますのでございます。それは、今後の問題になろうかと思えます。これでは、管理職もおちおちしてられない。結局は、今教育長も言っておりましたように自主的に見回るという回数が多くなってしまっは大変であります。しっかりと対応していただきたいと思えます。

2点目にまいります。洋式便座トイレの小学校での増設と中学校への拡充、その1であります。洋式便座トイレの小学校での設置が一応終わったと思いますが、まだまだ生徒数に対しまして設置数は足りないと思うわけでありますが、学校の現状と要望はいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 小学校におきます洋式トイレの整備につきましては、平成１６年から１８年度の３カ年間におきまして、低学年におけるトイレの嫌悪感の解消を目的に取り進めてまいりました。この３年間で、和式の３３カ所を洋式の３０カ所に改修をしてまいりました。その結果、小中学校の洋式トイレの設置率は１６年以前の１７パーセントから１８年度末で２３パーセントということで上昇してまいりました。ただ、各家庭におきましては洋式トイレが主流となっている現状でございますので、また学校からの要望もあるところでございます。これらを踏まえまして、洋式を主流としたトイレ環境が望ましいというふうに考えております。逆に一方、和式も残してほしいというような要望もあるのも承知をしておりますので、これらにつきましては学校の改修等の整備の際に十分対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 小学校のほうはわかりましたが、中学校への拡充についてはいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 中学校につきましても、小学校同様学校整備の際に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、３点目は校舎の耐震診断についてでございます。昨年耐震診断を行った第三小学校、江部乙小学校、明苑中学校、それぞれの基準を下回っていたということですが、今後の対処方法はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 昨年の３校のほかに、今年度滝川西高等学校を含めて残り９校の診断を実施しております。昨年調査した３校を含めた全体の中で、緊急度あるいは優先順位を決定し、それに基づいて耐震補強工事等を計画してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、今の教育長の答弁は２のところまで踏み込んでいただきましたので、そういう答弁で、ひとつここは善処されますように要望して、このところは終わりたいと思います。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 このたび初当選させていただきました新政会の関藤です。何分初めての質問ということで、的を射ない部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。今回の私の質問は、教育問題１点のみとさせていただきます。このような中でこれからの滝川の教育問題をどのように進めていくかということにつきまして、若干の意見、ご提案をさせてもらいながら質問を進めさせていただきたいと思います。

◎ 1、教育問題について

- 1、開かれた学校とは
- 2、小・中学校検討懇談会について
- 3、授業の成立
- 4、指導力不足の教師について
- 5、教員の資質向上
- 6、学校選択制の導入について
- 7、教師選択制の導入について
- 8、小学校英語とJETの活用
- 9、学校評価と教員評価について
- 10、心の教育と道徳について
- 11、給食費の未納問題について

それでは、まず第1点目でございます。最近開かれた学校ということがよく言われているわけですが、開かれた学校ということにつきましては、私が今から15年から20年ほど前に当時の小学校、中学校の子供たちの様子が変わり始めてきたことを私は肌で感じてきておりました。その中で、私は当時の教育委員会、各小中学校に、今後ろに來られて傍聴しておられる新聞社を通しまして、学校と教育委員会、そしてまた教育に関心のある方々が同じテーブルに着いて話し合いを持ってはどうかというご提案をさせてもらった次第です。ところが、当時は、学校関係者以外の人間と話し合う考えはないということで、けんもほろろに門前払いをくらった経緯がございます。そこで、今盛んに開かれた学校ということが言われているわけですが、学校は地域、保護者の方々に対し、開かれた学校づくりをしなければならないと言っておりますが、学校で起きている諸問題、小さな問題、大きな問題、さまざまあるかと思いますが、どの程度のことまでが教育委員会のほうに報告として上がってきているのか、お伺いさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 関藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校のほうから教育委員会のほうに、適宜さまざまな報告が参ります。器物破損ですとか、あるいは交通事故、暴力行為、いじめ、長期欠席あるいは児童生徒の生命の安全に関すること、例えば不審者情報とかです。そういったようなものにつきましては、適宜学校から教育委員会のほうに報告を受けるということになっておりますし、開かれた学校というハードの部分ではなくてソフトの部分についても学校側のほうは積極的に地域に対してさまざまな情報開示をするように、開かれた学校ということについてのお願いも委員会のほうからはさせていただいております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、多分それぞれの学校によって校長の判断でいろいろ報告は上がってくるかと思いますが、上がってきた報告に対して教育委員会、また学校では、いろいろな諸問題に対しての対応マニュアル的なものは作成されているのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教育委員会では、学校が災害あるいは交通事故、不審者等から児童生徒の安全を守るために、緊急連絡体制及び対処の仕方などを整備をしました危機管理マニュアルを年度ごとに作成をして、各学校に配付をしております。本年度は、さらに道の指定を受けて、いじめ問題に関する研究も経て、このマニュアルの見直し、充実を図っていこうということで取り組んでおります。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。いろいろな問題解決のためには、地域、それからまた保護者、その他三位一体と言われている学校、協力していろいろな教育問題に当たらなければならないかと思っております。学校、地域、家庭、三位一体という言葉がひとり歩きしないように、充実した学校づくりを進めていただきたいと思います。

2 番目に移らせていただきます。今教育委員会では小中学校検討懇談会というのが立ち上げられておりますが、その中に学校現場の教員がおられないのはどういうわけなのか、お伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのおっしゃられました小中学校検討懇談会というものの、正式には小・中学校のあり方に関する検討懇談会という会議でございまして、本懇談会は小中学校の適正規模及び適正配置に関することを協議をして意見、提言をいただくことを目的にしております。協議していただきます前提としては現行の教育制度等についても説明をさせていただいている中で、その中で適正規模及び適正配置以外のこと、教育問題全般についての議論についてもしていただいております。今回の懇談会につきましては、保護者の立場での視点に重点を置いているということで、会議に参加をしておりますのは校長会、教頭会の代表という形で取り進めております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、この小中学校の検討懇談会のメンバー、約 11 名おられるわけですがけれども、私の知り得る範囲では、この内容につきまして見てみますと第 1 回からずっと第 5 回ぐらいまで懇談会が開かれているわけですがけれども、メンバーの中においては、行ってみると学校の適正配置、耐震改修、改築問題等についてのことが報告されてきていると。参加したメンバーの P T A の中には、話はそういったことではなくてもっと具体的な教育現場のことを話し合いの中身として話し合いたかったというような意見を私は聞いております。できれば、さらに踏み込んだ形での懇談会の設立をお願いいたします。

続きまして、3 番目に移らせていただきますけれども、実際学校で行われている授業についてであります、学校の中において授業が成立していないクラスがあるということを私いろいろな方々からお伺いしております。もし学校の中で授業が成立していないということを教育委員会が認識しているのであれば、その対応についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 授業が成立していないクラスがあるというご質問ですが、学校に確認したところでは、特に授業が成立していないクラスがあるという事例はございませんでしたが、今後とも教師と児童

生徒のかかわりに注視をしながら学習指導及び生徒指導の充実に向けて、各学校の状況を把握しながら適切な対応に努めてまいりたいというふうに思っております。各学校の校長、教頭につきましては、日常的にクラス等を回るなど、常に学校の情報把握、運営管理体制について努めてまいっているところでございます。また、もし授業が成立していないようなことを見聞きされたのであれば、やはり早期に解決するのがまず大前提だというふうに思っておりますので、早期に学校あるいは委員会のほうにご連絡をいただければありがたいというふうに思いますし、またこの機会を通じて学校の様子を少しでもご理解いただいて、教師と児童生徒の授業の実態等もぜひ保護者の方にも、あるいは地域の方にも見ていただきまして、地域全体で子供を守り育てる機運が高まっていくことを期待したいというふうに思っております。そういう意味では、10月に全市一斉の授業公開日というのも設けておりますので、各学校においていただければ幸いですというふうに思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 授業の成立についてそういった報告が余りされていないということであれば、甚だ認識不足でないかと思えます。私のところに来ている報告によりますと、それぞれの学校において特定の教科については授業が成立していない。また、担任の先生はかわってしまったと。どこに行ったのかというと、違う部署に移っているというような報告も受けております。よって、現場をもう少し、教育委員会の方々も実際自分の目で確認しに見に行かれるということが必要ではないでしょうか。

続きまして、4つ目です。関連してきますので。次のことにつきましては、指導力不足の教師ということがよく新聞、テレビ等で問題になっております。指導力というのは、私が言うには学力の問題ではなくて、生徒を管理する能力であったり、またクラスをまとめる能力のことです。この能力がない先生方というのは、どこの学校にも存在しているように思われます。このような指導力に欠ける教師については、どのような対応を考えているのかお伺いしたい。

○議長 長 教育長。

○教育長 児童生徒への指導力が欠けている教師につきまして、先般新聞報道等もございましたが、道教委が定めます指導力向上制度という制度によりまして、所属する学校長が立てた計画的な指導研修を原則とし、1年間にわたって行い、指導力の向上を図るという制度になっております。この制度における指導力不足の定義としましては、関藤議員がご指摘のとおりクラスをまとめる運営能力の不足ということであり、画一的、自己中心的な指導、さらには児童生徒の話を聞かず一方的に命令、叱責するなどの教育的配慮のなさから、担任すべき授業を他の教員が行う状況にあるものということとなっております。この制度は、平成14年3月から制定をされております。現在まで本市におきましては学校長からの申請はありませんが、しかしながら日々の教育活動を管理監督する校長として学級の様子、教員の指導状況を把握すること、さらには保護者からの声にも十分耳を傾ける必要があるというふうに思っております。教育委員会としましては、学習指導、生徒指導のより一層の充実を目指し、校長からの報告をもとに適切に対応するとともに、積極的にかわって問題解決に努力しなければならない立場にあるというふうに思っております。なお、指導力不足の教員に対します人事管理の厳格化につきましては、関係します教育公務員特例法、それから教育

職員免許法の改正が行われております。指導力不足の教員は、研修中は教員免許の更新ができない、あるいは研修終了時に不適格とされた場合については、分限処分ができると、また教員の免許も失効するというようなことでその対応について強化をされる予定になっておりますので、教員の資質向上あるいは水準維持がこの法改正により明確になったものというふうに認識をしております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 対応につきましては、わかりました。そこで、学校と家庭の問題ではありますが、教師と家庭における教育観や子育てに対する認識には大きなずれがあるのではないのでしょうか。当然学校の先生は立派な大学を出てきているわけですから、各家庭との温度差があるように思います。例えば家庭では学校の先生の指導力不足に対し非難し、先生は保護者に対し、最近モンスターペアレントなどと言って非難し、教員は身を守るための手段として保険にまで加入しなければならないというのが現状であります。このような現状の中で、保護者と家庭と学校との信頼関係などが生まれるはずがないと思います。例えばここに資料がございますが、昨年度ある民間教育機関が日本全国1万校の小中学校を対象にして行ったアンケートであります。モンスターペアレントとされることに対し、学校の先生方が不満に思う、やや深刻に思う、合わせると約78.9パーセント、小中学校におきましては77.8パーセント、約8割の教員が今の親に対して、モンスターペアレントというのですか、その具体的な内容が書かれていますけれども、そういった家庭の親に対して不満を持っていると。また、2007年、ことし2月に放映された「クローズアップ現代」によると、そういったモンスターペアレントの対応に疲れて自殺した女性教師の問題、また先ほど言った学校の先生が我が身を守るために保険にまで加入しなければならない。教職員賠償責任保険というのがあるらしいです。これは、3人に1人加入しているわけですが、東京都の調べによりますと。実際今北海道ではどういう状況になっているか私はわかりませんが、こういう状況の中で教育現場が正常な形で今進んでいるとは私は到底思えないわけでありまして。よって、強いリーダーシップをとって、これからスムーズな学校運営ができるように教育委員会には力を出していただきたいと思っております。

続きまして、教員の資質向上、これも指導力不足の教員と関連してまいりますけれども、教員の資質向上につきましては3点ほどのご提案をさせていただきたいと思っております。まず、教員というのは同じ境遇の社会の中で生きている者で、他業種の世界に生きる人間のことを余りにも知らな過ぎると思っております。また、保護者も学校現場を理解していないところもあります。私は、次のような提案をさせていただきます。まず、提案の1番目として、教師と民間企業人が交流を持つ親睦会、または名刺交換会などの親睦会を定期的に開催してはいかがでしょうか。また、そのことにより教師も民間企業と交流を持つことで民間人の考え方から子供への指導法のヒントを得られると思っております。また、民間人も学校の現状と教師の苦悩を理解し、家庭の中で子供を持つ親は学校に理解を示していけるのではないのでしょうか。2つ目の提案としましては、先ほど出てきた指導力不足の教師に対し、コーチング制度などというものを義務づけてはどうでしょうか。また、提案の3番目、能力給を導入してはどうでしょうか。これは、多分二、三日前の道新にも出ていたかと思っております。例えば部活等の顧問を持ったり積極的に子供とかかわり、人格的にもすぐれていると認められるよう

な先生には、その対価に見合う報酬を出してはどうでしょうか。また、特に部活等の時間外労働においては、教師のボランティア的な活動となっていると思います。そこで、そういった努力をされている先生方には、明確な報酬制度を滝川市独自としてつくることはできないものでしょうか。この3点についての見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 関藤議員からさまざまなご提案をいただきました。

まず、1点目の民間企業人との交流を持つ場所ということでございます。現在教員の法定研修というのがございまして、例えば10年たった経験者に対しては10年研修というような中に社会体験活動というものが3日間組まれております。3日間が長いか短いかという議論はあるかと思いますが、その中で民間企業を初めまして農家あるいは介護施設、ホテル等多様な業種を選べる形態になっておりまして、その教員はこの体験を通じまして民間における業務の処理方法、接客技術等を学んでいますとともに、オリエンテーション等の反省を通じて、交流、組織の役割等新たな発見をしているということでございます。また、学校組織全体としまして、一時期から比べるとかなり、僕自身の感覚と言うほどの経験はないですが、現場の話を聞いてみますと前より一般の教員の先生もそれぞれの地域、町内活動等に顔を出す機会が非常にふえてきているというふうなこともお聞きをしております。例えば今キャリア教育というような形の中で中学生が実際に各企業にお邪魔をしておりますので、当然その中では先生方がそれぞれの企業にお邪魔をして、いろんなお話を聞いておりますし、あるいは地域でおやじの会なんかがあるところについては先生方が積極的に参加をされているというふうなことも聞いております。より一層教員の方も、さまざまな保護者の職業がありますので、さまざまな機会を通じまして、そういう形で取り組みのほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、2点目の能力不足教員のコーチング制度ということでございます。先ほど言いました一定の年数のときに、それぞれの研修を行うことに教員はなっております。初任者研修、入ってすぐの年、それから5年研修、10年研修というものの中で、それぞれの指導技術の向上等も行われておりますし、空知教育センターというのが滝川にございます。地元の利というものも生かしまして、各教職員のライフステージに合った研修プログラム、例えば30代前半ならそのぐらいの年齢に合った、あるいは40代であれば40代の教員に合ったそれぞれの研修プログラムが平成18年度におきましては38講座開催をされております。そういう中で指導技術講座などを実施をしております。また、多数参加できるような形で奨励をしております。また、強制というわけではないですが、教員個々の意欲によりまして、民間の研究グループあるいは教科別の研究団体等に属して、公開研究等に参画をしている教員もいらっしゃいますので、積極的にかかわりを持って、その成果を授業あるいは生徒指導に生かしていつてもらえるものだというふうに思っております。

また、3点目の能力給の関係です。給与制度そのものは道教委が持っておりますが、今現在で滝川市独自のそういう制度という部分については、確かに議員さんおっしゃるように部活動の顧問等が時間を惜しまず技術指導、あるいは精神的な支えになっているという教員も大勢いるというのも十分承知をしておりますし、その成果としまして全国大会等に出場する生徒も数多くいらっしゃい

ます。そういう教員の頑張りについては、金銭的な部分というよりは、他市の例なども参考にしまして、別の方法がないかどうかを検討はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。充実した制度をつくって研修等も行っていきたいと思います。ただ、その研修制度におきましては一定年数、初年度研修、5年、10年研修というぐあいにありますが、実際問題子供たちは毎日学校に行って、学校の先生方と生活をしているわけです。そのような中で、一定の年数、何年というぐあいに区切ることなく、研修というものはその都度、その都度行っていったほうがよいのではないのでしょうか。例えばこれは、滝川市の中学校の校長先生が実際に出した文面であります。能力不足、指導力不足、また人間性に欠ける教員として校長先生が出しております。教育委員会さんは、これお持ちでしょうか。何点かちょっと読み上げてみます。人間性の豊かさなどでは飯は食えないと思っている先生、できる子、いい子はかわいくて、できない子、悪い子には顔をしかめる教師、信頼も尊敬もされていないのに規律ばかり押しつける教師、保護者や地域の人が学校に口を出すなという教師、教育のよしあしが子供や保護者にわかるわけがないと思っている教師。校長先生は、実際にいるからこういうことを書いているわけです。ですから、そういった教員に対しては、やはり十分な研修、また人間性の感性を磨くためにも、充実した制度をつくっていただきたいと思います。また、指導力不足については、先日道新にも出ておりましたが、教員全国450人、指導力不足というのが出ておりましたが、これは全く氷山の一角であると思います。文部科学省が発表しております。北海道は8名減、とんでもないことで、それだけを見ると減少傾向にあります。ところが、5年前から見ると、この450という数値だけでも3倍の数にふえているわけです。これは、民間の調べではありません。これは文部科学省の調べですから、民間の調べではさらにこれの5倍ぐらいはいるだろうと言われております。このように指導力不足の教員がふえていることに対し、国は今2万人の教員を増加させなければならないというようなことを発表しております。これまた数字合わせのごろ合わせをしているなというぐあいに私には映ってなりません。例えば介護福祉士の問題がそうでありました。高齢化社会が進む中で介護福祉士が足りなくなるということで、大学ではいろいろな福祉科というのを設立し、今日本全国に約60万人介護福祉士がおられると言われております。その中で実際に就労についている方は、50パーセントを満たしておりません。48パーセント、約28万人程度だと言われております。つまり実際的な中身の苦勞だとか苦しいということをわからないまんま、その職につけば何とか飯が食っていけるだろうという気安い考えで職につく方々もいるのではないのでしょうか。そうすると、教員という重要な役職において、ただ数合わせのために教員ライセンスをとって教壇に立たれたのであっては、非常に子供たちがかわいそうだと思います。

次に、学校選択性の問題に移らせていただきます。他市町村の実施例を参考にしながら、滝川独自の制度は考えられないものでしょうか。この制度には賛否両論があると思いますが、この制度により学校の体質が問われることになり、学校評価の一つにつながると思います。教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校選択性につきましては、平成13年度から東京都品川区で導入をされまして、道内では岩見沢市、江別市などが実施をしております。全国的には、少しずつではございますが、導入する自治体は増加をしております。学校選択性を実施する目的につきましては、一般的に児童生徒、保護者の側から見た場合には自分の個性や特性を生かす、自分に合った学校を選択することができ、学校の取り組みを評価し、子供に適した教育を受けさせたいという希望がかなうようになる、またみずから選んだ責任により学校への関心や協力する意識が高まる。一方学校側から見ますと、特色ある学校づくりが展開され、教職員の意識を高める中、学校の活性化が図られる、情報発信することで開かれた学校づくりが促進される、各学校がよい教育の実践を目指して創意工夫し、互いに競い合って伸びていく環境がつけられるというようなメリットがございます。議員さんのおっしゃるような賛否両論がある中ですが、前向きに取り組むところがふえているのはそういう事情があるからなのかなというふうに思っております。学校選択性につきましては一言で言いまして、5つの種類がございます。自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制というのがございます。それぞれさまざまにメリット、デメリットがございます。個々について詳細に分析を行う必要があるというふうに思いますが、滝川市におきましては現在行われている先ほどご質問のありました小・中学校のあり方に関する検討懇談会の中でも議論をされているところでございます。もちろん学校選択制が児童生徒にとって、また保護者、学校にとっていい教育環境を目指す上で有効な手段の一つとなるためには、逆に言いますとデメリットをどう詳細に分析をして解決をしていくかという方法もまた必要だということでございます。先ほど主にメリットのほうについて申し上げましたが、例えばデメリットのほうになりますと、選択制ですから場合によっては抽せんになるという場合もございます。抽せんに漏れた場合、不本意入学という児童生徒も実質的に出てくるということもございます。また、通学に関しては保護者の責任ということになりますので、隣近所の子供が同じ学校に行っていないというような部分で友達が近所にできづらくなるといったようなことも一部は報じられております。先ほど言いましたデメリット等も十分検討して、選択制の導入についてあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。十分検討していただきまして、ぜひ学校選択制は導入していただきたいと思います。先ほど言いましたメリットにつきましてはわかりますが、デメリットの中に教育委員会さんが出している中で、同じ地区で別の学校に通うことへの不安が起きる。どういった不安が起きるのか、ちょっと私理解に苦しむのですが、ご説明していただきたいと思います。また、遠距離通学となる場合、経済負担や下校時の安全面などに不安が生じる。これは、選択するわけですから、親はそのことを承知で通わせるわけですから、特に私は問題ないと思います。また、風評などマイナスイメージで選択するというぐあいに出っておりますが、風評はその学校の評価でありますから、学校評価となってよろしいのではないのでしょうか。この2点についてちょっとお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 同じ地区で別の学校に通うことへの不安が起きるといいますのは、先ほど申し上げました帰宅後近所に友達がいないというような状況が起こり得るのではないかということの懸念でございます。また、風評などのマイナスイメージで選択する、これは例えば荒れたうわさが出た学校、あるいは施設が古い学校という学校については往々にして選択されない可能性が出てくるということでございます。また、先ほど言いました一部学力テスト等の関係も、学校評価、特に東京都は選択制を多くしておりますがゆえに、例えば学力テストで評価を上げるために恣意的なことが先般東京都下で行われたというようなこともありまして、その扱いについて、そういう意味では検討を要する事項がもう少しあるということでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、教師の選択制の導入というのは考えられないかということについてお伺いいたします。教師の選択制というのは、まだ日本全国の中でもほとんど実施されているところはないかと思えます。私が単純にこういう制度があったらどうなのかということでご提案なのですが、例えば中学校の指導教科で最も生徒から見てわかりやすいとわかりづらいという評価については、英語であったり数学であったりすることは、私どもの経験で明らかであります。これに限定しまして、教師を選択できる制度は導入できないものか。この制度を導入することで先生の指導力も問われ、先生も切磋琢磨し、授業の工夫をしていくのではないのでしょうか。また、生徒は先生を選択することにより授業に取り組む姿勢に責任感を持つことになり、また、選択された先生は生徒指導に対して大いなる権限も持つことができるのではないのでしょうか。このような制度について、教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 生徒が授業に興味を持って参加をするという意味では、教師を選ぶという方法は直接的で非常に速効性のある方策と、一定のそういう意味はあるのかなというふうに思いますが、逆に言いますと選ぶということは選ばれる先生がいるということで、必要数以上に要ると、各学年の英語と数学で言えば、倍の教員がいないと選ばれるという選択肢にならないということでございます。現行の制度では、国あるいは道の独自の制度でもございませぬので、市が単独ということになりますと、例えば教師数の確保の問題も含めてちょっと現実的ではないのかなというふうに思っております。ただ、それにかかわるといいますか、現在各中学校では選択教科というものを実施をしまして、学級数以上にさまざまなコースを設定をしまして、1クラス当たりの生徒数を少人数にして、生徒一人一人に対応できる指導方法の工夫というものが各中学校で行われておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、小学校の英語とJ E Tの活用についてお伺いしたいと思います。国際社会の中で大きな役割を果たしていかなければならない日本人が世界の中で最も英会話能力がないと言っても過言ではないと思います。このような状況の中で、国民の7割以上が小学校から正規の授業に英語導

入を希望しております。このようなことから、中教審は、中学校への橋渡しとして小学校高学年から週に1時間程度の英語指導を実施するということを打ち出しております。私が考えるには、英会話能力を高めるということに対しては余りにも形式的なことではないかというぐあいに考えております。また、現状の小学校では、校長の裁量に任された総合学習の中で英会話ということを取り入れていると思いますが、今後の滝川市の小学校英語への取り組み方についてお伺いしたいと思っております。例えば小学校英語の指導者については、私は英語コミュニケーション能力を身につけていくことを考えるならば、小学校の低学年、極端に言うとも1年生からでも構わないと思っております。LESSNプログラムを作成し、正規の授業の中に取り入れるべきと考えております。例えば指導者が不足しているのであれば、日本人の講師であっても問題はないかと思っております。そこで、教育委員会が認めた人材を英語能力の堪能な方を教壇に立たせるというような考えはあるのか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 英語授業の関係でございます。私も英語はしゃべれませんから、小さいときから英語の授業があつたらよかったのになというふうに思っております。議員さんおっしゃられるように小学校のときから英語教育を望まれている保護者の方も多いというのは、承知をしております。したがいまして、現在第三小学校におきまして文部科学省の委託事業あるいは国立教育政策研究所の事業認定を受けまして、2つの事業の調査研究を行っております。そういう意味では、その研修の成果等を踏まえて、滝川市の英語教育について発信をしていきたいというふうに思っておりますし、本年度西高等学校におきましてもスーパーイングリッシュのほうが始まっております。特色ある学校という位置づけからも、英語教育が何とか地域の中で取り組みをしていければというふうに思っておりますが、財政的な部分の制限もございまして、現行のところは交付税措置の対象になりますJETによる活用をしていきたいなというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。それでは、JETの管理についてお伺いいたします。JETの選定が滝川ではどのように行われているのかお伺いいたします。また、採用したJETの管理についてはどのような形で管理されているのかお伺いいたします。昨年の深川の例のように、JETで日本に、海道に入ってきて、深川市で採用され、大麻取締法で逮捕されるというような事件も起きております。道、国だけに管理を任せるのではなく、教育委員会独自としても、将来ずっと滝川にいるということであれば別ですけれども、3年から5年の間に次のJETが入ってくるわけです。そうすると、その3年間または5年間の間の管理を教育委員会独自でまた新たな管理システムをつくるということとはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 JETの採用までの流れということですが、まず日本大使館において日本に関心のある大学の学士号あるいは教育課程の修了見込み等のさまざまな資格要件についての書類選考を行います。選考通過者は、在外公館にて面接試験を行って、最終候補者として決定をします。その最終候補者につきましては、参加の同意書あるいは犯罪歴証明書などの提出を経て、地方公共団体へのあっせんを受けるということになります。滝川市の採用の流れは、取りまとめ団体である道の総務

部知事室国際課に対しましてあっせん要望を提出いたします。その調整がつけば、あっせん決定を受けて、本人と就業規則あるいは勤務内容について合意をして、採用するということになります。ただ、あっせん要望については、性別ですとか日本語がどの程度しゃべれるかという要望を出すのは可能なのですが、必ずしもその要望どおりには至らないこともあるということは現実でございます。また、管理については、それぞれ個々と就業規則によって同意をしておりますし、日常は学校等の指示を受けて職務をしております。また、夏休み等の長期休業中あるいは学校で授業がないときについては、教育委員会で執務をしていただくということになっております。もちろん規則上、法令違反、就業規則に違反あるいは職務にふさわしくない行為があったということについては、解雇できるということになっております。議員さんおっしゃられました深川の事件について、不適格なJETがかなりいるという、そのかなりという程度がよくわかりませんが、事実深川ではそういう事件が起こったことについては、非常に遺憾なことだというふうに思っております。先ほど申し上げましたそれらの事件も踏まえて、19年度から犯罪歴証明書というものの提出もJETの中では義務づけられることになっております。いずれにしましても、これまではそういう犯罪にかかわるような人材の派遣を受けたことはございませんでしたけれども、ある程度認知をされてきておりますJETでありますから、地域における国際交流の推進等さまざまな部分で活動しておいでいただいております。教育ばかりではなくて、地域活動等にも積極的ににかかわっていただいております。そういう信頼関係を確保するという意味でも、議員さんのおっしゃるよう指導、監督については徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よろしくお願ひいたします。

また、今出てまいりましたJETに係る諸経費についての問題でございますが、北海道内各市町村のJETに係る諸経費のアベレージというのを私3年前に、まだ212市町村あったときに150市町村ほど調べさせていただきました。その結果、約520万円から550万円、かかっているところは600万円かかっておりました。滝川の場合はどうかというと、19年度で見ると1人当たり約520万円程度かかっているのではないかと思います。その中で、1人当たりの交付税措置、これは滝川の場合は一応全額ということで476万円の措置がなされていると思います。その詳細についてお伺ひいたします。また、JETにつきましては、給与1人当たり30万円というぐあいに決められておりますが、この30万円につきましても各市町村非常にアバウトな部分がございます。30万円以外に水道料、電気代、アパート代、その他がすべて免除されているところもございます。滝川市の場合はどうかというと、税にかかわる国税、地方税、これは財政のほうで負担しているというぐあいに把握しておりますが、そうなると給与が30万ということで税は別に財政のほうで負担しているということであれば、民間から考えるとちょっとおかしいのではないのでしょうか。通常税というのは給与の中から引かれるものであって、JETに限って、給与は30万円で、さらに税負担だけは別口で負担しますよということになると、ちょっとおかしいような考えがあるのですけれども、そこら辺についてお伺ひいたします。

○議長 教育長。

○教 育 長 国税、地方税の負担についてでございますけれども、JETのプログラム、すなわち語学指導等を行う外国青年招致事業は、募集要項の中の報酬に関する部分で税額控除後の年間報酬額が360万円になる程度、月額30万円という計算で、その程度であれば日本で十分生活をしていける報酬ですという形での募集になっております。租税条約等の特例を受けることがありまして、2年間は課税にならないで、3年後に課税になるというようなことがございまして、そうしますといる年数によって実際の報酬額が違うということになる不均衡を是正をするために、3年目以降のJETにつきましては国税、地方税分を上乗せをして支給しておりまして、税引き後で360万円を下回らない額での報酬支払いというものが義務づけのような形になっております。ただし、健康保険とか年金とかの自己負担分については、通常どおり報酬の中から差し引かれるという形になっております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。税に関しては3年目以降というぐあいには言われましたけれども、多分国際法か何かで決まっているはずなのです。国によって、2年間免除になる国とそうではない国というのが多分あるかと思います。JETで滝川のほうに入ってくるアメリカ、カナダあたりは、多分2年間は徴税関係は免除される形であるかと思います。わかりました。

それでは、次でありますけれども、次年度におきましては多分この交付税措置がだんだん、だんだん減額されていくのではないかと思います。次年度以降減額されると、そのJETの活用というのが厳しくなると。このような中で、現在のJETの活用体制をそのまま維持することができるのかどうか、今後について伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのおっしゃられました地方交付税の措置なのですが、平成19年度において単位費用として前年度より2割減となっているのは事実でございます。18年度1人当たり590万円の単位費用でしたが、本年度は472万円ということになっております。本市では、国際交流も合わせまして5名の配置をしております。当市における英語活動あるいは国際理解教育の現状という形の中で、単位費用は落ちてはおりますが、当面現行の指導体制、5名の維持、確保については努めていきたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。JETにつきましては、ここまでとさせていただきます。ぜひ次年度以降につきましても、語学指導につきましても十分な配慮をお願いいたします。

続きまして、学校評価と教員評価のことについて若干触れさせていただきます。その中で、学校評議員制度ということにつきましてですが、これは私委員会の中で熟知しましたので、省略させていただきます。

そこで、学校評価、教員評価につきまして、本来学校での主役は生徒であり、生徒がこの学校について、特に中学校については教員を生徒にもさせるべきではないかと思います。また、3番目につきましても、学校評価については、当然保護者がその学校に通わせているわけですから、保護者

に対しても学校点検シートなどを作成し、保護者からの評価制度を取り入れていく考えはないのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校評価制度につきましては、市内の小中学校、西高も含めまして全校で実施しております。この中で、全校とも保護者に対するアンケートというのは行っております。ただ、児童生徒に対しますアンケートにつきましては、まだ5校にとどまっておりますので、今後各学校の実態も踏まえまして、児童生徒へのアンケートの実施に努めるような形で指導してまいりたいというふうに思っております。一遍にお答えした感じであります。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。そこで、保護者に対しての評価等は取り入れているということですが、そのことについては一般保護者に対しては公表されているのでしょうか。例えばある教育委員会が実施している学校評価ということで、保護者と子供向けのアンケート用紙の一部分公表されている部分です。この場合は4段階評価、A、B、C、Dで評価されているのですけれども、例えば学校はすべての教育活動において一人一人の生徒を大切にする姿勢で指導に当たっているかという評価に対して、C、Cのところだけ読み上げますけれども、多くの先生はわかりやすい授業をしてくれる、C、生徒の自主性、自立性を尊重してくれる、Cというぐあいに、ここに20項目ぐらいあるのですけれども、約7割がCの評価がついているわけです。こういったようなことも実態としてあるということを認識していただきまして、ぜひ保護者、また生徒からの評価制度も取り入れるべきだと私は考えております。

続きまして、心の教育という問題について触れさせていただきます。心の教育ということについては非常に難しいことではありますが、教育委員会または市長はこの心の教育というのをどのように進めていこうとしているのか、その見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今私どもが取り組んでおります心の教育とは、昨年度心の教育推進本部が示しました向かい合う心をキーワードとする改革と行動プログラムの推進でございます。すなわち、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分果たしつつ、しっかりと連携をして取り巻く環境の改善を図っていかうというふうな形の中で、ソフト事業、ハード事業含めて取り組みをさせていただいております。また、今年度から指定を受けて取り組む道徳教育の研究事業につきましては、自他の生命を大切にする児童生徒ということで目指す児童生徒像を設定をして、19年、20年の2カ年間、市内の全小中学校で道徳教育の実践に取り組むものでございます。この取り組みに対しましては、一般の教員の方も含めて参加をしていただいているところでございます。この実践研究を通じまして、先ほど申し上げました自他の生命を大切にする、あるいは他人を思いやるこころ、感動する心、相手を理解しようとする心などの方法、手段あるいは学校、家庭、地域の連携のあり方を解明しようというものでございます。また、研修事業としましては、先ほど申し上げました教育センターの講座の中でも本年度2講座を開催をして、道徳教育についての研修事業に取り組んでいるところでございます。いずれにしても、各学校の中に保護者あるいは先生といった縦の関係、それから同

級生といった横の関係以外に、斜めの関係といいますか、教育相談員ですとかスクールカウンセラー、地域の方あるいは高校生、短大生等も含めたさまざまな形の中でその教育に関与していく中で児童生徒の心についてどう向かい合うような形で取り組んでいけるのかなというのが最大のテーマになっております。そういう意味で、今現在滝川市としての心の教育あるいは道徳教育を進めているということでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 非常に難しい教育の分野でありますので、私も実際心の教育についてはどのようにという方策でやったらいいのかということもなかなか結論が出ないまま毎日生活しているわけですが、滝川市が出しております教育再生プランというのをネットですずっと引き出させていただきましたけれども、非常に素晴らしいことがたくさん書かれているわけですが、これをどうやって子供たちに伝えるのかということは私自身読んでいてなかなか見えてこないでありますけれども、私が思うに心の教育というものは非常に普遍的な認識であり、定義あるいは教育法などは確立されていないわけであります。つまりまともな大人社会が描く理想主義ではないでしょうか。こうあってはほしくない子供がいれば、社会からその迷惑を取り除こうとします。そして、社会全体の感情論から理想の人間をつくり、はめ込もうとする。結局何をどのように指導していいかわからなくなります。そのことによって、大人社会、教育者は、心の教育という美しい言葉に置きかえ、扱い切れなくなった子供たちを社会の重荷と感じてき、心の教育を子供たちにしようとする。だけれども、実際どうでしょうか。私が思うに、子供たちに心の教育をする前に私たち大人が子供たちとのコミュニケーションのとり方や人倫、教養を高めていくことに努力をしなければならない時代だと思います。私は、子供たちに心の教育をすると同時に、大人に対してもその教育をしてはいかがかと思っております。それについての見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんおっしゃるとおりだというふうに思います。決して子供の問題だけで解決できる問題だというふうに思っておりません。近年親学という言葉も言われたりする中で、どう連携をつくっていくのかと、これが一番悩みの多いところだというふうに思っております。例えばPTAの研修会とかいろいろなものをやっても、出ていただける方と出ていただけない方とはっきりしているというようなこともございます。ただ、例えば市民ミュージカルですとか遊学会の活動ですとか、あるいはそらぶちの活動も含めて、徐々に地域の大人が今変わりつつあるのかなというのも実感をしているところでございます。そういう中で、もちろん大人自身がどう変わるか、この子供たちにどう向かい合うかという部分についてがこの心の教育全体の成否を決めるものだというふうな認識は、議員さんと同じでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

続きまして、給食費の未納問題についてであります。2点ほどお伺いいたします。今全滝川市内の小中学校における給食費の年間回収不能金額は、どのぐらいに上っているのかということをお伺いいたします。また、学校における給食というのは、非常にありがたい制度であります。よって、

その給食費の納入困難な家庭においては、これはいたし方ないことでありますが、世間のうわさを聞くとところによると、立派な家に住み、立派な車に乗っている方々で払っていないという方がおられるということを聞いております。滝川市内の全小中学校におきまして、その納入法をすべて自動引き落としにし、それを年間一括払いで払っていただける方は払っていただく、半期払いで払っていただける方は半期払い、また毎月払っていただく方は毎月払いというような３段階の納入制度を設けてはいかがでしょうか。それについての見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 平成１８年度末の状況でございますが、未納総額は約３２０万円、未納率は１．８８パーセントとなっております。１１校平均でということです。参考までに平成１７年度末で申し上げますと、未納金額が約３７０万円、未納率が２．１７パーセントということですから、若干金額、未納率とも改善をしてくれている。これにつきましては、本年度全校で確約書の提出をいただいておりますし、一部の学校では少額訴訟等も検討しているというようなことで、マスコミ等も含めてそういう周知がされた成果なのかなというふうに思っております。また、支払い方法の関係につきましては、現状１０回から１１回に分けて口座引き落としというところが１１校中９校ございます。そのうちの１校につきましては１０回または３回という選択制をとっておりますので、現状１回、一括払いという部分について採用している学校はございません。また、児童生徒が直接学校に持参をするというところについては３校ございます。さきの総務文教の中でしたか、１校ことしから口座振替に切りかえたというところもございますので、引き続き徴収方法の確保については安定的な形で取り組みのほうを進めていただきたいというふうに思っております。また、給食費の納入が困難な場合については、就学援助等の周知の徹底をしている、あるいはどうしても納付いただけない場合については納付約束というようなものもっております。現在道教委のレベルでも、この給食費の未納対策委員会が設置をされておきまして、少額訴訟等の法的措置についても全道的な検討がなされているところでございます。委員会としましても、積極的な情報提供を行いながらバックアップをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 最後になります。教育問題、非常に難しい時代に差しかかっているのかなという実感を私自身しております。しかしながら、教員等による不適切な学習指導があったり不祥事を起こしたり、警察官の不祥事、社保庁の不祥事、公務員の不祥事と、すべて子供たちにとって最悪の心の教育をしている大人社会であります。しかも、社会的なリーダーとなる大人がそのことをしておいて、子供たちに心の教育だと言って学校現場で徳育教育、心の教育などということを行おうとしています。これは、やってはいけないとは言っておりませんが、かなり慎重な体制でしっかりとしたプランをつくって進めていかなければ、非常に無駄な時間とお金をまたそこで費やすことになると思います。私は、心の教育をする時間と予算を大人社会、そして指導者にも向けていただきたいと思います。教育委員会には、今後滝川において強いリーダーシップを発揮していただき、この滝川から教育再生のモデルを全国に向けて発信していただくことを切にお願いいたしまして、私の一般

質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の一般質問を終了いたします。

この辺で休憩に入りたいと思います。再開は午後１時ちょうどであります。休憩をいたします。

休憩 午後 ０時１０分

再開 午後 １時０１分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 それでは、質問に入ります前に、まず傍聴にいらっしゃった深川市議会の皆さんに敬意を表したいと思います。しっかり見ていていただきたいと思います。

◎ １、財政

１、財政健全化法

それでは、まず財政に関しまして、財政健全化法、要旨の１であります。本年６月に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律であります。同法成立の意味について、また平成１９年度の決算から執行されることに対する滝川市の影響と具体策をどのように講じていくか、市長のお考えをお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 長 まず、冒頭、深川市議会から議長さん初め大勢の議員さんが傍聴いただくという栄に浴しましたこと、心から感謝を申し上げ、敬意を表したいと存じます。また、現在大雨洪水警報、雷注意報が中空知全域に出されております。今のところ雨量はそれほど多くありませんし、大した心配は要らないというふうに思っております。これから回復していく模様であります。そういうことを冒頭ご報告を申し上げておきたいというふうに思います。

財政健全化法に関係してのご質問でございますけれども、これまでの財政再建制度というのは普通会計が中心でありました。しかし、それぞれの自治体の全体の財政状況を把握すべしということでこの法律ができ上がったわけでありまして、議会の議員さんはそれなりに全体像を把握していただいているというふうに思いますが、市民の皆さん方の立場では必ずしも親切的な指標ということにはなっていなかったのではないかと、そういう意味ではだれもがチェックできる財政情報を提供するということはすばらしいことではないか、いいことだというふうに思います。あわせて、是正機能というのは従来の財政再建制度ではなかったわけです。早期是正を行うと、早期是正という意味では、これは適切な定めであるというふうにも思います。また、毎年監査委員の審査に付さなくてはなりませんし、議会に報告をした上で公表するというのも義務づけられました。これも適切なことだというふうに思いますが、公表するバックデータもきちんと資料として整えなさいということも義務づけされたわけでありまして、適切な定めであるというふうに思います。滝川市としては、この４つの指標を十分念頭に置きながら財政健全化のための歩みをしっかりと行う必要がある

というふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 今回成立しました財政健全化法に欠点があるとすれば、画一的な基準をもとに平成19年度の決算から評価をするという運びになりますけれども、都市の規模によってはこの画一的な基準が果たして正しいものなのかどうかという議論も今なされておりますけれども、その点について市長の見解をお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 基準については、さまざま議論があるというふうに思います。しかし、一定レベルの基準は必要なのではないかというふうに思います。基準でありますから、その基礎的な自治体が我が町はこういうふうにすべきだという基準を持つのは一向に構わない。しかし、それを定める上では、よく民意を反映し、議会が決めたものでなくてはならないと私は思いますけれども、しかし国が指導する上では一定の基準というものは必要だというふうに思います。今よく私どもとして情報が入らないのは、4つの指標のうち将来負担比率というのは中身がどうなるかよくわかっていないということであります。ただ、こういう中身がよくわかっていないものについて自治体運営に大きな支障を及ぼさない、しかも健全化は確保できるという個別の指標をどういうふうにとっていくのかというのはこれからの課題だというふうに思いますが、それは今全道市長会、全国市長会を通じて、こういう点についてはもう少し配慮が必要ではないかと、例えば病院会計等の企業会計についてこういうことで指標のとり方を配慮すべしという意見も申し上げているところでありまして、まだ定まっていない部分についてはいろんな機関を通じて、意見を組織を通じて申し上げるということにしたいというふうに思っております。あわせて、アルファ値、ベータ値と言っておりますけれども、健全な団体と早期是正する団体と、それから再建団体と、こういうふうに従来2区分だったのが3区分になるわけです。この3区分のエリアをどうするのかというのは、アルファ値、ベータ値ということでこれから決まるわけでありまして、そういう不透明な部分はありますけれども、地方自治体が自主的な権限でまちづくりをしていくための最低条件の確保というのは無関心でおれませんから、そこら辺はまたいろいろ意見を反映する機会もあるというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 一問一答ということで、次のところへいっていいのか悪いのか、私も判断に迷うところなのですけれども、先に市長にアルファとベータを言われてしまったので、踏み込んだほうがよかったかなと思うのですけれども、次に今回のこの法律の普通会計のみを対象にした自治体再建法が欠点があるからという趣旨で特別会計の赤字、それから土地開発公社などの含み損を問題にするためにつくった新指標である連結実質赤字比率、それから外郭団体の含み損解消に要する資金までも含めた将来負担比率、これが従来からの実質赤字比率と実質公債費比率の4つの指標の18年度の数値と、それから19年度の予想される数値をもとに今後発表されるであろう、今市長が述べられましたけれども、早期健全化基準値アルファ、それと財政再生基準値ベータをいかにしてクリアしていくかということが大事なことだと思いますけれども、市長の見解をお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 新指標による現在の比率はどうなっているのかということでございますが、数値については所管からご答弁を申し上げますが、連結実質赤字比率、18年度決算は認定をいただきましたけれども、黒字でありますから、少なくともこの指標の該当にはなりません。普通会計の中で唯一赤字であった公営住宅事業特別会計、決算見込み、予想でありますから、いろんなことがあったらどうなるかわかりませんが、19年度決算においては黒字転換する見込みであります。したがって、今後ともこの指標の該当にはならないというふうに思います。そうしない最善の努力が必要だというふうに思います。連結実質赤字比率、普通会計、特別会計、企業会計、それらを連結して実質赤字があるのかないのかということでありますけれども、これも18年度決算においては黒字であります。したがって、将来ともこういうことがないような最善の努力が必要であって、当指標については現在該当するという状況にはありません。ただ、心配なのは、国民健康保険事業特別会計は赤字であります。これの早期改善を目指さなくてはいけないというふうに思い、今その具体策について検討中であります。おかげさまでペナルティーはかからない数字になりましたから、さらに具体的な改善方策を考えていきたいというふうに思いますけれども、会計トータルの問題でありますから、これは当指標の該当にならないということがあります。病院事業特別会計、改築事業を見込んでも将来的に資金不足に陥ることはないという見込みを立てておりますから、そうならない最善の努力が必要であります、当指標を悪化させる要因にはならないというふうに想定をいたしております。

実質公債費比率、先ほどのご答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、18年度決算で18.9パーセント、したがって許可制度の該当であります。これもできるだけ早期に許可制度の該当にならない18パーセント未満にするつもりで、計画的に努力をしているところであります。だからといって、それでは公共的な事業をやらないのかというと、そうではありませんで、必要な事業については一定程度見込んだ計画を立てながら、早期に17パーセント台に持っていくという計画であります。

あと、将来負担比率です。これも先ほど申し上げましたけれども、早期改善、早期再生、そういうのにはこの4番目の将来負担比率というのが出てくると思います。ただ、再生段階には使われなという定めであります。それは何かというと、この4番目の比率はお金があるかどうか、資金ショートをするかどうか、そういうことではなくて、ストックの状況を把握するための指標である。したがって、再生段階には使わないと、こういう種類の指標であります。ですけれども、市民の皆さん方には将来負担どのぐらいになるのかとご心配の土地開発公社の状況を含めて、現在の時価評価したらどうなって、含み損どれぐらい持っているのか、こういうご心配さまざまおありになるというふうに思いますから、こういうものも制度に基づいて適正なデータのもとに、市民の皆さん方に将来負担比率ということで発表されるということはいいいことではないかというふうに思います、不透明な部分についていたずらに何でもかんでもというのは誤解を招くというふうに思っておりますから、先ほどご答弁を申し上げましたように必要なことについては国に対して意見を申し上げたいというふうに思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは次、3番目の要旨なのですが、きょう深川市の方が見えているので、深川市以外の近隣自治体が新指標で財政再建団体に指定された場合、全国的に見ても特に空知管内、産炭地域は数値が悪いわけですが、指定された場合、近隣の自治体に囲まれている滝川市として、市長の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 想定で答弁するのは適切性を欠くというふうに思いますが、さまざまな情報を勘案すると、ベータ値がどういうところに置かれるのかなというのは私どもも非常に関心の的であります。例えば起債を制限するということであれば、災害復旧以外は認めないという数字はたしか35パーセントだったと思います。こういうところがある意味では一つの判断基準になっていくだろうというふうに思います。とすれば、中空知、滝川市を含めてなかなか厳しいですけれども、こういう状況になるのかどうかという判断は私としてはすることはできません。ただ、財政問題どこも厳しいですから、個々の市町村で頑張れるところまで頑張るというのはやっぱりあるというふうに思いますが、できるだけ広域行政の中で手を携え合いながら、協力して住民ニーズに対応し、しかも低コストで運営していく仕組みというのはこれからますます求められていくのではないだろうか。財政再建団体になるのかならないのかということを別にいたしまして、そういうことがますます求められていく時代ではないかというふうな認識を持っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ただいまのご答弁では、近隣の自治体が早期健全化団体のイエローカードや財政再生団体のレッドカードになっても、連携をとって地域を盛り上げていきたいというような回答であったと理解をいたしました。

◎2、自治体経営

1、活力再生プラン

それでは、2つ目の自治体経営の活力再生プラン。平成17年に赤字再建団体への転落を回避すべく策定した滝川市活力再生プラン、通称タッグ計画、現在2年を経過いたしました。2年前に行政が策定したこの計画も予想を超えた変化のスピードにはついていけず、修正を必要とする部分が数多く見受けられます。2年の間に行政のスリム化を図る内なる改革、それと市民に協力を求める外なる改革、さまざまな内的要因及び外的要因の変化によって所期の目的を達成するためには、計画の修正をする時期であり、再構築に向かって考えるべきだと思いますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 活力再生プラン、通称タッグ計画、平成17年度が初年度でありますから、ちょうどことは6年間の計画の中間年ということになります。3年目でありますけれども、計画に盛られた各項目につきましては、多少表現の異なったものもありますけれども、すべての計画について着手をさせていただいております。ただ、それが6年目に達成する水準というところまで達成していないものもありますけれども、すべての項目については着手済みであります。内なる改革、早目にな

なかなか厳しい内なる改革の提案をさせていただきましたけれども、それを含めて、外なる改革、市民の皆さん方のご理解、ご協力の中に着実に実行されているというふうに判断をいたしております。大体全体としては、ほぼ計画どおりに進んでおります。しかし、地方財政計画の見直しの方向性が明らかになりました。そういう形で国全体の枠組みが示されてきておりますから、なかなかこれからも厳しくなるなというふうに実は思っております。したがって、今後滝川市活力再生プラン、これがどうなっていくのかということの予測、財政的なシミュレーション、これを改めてやり直そうというふうに思っております。したがって、見直しするわけでありますから、市民会議を設置しながら市民の皆さん方のご意見をよく聞きながら、情勢判断を適切に行って見直しをした新たな活力再生プラン、それは正式な名称をどうするかというのはこれからの問題でありますけれども、見直しを進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 タッグプランの見直しを進めていきたいということではありますが、通常そういうプランを遂行する場合に、初年度から例えば3カ月とか6カ月という形で多分庁内で会議を開催して、タッグプランの進捗状況等を検証しているとは思いますが、具体的に初年度から現在に至るまでどのような間隔でどのようなレベルの人を集めて、庁舎内でどの辺まで検討を重ねてきたのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 活力再生プランの見直しは、私が市長に2期目当選して以降の作業でありますから、それ以降実務的な作業を進め、市民会議を設立をし、具体的な議論に入っていくというのはこれからの問題であります。6年間計画でありますから、1年目、2年目何をやったのかということではありますが、これは活力再生プランを着実に実行するということに全力を挙げるということでもあります。それが1つであります。そのことが2年間、足かけ3年にして、すべての計画に着手することができたというお話を申し上げたわけではありますが、それでは着手した結果はどういう水準になっているのかと、そのレベルはどういうことかというのは、内部組織をつくってしっかりと進行管理をしていくと、なぜ進んでいないのかと、進んでいない理由はなぜなのかと、今後それはどうしていくのかというのを内部組織をつくってしっかりと進行管理をした2年間であったということを報告を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 概要的には大体納得をしているのですが、1点だけ具体的なのですが、タッグ計画の健全財政化の取り組みの中で市税の収納率、収入率の向上ということなのですが、先日新聞の夕刊に取り上げられておりましたけれども、2005年度ベースの市町村税のワーストファイブですか、滝川市が残念ながら5位ということで載っていたのですが、こういう結果、これは2005年度ベースですから、そのときの数字では全道の市の中でも低レベルにあるということに関して、どういう要因でそうなったのか。それから、常々徴収率は向上していますよということで、市長はあいさつの中でよく述べられているのですが、2005年度ベースでワースト5位であれば、悪いところから伸びてくるのは当たり前の話で、レベルが低いのですから、そこから向上

していくのにもっと厳しい目標を持っていかなければならないというふうに思います。計画が現在途中ですけれども、19年度の決算、20年度の決算で新聞に載っていたような市町村税の徴収率は全道のレベル的にはどの辺を目指しているのだと、2005年は下から5番目だったけれども、この辺までいきたいということがあればお示し願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 空知は、全道的にも収納率が悪いのです。だからいいということでも何でもありませんで、滝川は5番目になった。少しよくなったということでもあります。もっと低かったのです。これは、なかなか一筋縄でいかない面があります。これまでは、現金主義だったのです。不納欠損をできるだけしないで、滞納繰り越しをずっとして、そしてお金をもらう方法を考えると。特に滞納繰り越しになった部分は、なかなか取りづらいくから、だから分母はだんだんでかくなる。分母はだんだんでかくなるから、収納率どんどん悪くなる。しかし、取れる可能性のあるお金は、取れる可能性があるわけであります。それを少し私は重視し過ぎたのではないかというふうに思っております。したがって、監査委員さんからも指摘受けていますけれども、不納欠損額が多過ぎるのでないかと。取れる可能性のあるものは不納欠損しませんけれども、しかしそれを余りにもしな過ぎたということが全体の収納率の比率の低下につながってきたのではないかと。世の中は、評価されるのは数字で評価されますから、実は取れる可能性のあるお金を含んでいるのだということを言っても、なかなかご理解いただけないのではないのでしょうか。私は、しかしこの両面での物事の判断が必要だというふうに思います。

それと、なぜ滞納繰り越しが生じるのかということ、現年度分をしっかりといただかないからだということでもあります。したがって、私は、現年度分に全力集中するというところで取り組んでまいりました。そういうことで、現年度分と滞納繰り越しがあって、全体トータルの数字で評価されるということは、やっぱり今までの状況が何年か影響してきます。これは、ひとつご理解をいただきたいなというふうに思いますし、どの水準までと、100パーセントいただくというのが市長としての当然の目標水準ではありますけれども、今下のほうで低迷していてそこまで言っては笑われますから、少なくとも私は第1段階、タッグ計画で何パーセントにという目標を決めていますけれども、こういう目標の決め方も全道中葉程度のところまでは第1段階持って行かなくてはならないというふうに思っているところであります。

○議長 山口議員。

○山口議員 どうもありがとうございます。

◎3、教育行政

1、滝川西高

それでは次、教育行政ですけれども、滝川西高の自動体外式除細動器設置についてであります。今月の17日に長崎県の諫早で、ソフトボール大会に出場していた小学生が胸にデッドボールを受け、倒れ、その際救急救命士がAEDを使用して心肺が蘇生し、大切な1つの生命が救われました。さて、平成19年7月9日に道立高等学校への自動体外式除細動器の設置が北海道議会で議決をさ

れました。その説明文の内容は、学校管理下における体育授業や運動部活動などにおける不測の事態に備えて、既に設置済みの道立学校を除くすべての道立学校に自動体外式除細動器を設置するというものです。設置後は、各学校において教職員を対象としたAEDの使用法を含む心肺蘇生法講習を実施し、できるだけ多くの職員が正しい知識と技術を習得できるよう指導するという内容であります。設置期限は、平成19年8月末となっておりますけれども、滝川市においても道立の高等学校である滝川高等学校と滝川工業高等学校は既にAEDを設置済みであります。しかしながら、市立である滝川西高等学校は未設置であり、滝川市は早くから全市的に心肺蘇生法の習得を消防署の関係者、関係団体の努力で救急救命講習を実施してまいっております。また、滝川西高等学校も、授業の一環として普通救命講習の時間をとり、生徒にも資格保持者が多数いる状況であります。文武両道をモットーとし、公式野球部、ソフトボール部、連日熱心な練習をしている現状から、一日も早くAEDを滝川西高等学校に設置されることをご提案、質問したいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 西高におきますAEDの設置のご要望でございますが、西高におきましては既に昨年、平成18年度から1年生の保健体育の授業で議員さんおっしゃられましたとおり普通救命講習を受講して、本年2年目に入っております。来年度の1年生が受けますと、840名の生徒全員が普通救命講習の講習を受けているという形になります。また、その講習の中でAEDを使った救命も受けております。西高のAEDにつきましては、本年2月に北海道高等学校PTA安全互助会に、AEDの保有状況あるいは配置希望の調査がございまして、これに応募しておりましたところ、今月中にAEDについては1台は配置をいただけるというような状況になっております。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 1台配置の予定ということで、一安心をしておりますけれども、現在教育委員会のほうでは心の教育ということで重点を置いて施策をしておりますけれども、児童生徒の生命ということに関しては、心の教育であろうとAEDの機械的なもので生命を救うというものにしろ、差別はないと思うのです。ですから、できれば中学校でも全校配置になるような努力をしていただきたいというふうに思いますが、その考えはございますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 確かに部活動等が盛んになります中学校においても、AEDの必要性はあるのかなというふうに思っております。本年度中ということにはならないかもしれません。どういう方法があるのか、ちょっと検討させていただければというふうに思います。

○議 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀重雄です。新人ですので、答弁につきましてはわかりやすくお願いをいたします。

◎1、行財政改革

1、職員削減計画について

最初に、行財政改革、職員削減計画についてお聞きをいたします。市長の1期4年間、行財政改革において大変実績を残されて、これは市民の評価も非常に高いものであります。さて、その改革の一つである職員数削減について、今日に至る経過と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 大変厳しい地方財政を取り巻く情勢の中で活力再生プランを提案をさせていただいて、ご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。中でも内なる改革のポイントは、人件費の削減ということでありました。その人件費の削減の中でも、職員削減については、やはり極めて大きなポイントであるということでも一生懸命取り組んできたわけですが、平成16年度当初473人の職員は平成19年度当初で374人です。3年間で早期退職制度含め99名の職員の減ということになりました。これはこれで、それに対応する組織体制、仕事の進め方ということもあわせて努力をしてきたわけでありました。現計画、平成23年度当初ということになりますが、350人体制でというふうに考えております。これは、タッグ計画を先ほど見直すというふうに申し上げましたから、この350人体制ありきではなくて、どうなのが職員の体制として適切なのかということを含めて検討してまいりたいというふうに思いますが、私は今回のマニフェストの中でも明らかにさせていただいておりますけれども、中長期的には300人体制を目指さなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 それでは、今現在の各部署での残業の偏りなどはないのかについてお尋ねをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 今までやってきた仕事を少人数でやることになるわけですから、今までのやり方ではだめだというのは、これは当たり前のことであります。ただ、この削減の中には、滝川の場合保育所が大変多いですから、保育所を社会福祉事業団に委託する、こうすることによって削減されたという人数も中にはありますから、すべてではありませんけれども、職員の研修をしっかりとって職員の能力開発をしっかりと進めていく、あるいは係制からスタッフ制ということへの移行によって仕事はグループでやっていくと、そういうことによってこれまでしのいでまいりました。したがって、そういうことを通じて、年がら年じゅうどこかが忙しくてどこかが暇だという状況はないというふうに思います。一番多い所属で1人月平均19.2時間です。ここは、同僚の職員が早くやめたと、年度途中でありますから、すぐ補充ということがきかないわけで、グループ制で努力していますけれども、中にはこういうセクションもあります。多くの要因は、時期的な繁忙期、そこに超勤がどうしても多くなるというセクションはありますけれども、課内協力体制、あるいは場合によっては部内の協力体制でやるということも現実に行っておりまして、職員削減によって構造的に超過勤務がどんどんふえて、どこかにそれがしわ寄せされているというトータルな状況ではないというふうに思っておりますけれども、これは時期的な繁忙期含めて、少しアンバランスなところはあるというふうに思います。そういう面では、今までの常識の超過勤務でいいのかどうかと

いうことは、少し点検する必要もあるというふうに思っております。

○議長 堀議員。

○堀 議員 19. 2時間といいますと、一般の民間では当然それ以上の残業等があるわけですから、要員配置というか人員配置についてはうまくいっているのだなというふうに判断をいたします。

3番目の民間で採用している作業の棚卸しの適用について、これは提案をしたいわけですが、余り一般的には使われていない内容ですので、少し詳しくご説明をしたいと思いますが、今日社会保険庁の問題が毎日のように報道されております。公務員の使命である国民への奉仕を忘れたものであるというふうに判断しております。そして、多くの国民は、社会保険庁にとどまらず、すべての公務員に対しても同様の見方をしているというのが実態であろうかと思えます。そういう意味からも、市長が先ほど言われました350人体制、中長期的には300人体制、こういう体制づくりの仕組みの一つに今お話しする作業の棚卸しが不可欠でないかという意味でご提案をさせていただきます。わかりやすくご説明したほうが良いと思いますので、この話だけをするすると30分を超えてしまいますので、大まかにお話ししますと、専業主婦の仕事でご説明をいたします。毎日の仕事に洗濯があり、掃除があり、買い物に行く時間があり、料理をつくる等々、普通の主婦も仕事を持ちながらするわけですが、その一つ一つにどれだけの時間がかかっているのかを調査するものであります。例えば洗濯に1時間かかっています。掃除に1時間かかっています。この2点だけでも毎日2時間かかっていたとします。要領のいい主婦でしたら、洗濯機を回しながら掃除を終わらせるでまいしょう。1時間ずつ分断してやるということは、多分ないと思います。また、買い物も洗濯も本当に毎日必要なのかと、2日に1回でいいのでないか、3日に1回でいいのでないかというようなことを検討してみるわけですが、かかる時間が1時間が適正なのかどうか、本当は30分でできる仕事をだらだら1時間やっているのではないかというようなことを精査、検討していく作業であります。また、この作業を一度精査して、全部棚卸しとして出して、そのことを仕事の難易度で分類をするわけです。これは通常能力があればだれでもできると、こういう内容のものから、本当に専門職の知識がなければできない難しい仕事の内容から、こういうものを洗い出して、これは臨時職員でいいなとか、これは嘱託ぐらいのレベルでも大丈夫だなとか、これは精通したプロフェッショナルみたいな人材でなければだめだというようなことを難易度別に仕事の内容を区分します。こういう作業をやって、毎日やる仕事でなくてもいいものを発見したり、かかる時間の標準をつくったりしていく作業のあらましなのです。私のりょーゆーも、今回の現実になりましたけれども、こういう手法を使って業務改善を図っていたわけでありまして、初めに時間は大変かかりますけれども、一回つくり上げてしまいますと非常に便利で、だれもが平等にというか、明確に判断ができるものになります。例えば人口の割合に応じて仕事は当然変わる部門もあると思えます。今4万5,000人の人口が今後4万になり、3万5,000になったときに、どこの分野はこれだけ時間が減ってもいいというような判断も想定できるわけでありまして。そういう意味で、ぜひこの手法を取り入れていただいて、行財政改革の一端として一緒に取り組んでいただいて、来るべき将来に向けての行革の一環にさせていただきたいと思っておりますけれども、市長のご見解をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 勉強させてください。どんどん職員減らすものですから、所属別の業務量調査というのを今やっているところであります。このことによって、少しアンバランスがあれば、それをしっかり適正な数の職員を配置をするということに生かしたいなというふうに思っていて、そういう調査をやっているわけではありますが、私は少数精鋭化を進めるというふうに言っていて、ある意味ではひんしゅく買いましたけれども、私は精鋭な職員が少数だなんて思っておりません。少数にすれば職員はみんな精鋭になるはずだというふうに思っています。したがって、どこかに暇な格好をしている職員がいて、一方はねじり鉢巻きだと、こういうことがないようにグループ制を取り入れて、市民の皆さん方の電話とか問い合わせというのは七、八割がいわば基礎的なことでありますから、そういう基礎的なことを担当がいなかったらわからないなんて言うことは、これはふざけた話でありまして、そういうことはすべてグループのだれでもわかる。そして、より専門的な、一、二割のことについては確かにしっかりと担当がいなくてははいけませんから、そういうものはしっかりとまた養成をしていくと。いずれにいたしましても、仕事の中身を点検をし、難易度別にどうしていくのかということ、これから求められる課題になっていくというふうに思いますから、今作業の棚卸しをやり、やりませんという答弁はできませんけれども、今ご答弁を申し上げましたようなことを背景として少し勉強させてください。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。どうぞよく検討していただきたいというふうに思います。

◎2、福祉行政

1、行政サービスについて

2、生活保護について

次に、福祉行政の中の行政サービスについてお尋ねをいたします。行政サービスについて、市長の福祉に対するお考えをお聞きします。特に障がい者福祉へのお考えと市独自の事業として進めている障がい者福祉サービス、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市単独で進めている障がい者福祉サービスというのは、重度障害者タクシー利用料金助成事業など全部で6事業やっております。これをどうするかということですが、今のところ具体的にこれをどうしようかという具体の考えは持っておりません。しかし、国の制度改革があって、そのはざまにおられる皆さん方というのもきつといらっしゃるのだろう、あるいは市民要望としてこんなものはどうかなというようなものも実際該当者からいったらいいかなというふうに思われる、本当に市民の皆さん方に必要なのかもしれないというふうに思われるものも現実にあります。したがって、そういう市民要望に応じた既存事業の点検、そしてこれを拡大すべきか縮小すべきか、あるいは新規の事業の創設の必要があるのかないのか、先ほど申し上げましたように国であるとか道の制度のはざまにいらっしゃる方々もきつといらっしゃるのだろうと、そういう意味からの新規事業の創設の必要性があるのかないのか、そういうことを状況を把握しながら判断していくべきこ

とだというふうに思います。地方交付税はどんどん削減されているのです。滝川は、地方交付税の割合が高いまちですから、ある意味では使い回しされているのです。その使い回しの先というのが例えばこういう単独事業です。しかし、使い回しされているから悪いということではない。必要な事業であれば、それはしっかり、地方交付税というのは一般財源でありますから、人は地方自治体とその議会に任されているわけでありますから、そういうことを判断しながらニーズに適切な対応が必要であるというふうに思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よくわかりました。そこで、市民の周知についてお尋ねをいたします。障がい者に対するさまざまなサービスがあると思うのですが、それを知らないでいるという障がい者の市民もいるのではないかとこのように思います。例えば私の市民相談の中でも、十何年前の話になりますが、出産と同時にお子様が腸閉そくを患っていたと、それでどうしても手術をしなければ命に問題があるということで、医者にはダウン症になる危険性が非常に高いけれどもどうしますかと相談されましたけれども、命のために手術をしました。結局は、やっぱりダウン症になりました。ダウン症の障がい福祉サービスを受けられないで、要するにそれがわかっていなくて、6年も先に知人から聞いて、初めて申請をすると、こういうような人もいます。私が思うのは、そういう知識がない人は損をするみたいなことでは非常に問題があるのではないかとこのことを強調したいわけであります。知っている人は、医者であり、看護師であり、ケアマネージャーであると思うわけですが、また市の専門家はわかっていると思うのですが、個人が障がい者になったときに、だれがそのことを知らせてくれるのか。このことについてお尋ねをしたいとこのように思います。

○議 長 市長。

○市 長 そういう方が滝川市民にいらっしゃるとすれば、それは大変申しわけないことだこのように思います。申請主義だと片づけられないさまざまなことがあるこのように思います。やっぱりいろんな方法で周知徹底しなくてははいけないこのように思います。広報は、見る方はわかりますけれども、見ない方はわかりませんから、しかし広報ではしっかりPRをする。それから、障害者手帳の交付をされるときには、福祉のしおりというのを皆さん方にお渡しをしています。それで、そのときに、どういうものに該当するのかというのはご説明をさせていただくことにしております。ただ、すべてこれで漏れなく対応できるかという、決してそうでもないだろうこのように思います。民生委員、児童委員の皆さん方にもやっぱりご協力をいただかなくてはならないこのように思いますのと、最近感じているのは障がい者福祉団体に加盟する方が本当に少なくなりました。高齢化です、会員さん。私どもとしては、ぜひこういう福祉団体に加盟をしていただいて、団体を通じてそういう情報も手に入りますし、あるいはさまざまな相談にも乗っていただけるわけで、こういうことも皆さん方に呼びかけていきたいものだというふうに思います。いずれにいたしましても、これをやったからもういいということではないトータルな対策として、該当する方は漏れなくその制度の恩恵を受けられると、そういうことで努力をするべきだこのように思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今市長から答弁がありました。漏れなく障がい者の方がもらえるような、認知できる

ように努力をしていただきたいというふうに要望をしておきます。

次に、申請時の窓口の一本化ということについてお尋ねをしますが、これも10年近くなりますが、耳が悪くなりまして、補聴器の補助を受けられるということで市の福祉課のほうへ行って手続申請をする、こういう運びになりましたわけですが、3度も次はこの書類、次はこの書類というようなことで、一遍に書類を渡されるのではなくて3度にわたって足を運ばなければならなかったというようなことも聞いております。そこで、先ほど市長が言われましたけれども、説明が丁寧に行われているのかというところをちょっとお聞きしたいわけですが、もしそうだとしたら非常に気の毒なことで、1回で済むことを2度も3度も足を運ばせるというのは、市民に対してのサービスの心がけないのではないかというふうに私は感じられるわけであります。たまたまその方が知識というか、配属転換になったばかりで知らなかったということも考えられるわけですが、3度も通わせたら、大概の人は怒ります。そういうことが今後ないように、具体的にはどのような手法、教育で所轄の職員に指導されているのか、この辺についてお聞きをいたします。

○議長 市長。

○市長 大分前のことだそうでありますけれども、しかしそれは本当に申しわけないことをしたなというふうに思います。ただ、最近そういう話聞きませんので、改善されているのではないかなというふうに思っていますけれども、もし最近もそういうのがあるのだということであれば、市民の皆さん方含めて、ぜひ市長に直接電話してほしいというふうに思います。複数の課に関係する場合には、特に高齢の方、それから障がいをお持ちの方については、1階におりてきていただいて関係課が集まって、そこで説明をしていただくということにしております。福祉の手続も必要だ、公営住宅の手続も必要だとか、いろんな場合が考えられますけれども、しかし達者な方は、そこまでワンストップ窓口というわけにいきませんので、特に障がいのある方、お年寄りを中心にそういうご負担をかけないという対応をしておりますから、対応の不足があるということであれば、また具体事例でご指摘をいただければいろいろ考えてまいりたいというふうに思いますが、この辺は最近少しは評判よくなったかなというふうに思っておりますので、またご指導いただきたいというふうに思います。

○議長 堀議員。

○堀議員 古い話ばかりで申しわけなかったと思っておりますけれども、今日はそういうことがないのだろうというふうに私も思っております。確認の意味でお聞きいたしました。

次の問題ですが、生活保護についてお聞きをいたします。今高齢化が進んで、年金のみで生活をしているという方が本当にふえてまいりました。ちょっと風邪引いたぐらいでは、病院へ行くとお金がかかるから、市販の薬で我慢をしたり、買い物も近所の仲よくしている人に一緒に便乗して車に乗っていただいて買い物をするなど、それぞれ工夫をされて生活をされているのが実情であります。生活保護の方が悪いわけではないのでしょうけれども、それを見ていて、買い物に行くのに営業車で行き帰りしているとか、あと車は持てないはずなのに常に車を運転しているねとか、またパチンコによく行っているとか、そういうさまざまな、わかるというか、見えるというか、そういうようなお話も聞いております。そこで、受給者への行政指導のサイクルとか行政手法とか、

これはどうなっているのか。また、もう一点、不正受給者の現状はどうなっているのか、件数なり、どういうパターンで不正受給が発生したとか、この辺をお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 被保護者への訪問調査活動というのは、訪問サイクルが決められているのです。A格付からE格付まであります。A格付というのは一番頻度高くて、毎月1回以上訪問しなさいと。それから、E格付というのは、12カ月、1年に1回以上、どういう方かといいますと、長期入院されている、あるいは施設入所をされていると、そういう世帯であります。これを下回ってはいけませんから、これを上回る、そういうことで滝川の場合はしっかりやっているつもりであります。ある意味では、これは最低の基準ですから、最低の基準を下回らないのは当たり前でありますけれども、必要に応じては頻度をふやして訪問しているという実態もあります。文化的で最低限度の生活が保障されている。その中で許されること、許されないこと、制度的に許されること、許されないこと、あるいは道義的にはどうかなというふうに思いますけれども、私どもとしては早く生活保護を脱していただくと、そういうための指導というものもそれぞれケースワーカーが適切な対応をしているというふうに考えております。生活保護法第85条に不正受給という定めがあります。不正受給したら、うその申請したり不正な手段で保護を受けた、あるいは保護を受けさせた、そういう場合には3年以下の懲役、30万円以下の罰金ということになっております。刑法で定められた場合は、これは別に刑法の定めによります。しかし、こういう生活保護法第85条に触れる不正の受給というのは、これまで当市ではございませんし、今ケースワーカーが訪問している中でも不正受給の実態はないというふうに確信をしております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よくわかりました。

◎3、教育行政

1、就学援助について

最後になりますが、教育行政の就学援助についてお尋ねをいたします。受給条件の車の排気量についてお聞きします。今日個人の教育費というのは、増大傾向にあります。少子化の一つの原因であるとも言われております。そういう意味で、この制度が大変意味があり、さらに充実させていかねばならないというふうに考えておるところであります。受給条件であります車の排気量2,000cc以下とありますが、この制限はどういう趣旨でできたのか、また他の市町村では車の排気量の制限はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 就学援助に係る車の排気量についてでございますけれども、現在は議員さんおっしゃられますとおり保有している車両の排気量が2,000ccを超える場合については生活保護基準で認められております生業または同居している身体障がい者のために必要と認められる場合を除いて非認定とするという規定がございます。この生活保護基準においての車の場合については、所有または利用を容認するに適しない資産として扱われているということから、現行の規定では2,000

0ccを超える大型車の保有は援助の対象外となる。つまり要保護者に準ずる程度に困窮しているという範囲を逸脱しているとして現行の規定を定めているところでございます。しかしながら、現状の滝川市における車の普及率あるいは中古車などの販売実績、通勤状況等、実際的には車社会になっているという社会状況を考えたときに、この車の保有に関する規定についてはさまざまな議論があるのは事実でございますし、今道内に35市がございます。車を保有していることによって認定に制限がある、この場合については2つの方法がございます。滝川市のように非認定とするという場合もございますし、あるいは認定基準、例えば滝川ですと生保基準の1.3倍というふうにしていますが、車や持ち家がある場合についてはその基準を引き下げるという2通りの制限の仕方をしていっているところがありますが、平成19年度の時点では現行は何らかの制限をかけている市は6市でございます。傍聴いただいています深川市さんも、車両の規定についてはございません。先ほど申し上げましたとおり、援助という性格上、規定の変更は直ちに市の財政負担ということになります。厳しい財政状況の中、教育行政全体の支出配分や方向性など、検討を要する課題かなというふうには思っております。ただ、本来の就学援助の目的というものを念頭に置きながら、慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今ご説明がありましたけれども、35市の中で6市だけ制限があつて、あとはないということですが、今核家族化が進んでいる中でもお子さんを3人なり4人育てられているご家庭もあるわけであります。また、近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいたりとか、また一緒に住んでいるとか、そういうことを考えますと、車で移動する場合に6人なり7人の車でなければ一緒に家族で移動するということは不可能なわけです。そういう意味で、2,000ccという一つの制限があるというのは少しぜいたくなのではないかなというようにことだと思ふのですけれども、ぜいたくだというのならば、軽車両でも150万円も200万円もする車もあるわけです。そういう意味でいくと、そういう制限をするというのは気の毒だなというふうに僕は思うわけです。ここは、2,000ccという制限は撤廃して、何かまた別な本当にこういうのはぜいたくであるという制限を設けるなら別ですが、ここは考えてあげて、撤廃していただけるように私は要望いたします。市長のお考えをお聞きします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 就学援助の制度そのものは委員会の制度ですので、私のほうからご答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり現実的にはちょっと車社会の時代にはそぐわないふうになっているのかなと。あるいは、例としては、例えば離婚されて、ご主人のほうから車をもらった、その車がたまたま大きい車だったがゆえに就学援助を受けられないとかという実態もあるというふうにお聞きをしております。年間数件車両の関係で非認定になる世帯もございますが、最初から2,000cc以上の車を持っていると非認定だという形で申請をされない方、現行制度では非認定になるので、申請をされない方というのも潜在的にいらっしゃるというふうに思っておりますので、先ほど言いました何名ぐらいがこの規定を撤廃した場合に、あるいは制度改正をした場合に該当になるのか、その財政的な影響の部分も含めて少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 どうかよくその辺制限の緩和に努力していただいて、気の毒な思いをしている人もいますので、よろしく強く要望して、終わります。

以上です。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。私も一般質問初めてでございまして、再質問等に関連の質問をさせていただくかもしれません。可能な限りお答えをいただければなというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。3件についてお伺いします。

◎ 1、地域振興

1、そらぷちキッズキャンプ

まず、1点目でございます。そらぷちキッズキャンプの開設に向けた医療職の受け入れ態勢についてということであります。現在小児がんや心臓病の病に苦しむ、いわゆる難病の子供たちに医療施設の整った自然体験ができる夢のキャンプ実現に向けて、関係各位がご努力をされております。平成16年3月に創る会が設立をされまして、これまでに丸加高原伝習館を活用したプレキャンプも5回実施され、延べ100名を超える子供たちと家族、そして300名のボランティアがその活動を支えてこられたと聞いておりますし、また実際オープンとなりますと、これまで以上のボランティアの協力なしには継続的な運営が困難になるだけでなく、ふだん闘病生活を送る子供たちの活動支援には医療に精通したプロが欠かせない存在であることも周知の事実であります。私は、そらぷちキッズキャンプの現在のプレキャンプ自体の内情についてそんなに詳しくは知りませんが、オープンともなれば恐らく全国から滝川に移住してまで活動をさせたいと決意して来られる有資格者のボランティアの方がおられるのだろうというふうなことを想定した上で、その就業についてあっせんや紹介等の窓口、これは医師会がいいのかどうか分かりませんが、何らかの対策が必要ではないかというふうに考えますが、お考えを伺いたいというふうに思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 そらぷちキッズキャンプ、ことしの場合は8月24日から27日までの日程で行われました。全国から19名の小児がんと闘う子供たちが参加をいたしました。ボランティアスタッフは総勢55名であります。このうち医療関係の資格を持ってボランティアとしてご協力をいただいた方々は、25名であります。道外のスタッフもいます。道外のスタッフは、4万円自己負担してもらって、ボランティアしていただいています。道内はもうちょっと安くて、金額に差はありますけれども、しかもこういうボランティアスタッフの皆さん方はだれでもできるというわけではないのです。難病と闘う子供たちをサポートするボランティアでありますから、ボランティアのための研修を受けていただきます。ボランティアの研修を受けていただいて、お金を払っていただいて、そして4日間献身的なサポートをしていただける。世の中すさんでいるとか自分勝手だとか、いろんな評価ありますけれども、こういうすばらしい皆さん方がいらっしゃるということも忘れてはな

らないことだというふうに思いますし、滝川市はそらぷちキッズキャンプを通じてボランティアに支えられて難病の子供たちが生き生きと活躍できるような、活動できるような常設キャンプをつくらうというふうに決意したわけでありますから、ボランティアの皆さん方がしっかり活躍できるような条件を整えなくてはいけないというふうに思っています。もう既に、創る会からは大阪から事務局スタッフ、ご夫婦で移住をされて、その設立準備に携わっていらっしゃいます。そういう意味では、しっかりとした医師及び医療技術者が地元に来てくれば一番いいことでありますから、全国からもどんどん来ていただかなくては いけません、地元でもそういう体制づくりが必要だというふうに思いますので、いいお医者さんといい看護師含め、医療技術者の皆さんはウエルカムでありますから、そういう体制づくりを創る会とともに、いつの時期にどういう打ち出し方をしていくのが適切であるのか、そういうことについて少ししっかり検討したいというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっと関連ということで、もし可能であればお伺いをしたいというふうに思いますが、例えば市立病院でそういう方を受け入れるということも、現時点で言及は難しいというふうには思いますけれども、可能性としてあり得るかどうかについてお伺いをします。

○議長 長 市長。

○市長 私は、この構想が提案されたときに、ある意味では通常の発想の限度を超えているなというふうに思いました。お金どうするのだろう、補助金の制度はない。お医者さんは確保できるのだろうか、そもそもボランティアなんているのだろうか。難病の子供たちは、信じて来てくださるのだろうか。そういうふうに思いました。思いましたが、いろんなことはそうではないということが創る会の皆さん方の活動の中から、かかわった皆さんが体験してこられたことだというふうに思います。私は、そういう疑問を投げかけてみたことがあります。手弁当で旅費を自分で持って、そして北海道のこの滝川まで、難病の子供たちだといっても来てくださるボランティアの方いらっしゃるのですかと、しかもだれでもできるボランティアではない、研修まで受けなさいという話。創る会のみなさんは、異口同音にこう言いました。市長、日本の国というのは捨てたものでないのだ。お金出してでも、そういう方々のために一生懸命役立ちたいという医療技術者の方はたくさんいる。それを信じておれたちはやるのだと。信じてやってくださった結果、過去6回、子供たち1人に三、四人のボランティアが必要なのです。しかし、これはプレキャンプでありまして、年一、二回ということでもあります。これを常設キャンプにした場合にどういうことになるのかというのもまだ不透明な状況でありますから、こういうことについてはしっかりプランニングして、その形を整えていかななくては いけないというふうに思いますが、地元にもそういう皆さん方が多ければ、これはいいわけでありまして、私はどんな形かはともあれ、このプロジェクトに協賛をしていただいで、滝川市に移り住んでもいいという方々をできるだけ受け入れる体制を官民ともにつくる必要があるのではないかというふうに、限度、限界はあるというふうに思いますが、基本はそう思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 そういう体制づくりをこれからされるということで、それ以上の言及は難しいという

のは理解をします。私としては、この質問では医療職に言及しておりますが、キャンプの性格上医療職が必要だという意味でそういうふうに申し上げているわけでありまして、ほかの無資格者のボランティアの方も移住ということになれば同様の対策をお願いをしたいということでもあります。そして、滝川に移り住まれて、仕事をしながらそういうボランティアに時間を割くということについて、私の考えであります。やはり生活もあると、通常の正職員あるいは正社員の就労が難しいということであれば、非常勤とかパートということになろうかというふうに思います。本当に社会的にもボランティアとして非常に質の高いことをされているボランティアの方の行為に対して、そういう医業就労の対価で本当にいいのかどうかということも視点として考えなければいけないのではないのかなというふうに私は思っています。例えばある民間病院は、受け入れをするかわりに就業が通常の就業時間に満たないかもしれないが、そういうような対価を支払えるというようなことがあれば、その民間病院自体がキッズキャンプをサポートしているということにもなるかというふうに思いますので、労働関連の法規あるいは社会保障等の問題もありますけれども、どうかそれを滝川市全体で支えるという意味から乗り越えていただきたいというふうに考えております。この部分については、これで終わらせていただきます。

◎ 2、行財政改革

1、職員採用計画

それから、2点目でございますが、現在タッグ計画において市職員の減員が進められておりますし、また先ほど堀議員の質問の答弁でも考え方を伺いました。自治体財政を要因としていることから、全国の自治体が同様の措置で運営せざるを得ない状況であることも認識をしますし、仕方ないのかなというふうには思います。ただ、その減員の動きが性急であるがゆえに、機構としての活性化が失われつつあると。若手職員のモチベーションも低下しているのが現状ではないかというふうに私は思います。昨年まで私も市職員として奉職をしておりましたが、若手職員と接する機会も多かったわけでありまして、そういうふうに感じております。若い職員が下の職員を育てる経験が乏しい中で昇進をしていく、組織の成長が乏しいまま推移したここ数年の影響が数年後にあらわれてくるのではないかなというふうに懸念をします。今年度前倒しで採用を実施するという決断については、妥当な判断と考えますが、次年度以降の採用計画についてお尋ねをいたします。

○議長 市長。

○市長 活力再生プランでは3年凍結という方針を打ち出しましたが、1年前倒しして20年度は若干名採用することで今募集をして、採用準備を着々進めているところであります。今後どうするかということですが、タッグ計画の見直しの中でどういうふうな議論になっていくのかということもありますけれども、これ以上職員の世代間のバランスを欠くのは必ずしも望ましいことではないかと、やっぱり世代間バランスをしっかりと見据えながら適正な採用計画が必要だというふうに思っております。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 ここで具体的なニーズについてお聞きをするつもりはありません。ただ、今年度の採

用試験、先週でしたか、先々週でしたか、行われたと、応募が74名というふうに聞いておりました。これを少ないと見るか多いと見るかは議論があるというふうに思いますが、私は近年の傾向から見て非常に危惧をしているという一人であります。今回の応募74名中何名の方が実際に来られたのか、私は確認をしておりません。その人数と、この応募の人数について市長としてどのような感想を持たれているかをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長 市長。

○市長 国家公務員の応募状況を見ても、かつてのような状況と比べると芳しくないようでありますけれども、その流れも滝川市にあったのかなというふうにも思います。しかし、地方行政に打ち込んでみようという七十数名の方々がいらっしゃるということは心強い限りでありまして、優秀な職員が入ってきてくれればいいなというふうに思います。

それから、受験数については、所管から答弁をいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまご質問の受験者数でございますけれども、9月の16日に1次試験を実施したところでありますが、65名の受験ということでございます。

以上です。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 この件については、これ以上質問は避けますが、私自身が市の職員であったということにかかわらず、やっぱり職員に優秀でやる気のある方が多くそろうということが市民の財産であるというふうに私は思うがゆえの質問であるというふうにご理解いただきたいと思います。それと、市長さんのお考えだとか、あるいはいろんなメッセージが職員に与える影響も非常に大きいというふうに思います。先ほど職員の削減が残業の偏りとは関係ないというような答弁がありましたけれども、私は密接不可分だというふうに思っていますが、この件については一切通告をしておりませんので、また別な機会にお話をさせていただきますが、とにかく適正な人員循環に配慮されることを望みまして、この件については終わらせていただきたいというふうに思います。

◎3、子育て支援

1、ファミリーサポート事業

それから、3点目でございますが、ファミリーサポート事業の前倒し実施についてということであります。所管の方や市の方には説明するまでもないのですが、きょういろんな議員さんも傍聴の方もおられますので、簡単に説明をしますが、厚生労働省が示す同事業、ファミリーサポート事業ですが、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行うものというふうにしております。本市、滝川市の保育計画では平成21年度に同センターの開設を検討されておりますけれども、子育ての先進地を目指す滝川市として1年度前倒しで次年度の開設が望ましいというふうに私は考えますが、いかがかお伺いをいたします。

○議長 市長。

○市 長 ご質問のありましたように、滝川市次世代育成支援行動計画の中では17年度から21年度までに実施する事業ということで計画をしておりますが、地域で子育てについて助け合う会員組織でありまして、行政が行政のマnpワ-を使ってやるということではないだけに、そういう環境の醸成というのが必要だというふうに思っております。何をやってきたかといいますと、平成17年10月、地域子育て力の強化事業をやってきました。せわずき・せわやき隊、現在41名の方がご協力いただいておりますけれども、そういう中で見守り、声かけ、そういうものを実施をしてきたと。ことし10月から、滝川市子ども未来づくり条例の制定に向けた準備を進めていきます。これは、20年度に向けて滝川市子ども未来づくり条例ということについての具体的な市民の皆さん方の議論を進めていくために準備をしていくわけでありまして、こういうことを通じて地域における子育て支援の機運の醸成、ニーズの把握に伴う事業計画のあり方というのを考えてまいりたいというふうに思っております。それを踏まえて、平成21年度、ファミリーサポートセンター開設という計画を立てているところでありまして、ファミリーサポートセンターが起き上がる環境条件を早く整えて、早く実現する、21年度までの計画期間中には実現すると、そういう計画で臨んでいるところであります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 今環境条件を整えてというご発言がありましたけれども、これはすきやき隊の活動との関連ということで環境条件を整えるということによろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子育て支援サービスの充実の機運醸成というのは、2つの軸線があるというふうに思っています。1つの軸線は、世代を超えた結びつきの中で子育て経験が受け渡される。いわゆる縦の関係がしっかりできあがっているのかどうかということだというふうに思います。もう一つは、横の軸線だというふうに思うのですが、集いの広場あるいは地域子育て支援センター、こういうことを進めていくために、同じ時代に子育てをする親世代の支え合いというのがあるのだろうと。同じ世代で悩みを持っている、そういう皆さん方が支え合うという横の関係、そして世代を超えて、おじいちゃん、おばあちゃん、子育てを終わったお父さん、お母さん、そういう皆さん方が協力し合うという縦の関係、横の軸線と縦の軸線がしっかり醸成されないと、つくっても機能しないということになりはしないか。ファミリーサポートセンターというのは、そういう縦の軸線と横の軸線がしっかりリンクすると、そういう条件にならなければ十分機能しないというふうに思っております。その準備を17年度からしてきたということでもあります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私は平成21年度に保育計画の中で開設を検討されているというふうに明記をされておりますので、ご答弁から、検討するからかなり前向きに設置をするというふうにとらえてはいますが、例えば21年度中に開設をするというふうに仮定をして、その前年度から実施前の準備室を設置するという考え方もあろうかというふうに思いますけれども、もしお答えできればお願いをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 現在の計画、21年度までの計画の中で、これは実施するという計画でありますから、その実現に向けてどういうステップを踏んでやっていくのかと、環境醸成ということでは先ほどのステップを踏んでやっていくということをご答弁申し上げましたけれども、実際の実務の準備条件はどう整えていくのかというのはこれからの検討課題でありまして、21年度実現に向けて最善の努力をやります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 最後にちょっとお話だけして、ご答弁は必要ないのですが、8月に深川市さんのセンターを視察させていただきました。そこの事務局として頑張られている方が保育士の方で、日々の相談業務といたしますか、ファミリーサポート事業をやるに当たっての相談をお受けしたり、大変実務にご苦労されている現状というのを見てまいりました。その必要性についても認識をしたところでもありますし、また全国的に見ましても子育て支援業務とファミリーサポート事業の両輪で総合子育て支援センターというふうな設置の仕方をしている自治体もあるようでございますので、ぜひともご答弁にありましたように環境が整い次第前向きに検討していただきたいということを要望いたしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

この辺で若干休憩をいたしたいと思います。再開は3時ちょうどです。休憩をいたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。本日最後の質問となりました。多分皆さんお疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、行財政改革について

1、市民力によるまちづくり

それでは、行財政改革、市民力によるまちづくりについて質問させていただきます。市長は、この4月のマニフェストの中で、市民活動の支援をする資金として市民税1パーセントを活用するシステムづくりを挙げております。行財政改革が進み、各種補助金が削減する中で、市民はこの1パーセントの市民活動費について大変期待をかけております。現在具体的にどのような構想でどのように進んでいるのか、またこの部署が所管となっているのか。それから、19年度の決算を見ないでどの程度の財源になるのかちょっと不透明なところもありますが、予想としてはどのくらいの金額になるのかお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 市民の自主的なまちづくりの機運を高めて、そして直接的なまちづくり参画をしていただくという趣旨で市民税1パーセントシステムということを公約で約束をさせていただきました。前期2年は、調査、制度設計ということにし、後期2年で基金の設置、運用の開始というふうに考えております。これは、いろいろ議論していくと、さまざまいろんな難しい問題が出てまいります。こういう制度設計上の問題を解決するためには、やっぱり2年はかかるなというふうに思っておりますが、所管は市民生活部であります。どのぐらいの金額かということは、上限については個人市民税の1パーセントという上限で考えております。ただ、スタートする年度から上限びちびちになるのかどうかというのは、これからの検討課題というふうに考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 2年間検討し、その後になるということですが、どういった活動が認められるのか、その時点でやり出しても間に合わない、ぜひもらいたいということであれば、現在からそういう活動に取り組んでいこうという市民の方々もいらっしゃいます。そういうことからいくと、大体ボランティアが中心になるとか、また文化的なこと、研修的なこと、何でもその範囲になるのか、早急にその辺のある程度の見通しを皆さんに周知したほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 幾つか取り組んでいらっしゃるところがありますから、今年度は取り組んでいるところの実態を行って調べるということではなくて、どういうところで具体的にどういう取り組みをしているのかという調査をしております。来年度は、実際その中の幾つかを行って実態を調べるということもやってみる必要があるのではないかと、そもそもこういう制度は市民の皆さん方の自主的な発想を応援をしていくということでもあります。極端に申し上げますと、従来議会で補助金を出すといったら、どの団体に幾らということを1件1件議会の議決を経て決めています。議会の議決を経ない補助金なんていうのは、今ないのではないのでしょうか。しかし、これからの時代は、必ずしもそうではないと。予算の枠組みと議会の基本的な枠組みさえもらえば、具体的な執行というものについては、例えば市民の皆さん方の執行組織に権限を移譲するということもあり得るのだらうというふうに思うのです。そうすることによって、迅速な、あるいは弾力的な時代の変化に迅速に適用できる、そういうことになっていくのではないかと。したがって、お金を準備してばらまくなんていう発想は、全くありません。どういう制度にするのかということ自体を、市民の皆さん方にも参画していただいて、しっかり制度設計する。これは、いろいろ出てくるでしょう。こころ辺けんけんがくがくの議論を市民の皆さん方にやっていただいて、そして私としても制度設計の決断をしたい。その決断は、予算という形で議会の皆さん方のご理解をいただいてスタートさせたいと。そういうことで、随分のんびりしているなという思いあるかもしれませんが、行政がしっかりとした枠組みを従来のようにすべてつくって、さあ、これでどうですかという考え方と発想を全く異にいたしますので、ぜひともそういう面ではしっかりとした制度設計をしたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 お考えはわかりました。ただ、現在の活動を調査してということではありますが、こういうことが1パーセント枠でできるものであれば、こういうことをやりたいというようなことを考えている。現在あるものよりももっとユニークな活動も考えられるのではないかと思います、そういうことも含めながら検討されたいと思います。そういうことで、よろしくお願いいたします。

◎2、高齢者福祉について

1、緊急通報装置サービスについて

次、2つ目にまいります。緊急通報装置サービスについてお伺いいたします。このことは、今年度の第1回定例会の中の答弁で滝川市の現状について理解いたしました。現在119台の利用ということでございましたが、滝川の市民は年々高齢化し、自分の健康にもしものことがあったときのことを心配するひとり暮らしの方、また家族がいても仕事の関係上ほとんど一人という方もいて、健康、もしものときということで大きな不安を抱えている方がいっぱいいらっしゃいます。機器の更新、保有台数、利用範囲の拡大について前回早急に検討したいということでございましたが、その後の検討はされていると思いますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 早急に検討というふうに私が答弁したかどうか、余り記憶ないですけれども、検討はいたしております。現在のシステムは、火災、ガス、それから緊急発報と、こういうことなどですけれども、これは滝川市、新十津川町、雨竜町で運用していますから、全体で541件の緊急発報があるのですが、そのうち531件が誤報です。ちょっとした漬物のおいで感知したとか、余りに精度が高過ぎるのでしょうか、救急で必要だったのは実際は10件です。そのたびに消防が来てこまいるわけでありまして。おまけに、これもう古くなって更新しなくてはならないという時期に来ています。だから、機器の更新ということについて検討しているわけでありましてけれども、今と似たような仕組みを更新すると相当な事業費がかかります。これは、滝川だけの問題ではなくて、新十津川、雨竜町さんも含めての問題でありますから、相当な事業費がかかるということについては少し二の足を踏むなというふうに思っております。既存のもう少しいい制度がないのだろうかということで、いろいろ調査をしたりしております。いろんなものをたくさん含めるとコストが高くなるというのは当たり前の話でありまして、例えば火災だとかガスだとか、これで緊急発報が行われたのは、ほとんど誤報なのですから、実際はゼロ件です。ですから、どういう部分について緊急通報が行われるのかということも含めて、今検討中であります。

以上です。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 前回の答弁の中から、今回もう少し進んだ答弁をいただけるものかなと思って期待もしていたわけですが、ただいまも検討中ということですが、その間も非常に不安を抱えて心配な毎日過ごしている高齢者の方がたくさんいるということで、何としても早急な検討、もし火災、ガスのときにはどういった対応、また心臓発作等病気に関してはというような、そういう種類に分けた通報の方法があるのであれば、そういったことも含めて、先ほど早急かどうかということ

もありましたけれども、本当に緊急な要求だと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っています。

次、緊急通報装置のサービスについてですが、そのものを知らないという方もおります。対象の範囲について、また滝川市の介護保険外サービスの項目や高齢者保健福祉計画などを見ますと、緊急通報装置サービスについて書かれていますけれども、65歳以上の高齢者世帯で身体の虚弱な方となっております。この文面を読んで、勇気を奮って相談に行ったら、非課税でなければ対象でないなど、そんなことになっているということで苦情も上がっております。そういうことがわかるような書き方でなければならないと思いますし、申請の手續や方法なども含め、どのように周知を図っているのか、また現在の待機者はどの程度いるのかお伺ひいたします。

○議長 市長。

○市長 ぐずぐずやっているというつもりはありません。私は、できることならば20年度から新しい制度に移行したいというふうに思っています。ただ、一気に移行できるかどうか、既存の制度と並行していく、そういう年限もあるのではないかなというふうに思っていますけれども、そういうことを具体的に検討しているわけであります。

数字の問題でありますとかPRのやり方でありますとか、それは所管からご答弁申し上げますけれども、新しいのを買って1台10万5,000円です。どんどん拡大するということが果たして適切なのかどうかというふうに思います。一方、先ほど所得制限という話がありました。これも検討素材にしています。私は、福祉社会というのは、必要な人には必要なサービスを提供する社会だというふうに思います。ただ、これをすべて格安でというわけにはいかないというふうに思っております。そういう意味では、高福祉、高負担ではありません。適正な福祉を適正な価格でサービスする仕組みをつくるということだというふうに思っております。負担は能力に応じて負担をしていただくということが基本でなくてはならないと。そういうことも含めて、今までの制限でいいのかどうか、そうしたら負担はどういうことになるのだろうか、そういうことを今盛んにけんけんがくがく検討を進めているところであります。しかし、先ほど申し上げましたように、滝川市だけで結論を出せる問題ではありません。新十津川町さん、雨竜町さんとの議論も必要でありますし、そういうことを含めて、できるだけ早く、できれば20年度提案できるような形にしたいなというふうに思っておりますことをご答弁を申し上げたいというふうに思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 待機者の状況ですとか、あるいは周知の方法についてご質問がございましたので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

待機者につきましては、現在申請の方がおりますけれども、その方については機器の配置ができるようになってございまして、現在のところ待機者の方はいらっしゃらない状況です。また、周知につきましては、各種介護に関するパンフレットなんかもございますけれども、特に高齢者の場合地域包括支援センターや、あるいは民間のケアマネさんが行っているケースも非常に多いものですから、そういった方に対応というか、そういうものがあるよというようなことのお知らせをさせていただいたり、また民生委員、児童委員の方についてもこういった制度をよくご存じですので、そう

いった方に周知を図っていただいているという状況です。お気軽に私どもの窓口に相談いただければ、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 1台が10万5,000円くらいかかるということで、なかなか高額であるということとはわかります。それで、高福祉、高負担、そういうことは市としては到底難しいであろうと。それであれば、使いたい方が本当に困っているということであれば、自分の収入に応じた形で、今の機種でいくと設置のときに1台1,000円と聞いていますが、もっとかかっても、そういう要求をしたいという部分について対応の枠を広げていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、あわせて、友愛訪問サービス、これについても友愛訪問サービスの区域外の方については緊急通報装置による対応、また地域の方による安否の確認に対する支援の検討を行うということが書かれてございました。これが書かれていたのは、高齢者保健福祉計画の中に書かれてございましたが、そういう方については多分遠い地域の方なのかなと思うわけですが、通報装置、今待機者はいないということでしたが、申し出をした場合は通報装置を優先して設置されるということなのか、また地域の方による安否の確認に対する支援というのは民生委員の方を通してとか、いろいろあるかと思いますが、どのような状況で確認に対する支援をされているのでしょうか、質問します。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども申し上げましたとおり、課税、非課税に関係なく、安全面、安心面というのは必要な対応だというふうに考えてございます。ですから、機器の更新において、平成3年に制度ができて、もう16年たっているのです。その中で、例えばNTTさんでそういった同様の、ガス漏れとか火災まではいかないのですけれども、安心ホンみたい形のものができていたりするのです。ですから、今その検討の材料の中にはそういったものがどうなのだろうかと。そうなりますと、例えば1,000円なのですが、市としては10万5,000円かかるものが月399円のレンタル料、そして設置費というようなこともございますので、そういった中身についても機器の更新ということで今検討していくと、対象者もふやしていきたいということがまず基本にございます。また、お話のございました友愛訪問ができない地域が江部乙の一部でございます。それについては、安否確認が緊急通報でできるというシステムではございません。ですから、そのためには、今進めております町内会あるいは民生委員、児童委員の方の活動、そういったことで地域での見守りをどうやって進めていくかということについて、昨年も在宅福祉を考える研究会の中でもいろいろ議論をしたのですけれども、当然地域の方の協力が必要ですので、もう少しその辺を詰めてお話し合いをしたいということで、これは保健福祉部と今社会福祉協議会ですとか民生委員、児童委員の会長さんたちと下準備でお話をしているところですが、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 高齢者が地域で安心して暮らすためのシステムとして、これからますます希望者が多

なくなってくると思います。ただいまのNTTによる機器等も考え合わせ、そういう相談があったときに、こういうことでできますよと言えるような早急な検討、今ずっと検討、検討できておりますが、その質問に対して答えられるように早急に検討をお願いしたいなと思います。

◎ 3、教育行政について

1、ことばの教室通級指導の付き添い者の交通費補助について

2、中学進学後の通級指導について

次、教育行政に移ります。滝川市では、第三小学校でことばの教室というのを設けております。このことばの教室の通級指導の付き添い者の交通費補助について質問いたします。第三小学校のことばの教室に通級している児童に対して、国から児童に対しては交通費の補助があります。しかし、同伴する保護者には交通費の助成はありません。1人当たり年間40回くらい通級し、指導を受けておりますが、保護者に対する交通費の助成についてどのように考えておられるのか伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 通級指導教室は、通常の学級に在籍している障がいの軽い子供が各教科等の指導の大半を通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた指導を通級指導教室において受ける制度でございます。9月の時点で28名の児童の方が通級をしております、うち16名が議員さんのご質問にありました通級費の支給対象の児童となっております。児童の通級費につきましては、特別支援教育就学奨励費によりまして国から半額助成をされておりますけれども、現状では保護者に対する交通費は国の補助がないのが現状でございます、教育委員会としましても現段階では市単独で補助するということについては難しいというふうに考えてございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 通学距離が4キロ以上の小学生に対しては、遠距離通学費ということで補助事業がございます。これも児童にのみ適用と、このことも理解しております。ことばの教室への通学は、健常児でないこともあって保護者同伴が決まりとなっております。障害者手帳、また療育手帳、こういったものを利用される障がいを持った方々については、一人での行動が難しい場合は同伴者にも交通費等免除となっております。通常学級で集金する教材費や行事費などのほかにも、ことばの教室での費用もかかっており、そのほかに保護者の交通費も必要で、経済的な負担が大きくなっております。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんがおっしゃられます障害者手帳や療育手帳を持っている方について利用できる制度というのは、JRの運賃ですとか、あるいはバス、航空機の運賃のことだという意味だと思います。そういう制度が付き添いあるいは介護されている方についても割引になっている制度があるというのについては承知をしておりますが、通級指導教室に通っていらっしゃるの通常の学級に在籍している障がいの軽い子供でありまして、特別支援教育就学奨励費、先ほど申し上げました制度においては交通費のみが認められているということでございます。なお、通級指導教室に係る

費用につきましては、今第三小学校に別配当で予算を配当しておりますので、通級する児童の指導に必要な教科書、消耗品等につきましては、それらの配当予算の中で賄われているというふうに理解をしておりますので、教材費等については保護者の方の経済的な負担という部分については少ないのかなというふうな理解をしております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 身障者手帳、療育手帳については、地方バス等についても適用になっていましたが、今は違うのですか。今JR、飛行機と、バスもそうですね。そのことは、個人、障がいを持った方が一人で交通機関を利用できない、そういうことがあって、同伴者も認めているということ。そういうことからいくと、ことばの教室に通う子供は必ず同伴者ということは、子供一人では通学できない。義務教育の言葉の教育を第三小学校で受けるためにどうしても行かなければならないわけなのですが、そのために自分一人では行けないということから、障害者手帳の同伴者に該当するものとするわけですね。それから、ことばの教室で使用する教材費等については、教育委員会から対応されていると思いますが、そのほかに親の会として自分たちでいろいろ出しているという部分が結構あると聞いております。そういうことでの負担と考えておりますが、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 JRですとかバス、航空機等の運賃については、程度の重い第1種の障がい者という方への割引制度という理解をしておりますので、先ほど申し上げました通級指導教室といいますのは普通学級に通っているというのが前提になっておりますので、そういう意味では障がいの程度がJRやバス、航空機の程度と違う部分があるということで申し上げさせていただきました。

また、保護者の自己負担につきましては、年に1回、文集というのですか、そういうものを発行するために保護者の方がそれぞれご負担をされているものだというふうに伺っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 障がいが軽い子供がことばの教室に通っているということではありますが、教室での指導のほかに家庭の中で保護者が子供に対する指導、ことばの教室と連携しながら指導を受けなければならないという部分がことばの教室の場合にはかなり大きなウエートを占めているものと思われます。そういうことから、ことばの教室に保護者が通うということも決まりになっていると同時に、必要欠くべからざる行為だと私は考えるわけであります。そういうことから、ぜひとも保護者への交通費の助成を考えていかなければならないと思っておりますし、特殊学級の児童生徒に対しては特殊教育就学奨励事業というのがありまして、保護者に対する負担の軽減措置がされておりますが、ことばの教室の通学児童に対してはこれはどのように考えるのか。それから、現在ことばの教室に通っている児童28人とお伺いいたしましたが、その中で16名が第三小学校以外、通学区域以外の児童、そのことも先ほどお伺いいたしましたが、この16名の方に交通費を助成したとしたら年間でどのくらいの費用になるのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 現在児童生徒の給食費あるいは修学旅行費、学用品等に対する補助事業につきましては、就学援助費と、それから特別支援教育就学援助費がございます。特別支援教育就学奨励費は、

特別支援学級に在籍をする児童生徒に対する国の補助事業であり、就学援助の該当とならない場合に申請をしていただいているということでございます。認定基準は就学援助よりも緩く、通級指導教室に通級する児童もこの制度を利用しての交通費の支給ということでございます。通級指導教室に通級する児童につきましては、特別支援のほうの奨励費では交通費以外は対象となりませんが、当然ながら就学援助費については他の児童生徒と同じ審査基準で認定を行っているものですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、先ほどの16名の方の保護者に仮に助成をするとすればどのぐらいかということですが、年40回16名の方が通級をしたという場合については、約27万円が必要ということになります。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ことばを育てる親の会から、ことし3月と9月の2回、議会と教育委員会に要望書が上げられております。今伺いましたら、27万円の金額であります。そのことをどのように検討されたのか、先ほどの堀議員の福祉サービスの中でも必要な事業はやると、そういう答弁があったと思いますが、障がいを持つ子供の親の願い、確かに人数は少ないかもしれませんが、そういった子供さんを抱えている親の苦勞、お金ではあがなえないとは思いますが、ぜひともそのご苦勞を思っ、て、このことを検討していただきたいと強く願うわけですが、どのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 現在通級指導に行かれていますお子様、全部で28名ということでございます。開催をしております第三小学校の児童の方が数的に多いということでございます。教育委員会としての検討といいますのは、交通費を支給するか否かという検討ではなく、果たして全市の中で本当に1カ所での通級指導教室というのでいいのかどうなのか、場所が変わることによって少なくとも距離の問題だとかそういうものが解消され得るのではないのかというようなことも検討しております。ただ、その場合に、指導する教員の方の問題あるいは人数の確保、適正な教員が配置をされる規模ぐらいまでの児童がいるのかどうなのかというようなこともあわせて検討していかなければならないというふうに思っておりますので、交通費のみに着目をした検討というのではなくて、通級指導のあり方そのものについて検討しているという段階でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 もしことばの教室の先生が該当の学校に行って指導できるのであれば一番いいのかなとも思いますが、ちょっと考えただけでも、交通にかかわる時間あるいは施設、設備の問題、むしろそのほうが大きな問題があるのではないかと私は思うわけですが、それらとあわせて検討するということですので、ぜひともいい方向で検討をしていただきたいと思います。

次、中学進学後の通級指導についてであります。滝川市においてはまだ言葉の指導が必要と思われる子供も小学校卒業と同時に自動的にことばの教室を終了させられている。そのことについてどのように考えるか、また継続して指導を希望する場合は受けられる方法はないのか、お伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教 育 長 通級指導教室の開設に当たりましては、おおむね10人の生徒の通級が必要になってございまして、今中学校に進学をされる通級指導に通っている方につきましては、その人数が10人に達しないというようなこともあって、学級の開設というのができていないのが現状でございます。小学校の通級指導教室で中学生が指導を受けるということについては、教育課程上認められておりませんが、正規の教育課程ではなく、いわゆる教育サービスと言われる中での指導であれば可能であるということでの文部科学省の見解が出ております。しかし、教育サービスを行うには、受け入れる学校現場の体制によるところが大きいということや事故が起きたときの責任問題等、解決しなければならない課題もありますので、学校現場と協議をしなければならないものというふうに思っております。中学生になりますと、授業のほうがありますので、どうしても授業終了後に通級という形になりますので、そうしますと先ほど申し上げました受け入れの教員の体制の問題等について学校側との協議が必要だというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 学級を開設するに当たっては10人ということは、わかっております。他の障がい児学級も多分、例えば知的障がい児、今でも6人でしたか、文科省のそういう基準はたしかございました。しかし、現状では、その学校に1人でも、今4人でしたか、私大分以前の担任だったものですから、当時は6人だったのですけれども、今4人まできたそうですが、現在はその学校に子供が1人でもいれば学級を開設するというのが障がい児学級の現状でございます。今10人というのは、文科省で言っているのをそのまま持ってきているのではないかと思いますけれども、そこら辺を市としてもっと検討する余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほど言いました特殊学級の場合については、1人でも学級開設というのがございます。通級の場合については10名ということでございますので、中学校の中で特別支援学級というものが保護者のご理解もあって、特別支援学級の中で言語の授業を行うというのであれば、学級をふやすということは可能であるというふうに思いますので、いずれにしても保護者の方のお考えという部分もございますので、委員会のほうとしてはどのような方法があるのかについても検討させていただきたいというふうに思っています。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 ことばの教室の保護者の方にいろんな方法をお示しいただきまして、十分な話し合いのもとに検討していただきたいと強く願うものであります。

◎4、食育教育について、

1、市内の小中学校における食育教育の状況について

次、食育の教育についてお伺いいたします。市内の小中学校における食育教育の状況。食育教育の大切さが話題になっております。滝川市では、道の他の市に先駆けて平成17年度の途中から栄養教諭が配置され、小中学校において食育教育が実施されているところであります。新聞紙上でアスパラやナバナなど滝川産の食品が給食で使われたという様子が紹介されておりますが、学校の中

で食育教育がどのように実施されているのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 小中学校における食育教育の現状ということでございますが、平成18年度におきましては文部科学省の委嘱事業であります栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業について調査研究を行ってまいりました。この事業の成果として、食に関する指導の全体計画及び各学年の指導内容、到達目標を作成をして、学校内での校長、教頭との共通理解が図られてまいりました。また、給食時間における指導に加えまして、家庭科を初め各教科において食育と教科のねらいを関連づけながら、担任と栄養教諭によるチームティーチングを通して効果的な指導を実施しております。また、平成16年度から、JAたきかわのご協力によりまして地産地消の運動に積極的に取り組み、ビデオや生産者との交流給食を通じて子供たちに地場産物に対する興味関心や理解を深めてもらおうと、毎年七、八回行われております。19年度からは、滝川市の食育推進計画に栄養教諭のほうも積極的に参画をして、食育を推進をしているところでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、現在各学校に栄養教諭がいるわけではありませんので、栄養教諭の配置の状況、またそういった内容で指導されていることはわかりましたが、指導時数や時間帯、栄養職員の作業量と調理員の数との関係が適正に配置されているのかどうか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 栄養教諭が配置をされております。現在4名います。第一小学校に1名、第三小学校に1名、西小学校に1名、それと江部乙小学校にあります江部乙中学校との共同調理場に1名ということでの4名の配置でございます。栄養教諭の年間の指導時間数は20時間と示されておりますので、その中で食に関する指導に取り組んでおります。栄養教諭の食に関する児童生徒への指導以外の調理現場での職務としましては、献立作成に係る栄養管理、調理場の衛生管理、献立内容ごとの調理作業工程の作成とその調理指導、食品管理などがございます。現在でも栄養教諭につきましては調理場で調理作業の一員としての職務を行っているものではございませんし、調理につきましては児童生徒数に応じました調理員の基準に基づいて各学校に適正配置をしております。また、米飯給食ときには、食数の多い学校についてはさらに臨時職員として1名調理員を配置している状況でございます。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 食育については、学校のものではなくて家庭との連携が非常に大きいと思います。栄養教諭の研修体制、今市との絡みもちょっとあったわけですがけれども、市の栄養士や保護者との連携、そういったものはどんな内容になっているのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 栄養教諭の研修としましては、道教委、保健所あるいは栄養士会主催の研修などに毎年参加をしております。市の栄養士との連携につきましては、先ほど申し上げました滝川市食育推進行動計画の検討委員会の委員として栄養教諭も参画をしており、その中で連携を図って取り組ん

でいるところでございます。また、保護者につきましては、親子料理教室や授業参観日における給食集会などを実施をしたり、パンフレットや給食だよりの工夫により食の大切さについて理解、協力を得るよう栄養教諭のほうで行っているところでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 大体わかりました。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時52分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第3回滝川市議会定例会（第16日目）

平成19年 9月26日（水）

午前10時01分 開 議

午後 4時20分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第12号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 報告第 1号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 5 報告第 2号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

日程第 6 報告第 3号 株式会社滝川グリーンの経営状況について

日程第 7 報告第 4号 監査報告について

報告第 5号 例月現金出納検査報告について

日程第 8 意見書案第1号 道立滝川高等技術専門学院の存続を求める要望意見書

意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める要望意見書

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育	長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理	事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君

総務部参事	辰巳信男君
保健福祉部長	居林俊男君
経済部長	中嶋康雄君
建設部長	岡部豊君
教育部指導参事	早瀬公平君
監査事務局長	山本幹夫君
秘書課長	若山重樹君
企画課長	舘敏弘君
行政経営室長	五十嵐千夏雄君

市民生活部長	狩野道彦君
保健福祉部参事	佐々木邦義君
経済部参事	江上充明君
教育部参事	高橋一昭君
教育部参事	佐藤好昭君
病院事務部長	東照明君
総務課長	伊藤克之君
財政課長	西村孝君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君
書記	山本信子君

副主幹	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、大谷議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合、6名の方の質問が既に済んでおりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いを申し上げます。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。
窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。
○窪之内議員 おはようございます。きのうに引き続いての一般質問ですが、きのうは新人の方たちが元気に頑張られたということで、きょうは新人の方は一人もいないということで、改めて緊張しての質問になりますが、無所属女性の会、窪之内美知代でございます。答弁のほうをよろしくお願いいたします。

◎1、農業行政

- 1、今後の農地基盤整備計画
- 2、酪農・畜産農家支援

それでは、第1件目の農業行政、今後の農地基盤整備計画についての質問を行いたいと思います。市は、今年度から農業基盤整備室を設けて、本格的に農業の基盤整備に取りかかるのだと、こういう姿勢を見せたというふうに受けとめているわけですが、今こうした基盤整備について農家の要望を取りまとめるアンケートを実施されるということを聞いていますので、この件について伺いするものです。ことしの第2回定例会では、滝川東地区と江部乙西地区の土地改良事業の調査費が可決されました。農地の本格的な基盤整備がこれで始まることになりました。暗渠整備などに係る農家負担を軽減するパワーアップ事業を導入した整備を計画していますが、今年度の調査地域以外の農家の方々から整備の緊急性を訴えて何度も市へ要請行動が行われていますので、この件については市長もよくご存じだと思います。そこで、まず第1に、農家の要望を取りまとめるためにアンケートを実施するというふうになっていますが、実施時期、対象の農家、内容、集約時期について伺いいたします。

- 議長 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。
○市長 おはようございます。実施時期はことしの11月ころをめどにして、空知土地改良区

と江部乙土地改良区の協力を得て実施をしようということで準備を進めております。集約の時期は、おおむね平成20年の2月ころというふうに想定をいたしております。対象農家は、空知土地改良区の江部乙北、江部乙西南、東滝川、江部乙土地改良区及びため池使用地域の方々を対象と考えております。その内容というご質問でございますが、国あるいは道の補助事業採択が可能かどうか、そういう判断材料とするためのアンケート調査を実施をしたいというふうに考えております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 1件目の質問は、そうした形でやられるということで、実はもっと早くやるのではないかというふうに受けとめていた農家もいるものですから、今は農家としては農繁期に入ったわけで、結果的には11月実施ということですが、年度内に要望を取りまとめるというふうになります。そこで2点目ですが、今年度の調査の対象とならなかった地域に対してのアンケートが実施されるわけですが、そのアンケートが実施されて要望が集約され、それが今市長おっしゃったように国や道の補助事業として採択される可能性があるかどうかということの判断も含めてですけれども、空知土地改良区の受益地域、江部乙土地改良区の受益地域、ため池地域と分かれていて、その補助採択にはいろんな条件があるわけですが、これらのすべての地域に整備を要望される方がいらっしゃるというふうに考えるわけですが、それぞれの地域についての整備の見通しをできれば年度別に、こういう形でやっていきたいという見通しをお示し願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今年度補正予算でご決定いただきました滝川東地区、江部乙西地区、この2地区については20年度から事業執行をめどに取り組みを進めてまいりたいということで準備をしております。滝川東地区と関連をする地域として滝川西地区がありますから、これについてもできることであれば平成21年度事業執行をめどに条件整備を進めていきたいというふうに思っております。先ほど申し上げました3地区及び江部乙土地改良区あるいはため池使用地域、ここについては、アンケート調査の結果どういことが出てくるのか、規模はどうなのか、あるいは事業種別は補助金を受けるのに該当していくのかどうか、そこら辺のことをしっかり見きわめた後の判断ということになってまいりますが、事業主体は滝川市とかでないわけでありますから、事業主体、そして負担をされる皆さん方。と同時に、多額の税金をつぎ込むわけでありますから、それが将来ともに適切な内容になっていくのかどうか、そこら辺をしっかり見きわめる必要があるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 滝川西地区については、平成21年度事業整備をめどにという形で今ご答弁があったわけですが、ほかの地域についての具体的な年度については今市長の口からは答弁がなされなかったわけですが、こういう整備を求めて何度か要請され、市の担当の方たちなんかにも参加していただきながら、いろんな集会をやられているところがありまして、その中では20年度に申請をして21年度に調査と計画を立て、22年度には事業に着手を始めたというふうに思っていると、そういうような説明をされていることもあるのですが、そことの関係で市長の今のご答弁だと、ある意味後退したのかなというふうには思うのですが、アンケートの結果ではそういった可

能性もあるというふうに考えていいのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 パワーアップ事業の年限が２２年ですから、それをめどに、乗つけられるものなら乗りたいという思いは所管にはもうあるというふうに思います。しかし、そもそも国の事業、それから北海道の事業に乗っかるのかどうかということもわからないうちに事業年度が決まってしまうことはあり得ないことでありまして、しかも補助対象事業にならない場合はそれではどうするのかと、ほうっておくのかということだってやっぱり議論の対象になるのだというふうに思うのです。そこら辺のことをしっかり見きわめて、事業内容と事業年度とその事業手法というのは定まっていべきだと。恐らく所管としては、パワーアップに乗っかるとしたら、こういうことが適切ではないかという意味で言ったかもしれませんが、必ずしもそれぞれの地域の事業と密接不可分に事業年度を示したということではないというふうに思っております。私は、まだそういう決断はいたしておりません。これからの問題であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長の考え方ということについては、今説明されたとおり、答弁されたとおりなのだと思います。それで、次の質問とも関係するわけですが、市長もおっしゃったように平成２２年度でパワーアップ事業が、実際には農家負担７．５パーセントで暗渠整備や何かを行うことができるパワーアップ事業が終わるということで、事業が採択されたとしても、そこまでに終わらなければパワーアップ事業の対象とはならないわけですから、滝川の西地区も含めて、その年度に終わるかどうかというのは微妙なところにあると思うわけで、まずパワーアップ事業については時限立法ということで、３度ですか、継続という形できたわけで、要望がこれだけ多いという滝川状況も含めまして、ぜひ道とか国へパワーアップ事業の継続をお願いしていくということが前提なのですが、仮にパワーアップ事業に乗れなかった場合に当然農家の負担はどうなるのかという心配が農家の方たちにはあるわけです。それで、乗れなかった場合、または継続されなかった場合、残された農地の基盤整備についてはどのような基盤整備を行い、農家の負担の軽減策について市長はどのように考えを持っているのかを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 パワーアップ事業は、今のところ２２年度、そういうことでありますが、米どころはどれも継続的な事業を見込んでいるところが多いですから、したがって力を合わせて、この継続ということについて北海道に要請をしておりますし、これからも引き続き要請をしていきたいというふうに思います。できるだけ補助事業に乗っかると、しかも道のパワーアップ事業に乗っかるということが前提で取り組んでいくべき内容だというふうに思います。しかし、どうも補助事業の条件に合わないということであれば、その段階でそれではどういう事業手法があるのかということに関係者の皆さんとよく相談しなくてはいけないなというふうに思います。ただ、これは明らかに申し上げておかなくてははいけないというふうに思いますのは、例えば国の補助事業も道のパワーアップの補助の該当にもならないと、だけど農家負担は一定で、すべて滝川市の行政負担でやれと、こういうわけにはまいらない。制度に乗っからない場合には、その負担と事業手法のやり方についてよ

く考えて計画すべきだというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間の関係もありますので、農家としては今後を見据えて農家の生き残りをかけるというような基盤整備にもなっていくのかなというふうに思いますので、よく関係地域と相談をして、進めていくという方向でいろんな手法、その他について所管も力を尽くしていただきたいというふうに思っております。

それで、次の質問に移りたいと思います。次は、農業行政の第2ですけれども、酪農、畜産農家への支援策として丸加山牧野の計画的な草地更新を求める質問です。軒数も少ないということで、稲作や畑作の陰でなかなか滝川の農政としても光が当てられていないというふうになっているのかなというふうに思うのですけれども、丸加山には広大な牧野が広がっております。各地から牛たちが来て、草をはんでいるところですが、開設以来一度も草地の更新をしていないことから、牧草というよりも雑草が生えている状態になりつつあるのではないかと。毒草を食べた牛が死ぬという被害も発生するという話も聞きました。そこで、お金のかかることですから、すべてを一気にということではないのですが、年次計画を立てて草地更新をぜひ実施していただきたいというふうに考えています。その際、するという事になればどれぐらいの経費が必要かについてもお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 滝川の畜産振興、これは、ご質問にありましたように滝川の戸当たり経営耕地面積は非常に少ないということから、畜産との複合経営を目指すという政策方針に基づいて市営牧野ができて、取り組んできた中身であります。私は、これは大変効果をもたらしたというふうに思っております。そういう意味では、草地更新がなかなかされないというのは課題の一つではあります。ただ、これを更新するということになると、なかなか大変であります。通常は、エゾユズリハという毒草は牛は食べないものであります。しかし、ことしの場合は干ばつが続いて草がないということから、恐らく通常は食べないこの草をはんだのではないかと、今までになかったことでありますから。しかし、現実に影響を与えたということで、このエゾユズリハについては既に全部除去しております。日常管理の中で発見次第さらによくチェックをして除去しておりますから、その後の被害はありませんけれども、簡易更新をどうするのかということについては将来課題としてあるのではないかとこのように思います。ご質問のありました更新にかかわる費用、1ヘクタール当たり30万円程度というふうに想定をいたしております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ、市長がおっしゃったように、預けている方たちにとってはすごく評判がいいというふうに聞いています。それで、将来課題、将来ってかなり長い期間なわけですから、例えば10年をめどの将来なのか、もっと先の今は全く期限を示されない将来の課題なのかについて、1点だけご答弁をお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 将来課題は将来課題でありまして、短期的課題ではなかなか難しいという意味であり

ます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 長期的な課題だということで、そういう点ではちょっと残念かなと思いますけれども、いろんな検討の際には、ぜひこうした声があるということも考えて、これからの方針を立てる際に取り組んでいただきたいということを述べまして、次の質問に移りたいと思います。

◎ 2、災害時の市民の安全確保

1、要援護者の避難支援体制づくりと情報提供

2 件目ですが、災害時の市民の安全確保についての質問です。その安全確保のために、市は災害があった場合の要援護者という方たちのリストをつくりました。その要援護者の方たちの避難の支援体制づくりと情報提供についての質問です。災害発生時、要援護者の避難支援体制づくりを行うということで、7, 500 人の要援護者のリストをつくり、その要援護者のリストをいろんな団体、個人に情報提供していくというものですが、阪神・淡路大震災での救援活動の教訓などから、そうした重要性があるということで求められている。そういうことに市としても積極的な取り組みを始めたということについては、私としては評価するものです。しかし、災害時に援護を必要とする 7, 500 人の要援護者の個人情報に申請により自主防災組織、町内会、民生委員へ提供する。こうした方針についての再検討を求めるものなのですが、どういう方たちが 7, 500 人のリスト、名簿にあるかということは、示された中では 6 点示されています。介護認定を受けた人、75 歳以上の方、身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A、B 保持者、精神保健福祉手帳 1、2 級保持者、その他災害において配慮が必要と認められる妊婦の方やゼロから 3 歳児の方、こうした方たちがこの援護者のリストとして挙げられ、その方たちの氏名、生年月日、住所、町内会名、電話番号、緊急度、要援護の理由、例えば要介護ですと、こういった情報が提供されるということになっています。本来滝川の個人情報保護条例の中では、こうした個人を特定できるものについては情報公開の対象にもなっていませんし、プライバシーを守るという観点からかなり厳しい制限が加えられています。しかし、情報を提供できるということは、その方たちの命や財産にかかわる場合については情報を提供できるということにのっとり今回の情報提供です。しかし、私は、日常ふだんの中で町内会とかで近所にこういった援護を必要とする方たちがいるよということが明らかになり、何かあったときに自然な形で助け合いがなされるということが望ましいというふうには思っていますし、そういう体制をつくり、そういう方たちの援護を一刻も早くするためには、そういう情報の提供もやむを得ないというふうには思っているのですが、しかし情報を提供される個人の方たちからしてみれば、こういう情報を提供されるということのお知らせも何にもないまま、自分たちが知らない間に情報提供されていくということについては、やっぱり私は再検討すべきだというふうに思います。今実際に災害が発生しているわけではありません。しかし、いつ災害が発生するかわからないということはわかるのですが、まず 7, 500 人の要援護者の方々に、こういうような目的であるあなたの個人情報をこういうルールに基づいて公開していますよという周知をまずすべきだと。第 2 に、そういう周知をして、その方たちの理解を得られるまでは情報の提供は行わないようにす

べきだと。第3に、周知した中で、どうしても情報提供は嫌だというふうにおっしゃった方の場合、その方の情報提供は行わないようにする。こういう再検討を求めるものですが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 個人情報保護法に過剰反応し過ぎている、どうも余り適切な状況ではないなというふうに私は思っています。情報は、しっかりと保護されなくてはいけませんけれども、事命にかかわるようなところまで本人の了解なしに一切だめだということに果たしてなるのでしょうか。最近、地震、水害、大変な状況であります。特に南のほうでは時間雨量200ミリ、北海道で時間雨量50ミリ超えたら、とんでもないことになります。これがだんだん北上してきている。しかも、連続雨量1,400ミリなんていうところもあります。北海道でこんなこと起きたら、どれほどの被害が起きるか想定ができないような、そういうことがだんだん日本列島を襲いつつあるという状況の中で、私は人命の安全を確保することというのは、やっぱり最優先にしないといけないというふうに思います。そういう意味では、要援護者の皆さん方の名簿を整理して、必要な手続を行った上、公開できる情報については公開というか、情報を渡す皆さん方に秘密の保持ということを大前提としてお渡しさせていただきますということを議会においてもご質問にお答えをさせていただいた、そういう経緯があるわけでありますけれども、私は滝川市個人情報審議会において十分ご審議をいただきまして、要援護者リストのうち氏名、生年月日、住所、その方が所属される町内会名、電話番号、そして緊急度、この6項目については提供する際の条件をしっかりと示して、誓約書を提出をしていただいて、提出をするというふうに考えております。個人情報審議会にお諮りを申し上げましたのは、ご質問の中にもありました要援護の理由ということも入っていますけれども、この要援護の理由については将来における課題ということで、当面の情報提供からはこの項目は省きたいというふうに思っております。なお、これだけですべてが完結するわけではありません。

国は、一人一人の避難の支援プランをつくりなさいということであります。この支援プランというのは結構細かな中身でありまして、お一人お一人に調査させていただいて、それでなかったらできない中身であります。当然のごとく、一人一人の避難の支援プランをつくる時には、プランをつくるということの了解をいただかななくてはなりませんから、それはやります。私は嫌だと、支援プランつくってほしくないと言う方には、支援プランは残念ながらできません。しかし、その場合は、その個人の選択でありますから、支援プランができない方とできている方との差が万が一できた場合には、これはやむを得ないことであるというふうに思いますが、それ以前の最小限の命の安全の確保というのはやっぱり行政の責任であるというふうにも思います。こういうやり方について、国の考え方も十分聴取をして、そういう判断に立ったところであります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 総務文教常任委員会の時点では、先ほど将来における課題とするとした7番目、要援護の理由についてもリストの中に入れて情報提供していくということだったのですが、そこは外されたというふうに考えていいのかどうか、まず1点お伺いしたいというふうに思うのと、今一人一人の支援プラン、例えばどこの部屋で寝ているとか、そういういろんなことになっていくのだ

と思うのですが、その支援プランをつくる上で了解を得なければならない。この支援プランづくりというのは、どこで行っていくことになるのか、情報を提供した各防災組織あるいは町内会、そういったところがその支援プランづくりに当たるのか、それとも市としてそういうプランづくりに当たるのかをお伺いしたいというふうに思います。

それと、秘密を保持するというふうになっていますが、町内会は例えば回り番ということで毎年のように役員がかわる場合もあります。その方たちがかわればかわっただけ、その内容を知り得る方たちがふえてくるわけです。それと、私は、こういうプランを行う上で、何もかも秘密にしていたら、実際にはそういう体制はつくれないわけです。支援体制をするためには、一定の情報を、例えば防災組織ができていれば地域の防災組織の方たちが共有し、その方たちがこういった形で地域の人たちと協力して避難をしていくのかということになったら、そういうような情報はある程度知り得た情報を一定の方たちに伝えていかなければならないというふうになるので、その辺の先ほどの市長の秘密の保持ということがどういう形でどこまでをおっしゃっているのかというのがちょっと私としては理解ができないということと、仮に秘密の保持を破った場合に、一般の人なわけですが、法的な形で何らかの罰則なりなんんりの規定があるのかについても伺いたいと思います。

それと、私は、先ほども言ったように、支援するためにこういうことがなされるということを否定しているわけではないのです。ただ、時間的に見ても、市長は了解する必要はないというふうに答弁されましたけれども、プランづくりの際には個人と接触するわけだから、そこで話し合いの機会を持たれるということをおっしゃいましたが、ただ私は7, 500人の人たちにそういう情報が流れていくのですよというお知らせぐらいを、全くしなくてもいいという感覚ではないのです。やっぱり知らせていくべきだというふうに思うのですけれども、その必要は本当はないというふうにお考えでしょうか、この辺についてもお伺いします。

○議長 市長。

○市長 私は、第1次情報として要援護の理由というのは、やっぱり必要な事項だというふうに思います。と思いますが、一気に今要援護の理由まで第1次情報として提供する、その緊急度ということ考えたときに、少し時間的余裕も必要かなというふうに思います。しかし、必要性は感じています。それと、なぜこういう必要性を感じているかというと、私は一生懸命先ほど申し上げました避難支援プランをつくるのは行政もかかわりますけれども、やっぱりつくっていただくのは地域の皆さん方であります。これが一気にでき上がるというふうには思っておりません。その間にどんな災害が来るかわからない。こういうためにも、1次情報はしっかり提供しておく必要があるというふうに思います。

それから、提供する際の条件に違反した場合の罰則はあるのかということですが、具体的な罰則はありません。しかし、これはしっかり守っていただくなくてはいけないということが個人情報保護法の間接的な精神でもあるというふうに思いますから、これは誓約書を提出していただく以上は、秘密事項についてはしっかり保持をしていただくということが必要ではないかというふうに思います。

それから、あと1点あったような記憶があるのですけれども、何だったですか。

○窪之内議員 再度7, 500人全員に知らせるのか。

○市長 これは、さまざまな方法を通じて、市民の皆さん方にはお知らせいたします。しかし、個々人に、あなたの情報についてこれこれこれの項目についてお知らせしますよというところまで考えておりません。それは、個人情報保護法がどこまで何を制約しなくてはならないのかということの基本にかかわるというふうに思います。個人情報保護法第8条第2項第4号、これは本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは、利用目的以外の目的のために保有している個人情報を利用し、または提供することができるという定めであります。この滝川において個人情報保護審議会にかけさせていただいた、こういうことについて情報を提供するということが法第8条のこの規定にそぐわないのかどうかという問い合わせをいたしました。その結果であります。それぞれの市町村で個人情報保護条例が制定されているので、個人情報審議会での承認を得ておくことはよりベストである。つまり滝川は、よりベストな方法をとったわけであります。審議会にかけなくても、この程度のことは法律で許されることだというふうに、これは国の判断であります。滝川市としては、ベストな方法をとって提供したいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 もう答弁は求めませんが、ただ総務文教常任委員会で報告されたときからみると、将来は市長も必要だというふうになっていますが、7番の要援護の理由については省かれたということは、個人の方たちにとってはやっぱり知られたくないというふうに思う、その内容が7番の中には含まれているのかなというふうに感じましたので、その辺では一定再考されたのかなというふうに受けとめました。ただ、このことによって情報提供されたことがわかった7, 500人の中のいろんな方たちから苦情なりなんなりがあったときには、ぜひこの制度の意味をきちんと理解していただいて、その方たちの命や財産を守ることなのだというのをぜひ説明していただきたい。法でこれだから、いいのだよという形はとらないで、ぜひ納得されるような説明をお願いしたいというふうに思います。

◎3、ジョイ閉店と市民生活

- 1、ジョイからの情報提供と対応
- 2、地域住民の利便性確保対策
- 3、職員、従業員の雇用について
- 4、残された店舗の動向と存続対策

それでは、次に移ります。次は、ジョイの閉店と市民生活について伺いたいと思います。ジョイの滝の川店閉店という事態に、りょーゆーを引き継いでから1年、なぜ閉店なの、こんな思いをしたのは私だけではなかったと思います。りょーゆー閉店で日常生活品の買い物に不自由をした地域の住民がジョイが引き受けて営業再開し、ほっとしたのもつかの間、またやみに突き落とされたという状態になっています。なぜこうしたことになったのか、市としてどのような対応をとってきたのか、また市民生活の不便解消に向けた対応について何点か伺います。時間の関係もあるので、まとめて伺いたいと思います。第1に、りょーゆーの引き継ぎ時点で短期間で閉店の可能性につい

て示唆されていたのか。また、閉店の情報を得た時期及びその後の対応について。

2点目に、地域住民の利便性確保対策についてですが、関係地域の皆さんと相談しながら対策をとりたいというふうにおっしゃっていましたが、見晴、滝の川、みずほの3団地を抱える、それなりの住民を抱えている地域であります。その地域住民の利便性確保に向けた対策がどこまで具体化されたのか、お示しいただきたいと思います。

3つ目は、職員、従業員の雇用についてですが、滝の川店勤務の正職員6人と、ここではパート従業員25人となっていますが、報告時点ではこういうふう聞いていたのですが、正確には36人だったそうですので、訂正します。パート従業員36人は、他店舗あるいはグループ内での異動により雇用確保するというふうになっていますが、その他の店舗の存続も不透明という状態では安心して進路を決められないというふうにも思います。これらの方たちの実態把握と対策を行うべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

第4に、滝の川店以外の店舗、栄町、朝日町、西町店の動向把握と閉店回避に向けた対策について伺います。

○議長 市長。

○市長 これは、当たり前のことでありますが、出店されるときに閉店前提で出店するなんていうことはないわけでありまして、閉店の示唆なんていうのは全くありません。私どもは、後継店舗として消費者の皆さん方に愛されて、永続的に営業展開なされるように期待したわけでありまして、当然のごとく出店された企業の皆さん方もそういうつもりで出店をしていただいたというふうに思います。閉店につきましては、8月下旬に業績不振であるということから閉店もあり得るという旨の説明を受けたわけでありまして、その後において店舗継続の可能性、後継店舗の立地あるいは周辺地域への影響等について協議を続けましたが、その後の取締役会で滝の川店の閉鎖が決定をされたという、残念ながらそういうことであります。滝の川東地区の連合町内会と協議をいたしておりますけれども、町内会のお話を伺いますと、今店舗継続しているものですから、具体的なその後の要望の声というのは上がってこないけれども、いよいよ閉店したら車を持たないお年寄りから声が出てくるのではないかと、そうなれば連合町内会の下部組織であるライフサポートで買い物代行などの検討も必要かなという趣旨のお話は承っております。なお、私どもとしては、そのさらに後継店舗に入ってきていただく、そういう努力もする必要があるというふうに思います。汗をかかなくてはならないと、滝川市だけでなく商工会議所と手を携えてやらなくてはならないというふうに思いますが、ジョイとしても宅配、移動販売含めて、何らかの方策がないかということ協議をしているところであります。扇町店が継承されなかったということについて、地域といろいろ話をさせていただいておりますけれども、株式会社ジョイの営業部と地域の皆さん方と行政もかわって懇談を持ちました。そこでもいろんな議論がなされておまして、地域からの要請もこれありと。私は、そういう意味ではジョイさんにも協力していただいて、この滝の川の地域の皆さん方と何かいい方法はないかということで懇談をさせていただくということも市民の皆さん方の買い物の機会確保をしっかりと図るという意味では必要なことだというふうに思っております。

それから、従業員対策でありますけれども、正職員は6名であります。この方は、身分を継続し

て、そのままグループ店舗に配置転換が行われるというふうに聞いております。継続雇用を希望されるパートさんは29名ですが、全員グループ店舗に採用予定というふうにお伺いしております。家庭の事情等によりまして退職を希望するパートさんが7名いらっしゃいます。この方につきましては、ハローワークと市が共催をいたしまして、9月27日から離職説明会が開催されますので、再就職に向けて適切な仕事が見つかりたいというふうに思っております。

栄町、朝日町、西町店の動向ということですが、何も情報としてはありません。ぜひとも永続的な営業が続けられますように期待をしているところではありますが、しかし売り上げが期待どおりに上がらないというのが滝の川店の閉店ということにも結びついているわけでありまして、なくなったら困るわけですから、なくなったら困るということを前提に既存店をぜひご利用いただきたいというふうに思っております。宅配サービスなんかについても、買い物に來られたお客さん、65歳以上の方には無料サービスやっておられるのです。これ意外と知られておりません。少しずつ評判になってきておりまして、したがって宅配サービスの車も1台から2台にふやして万全の体制を整えるというふうに話しておられます。さらに、5月15日には65歳以上の5パーセント割引をやっているのです。そういう意味では、さまざまサービスをしていただいているわけでありまして、ぜひとも、英語で言えばネイバーフット、歩いて行けるお店、こういうところを愛していただいて使っていただかないと、やっぱり売り上げ減少すると撤退やむなしというのが今の世の中ではないでしょうか。そういうことにならないように、歩いて行ける地域のお店をぜひご利用いただくと、そういう立場で議員におかれましてもご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 具体的な利便対策というのが進んでいないのだなという印象を受けています。それが1点と、雇用も滝の川店に36人のパートがいたって驚いたのです。あの店舗で36人のパートと正職員を抱えていたら、本当にやっていけるのかなと、それをまた29人が他店舗に行くわけですから、相当人件費は大変なのだろうと、パートさんも働く時間がどんどん減らされていく可能性があるのかなと。そういう点では、そういう人たちのことが滝川のいろんな労働環境に反映してくるわけですから、先ほど退職された方たちも含めて、ぜひ今後の動向については注意を払っていただきたいというのが1点。これは答弁要りませんが、地域の利便対策というのは、扇町店の閉店を見たら、地域がどうなるのかというのはわかると思うのです。それで、まだ移動販売についてもはっきりしていないと。これは、ジョイがはっきりしないのだったら、ほかの例えばJAさんができないのかとか、いろんな形でもっと働きかけが私は進んでいるのかなと、対策が進んでいるのかなと実は思っていたのです。その点で、もう1週間足らずでなくなってしまうわけですし、商品もどんどん、どんどん棚からなくなっている状況ですから、移動販売だと行けますが、宅配だとお店まで行かなくてはならないわけで、たとえば行かなくても何らかの形で商品の案内をして、電話とか何かで受け付けてくれて宅配をしてくれますよというサービスになっていくのか、その辺もわかりませんが、ジョイさんも含めてもっと広げた形での利便性の確保の対策を行うべきではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 資本主義社会の中で経済に関して行政がどこまでかわれるのかと、これはなかなか難しい課題です。私は、窪之内議員が反対をしたという記憶はありませんけれども、世の中の風潮として大手のスーパーが来れば反対だと、しかし撤退するときも反対だと。どうなっているのかなと。必要なのは使っていただくことではないかと、撤退することが反対であれば。そういうふうにある意味では憤りを持って思っているのですけれども、例えば扇町の例でいいますと、地域の皆さん方が一生懸命おやりになって、そして1週間に1回移動店舗でき上がっています。評判いいです。これは、行政もかわりました。そして、さらなる方法として、まちの中に出てくると。そのときに、例えば乗り合いタクシー方式が実現できないのかどうかという提案があって、タクシー会社とも協議しております。そのときに、当然タクシー代金を払わなくてはいけないわけです。このときのタクシー代金の一部について、例えばジョイさん、幾らか援助していただけませんかという要望もジョイさんに上げているのです。ジョイさんは、これは早速検討してみましよう。結果はわかりません。何もしていないという、何も進んでいないというのは、いささか誤解があるというふうに思います。私は、行政の立場でやれることについてはそれぞれ手を打ってきている。しかし、これは行政が税金つぎ込んでわっとやる問題ではない。市民の皆さん方としっかり考えながら、要請すべきは要請すると、そういうことが必要なのではないかというふうに思います。滝の川店についても、そういう基本の考え方で臨みたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長のご答弁では私もいささか誤解をされているのかなというふうには思っていますが、郊外型の大型店と地域にずっと密着していたりヨーヨーを引き継いだジョイとはまた別だというふうに私は思っていますので、そういう点と、経済のことだけを言っていたわけではなくて、そういう中で経済に翻弄されている市民生活の利便性をどう守るかという観点で市としてかわってほしいということを申し上げたということを理解していただきたいというふうに思います。

◎4、教育行政

1、ネット上での誹謗・中傷・いやがらせ等への万全な対策を

最後の問題に移ります。次、教育行政です。ネット上での誹謗、中傷、嫌がらせ等への万全な対策を求める質問になっています。第1に、児童生徒の携帯電話所持の実態と学校内への所持や使用について伺います。若者世代にとって、今や若者世代だけでないのかもしれませんが、携帯電話は必需品、保護者にとってもGPS付きの携帯で子供の安全確認ができるなど便利な機能が次々と開発されています。顔を向き合せての会話は減り、会話の中心はメールという子供たちもふえてきています。しかし、使い方次第では犯罪へと結びつくケースもふえ、連日のようにこうした報道もされてきています。学校現場においても、きちんとした対応、ルールが迫られているのではないのでしょうか。そこで、児童生徒の携帯電話所持と学校内への所持や使用についての実態を伺います。

時間の関係もありますので、あわせて第2に、携帯電話やインターネット上での誹謗、中傷、嫌がらせなどの悪質な人権侵害に日常的に状況を把握する体制を早期につくるよう求めるものです。

9月3日の北海道新聞紙上でも、ネット上での人権侵害は道内でも頻発している実態が掲載されています。学校や教師を対象としたものもあります。ネット上で一気に広がることから、その影響ははかり知れません。日常的にサイトなどの状況を把握する体制づくりに着手することが必要ではないかというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 きのう答弁が市長の3倍ぐらい速いと言われたので、ゆっくりしゃべりたいというふうに思います。

まず、携帯電話の所有の関係ですが、これは市内の小中学校全校調査をいたしました。小学校におきましては割合として12.5パーセント、中学校においては44.2パーセントとなっております。全国の調査でも中学生の約5割、高校生の約9割が所持しているということでございます。西高も9割前後の数字だというふうに思っております。学校での対応ということですが、全校とも基本的に携帯電話の持ち込みは認めておりませんけれども、児童生徒の安全確保という意味からという場合についてのみ認めておりますが、その場合におきましても使用許可願を保護者から提出をしていただいて、保護者の責任を明確化させて、朝の時点で担任が預かって、放課後帰るときに返すという対応をとっております。ご承知のとおり、携帯電話あるいはインターネットを使つてのいじめも含めた、さまざまな性非行だとかを含めた犯罪等が多くなっております。残念ながら、滝川市でもそういう例が報告をされております。校長会を通じまして、先ほどの学校での携帯電話の保有率の調査というのも校長会を通じて行いましたけれども、基本的に長期休業前の学級指導、7月の校長会の中で携帯電話やインターネットの事故防止の指導、それから特に小学生の場合については保護者への指導、啓発が大事だろうと、中学校になると、これは実際に使っている生徒への指導が大事だろうというようなこともあって、その辺の対策を即座に学校でとっていただくように、またインターネット等はさまざまなセキュリティーのサービスが今、携帯電話も同じですね、そういうサービスが行われておりますので、そういうものの周知をしております。インターネットなんかを見ますと、学校裏サイトというようなものが頻繁に行われておりますし、全国の調査では8割ぐらいの生徒が実際にはそれを経験していたり、そのうち嫌な思いをしているという方が4割ぐらいだったか、たしかいるというような数字も出ておりますので、早急な対策が必要だろうというふうに思っております。また、NTTさんのご協力を得まして、携帯電話の講座を各中学校においても実施をしていただいて、既に2校は具体的に取り組む予定になっております。そういう形で周知をしておりますし、今回の広報10月号でも携帯電話等についてのトラブルから子供を守りましょうというようなことで記事掲載をしているところでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 携帯電話の所持の実態は、わかりました。インターネットも今小学生1人1台ということで教育を始めたわけで、その利用とか活用方法なんていうのは私には想像もつかないほどいろんなことを皆さん、子供さん、児童生徒の方たちは知っていらっしゃるのだと思います。そこで、先ほど安全確保のみ使用許可を認めているというふうにご答弁されていましたが、安全確保のみ認めている基準というのも全部きちんとされていて、それが保護者にきちんと伝わった形で使用許可

願を出されてきているのか、個別の対応で安全確保で利用できるよということも含めてきちんとしたルールができていのかどうかを伺いたいと思います。

それと、小学校では保護者対応、中学校では使っている本人の対応、その他が必要だというふうにおっしゃってありました。そうした対応のほかに私が求めたいのは、教員集団が集団の中でそうしたサイトなりなんなりをきちんと日常的に把握する、そうした体制で、こういったことが書き込まれているのかとか、そういう体制をとっている学校も既にあるのです。だから、使っている使用者や保護者任せにするのではなくて、学校みずからがそうしたことに対しての体制をとるということが求められているのではないかと思うのですが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問にあったとおり、後半のほうの答弁なのですが、確かに学校での監視という形の中で必要だというふうに思っております。ただ、学校に配置をしておりますパソコンが児童生徒が使うパソコンと、それから教員集団が使うパソコンのセキュリティー上の切り分けがちょっと今難しいことになっています。つまり教員が見れるということは児童生徒も見れるという形に今のところなっておりますので、その辺の方法論について検討はしたいなというふうに思っております。ただ、携帯電話は、現実には公費の携帯電話というのがないということもあります。あるいは、日々更新されているということになりますので、正直なところ携帯電話での監視というのは教員個々の、個々のと言ったら失礼ですけれども、それぞれの携帯電話で行っていただくしか実質的には方法がないのかなというふうに思っております。

学校関係のルールについては、参事のほうからお答えします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校のほうでは、携帯電話の対策につきまして基本的には持ち込まないでいただきたいという姿勢でございます。ただし、先ほど教育長からも申し上げましたとおり、学校帰りにどこかへ寄っていくですとか、それから保護者との連絡をとるために必要であるという場合につきましては、保護者のほうから学校のほうへ申請をしていただくというようなことで、学校のほうでは許可をします。その際には、学校に持ってきたならば担任の先生が預かり、下校時に戻すというような形で、教室内には持ち込まないようというように徹底してございます。それから、学校のほうで監視をというようにことですけれども、これは技術的にいって不可能かと思います。たくさんのサイトがございますので、それを一々学校のほうで監視するということとは非常に難しい、極めて難しい問題だろうと思います。情報によりますと、警察庁のほうでこれを民間に委託するというような情報もございますので、その辺の動向も見ながら、学校のほうで指導を徹底していきたいと考えております。よろしくお願いします。

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 失礼いたしました。

ルールのほうですけれども、先ほど申し上げましたように教室には持ち込まないということです。その程度のルールで、担任が預かるということ、それが一つのルールです。今本市におきましては、先ほど議員からご質問ございましたように、1人1台という割合でパソコン教室にパソコンが整備

されましたので、これからパソコンのリテラシーといいましょうか、活用技術とあわせてモラルの指導が大切かと思っておりますので、その辺も学校のほうへ十分指導してまいりまして、徹底するようにしたいと思います。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 たびたび済みません。

保護者への周知ということは、先ほど申し上げたかと思っているのですが、保護者の方から申請をいただくように、それは文書で学校のほうから周知したり、その辺は徹底されていると思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 ルールと言ったのは、各学校によって違ったルールというよりも、安全確保のためというのはどういう場合があって、こういう場合だと認めるのですよというきちんとしたものが全保護者に渡されていて、その上で許可を出してもらって使用しているのかどうか知りたかったのが1つと、携帯を公費で負担をして渡して、それで監視をしているという例も全国には伊賀のところではあるようです。ただ、そうではなくて、先ほどおっしゃったように民間に委託するなどして、そういうことを含めて監視をしていくという、そういうこともいいのかもしれません。だから、どっちにしても日常的にそういうことを監視できる、学校としてつかまえられる、そういうことが必要なので、そういうことについて改めてきちんとした位置づけを持って対策を立てていただきたいということを述べまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 おはようございます。新政会の田村勇でございますが、さきに窪之内議員が申されておりましたが、昨日は新人議員が全員元気に質問をされました。私は、性格上やんわりと紳士的に質問をさせていただきますので、真摯なご答弁をお願いいたします。

◎ 1、固定資産税

1、路線価と時価のギャップ

まず第1に、私が何度かテーマにしている固定資産税の件であります。路線価と時価のギャップ、すなわち路線価と時価が逆転した場合の宅地の評価であります。路線価は、毎年1月1日現在の地価公示を参考に定められています。地価公示は、道が選んだ基準地周辺を不動産鑑定士が算定をし、国土交通省が毎年1月1日に公示価格を公示しています。道が選んだ宅地の評価方法には、路線価を基として評価する路線価方式と固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて評価する倍率方法の2通りがあります。一般的に、市街地は路線価方式が採用されています。その路線価は、一連の宅地が面している路線、すなわち不特定多数のものが利用している道路、その路線ごとに設定された宅地1平方メートル当たりの価格で地価公示の7割をめどに評価されています。その路線価方式では路

路線価に土地の面積を掛けた額となるわけですが、実際の宅地の利便性や形状に応じて割り増し、割引の修正を行う必要があります。奥行きが長い宅地、間口の狭い宅地、変形土地については利用価値が低いので、それぞれの補正率を乗じて価格を割り引く等の調整が必要であります。当市の宅地の評価の考え方はどのようなになっているか、お聞きをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 その道の碩学でいらっしゃる田村議員のご質問でございますが、具体的に技術的な中身については所管からご答弁をさせていただきますが、固定資産税、ご質問のありましたように路線価の決定に関しましては不動産鑑定士の鑑定評価価格をもとに決定をいたしております。不動産鑑定士が評価する場合に、売買実例価格を調査し、あるいは取引事例比較法、収益還元法、原価法を併用して正常売買価格を求める。この場合に、特別な事情による不正常な要因に係る価格については除外をするということになっておりますのと、もう一つは近隣地域の状況調査、ご質問にもございましたけれども、街路条件でありますとか交通近接条件、環境条件、行政的条件、標準的宅地の状況、そういうものを総合判断して決定をされていくわけでありまして、私は公正な定め方がなされているというふうに判断をしております。ただ、時価ということでありまして、売り手と買い手との価格判断があるわけでありまして、結果として路線価と時価が逆転をするということもありますが、これはやむを得ないことだというふうに思います。路線価の決定、宅地の評価は3年に1度評価替えがなされるわけでありまして、滝川市の場合は土地の下落がずっと続いておりますから、平成9年度から下落に対する時点修正を毎年実施して、この差が大きくなるようにと、そういう意味では固定資産税が減っていくから問題なのではございますけれども、しかしできるだけ土地価格の時価での変遷ということも配慮しながら時点修正をしてやってきているという中身であります。

また、技術的な中身については、所管からご答弁を申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 土地の評価につきましては、先ほど議員さんのほうからお示しがあつたとおりなのでございますけれども、一応路線価を補正をいたします。その補正の内容につきましては、奥行き価格補正でございますとか間口狭小補正、それから奥行きの長大補正ですとかがけ地補正、さらにケースによりましては不整形地補正とか、そういう率を乗じた後に評価額を出しまして、それからまたさらに課税標準額を出すという形で固定資産税を算定してまいります。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それはそのとおりなのですが、現状は路線価評価額より安い価格で取引されているのが9割です。本当の一部だけが路線価よりも高い値段、どうしても必要だという方は高くても買うというような現状ですが、ほとんどが路線価より安いということは、次の影響額あるいは3番目の固定資産税の負担にもつながっていくわけでございますが、市は実際に路線価評価額より安い価格で8割以上のものが取引されているということを認識しているかどうかを聞いておきます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私ども土地の下落につきましては、不動産鑑定士さんの算定価格、そういうもの、

先ほど市長もお話ししましたが、不動産鑑定士さんの評価、これにつきましては売買実例価格等も調査した中で算定されてございますので、そういう面で滝川市の実情をよく知られた不動産鑑定士さんの評価ということでございますので、その辺について具体的な数字で今議員さんのおっしゃられたことについて正確に把握しているかということになりますと、そうは申し上げられないというのが実情でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これ以上言っても同じ答弁になると思いますが、2番目にいきますが、13年連続下落している。19年度に及ぼす影響額ということですが、滝川の場合は実質17年連続で下落しております。先般の新聞、これは道新の8月2日、下落率、滝川17パーセントという記事が載っております。かいつまんで読んでみますが、札幌国税局が1日発表した2007年度分の空知管内の最高路線価は、滝川、深川両税務所管内で下落が13年連続と書いてあります。下落率は、滝川が道内30税務署の中で最も大きく、前年比17.4パーセントです。1平方メートル当たりの最高路線価は、滝川税務署管内は滝川市本町1、前年比8,000円減であります。本町1丁目、住んでいる方も商売やっている方もおりますが、平米8,000円減というと1坪で2万6,400円下落しているわけです。こんなに大きい下落幅があるのに、実際は固定資産税は余り下がっていないというのが現状でございます。そこで、大体18年度、19年度に及ぼす固定資産税の影響額というのはそんなにもないのかなと、2,000万円前後かなと思うわけでございますが、参考のために19年度に及ぼす影響額をお示し願います。

○議 長 市長。

○市 長 やはり時価というのは、先に動きます。上がる時も下がる時も先に動く。固定資産税上の評価は、やっぱり後についていくということになります。しかし、滝川市の場合は、先ほど申し上げましたように3年に1度ということではなくて、下がってきているわけですから毎年時点評価をすると、そういうことで実際の土地の動きに合わせた評価に近づく努力をしているということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、平成18年度の決算額と19年度の決算見込額との比較であります。固定資産税、都市計画税合わせて約1,800万円、前年比で3.1パーセントの減というふうに見込んでおります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 次に、3番目の市民は高い固定資産税を払っていることになるが、過去5年間に審査請求はあるかということでお聞きをいたしますが、地価が毎年下落しているにもかかわらず、評価額が同じという不合理な固定資産税が高過ぎるという市民の不満があります。私も網走、白老においていろんな取引をする中で、固定資産税評価委員会に審査の申し出をしたことがあります。両市とも話を聞いてくれまして、納得のできる適正な税金を納めたという経験を持っております。そんなことから、滝川市において固定資産税評価委員会に審査の申し出について過去5年間の実績があればお知らせ願います。

○議 長 市長。

○市長 過去５年間に於いて、審査請求の状況はございません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、審査請求の市民への周知方法、請求をするための用紙、書式、そういうものはそろえてあるのか。また、市民が相談に来た場合の担当部署、どこで対応するのかをお聞かせ願います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市民の皆さんがおいでになられて、ご相談等、またこういう審査請求ということになります場合には、税務課の固定資産税担当グループのほうにおいでいただければ適切に対応させていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 私も直接把握しておりませんが、税務課のほうに備えてあると思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それは、答弁台に来なくていいのですが、税務課では審査請求の用紙とか書式はそろえているのですか。

○議長 長 一時休憩いたします。

休憩 午前１１時３１分

再開 午前１１時３３分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お答えください。市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど私税務課のほうに備えつけてあるということで申し上げましたが、訂正させていただきます。財政課の管財室のほうに書式、様式を備えつけてございますので、訂正して、おわび申し上げます。

○議長 長 田村議員。

◎２、入札問題

１、入札制度改善について

○田村議員 それでは、次にいきますが、２番目の入札問題、入札制度改善についてであります、道内の自治体でもいろいろな談合問題が取り上げられています。それを改善すべく、最近特に近隣市町においても一般競争入札が取り入れられてきています。滝川においても毎年のように入札制度の改正がされていますが、１０年度からは１３０万円以下の随契、１億円未満の簡易公募型指名競争入札、５億円未満の公募型指名競争入札と範囲の拡大がされてきましたが、５億円以上だけが制限付きの一般競争入札であります。指名競争入札を全廃し、ジョイントも考えながら、できる限り参加者を地元業者に限定する一般競争入札をするお考えがあるのかないのか、計画も含めてお伺い

いたします。

○議長 市長。

○市長 平成18年度から、実質的に市内限定の一般競争入札とほぼ同様の取り扱いであります公募型の指名競争入札を試行実施をしてきているところであります。平成20年度からの地域限定型の一般競争入札制度の導入をただいま検討しているところであります。地元業者の取り扱いにつきましては、地域経済の維持発展に貢献されてきた地元業者でありますし、さらにこれを育成していくことは市としても重要な責務の一つであるというふうに考えておりますから、競争性、公平性、透明性が確保される範囲において地元業者を対象とした地域限定型の制度ということで今具体的な制度設計を検討中であります。ただ、指名競争入札制度は全くなくなるのかというと、これはなくするのはちょっと難しいというふうに思います。災害時の緊急対応あるいは入札参加指名登録業者が少ないような契約項目の場合、あるいは競争性が担保されないおそれがあるという場合もありますから、すべて指名競争入札制度をやめしまうと逆に問題が生ずるという場合もありますから、これはやっぱり残しておく必要があるというふうに思います。そういうことも含めて検討中であります。

○議長 田村議員。

○田村議員 入札制度もかなり改革されてきているということで、理解をいたしました。

◎3、行政対象暴力対策

1、不当要求の実態

次に、件名3の行政対象暴力対策であります。行政対象暴力対策で不当要求の実態ですが、1つ目は暴力団、右翼団体、個人等による不当要求の実態についてお聞きをいたします。行政対象暴力とは、雑誌購入、広告料、寄附金、難癖、言質等々、正当に見せかけて弱みにつけ込み、最後は金品を出さざるを得ない状況に誘い込む行為であります。ここ二、三年の件数、内容、現在未解決のものがあれば、実態をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 滝川市におきましては、滝川市不当要求行為等対策要綱を定めております。滝川警察署長及び刑事課長を顧問にいたしまして、総務部長を委員長とする部長職以上で組織する滝川市不当要求行為等対策会議もこの要綱に基づき設置をしているところであります。暴力団、右翼団体、個人等による不当要求の実態ということに関するご質問でございますが、最近の事例といたしましては、本年3月に未納介護保険料の徴収で訪問した際に、暴言と襟をつかんでの応対を受けるという事態がありました。この事態については、先ほどご説明申し上げました要綱に基づきまして、所管の職員による複数での対応を行い、この対策会議における対応を議論し、処理をしたところであります。なお、この件については、検察において書類送検となっている状況がございます。

○議長 田村議員。

○田村議員 先ほど人権保護法の問題が出ましたが、いろんな会議に行っても、個人情報保護法が一番活用され、一番利用されているのが暴力団ということでございます。ぜひこういうものに屈し

ない態度で対応していったほうがいいと思います。

次に、2つ目ですが、公営住宅です。公営住宅を持つ全国約1,750の都道府県市町村のうち、暴力団員の入居制限を条例で規定しているのは3件、43市町村となっています。道内では、上川、東川、和寒、七飯が公営住宅を含む公共施設から暴力団員を排除する条例を持っています。国交省住宅局は、住民の生活を脅かすトラブルが多発しているのに自治体の対応はおくれているという指摘をしております。滝川市において、暴力団、右翼団体、不当行為等の個人と思われる人が道営、市営住宅にどれぐらい入居しているのかをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 公営住宅において暴力団が入居しているという実態は、滝川市においてはありません。それから、右翼団体は、よくわからないということが実態であります。何かトラブルが起きたときに、警察を通じて確認することはできるわけではありますが、しかし本部というのにかかわる方はそれなりにわかると思うのですが、末端の方になるとなかなかわかりづらいと。問題が起きたときに、警察と連携をとって対応すべきだというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 ぜひ厳しい態度で臨んでいただきたいと思います。

次に、3つ目の生活保護に関する問題でございますが、暴力団員の生活保護受給について、厚生労働省が平成18年3月、受給対象から外すよう全国の自治体に文書で通知をしております。当然滝川にも来ていると思うわけですが、札幌市は生活保護費が暴力団の資金源になってはならない、生活保護を適用しないということを広く知ってもらうために、独自にポスターをつくっております。マニュアルを作成し、大丈夫ということではないが、万全の体制をとっていただきたいと思います。滝川市の生活保護受給者にいるのかいないのかをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 滝川市の生活保護受給者の中に、暴力団員はおりません。

○議長 長 田村議員。

◎4、安全、安心対策

1、安全、安心条例

○田村議員 次に、4番目の安全、安心対策、安全、安心条例の制定についてであります。平成9年にけん銃のない安全なまちづくりに関する決議が滝川市議会会議規則第112条の規定により提出され、決議されました。当時の総務文教常任委員長は佐伯さんだったと思いますが、私と2人で滝川警察署に決議文を持参した経過があります。平成17年北海道条例第8号が平成17年4月1日施行されました。北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、道内市町村で安心、安全条例の取り組みが進んでいます。10月4日、滝川市文化センターで滝川地区「安全・安心まちづくり」音楽の集いが2部構成で、第1部は安全・安心まちづくり大会、第2部は音楽の集いが開催されます。これは、町連協を通して町内会にも回っている文書でございます。滝川市においても、過去に殺人事件あるいはけん銃発砲事件、最近の振り込め詐欺事件等が発生しています。自治

体、市民、警察機関と連携をとりながら安全、安心条例を制定すべきと考えますが、既に条例を制定している市町村数及び滝川市としても条例を制定する考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 どの程度道内で制定済みなのかというのは所管からご答弁を申し上げますが、結構つくられているようです。私としては、条例制定を進めていきたいというふうに思っています。ただ、そのときに、どことも同じような条例でいいのかどうか、特に滝川としての必要性というものを十分加味した条例にしないといけないというふうに思いますから、そういうことを前提として条例制定を定めるように考えていきたいというふうに思っておりますが、今の段階で、それではいつ制定するのだということになりますと、それも含めて十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 安全、安心条例を制定している市町村数ということでのご質問でございますが、北海道警察による条例制定済みの自治体調査というところの数字で申し上げます。全道35市中22市、それから町では130町中94町、村では15村中12村ということで、全体で180自治体中128市町村ということでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 条例については前向きな答弁をいただきましたので、次に移りたいと思います。

◎5、文化振興

1、市民文化祭等

5番目の文化振興でございますが、滝川市民文化祭についてであります。滝川市民文化祭、毎年10月中旬から11月初旬にかけて開催されています。滝川市民文化祭、毎年大規模に行われておりますが、この主催者は一体どこなのでしょう。

○議長 長 教育長。

○教育長 市民文化祭の主催につきましては、滝川市、滝川市教育委員会、滝川市文化連盟の共催となっております、主管が市民文化祭実行委員会というふうになってございます。文化連盟さんによりまして実行委員会を組織して、毎年盛会に開催をしているところでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 毎年そういうふうに言われているわけですが、その3団体1主管による滝川市民文化祭の開催、この文化都市滝川を標榜するにふさわしい第37回滝川市民文化祭がことしもまた開催されるわけですが、この準備にかかる労力は大変に大きいわけです。年1回、市民のために芸術、文化を通じ普及、承継、保存、そしてまちの活性化にも大切な文化であります。市民文化の育たないところは、まちの発展もないと言われております。夕張市が今芸術、文化を再建策の一つと考え、一生懸命取り組まれているのと同時に、ボランティア的な文化祭も開かれているのもそのためではないでしょうか。市民はもちろんです、前安西教育長は非常に芸術、文化には造詣の深い方でした。小田教育長もそうだと思いますが、開催のためにいろいろアドバイスもして

いかれたそうであります。教育委員会が一番深くかかわる事業の一つと思っていますが、この場合文化祭開催のための役割分担について教育長の見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 安西前教育長とは若干ジャンルが異なるかもしれませんが、一応。精通しているわけではございません。それなりの関心はございます。市民文化祭の役割分担ということですが、議員さんおっしゃられるとおり、大部分の方は文化連盟さんのご協力によるものというふうに思っております。委員会としましては、前日、当日程度のお手伝いということが中心になりますし、あとは開催の補助金として会場使用料相当分程度の補助金を出しているという形でございますので、実際には文化連盟、100近い団体が属しておられる皆さん方の本当のボランティアの活動によるものだというふうに思っております。教育委員会としまして、今後ともそれぞれの加盟団体あるいは連盟の方々のご協力をいただきながら、文化の薫り高い市民文化祭が今後ともさらに継続して開催できますようにご協力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 協力はいいのですが、具体的な役割分担、例えばいろんな小道具というか、道具等を運んだり片づけたり、いろいろあると思うのです。大変な人力が必要だと思うわけですが、この辺についてあうんの呼吸ではなくて、ここの部署はここだよというような役割分担というものはどういうふうになっているかお聞きをいたします、大変な行事ですから。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先般も文化祭の関連の事業であります盆栽展等も拝見をさせていただきました。総合福祉センターでやる2日間の文化祭以外にも、展示部門も含めて、あるいは江部乙会場も含めて、かなり多くの労力を実際には連盟の方をお願いをしております。後ほど出てきますパネルの運搬等も含めて、まだまだ委員会としての果たさなければならない役割というのがあるのかなというふうに思っております。その辺につきましては、今後とも文化連盟の方と、どういう役割を委員会が果たせるのか、求められているのかについても十分ご議論させていただきたいというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 あと、苦情のないようなベストな状態で協議をしていただきたいと思います。

最後になりますが、毎年苦情の出ている展示パネルの更新についてでございますが、毎年文化祭は滝川会場、江部乙会場で各施設を利用して、各施設というのは滝川市文化センター、滝川市美術自然史館、滝川市総合福祉センター、江部乙公民館、江部乙改善センター等でございますが、1,000人を超える人たちが芸能部門、展示部門に1年間の集大成を発表、出品されています。文化祭終了後の反省会には、必ず毎年500人規模の会場の必要性、そして展示パネルの更新希望が強く出されています。市長も文化連盟の総会にはいつも来賓としてご出席をされ、祝辞を述べられています。その際にも、必ず展示パネルの件についてお話があると思うわけですが、あいさつにおいても前向きなお話をされ、関係者はほっとしているところが多いのですが、なかなか更新されない。

単なるリップサービスなのだろうかというようなことまで言われているわけですが、展示パネルの更新について市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 文化祭等に使用しております展示パネル、30年近くを経過をしております。かなり傷みがひどくなっておりますのは十分認識をしているところでございますし、文化祭以外にも展示等で多くの市民の方がお使いになっている、あるいは健康まつりとか外部で使うものにも貸し出しをしておりますので、相当の利用がされる。一方、傷みも激しいということになっております。そういう意味では、必要性の高い備品だというふうに思っております。来年度に向けまして、展示パネルの更新の関係につきましては文化連盟などの利用団体ともよく協議をした上で検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 滝川市民文化祭は、芸術、文化を通じ各施設の使用、まちの活性化、たくさんの市民あるいは市外の方々に希望と感動を与えている大切な行事であります。展示パネルは、全会場で150枚ぐらひは必要なわけですが、私今回ここに50枚と書いてありますが、少なくとも早急に50枚ぐらひは必要だという意味であります。全会場では150枚ぐらひは必要なわけであります。役所をお願いするばかりでなく、文化連盟の竹田会長を初め会員の方々も50万円ぐらひは寄附してもいいと、何とかパネルの購入、更新を考えていただきたいということが言われておりますが、最後に市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長に認められているのは予算編成権でありまして、教育委員会においてどういうプランをつくって市長のところに上がってくるのか、そのことによって判断をさせていただきたいというふうに思っております。リップサービスだけやって何もやらない、そんなつもりは全くありませんし、リップサービスなんてやったことありませんから、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 田村議員。

○田村議員 最初はちょっと厳しかったかもしれませんが、最後は笑いを得て、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩にいたしたいと考えております。再開は午後1時といたします。休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 最後から２番目の一般質問を行わせていただきます。今週の月曜日の赤旗、日刊紙、毎日配られている赤旗の我がまちふるさとというコーナーがありまして、約１，０００字のまちを紹介する記事があるのですが、滝川の紹介の記事の一番最後はそらぷちキッズキャンプのチェーンドラッグストアの募金箱を見かけたら、ぜひ皆さんご協力をいただきたいという言葉で結ばせていただきました。ともにそらぷちキッズキャンプ設立に向けて頑張る決意を述べて、質問に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎１、市民生活の実態

１、事実にあられる困窮化と来年度の負担増で市民のふところはさらに悪化する

まず、市民生活の実態ですが、事実にあられる困窮化と来年度の負担増で市民の懐はさらに悪化する、この件ですが、公営住宅の入居率が１００パーセントである事実から見えるのは、生活困窮者の増加です。人口が減り、アパートがふえているにもかかわらず、急速に入居が進み、９月１２日現在で今まで空き家が多かった開西、江南、新興の各団地で計１０世帯が待機をしています。このようなことは、かつてなかったことではないでしょうか。市民負担増は、近年の各種控除の廃止と減税廃止、年金減額、介護施設と療養型病院のホテルコスト導入、障害者自立支援法による受益者負担、季節労働者の特例一時金の１０日分減額と講習制度廃止、保育料金など子育て負担増、灯油、ガソリンを初めとした資材高騰、中央バス値上げなどなど、枚挙にいとまがないほど１０万円単位での負担増、収入減で格差が広がりました。これに追い打ちをかけるように、来年度からの後期高齢者医療制度改悪による全面的な負担増や国保や後期高齢者医療保険料の年金天引き、療養型入院者のホテルコストの拡大、児童扶養手当の減額です。市民の生活実態、困窮の深まりについての市長のお考えを伺います。

○市長 答弁を求めます。市長。

○市長 そらぷちキッズキャンプの支援を全国的に呼びかけていただいたことに、敬意を表したいというふうに思います。いろんな皆さん方の力によって、ぜひともこのそらぷちキッズが常設キャンプとしてできるだけ早く設置をされることを願ってやみません。これからもひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。

負担増、いろんな形で確かに負担増の実態はあります。一方、ご質問のございました公営住宅で待機者が出ていると。一時期は、空き公営住宅に入ってくださらないという時期がありました。家賃制度の改正であります。家賃は、世の中の常識として箱形家賃といって、この家は入っていただくと月何万円ですと、そういう家賃制度が公営住宅の場合変わりました。応能応益制、所得の高い方は一定条件の中で家賃高くなります。所得の低い方は、安くなります。民間では信じられない。こういうことが現実に低所得の皆さん方への対応として片一方では行われているのです。したがって、公営住宅引っ張りだこで、今まであいていた公営住宅も入ってくださる。これは、ある意味ではありがたいことでありますけれども、ご不便をおかけしているということは申しわけないことだなというふうに思います。しかし、これは入居される皆さん方にとって、滝川市民の多くの方にとってはいいことであります。しかし、行政にとってすべていいことづくめかという、このことに

よって家賃はたしか1億円ぐらい少なくなったのではないのでしょうか。相当な金額少なくなった。それが公営住宅特別会計の赤字につながっています。一方、大都市は公営住宅入居条件を満足される方でも比較的所得の高い方が多いものですから、大都市はうはうはです、家賃多く入ってくるのですから。私は、こういう形で地域間格差が広がってきているのだらうと。これは、片一方では上がる部分もあるし、片一方では住民の皆さん方の負担が所得の状況に応じて安くなるという制度もあるわけであります。しかし、総じて言えば負担増という状況は、清水議員の指摘するとおりだというふうに思います。私は、引き続き国においても、北海道においても、低所得層に対する配慮は必要だというふうに思います。そして、そういうことを踏まえて、滝川市の政策においても低所得層に対する配慮は必要だというふうに思いますけれども、世の中の流れに応じて能力に応じた負担をしていただくということもまた同時に必要なことだというふうに思っております。それを実行するためにも、やはり地方と都市との経済的格差、財政格差、こういうものの解消が図られなくてはいけないというふうな感じを持っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、皆様のご協力の中で北海道後期高齢者広域連合の議員もさせていただいております。その関係もあり、こういった困窮の深まりがある中で、来年の4月に向けて保険料が中間報告がされてまいりました。これによると、北海道は8.7万円から9.7万円が平均です。まだ保険料率が出ておりません。しかし、これは当初の予想よりも約1万円高いということもあります。市長の低所得者層への配慮が必要とのご答弁を姿勢であらわすとすれば、まず全道市長会等を通じてこの保険料を安くするために国等の財政支援、負担等を大きくすることについてのお考えを、そういった行動を起こすことについてのお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 後期高齢者のことについては、私よりも最新情報を得られているというふうに思いますから、私から特段申し上げることはございませんが、ご質問にありましたように北海道の場合は確かに高くなるという状況があります。しかも、先ほどお話を申し上げました所得階層別にどういう負担のあり方を進めていくのかというところまで議論がまだされていないようでありますから、それによってはもう少し動いていくのだらうというふうに思います。しかし、私は、低所得者にはそれなりの配慮が必要だというふうに思いますし、そういうスタンスで全道市長会でもいろんな多くの要望を上げております。一方、ご質問の趣旨にあるのかどうかわかりませんが、厚生労働省所管の高齢医療でありますとか、児童扶養手当でありますとか、障がい者福祉サービスでありますとか、こういう負担の軽減について、最近の新聞によりますと議論されているようであります。私は、これは好ましい状況、方向だというふうに思いますから、現実にはその財源をどこから見つけてくるのかというのはこれからの議論だというふうに思いますけれども、今さまざまな地方を取り巻く経済、財政あるいは職がなかなか厳しいという状況を勘案をして、国においては適切な判断をしてほしいというふうに思いますし、私どもも機会を通じて組織的な運動はする必要があるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

◎ 2、商業振興

- 1、スーパージョイ滝の川店の撤退発表と連鎖を防ぐ対策
- 2、大型店撤退後の店舗に新たな競合業種を入れない対策を
- 3、江部乙支所の消耗品・備品調達は江部乙商店街に転換を

○清水議員 それでは、2点目に移ります。ジョイ滝の川店の撤退発表と連鎖を防ぐ対策につきましては、窪之内議員へのご答弁でお考えについては伺いました。そこで、質問がダブってまいりますので、それを踏まえた質問をしたいと思います。扇町店、かつてのりょーゆー扇町店は、既に建物を取り壊している。一方、ここのジョイについては、閉店後一定期間買い手を見つける、つまり後に入る店舗を探す期間を求めていくという必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 踏まえて。一般質問が完全に窪之内さんの質問とダブっている。再質問です。

(何事か言う声あり)

○清水議員 だから、営業を終えた後も壊さないで買い手を見つけるということを要望すべきではないかと、ジョイに対して。

(「扇町店」と言う声あり)

○清水議員 いえいえ、ジョイに対して、滝の川店について。

○議 長 市長。

○市 長 滝の川店の財産をどなたがお持ちになっているのか、建物の所有と土地の関係、これは副市長から答弁申し上げますけれども、必ずしも同じではなかったというふうに思いますけれども、建物の所有者あるいは土地の所有者に対して、これは当然のごとく土地の所有者は引き続き借りてほしいというふうに思うでありましょうし、建物の所有者は固定資産税がかかる限りは早く壊したいというふうに思うでありましょう。私どもとしては、ジョイさんがテナント募集をするという考えに立てば、それは何とか応援をさせていただかなくてはいけないというふうに思いますが、そういうテナントリーシングの情報というのはやはりジョイさんが一番お持ちではないかと。私どもは、ジョイさんのお考えをよく聞いて、応援させていただくべきところはさせていただきたいというふうに思います。先ほど来のご答弁にも申し上げましたように、やはりジョイさんも心配しておられまして、撤退すればそれでいいという考え方では全くありませんから、市民の皆さん方の利便性、サービス向上のためにできることは協力したいという姿勢でございますから、地域の皆さん方ともそこら辺はよく相談をしながら進めたいなというふうに思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 所有関係ですけれども、滝の川店はジョイさんの所有ということで把握しております。したがって、最初にジョイさんのほうからクローズの意向を示されたときに、通常自社物件であれば有効活用含めて、市長が申し上げましたようにイオングループの傘下いろいろあるわけですから、そういう後継店舗も含めて考えていただきたいという話は副社長に対してした経過はございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次に移りたいと思います。今滝川市が抱える最大の地域問題は、地域の核店舗をどう支援するかということです。そこで、幾つかの方向を提案したい。まず、1点目は、J Aやジョイの各店を市として地域核店舗に指定をする。いろんな形があると思います。とにかく指定をして市民に意識づけをするということが目的ですが、あるいは2点目として市政情報コーナーとして一部を借りる。これは、別の角度から見ると一部を賃借するということで財政支援の1パターンと。あるいは、3番目として、職員を企業研修と実態把握を兼ねて通年で、通年でなくても店からの報酬なしで派遣をすると。このような市役所の行動が地域住民に我が地域のスーパーで買い物しないと撤退してしまうと、こういう意識づけになって、今のじり貧状態を救うことに結びつくのではないかというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 地域核店舗の指定をし、核店舗とは何かということを具体的手だてを考えていくということではありますが、こういう表現をしたり具体的にどういう事業かということは別にいたしまして、地元の地域密着型のスーパーが撤退していくというのは市民の利便性を考えた上で適切なことではありません。したがって、市民の皆さん方に一生懸命利用していただくそのサービスのあり方ということについて企業だけに任せておくのかというと、どうやらそういう時代もそろそろ過ぎ去りつつあるかもしれないというふうに思います。そこで、行政がそれではどういうふうにかかわれるのかということは別問題といたしまして、地元密着型スーパーが実際地元と密着して、あのスーパーを利用しようというような情勢、状況をつくり出していくということについては必要なことだというふうに思います。そういう意味では、話題性のあることも考えながら少し議論してみる必要があるかなというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く一致をしたというふうに思いますので、私はこの3点をこうすれということではなくて、私が5時間ぐらい頭をひねって出したのがこの3つですから、たくさんの人間で頭をひねれば、今言われたように話題性を呼ぶ。例えば全国紙に滝川がまちの核店舗を守るためにこういう行動を起こしたということが報道されるなど、そういった事業の展開を強く求めて、次に移りたいと思います。

問題は財源なのですが、何か事業をすると当然財源が要ると。中心市街地集合住宅建設補助金、これは3年間で総額7,500万円、昨年度1,600万円を補助し、残額は5,900万円、しかし入居率は悪く、費用対効果は疑問が多いと。この財源は何を充てているのか、また前段の地域核店舗を守る財源などに転換することについて市長のお考えを伺います。この場合、まだほかに財源手当てできるのだよということであれば、あわせてお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 3月から入居開始いたしましたショップメイトのビルは、16戸でありますけれども、13戸入居しております。この入居率が悪いということであれば、悪いのかなというふうに思いますけれども、そんなことはないです。あと3戸ですから、あいているのは。私は、非常に頑張っていたいて、ニーズがあったのだというふうに思います。残り何ぼとかという評価は、私はこの補助

金を使っていれば使っていただくほど中心部居住が進むというふうに思いますから、いいことだというふうに思います。ご質問の財源ですけれども、これは一般財源です。したがって、どこから見つけ出してきて、どのお金をこうやって充てるのかというと、一般財源であるという以外に答えができません。ただ、ちゃんと固定資産税いただいているのです。補助金出しても、固定資産税で10年払っていただければ、補助金回収できるのです。そういうことも背景にあつての中心部居住を促進しようという施策であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では、困っているのはこれから地域核店舗を閉店させないという取り組みと同時に、先ほど窪之内議員も触れられておりました更地にされた扇町店、この対策。市長は、移動店舗、1週間に1回、これは評価できるというようなことをおっしゃっていましたが、移動店舗では地域核店舗のかわりには到底なり得ないと。住みよい扇町地域をつくる会、我が党の酒井隆裕議員も会に同行して副市長と懇談をしております。ここの中では、夏の間は徒歩で、自転車で買い物に行けると。しかし、冬の間は、バスでなければ買い物できないと。だから、かつての秋山商店、こういった空き店舗を利用して食品店をつくるということ、これも何らかの助成をしないとだめな段階だというふうに私は思いますし、市のほうもお考えだというふうに伺っておりますが、どの程度の助成をしていけるものなのか、基本的小お考えを伺いたいと思います。

(「議員がご指摘の核店舗というのは」と言う声あり)

○清水議員 扇町の陳情に対して、地域核店舗がなくなってしまったわけです。なくなってしまったところに復活をさせると、あんな大きなものでなくてもいいのだけれども、秋山商店ぐらいでいいのだと、そういう陳情が出ていますよね。ただ、探したけれども、相手がいないということなので、やはり助成をしなければならないという経過があったというふうに私聞いていますので、基本的小お考えを伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 中小企業には融資制度、低利融資制度とか無担保無保証融資とか、こういうような制度はいろんな形でありますし、滝川市独自の低利の融資制度も持っておりますから、そういう助成措置はあります。しかし、たしか商店については、立地について補助制度というのは持っていないというふうに思います。それと、中小企業限定での助成制度でありますから、大企業については該当しないということになります。ほとんどの場合、大企業に対して、国においても北海道においても、こういう商業施設については助成制度ないのではないのでしょうか。私は、それが大企業であれば補助、助成措置以外の形で地域の皆さん方と一緒にあって、店舗が立地できる、健全経営ができる、そういう条件整備が必要だというふうに思いますし、中小企業の場合もそうだというふうに思いますが、プラスアルファで中小企業については助成措置、融資制度ですけれども、を持っているという状況があります。当面は、そういう助成体系の枠組みでいかなくてもはいけないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 中心市街地には3,000万円の基金で、空き店舗対策の補助金も空き店舗を利用す

る事業者に対して、商店街振興会等の承認というのですか、そういうのがあれば空き店舗の、2年間でしたか、3年間でしたか、一定の助成をすると、融資でなくて。この制度については、私がかつてこの基金を他の商店街でも使えるようにと求めたときに、そういう要請があれば対応していくという答弁がありましたので、今の市長のご答弁は融資ということに限定される内容だったので、もう一度補助金という形の扇町店の跡の食品店舗対策についてのお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 産業創造事業で新しい産業を興していく、それが極めて地域貢献をしていき、獨創性があるというものについては別枠で事業費、たしか1,000万円程度だと思いますけれども、持っておりますから、こういう中で事業に該当するということであれば、これも審査をする委員会がありますから、委員会にお諮りをして審査をしていただくということにしたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ぜひ積極的な助成による支援で扇町地域も、あるいは滝の川地域も食品店が歩いて通える範囲につくれるよう、私も全力を挙げたいと思います。

次に移りますが、大型店撤退後の店舗に新たな競合業種を入れない対策をとということですが、昨年12月議会とことし3月議会での私の質問に対する答弁で、ホームック跡地は既存商業施設と競合することがあれば望ましくないと強く表明すると述べました。しかし、8月の経済建設常任委員会では、ホームック側は進出企業が決まるまで教えられないという姿勢であることが報告されました。とんでもないことではないでしょうか。大型スポーツ店が来るという情報が現実になれば、衣料、靴、かばん、その他雑貨など、市内商業への打撃になります。市長権限で農振除外までして、1万7,800平方メートルの超大型店へと拡大移転したときの約束、これをほごにする行為ではないかと、私は状況打開の努力を委員会で求めました。市長の考え方は、昨年12月議会、ことし3月議会と変わっていないのか、改めて確認をいたします。また、決まってしまってから、市長がその店は市内商業と競合するので、やめてほしいと意見を述べても遅いのではないのでしょうか。今から協議しながら進めることを改めてホームックと確認することについて市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 考え方は変わっておりませんし、過去2回、その要請を行ってきたところであります。接触をいたしておりますけれども、さきのご質問のあった状況以上のものは残念ながら得られておりません。現ホームックの建物は、小売店2店入る予定だということです。現マックスバリュの建物も2店と交渉しておると。ダイソーについては、げんたろうさんが移転するようでありまして、そのスペースを利用してダイソー、100円ショップを拡張すると、そういう情報であります。滝川市に、いろんなものを売っているそのものが全くバッティングしない業種とか業態はないと思います。多かれ少なかれやっぱりバッティングする。その多かれというのをやめてほしいというふうにお願いしているわけでありまして。そういうことを最大限受け入れてくれることを望みたいというふうに思いますが、しかし今の法律の上でそれを明らかにせよと、そして制限を加えると、そこまで法令で規制できるものではありませんし、私どもの意向を強く申し上げて、意見反映をしていた

だくことを望むものでありますし、その姿勢は変わりありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 あの地域は、第1種住居地域になるのです。それで、3,000平米以下の店舗は建てられる。しかし、倉庫は建てただめなのです。商業用倉庫とそれ以外の倉庫というのは区別がよくわかりませんが、確かに競合しない商業を持つてくるのは難しいということはわかります。しかし、ホームックは、市長が農振を外さなければ、間違いなくあそこに移転することは不可能だったのです。だから、市に対してははっきりと借りがあるのです。ですから、例えば本屋さんですとか、あるいは事務所、建設会社の事務所とか、私が考えられる限り挙げれば、あるいは高齢者マンションとか、それは建物を1回壊さなければならないということも含めて、最低限競合業種が出てこない商業、これがこれからの中心市街地あるいは地域の核店舗、これを守るといふことの絶対条件になっていくというふうに考えますが、改めてお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 地域の核店舗を守るといふ意味では、主として食品スーパーです。ここに食品のスーパーみたいなものが入るといふようなことは、信じられません。こんなことは絶対あり得ないことだといふふうに思っています。そういう意味では、食品スーパーがここに入ってきて競合店となると、こういうことはあり得ないことだといふふうに思っておりますから、その点は私は全く心配はいたしておりません。しかし、一方、あそこに物販以外の事業が展開できるかといふと、店舗として開発された建物ですから、なかなか店舗以外の利用といふのは難しいのかなと素人的には思います。したがって、私どもが聞いておりますのは、やっぱり店舗が入ると。これは、いいとか悪いとかという話は私には何の権限もありませんけれども、心情的には許容しなくてはいけないと。その物販店が大きく既存店を圧迫するようなことがあつては困るといふことをお願い申し上げているわけであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題については、私は例えば固定資産税、次の項目でも出しますけれども、そういった条件を含めて、流通団地での工業立地、企業立地、それに準ずるような条件を出してでも、事務所等に入ってもらいたいといふようなことも今後いろいろ協議をさせていただきたいと思ひます。

次に移ります。基本的には同じような問題なのですが、ホームックとマックスバリュの拡大移転、ケーズデンキができました。さらに、ヤマダ電機も10月9日オープンと言われております。大型店のつぶし合いが始まったという声が出ていますが、問題は大型店撤退後の空き店舗利用です。商業以外であれば、郊外型大型店を事実上減らす効果があります。例として固定資産税を減免するなど支援策を行うべきと考えますが、市長のお考えを伺います。この場合、同じようなご答弁が考えられるのですが、競合業種は入らないようにといふことをホームック跡地についてと同じように今後発生する大型店撤退跡地についても表明をされるかどうかを特に確認をしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 この議会でも申し上げてきたことでありますが、これからは郊外型大型店同士の競争が始まるということをお願いしてまいりました。今後そういうことになっていくといふふうに思い

ます。ただ、そのときに郊外型大型店の空き店舗が出てきたら、これを行政支援するかどうかという、果たしてそこまで応援できるだろうかという気持ちはあります。今企業誘致に際して、土地取得助成金と固定資産税、固定資産税をいただきますけれども、この固定資産税の2年分を4年間で補助金でお返しさせていただくという補助制度がありますけれども、これらの対象は主に工場と、それから工場でないものについては通信業ですとか情報サービス業ですとか、あるいはインターネット付随サービス業でありますとか、学術開発研究機関でありますとか、こういう限定された業種になっているわけです。私は、これからの問題ですけれども、その空き店舗が有効に活用されて、そして滝川市の経済的な発展、社会的な発展に結びついていく可能性のあるものであれば、何らかの支援措置があってもいいかなというふうに思っておりますけれども、今郊外型空き店舗について助成措置を打ち出すという状況には全くなっておりませんことをこの際表明しておきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の制度に加えて、滝川の発展に結びつくのであれば考えたいというご答弁でございましたので、積極的にご答弁されたと受けとめて、次に移りたいと思います。いずれにしても、大型店の影響でこれ以上地域核店舗をつぶさない、あるいは撤退したところは小さな食品スーパーでもつくって、そういう行政支援を強く求めて、次に移りたいと思います。

次は、江部乙支所の消耗品、備品調達、江部乙商店街に転換をということで、トイレットペーパー、蛍光灯、コピー用紙、文房具類、雑貨類など、江部乙商店街でほとんど買ってくれなくなったという声を聞いています。実態について伺います。また、旧江部乙町と滝川市の合併時にどのような話し合いが商業振興について行われたのか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 支所及び改善センターにおける消耗品、備品調達の実態は、所管からご答弁を申し上げます。

旧江部乙町と旧滝川市の合併時における商業振興についての話し合いということですが、これは合併協定書と滝川市新市建設計画と、これによる以外はよくわかりません。合併協定書も新市建設計画も、地元の商店についてこういうふうな方針でいくという明記はありません。ただ、商工会補助金を据え置く、当時70万円、今相当高い金額になってはいますが、あるいは丸加山周辺果樹園地帯を背景とした総合的な観光開発、そういった表現でありまして、具体的に江部乙の商店街に関する記述はありません。ただ、当時江部乙支所も相当職員が多かったというふうに思いますし、それなりの金額の消耗品等も予算化されていたのではないかと、その際においてはできるだけ江部乙で物品調達をいたしましょうという方針であったという記憶はありますが、その物品購入の金額そのものもこういう行財政の中にありますから、相当縮減されてきて、それがこの地域の商店に及ぼす影響というのもあらわれてきているというのは事実だというふうに思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 江部乙支所での消耗品等の購入の実態ということのご質問ですが、江部乙支所自体につきましては全体予算、平成18年度では24万6,000円ほどしかございません。消耗品

の予算も6万円ちょっとでございます。そういう中で、支所としましては、平成17年度は消耗品関係はゼロ件でございます。18年度は1件でございます。それから、改善センターのほうが結構18年度までは地元の商店街を利用して、管理用品ですとか物品を購入してございます。その実績としましては、平成17年度は35件、平成18年度が29件、両年度ともおおむね8万円から9万円弱ですか、ぐらゐの金額になってございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私も、消耗品が6万5,000円ということは需用費ということで計上されていますので、それを踏まえて質問しております。問題は、ついにここまで市の予算としてはなってしまったということなのです。私も合併のときの協議書、滝川市史を見ましたら、当時こういうことが書いてあります。直接関係ありませんが、江部乙支所には市民、産業、庶務の3係、支所長以下16名を置き、窓口サービスに支障のないよう十分配慮する。これが現在は、正規職員2名、嘱託1名、8分の1まで減っていると、こういう中でさらに改善センター、これが指定管理制度となり、社会福祉事業団も民営化されて施設は指定管理。こういう中で、市の意思だけではなかなか地元商店街で買えないという大変な実態が起きていると。指定管理で委託という言葉はちょっとふさわしくないと思うのですが、指定管理を使っている改善センターあるいは社会福祉事業団に指定管理している福祉施設たくさんありますが、ここに江部乙の商店街、地元で買うというようなことは事業者選定のときに協定書等で交わされているのかについて伺います。あるいは、協定書でなくても、日常的な合意の中でこういうものは地元で買うとかというような話がきちっとされているのかどうか確認をいたします。

○議長 長 市長。

○市長 協定書の中には書かれているようでありまして、それがすべての指定管理者に書かれているのかどうか、ちょっと今ご答弁できませんけれども、改善センターについては書かれているということであります。私は、全般的に江部乙商店街を利用させていただくということについては、指定管理者いずれも一定の理解をいただいているというふうに思います。いかんせん、特に消耗品ということで限定しますと、金額そのものが少ないですから、ある意味ではたかが知れているということになりますけれども、しかしそのかなりの部分は指定用品です。だから、この指定用品も、その価格より安く入るのであれば江部乙でお買い求めいただいて構いませんし、あるいは高くてもいいと、地元で愛される、そしてご利用いただければいいという商品戦略もあるかもしれません。そういう意味では、行政とは違う経営上の民間らしさというのが出てくるというふうに思いますが、私は地元の商店街をご利用いただくということについては食料品を含めて、ふれ愛の里も社会福祉事業団も改善センターも一定の理解は得られて、それなりの数字が上がっているというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 改善センターのところで、打ち合わせのときに市内というような言葉がちょっと聞こえたのですが、市内というふうに書かれているのか、それとも江部乙商店街というふうに書かれて

いるのか、また社会福祉事業団についてもどんな文言で入れられているのか、お伺いします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 改善センターの関係につきましては、極力市内の業者をとというような表現で、努力義務という形で協定書を交わしてございます。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 社会福祉事業団に指定管理をしている施設でございますが、指定管理の協定書の中にはそういった文言については入ってございません。ただ、地元の商店に、例えば給食の材料ですとかそういったものについて、当然近いということで安全性のこともございますので、そういった面での配慮をお願いした経過はございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長は、コンパクトシティで昨年の第4回定例会でこのように述べられています。私は、これから高齢社会を迎えていく、そういうときに当たって、小さくしなければ住みづらいまちになる。その小さな単位というのは、それぞれのコミュニティにおいて小さな単位にしていかなくてはいけないということと述べられています。今江部乙では、市の直接判断で予算で購入できる場所というのはもう支所しかなくなった。しかも、消耗品、備品では6万5,000円しかない。こういう中で、指定管理者制度をいかに江部乙の商店街振興に生かしていくのかということが江部乙の商店街にとっては、恐らく事業団全部入れたら何千万円というものが札幌で買われたり旭川で買われたり、いや、江部乙でそのうちの半分買うのだとか、確かにそこでは価格で合わないということもあると思うのですが、コミュニティを守ると。要するに、つぶれていってしまったら、もうそのコミュニティは戻せないのです。市長とここでは一致できると思うのですが、そういう点で今後の指定管理における江部乙商店街対策ということをお伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 例えば丸加高原健康の郷です。燃料費、江部乙地域から97パーセント、賄材料費、これはいろんなものありますから、米は100パーセント、それを含めてトータルで46パーセント、半分近く江部乙から調達しているのです。江部乙支所、燃料費100パーセント。備品というのは、最近もう買いませんから、ほとんど買わないです。だから、備品というのは、なかなか難しい。社会福祉事業団は、他人のかまどでありますから、どれぐらい江部乙地域から買っておりますというのは、これは私の責任で公表できる中身ではありませんけれども、相当地元ということを重点に考えて配慮していただいている中身であるということをご報告を申し上げ、こういう考え方はこれからも変わらないというふうに思いますが、しかしサービス競争の時代でありますのと価格競争の時代であります。こういう中でしっかりとしたサービスが行われていく、そして価格も折り合っていたら努力もしていただかなくてはならない。そういうトータルな問題として判断していくことであるというふうに思いますが、高いけれども地元だということだけでは済まないというふうに思いますから、そういう面での地域密着型のサービスのあり方というものもまたいろいろお願い

をしなくてはいけないし、お考えいただかなくてはならない面もあるのではないかというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この件につきましては、これからも十分な調査検討をしながら、私も経済建設常任委員会の副委員長でもございますので、協力して江部乙商店街振興のために頑張ることを述べて、次に移りたいと思います。

◎3、社会福祉事業団への財産譲渡

1、施設・土地の譲渡スケジュールと有償・無償条件について

2、譲渡後の支援について

3点目ですが、社会福祉事業団への財産譲渡について伺います。7月に民営化された社会福祉事業団は、緑寿園やすずかけ、新生園、更生園などというふうに書きましたが、保育所関係がございます。滝川市所有の土地、建物の取得については、民営化後に予定してスタートしております。これらの譲渡スケジュールと有償、無償の条件について伺います。有償の場合は、どの程度の価格を見込んでいるか、また建物については無償の場合建設から何年たっているかについても、特別養護31年、軽費30年、養護32年、やすずかけは10年ぐらいですか、一の坂保育所、花月保育所も10年以内ということですので、何年かについてはご答弁は要りません。お願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 社会福祉事業団の自立、これは社会福祉事業団そのものを守っていくという立場で行政として責任を持って自立をお願いをし、そういう方向性を確かなものにしていくということでやっておりますし、その前提条件としては市の持っている財産を譲渡をしていくということがなければ、やっぱり指定管理者制度の中で競争しようという話になりますから、譲渡をする基本的な考え方は変わりありません。このスケジュールなのですけれども、行政側の都合もある、それから社会福祉事業団側の都合もある。これを今いつの時期にどの財産をどういう順序で譲渡していくのかという詰めをやっています。私は、やっぱり適正な価格での有償譲渡を基本にしたいというふうに思っております。ただ、建物なんか有償にしますと、補助金入っていますから、有償譲渡したら補助金返せとか、補助金を国に返す場合には金利がつきますから、べらぼうな率の金利がつきますし、そういうことを避けなくてはいけないというふうに思いますし、起債がまだ残っているものについては起債の強制償還ということがかかわってくると、これまたつらいものになるなど。ですから、単純にはいきません。単純にはいかない中身を今詰めているところであります。したがって、どういう財産について、どういう時期にどういう金額で譲渡をしていくのか、していかないのかというのを今お答えできる状況にはありません。ただ、建物の廃止をしたり財産処分をしたり、こういうのは議会の議決を経なくてはなりません。したがって、方針を決めていく過程の中では、議会にしっかりお諮りをして議決をいただくと、そういうことがありますから、そんなことを念頭に置きながら作業を進めているところであります。どんどん指定管理者制度に移行していますから、これだけがスケジュールが延びていくということでは適切でないだろうということで、できるだけ

今年度中においてこの方針が決定され、早いものは翌年度においてもその作業が進んでいくというぐらいのスピードでやる必要があるというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に、8月の厚生常任委員会では、民営化後の社会福祉事業団へ今の譲渡とは別に財政的支援も考えられるということが明らかにされております。これを踏まえてお聞きをしますが、事業団が有償で取得した後の問題として、まず市がこれまで計画していた養護老人ホームの個室化、軽費老人ホームの建てかえ、特別養護老人ホームの個室化、建てかえなどについてどのように進めていくと把握をしているのか。また、財政支援の時期と内容、規模の基本的なお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 財政支援を行うというような表明がいつの段階でなされたのか、私はよくわかりませんが、財政支援の中身はどういうことなのか、どんな財政支援なのか。私は、きっと財政支援もあり得るという意味でご答弁させていただいているのではないかなというふうに思いますが、私も場合によってはすべて古いものの建てかえは全部社会福祉事業団の責任でやれるのかどうかということになると、その段階では冷静な判断もやっぱり求められるのではないかなというふうに思います。そういう中で財政支援が本当に必要なのかどうか、税金の投入が本当に必要なのかどうかと、その段階での判断になっていくというふうに思います。ただ、基本的には古い、特に緑寿園なんかは古い建物が多いですから、もう30年以上たっている。このままいつまでも放置しておいたら、入園者が入ってこなくなってきたら経営できなくなるという話でありますから、そういう状況を踏まえながら建てかえていかなくてはいけないと、建てかえてもらわなくてはいけないという状況も生じてくるというふうに思います。いずれにいたしましても、滝川市民を中心として広域的な機能も果たしておりますけれども、市民が不便のないような形で老朽化について解消されていくと、そういう計画を望みたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、民営化した民営社会福祉法人に市が財政支援すると、一般的には急に聞いたらわからない話なのです。ですから、5年後にこういった話が出たら、何でそんなことをしなければならぬのだという議論も当然起きてくると。しかし、特養は、新たに建てようとするれば、どんどん介護保険料、報酬が減っていますので、なかなか独自にはできない。さらには、新生園、更生園という、ああいうかなり経営も大変な施設もある。これを民営化した後、どう市が保障していくかということですから、早期に市民が納得できるような方針を出していただきたいということを求めて、次に移ります。

◎4、健康づくり行政

1、湯ったりサロンの継続を

2、地域でのいきいき百歳体操について

健康づくり行政ですが、湯ったりサロンの継続については、無料循環バスと入浴100円引き、そしていきいき百歳体操など大変評判がいいのですが、ただ財源の問題で継続についてどうするか

検討されていると。そういう中で、財源はどのようになっているのか、市の単費はどれぐらい出しているのか。また、来年も継続してこそ健康効果は上がるのではないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 予算と財源は所管からお答え申し上げますが、ご質問のありましたようにこの種の問題は短期で効果が上がってくるということではないというふうに思いますから、一定程度やらなくてはいけないというふうに思います。一定程度というのは何年間か、通常は5年間ぐらいやって、そしてその事業そのものの評価をした上で、後どうするかを考えていくということになるのではないかなというふうに思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 健康づくりという面で、湯ったりサロンを含めまして国保関連の事業としましては、平成19年度は事業費は130万円ございます。しかし、これにつきましての財源なのですが、北海道調整交付金の医療費適正化対策事業の補助を限度額100万円受けております。したがって、19年度では30万円については単費となる予定でございます。ただ、この20年度もこの補助金の限度額がこのままかどうかということは、ちょっと今のところ定かではございません。現行の2分の1になるかもしれないという見込みの中でご答弁させていただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 継続というご答弁ですので、お年寄りたちも喜ぶと思います。きょう傍聴に来られている中にも町内会の方がいらっしゃいますが、社会福祉協議会の3年間の補助金を利用して私の町内ではいきいき百歳体操をやっております。普及をしております。全市での状況について伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 いきいき百歳体操についてお答えを申し上げます。いきいき百歳体操、これはすべての高齢者を対象に地域で実施している体操教室でございまして、昨年地域のボランティアとして体操教室を支援していただくサポーター養成講座を実施したところ、清水議員さんの地域でございます南地区の住民が参加したことをきっかけに、12月から週1回、南地区福祉ホームで開設をしているところでございます。本年度新たに9月から、扇町地区コミュニティセンター、あるいは10月からは二黄会館でも体操教室が開始されることになってございますし、そういった展開を通じて他の地域においても波及をさせたいという考え方でおります。

先ほどの私の答弁の中に、事業団の関係ですが、協定書の中に地元を優先させる項目はないというふうに申しあげましたけれども、協定書の中には滝川市内の事業者を優先させるということで協定を結んでございますので、訂正して、おわびを申し上げます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 いきいき百歳体操は、いすに座ってやる体操ですから、体操の革命です。私は、これは全市に粘り強く勧めていただきたいということを強く希望して、次にまいります。

◎5、小中学校適正配置計画と改修工事

1、小中学校改修・建替え計画のスケジュールと費用について

小中学校の適正配置については、20年度から10年間の計画づくりに向け、小中学校のあり方に関する懇談会が5回目の会議を終え、年度末に向け活発な議論が進められています。また、耐震診断と改修工事見積もりが年度内に終わる見込みです。これまで3校の改修工事費見積もりでは、耐震補強のみで2,685万円から7,812万円、大規模改修で1億8,247万円、改築は老朽化が激しい1校のみが示され、15億5,678万円となっています。適正配置についての議論や耐震化改修をもとに示される計画案は、費用や工事時期も特定するものになるのか、概要について教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問のありました建てかえのスケジュール等でございますが、議員さんのご質問の中で大規模改修で1億8,247万円とありますのは、3校のそれぞれが大規模改修の見積もり、予定金額を出しております。1億3,456万円から7億5,089万円までの幅がある大規模改修の見積もりというふうになってございます。これら18年度の3校に引き続きまして、19年度、昨日の答弁でもお答えしましたが、西高を含めて8校行っております。すべての結果が出ますのが10月末ということで、昨年行いました3校を含めた12校の中で緊急度あるいは優先順位を決定をしまして、また適正配置計画の動きに合わせまして耐震補強工事等を実施したいというふうに考えてございます。文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金という制度の活用を考えておりますので、1年から3年間の事業計画書の提出が必要となりますことから、施設整備の基本方針に沿う形で計画書を作成をしたいというふうに考えてございますし、当然その計画書の中では計画期間内の事業に係る総工事費を記載をするということが必要になってまいります。改築が必要ではないというふうに診断をされています学校におきましても、耐震補強工事だけでは、その単独だけでは中途半端な工事というのですか、部分的な工事にしか、本当の耐震だけの工事ということになりますので、一定大規模改修もあわせて行うことが二重の経費がかからないという意味で改修もあわせて行うというふうに考えておりますけれども、実際にどの程度の規模の大規模改修を行うのかということによって大規模改修については工事費が変わってきますし、概算費用につきまして、その計画の中ではある程度の金額の幅というものが出るというふうには想定はしますが、可能な限り年内にはお示しをしたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 年内に予算規模を示されるというご答弁ですので、2は割愛をさせていただきます。

◎6、行財政改革

1、市長公宅について

最後ですが、市長公宅についてです。市立病院の実施設計補正予算が議決され、102億円の借金が市民の肩に30年間かかる方向に踏み出しました。さらに、公立幼稚園廃止で幼児教育を受けられなくなる子供がふえることも危惧される状況になりました。このような情勢で、市長公宅の費用対効果、必要性は低いと言わざるを得ません。日本共産党は、少なくとも8年前から毎年のよう

に売却を求めてきました。今売却しない理由がどこにあるのでしょうか、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 議会の賛同をいただいて建てた建物であります。これを使えるものを使わないで容易に売却するということは、議会意思にも反するというふうに思っています。したがって、効果的な活用というのを図っていく必要があるのではないかと。これが赤字を垂れ流す要因になっているのなら、また別ですけども、あるいは特別委員会でご質問があったのかもしれませんが、17年度、18年度は黒字です。それから、今まで修繕というのは一切やっていませんから、これから屋根を塗らなかつたらならぬとか、いろいろ出てくるであります。こういう事業費がどんどんかかっていくというときには、また運営のやり方を変えなくてはいけないというふうに思いますけれども、今はとんとんいっているのではないのでしょうか。かつては大幅赤字だった時期もありますけれども、今は少なくともとんとんいっていると、これが赤字垂れ流しという状況にはなっていないというふうに私は思います。よしんば公宅として機能がなくなったという場合でも、私は売却すべきでないと思っています。これは、あそこに市民会館があり、郷土館別館華月館があり、そして1階は市長公宅はいわば市営住宅でありますけれども、2階は公的空間です。したがって、この3つの建物が有効に活用される方法を考えていくべきであって、売ったって二束三文です。そういう選択をするべきではないというふうに思いますので、有効な活用策こそ考えるのが私の責務だというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 二束三文と言われましたが、どの程度の金額になるとお考えになって今のご答弁をされたのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 売る考え方がありませんから、そういう試算はいたしておりません。しかし、今の状況の中で、土地価格とか、それから建物なんていうのはむしろ壊して売ってくれということがほとんどではないのでしょうか。私は、今の土地価格状況の中で、滝川市の財政にそれほど寄与するということに果たしてなるのかどうかということについては疑問を感じます。私の責任は、むしろ先ほど申し上げましたようにあの3つの施設の有効活用こそあると。今は、議会の議決をいただいて、賛同いただいて公宅とあの公的なスペースをつくったわけですから、その有効活用を図っていくのが私の責任であるというふうに思います。私は、税金払って、自宅持っているのです。だけれども、あの公宅の役割を、しっかりと議会の議決をいただいたということを認識しながら有効に使わせていただくのが私の責任であります。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 議場が騒がしくなってきました。最後の3分ですので、ご協力をお願いしたいと思います。計算していないと言われましたが、床面積67坪、敷地面積279坪、私も中古住宅をローンで買いました。今滝川市で築15年ぐらいの建物で、計算していない、壊してほしいというほうがほとんどというようなことを言われましたが、それは市内の中古売買情勢を私はよく理解を

されていないのではないかなというふうに思います。計算されたことはないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 その考え方がありませんので、計算したことはありません。私は、市民の皆さん方に土地を売ってくださいというふうをお願いして、地権者にある意味では無理をお願いをして、ご協力をいただいて、いろんな公共施設ができ上がっていくのです。ご用済みになった場合は、あるいは売却というのも当然あり得ることだというふうに思います。あそこは、公宅をつくるので、ぜひ割愛してほしいというふうに地権者の方をお願いをして、嫌だと言うのに売っていただいた土地なのです。それを使えるのに売却するということは、私は協力をしていただいた地権者の方への信義の上でも適切な判断ではないし、それは第2の理由でありますけれども、第1の理由は先ほど申し上げた有効活用こそが必要だというふうに思いますから、計算したことはありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 1年前も計算していないという答弁です。そういう点では、検討が進んでいないということをもまず指摘をしたいと思います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 ちょっと、議場静かにお願いいたします。あと2分しかないので。そこで、議会で決めていただいたから、これは維持をしたいと言われます。市の予算で建てたものは、すべて議会で承認しているのです。公立幼稚園が2園、保護者団体の強い反対の中、2園目ですね、おおぞら幼稚園は廃止をされました。これも当初は議決をされて、できたものです。赤字でないということも言われましたが、おおぞら幼稚園も恐らく廃園計画を立てなければ平成20年度は約100万円の黒字になるという答弁も決算委員会でいただいています。そういった点を踏まえて、市長の考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 何度も同じことを答弁させていただいていますけれども、市長公宅は、市長の職務は執行時間という定めがなく、個人の生活と公的な生活が合わさった立場であり、市長職を遂行するための公的補完をするものであると。したがって、市長公宅について建設を議会にお諮りをして、了承いただいたわけであります。私は、こういう趣旨は全く変わっていないと、現在においてそういう立場であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 答弁されたことについては、やはり間違いがあれば指摘をしておかなければなりません。収入は18年度55万円、支出31万円で黒字です。しかし、これは家賃引く経費を出しているのです。今どんな賃貸住宅でも、家賃から修繕費引いたら、ほとんどが黒字ではないでしょうか。市長公宅だけ特別黒字ということでないということは、ちょっと確認をしたいと思います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 今言われたのは、黒字だからというのを1つ、市長公宅を維持するというお考えの根拠にされたのです。それは根拠にはできないというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市 長 私は、清水議員さんが赤字の中で大変だから、売却したらいいのではないかというご質問があったから、赤字垂れ流しの状況になっていませんということを申し上げたのであります。質問に対する答弁であります。この本来の目的というのは、先ほど申し上げたような目的の中であれが存在しているわけでありますから、この目的が変わらない範囲において、私はしっかりとした維持をしていくべきだというふうにご答弁を申し上げているわけでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、赤字というのは市の財政が大変だということを言ったのであって、市長公宅の収支を言ったわけではございません。最後になりますが、今保育料金、また公立幼稚園廃止、就園奨励費補助金の削減、これだけ市民に痛みを与えてきた。市民の心を踏みにじってきて、市長はまだ価値があると、ほとんどの自治体で市長公宅はもう廃止をしています。さらに廃止を求めていくことを述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 清水議員、今の発言時間は過ぎておりますので、今後ともご留意いただきます。この次については、ご注意を申し上げます。

清水議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。本日は、私が最後の一般質問となりました。今回は、私から1件のみご質問をさせていただきたいと思っております。

◎ 1、市民生活

1、環境行政

本日は16時から環境市民会議が開催されていると聞いておりますが、市民生活、環境行政についてでございます。本市は、2003年に環境都市宣言を行い、2004年に滝川市環境基本条例が施行されました。2006年には、条例に基づく滝川市環境基本計画、地域行動計画、たきかわ環のまち物語が策定されております。この中では、環境基本計画といたしまして基本的な方針、長期的な目標、施策と対策、地域行動計画として主体別の行動指針、行動プログラムといったように構成されております。この中で物語の設定といたしまして資源の環境物語、創エネ・省エネ物語、農・山・川物語の各物語が進行するためには、人の環を形成することが不可欠となると。つまり物語の登場人物であります市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たす中で協力し合い、人々の行動の輪を広げていくことができるかどうか物語実現の成否を握ると、このように書かれております。私も全くそのとおりであるというふうに思っております。こうした計画自体本当に素晴らしいものだというふうに思っております。しかし、どのように実行されるかが課題であります。本計画では、2006年度から2015年を目標に、ただし中間点の2011年で見直しを行う計画であります。どのように進められていくのかお伺い申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 計画そのものをどのように進めていくのかというのは、なかなか難しいご質問です。ご質問の趣旨に沿うのかどうかわかりませんが、滝川の環境基本計画とこの行動計画は実に

よくできた計画だというふうに思っています。それで、その進行管理の方法も、こういうふうに計画の達成度を進行管理しますと、市民会議つくって、そこに毎年毎年報告書を使って達成度合いそのものをご報告申し上げて、さらに市民の皆さん方のご意見をいただくと、こういう進行管理の仕組みも持っているのです。こういう計画というのは、なかなか少ないというふうに思いますし、そういう面では進行管理の方法もしっかりしておると、19年度において間もなく18年度の成果について調査をして、ご報告をし、市民の皆さん方のご意見をいただくということにいたしておりますが、しかしある意味ではとらえどころがないというふうにも思います。

この際、環境基本計画が目指す大きな4つの中身についてお話を申し上げたいと思いますが、1つは資源の環というふうに言っていますが、ごみの発生抑制、それから再使用、それと再生利用、こういうことを含めて資源の有効活用をしていくという流れが1つです。それから、もう一つは、エネルギーをつくっていく創エネルギーあるいは省エネを進めていくという流れがあります。これは、地域に合ったエネルギーをつくっていくということと省エネルギーをさらに進めていくというのが2つ目の柱です。3つ目は、農業でありますとか森林でありますとか川を再生したり活用したりしようというのが3つ目の流れ。4つ目は、人の環をつくろうと、人のサークル、輪っかです。環をつくっていくこと。これは、情報と教育、学習と交流を進める中から環境の人の輪づくりを進めよう。こういう大きな4つの柱で具体事業が展開されているわけでありまして。その担い手は、事業者と家庭と学校と当然行政、行政と市民と事業者、それぞれこういうことをしましょうということが定められています。

おまけに、結果の指標まで明らかになっているのです。したがって、結果指標も市民以外の皆さん方に報告することになっているのですけれども、例えば市民1人当たりのごみの排出量とか、それから資源のリサイクル率だとか、省エネモニターをつくって委嘱をして、二酸化炭素の削減量、これがどうなったかとか、農業体験の年間参加者数はどうかとか、こういう数値指標を明らかにして、これが達成されたのか達成されなかったのかという報告もちゃんとやりましょう。そういう意味では非常によくできた計画だというふうに思いますが、なかなか環境の問題は大変であります。随分環境問題についても新聞に載っております。中小の都市で滝川ほど環境問題で新聞に載っているまちというのは、私は少ないのではないかというふうに思いますけれども、そういう意味では難しい課題に対して戦略的な事業をやり、そしてその進行管理もし、達成度も確認していくというやり方でしっかり計画の達成を図っていききたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほど市長もこの滝川の計画は実によくできた計画とおっしゃられておりましたけれども、私もまさにそのとおりであるというふうに思っております。ただ、こうした計画も、参加する市民や事業者がいなければ成り立たないものであるというふうに思っております。現在市の勧めで加入する事業者があると聞いておりますけれども、どのくらいの事業者が参加されているのかお伺い申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 環境基本計画の中で、市民参加ですとか業者の参加ですとか、そういうことに1

8年度から取り組んでいこうということでつくっておるのですが、正確な数字的なものについてはまだ18年度中の取りまとめもしておりませんので、具体的な数字としては申し上げられません。ただ、いろんな今取り組んでおりますバイオマスの関係で廃食油の関係の業者さんへのアプローチですとか、それから農業体験に参加していただく市民の皆さんの数ですとか、そういう面では少しずつ前進をしておりますけれども、数字的にまだはっきり申し上げられるところまでは至っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 以前私が聞いたときには、数件の参加だというふうに聞いたことがございます。そうした中で、ぜひ参加する事業者をふやす、そういった具体的な取り組みが必要だというふうに思いますが、そうした取り組みはどのようにお考えなのかお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 多様なやり方で進まなければ環境基本計画の目指す姿にはならないのですが、しかし門戸を余り幅広く広げ過ぎて、どうもうまく進まぬということでもまずいというふうに思いますが、例えば資源の環づくり、これで18年度何やってきたかという、フリーマーケット開催情報、これは登録者数68名、大変多いです。の方々にメールで情報発信して、どんどん出店してくださいというフリーマーケットの開催情報を提供しております。ひところより多くなったのではないのでしょうか。それと、出店するお店も多くなったというふうに思います。古着、牛乳パックの回収ボックスの増設をいたしました。油の回収及び燃料化の促進を行っております。新聞に報道されたとおりであります。今年度これからふろしきセミナーを開催をして、ふろしきの使い方の普及、使い捨て文化から脱却を図るという運動を展開しようと思います。消費者協会、去る新聞に出ておりました、意外とマイバッグが進んでいない。消費者協会とも協力をしながら、このマイバッグ運動というのをことし新たな運動として取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

創エネ、省エネの立場では、使用済み食用油の自動車燃料化、これは昨年に引き続いて進めております。菜種油の自動車燃料化、未利用資源のエネルギー化のための情報収集、省エネモニターの実施、モニターの募集をして実施しているところであります。32件の協力がありました。これもなかなか大変なのです。環境家計簿をつくるという話ですから、32名の積極的な皆さん方が事細かに環境家計簿をつけてくださっています。こういうこともどんどん進めていこうというふうに思っております。

それから、農業と森林と川の再生と活用という意味では、農業体験の推進、植樹の推進、減農薬栽培への支援、減農薬栽培も農家の皆さん方の認識が高まって一生懸命行われ、その産物に対する評価も非常に高まってきております。自然へのふれあい体験の促進ということについて、18、19年度で手がけてきております。

それから、人の環づくりということですが、環境学習リーダーの養成ということをやってまいりました。環境市民大会の開催ということもやっております。19年度においては、滝川エコかわら版の発行ということです。もう少しPRをしようではないかと。町内会の回覧ぐらいにできるような、皆さんに読んでもらえるような環境情報を発信したいなというふうに思っておりますの

と、片仮名で恐縮でございますが、滝川エコカンパニー制の創出という、滝川独自の簡易な環境貢献事業所、先ほどご質問にありました一生懸命環境に優しい事業所であるという認証制度などできればいいなということで検討を始めているところでありまして、この枠組みが決まれば、こういう事業もスタートしていきたいなというふうに思っております。

あちこち手を広げてアブハチ取らずにならないように、それなりに的を絞りながらやっていきたいというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 ぜひとも全市一丸となりまして、こうしたエコ対策に頑張っていきたいと私も思いますので、ぜひ地元の商工業者や関係者の方にもさらなる呼びかけをお願いいたしたいと思います。

それでは、学校、特に中学校など学校に参加を呼びかけるなどの考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。本州のほうのある都市では、学校がエコアクションに参加している例があるそうであります。その中では、環境学習などに役立ち、大変効果があるものだと聞いております。本市においても、どこかモデル校的に実施することも1つの方法ではないかというふうに思います。検討する考えはあるのかどうか、そのお考えについてお伺い申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 教育委員会の立場であるいはご答弁があるかもしれませんが、まずは市長の立場でお答え申し上げますけれども、学校への環境対策のPRという意味では、比較的市長の立場でもやっております。現実に出前講座で学校に行きまして職員が先生になるとか、あるいは壁新聞の取材でお越しになるとか、こういうことを通じて、特に中学校の授業で環境について取り上げる機会が多くなったということと関連していると思うのですが、少しずつそういうことが出てきております。それから、使用済みの食用油の自動車燃料化事業の中で、中学校に対して使用済み油の回収拠点としての協力を要請いたしております。早速江陵中学校が応じていただきました。先行的、試験的に実施していただいております。回収する油そのものは20リッターとまだ少ないですが、学校において使用済み油を回収していく、そしてそれをBDF化して、いろんなものに使われていくということが学校を拠点として行われていくというのは、素晴らしいことだなというふうに思います。そういう意味では、市長部局としても学校に働きかけて、そういう形でやっておりますことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 よくわかりました。

それでは、先ほど環境家計簿について若干触れられましたが、環境家計簿についてお伺いしたいというふうに思います。事業所のエコロジー化はこれから進められることになるというふうに思いますけれども、家庭でのCO₂などの排出量が今問題視されております。しかし、この中に一般家庭をどう巻き込んでいくかということ、これはこれからの課題であるというふうに思っております。しかしながら、省エネとは経費の節減にもつながるものであります。どれくらい電気を消費せばどのくらい削減できるかという年間計画ですとか、そういったものをもっと市民の方にもわかっていただくためには、家計簿というものを一般家庭がつけるように努力していただければとも思う

のですけれども、この環境家計簿、大変難しいものであります。先ほど32名の方が今モニターとして行われていると言っていましたけれども、私も環境家計簿というものを調査してみました。大変面倒なものだなというのが一言実感であります。そこで、簡単な家計簿をつけていただけるように、月単位で記入できますとか、それを滝川市の平均を出して比較する。これだけでもっと節減できるみたいなことが認識できれば、それはそれでわかりやすいものになるというふうに思います。そこで、家庭でも簡単に環境家計簿がつけられる、こういったフォーマットを作成して、広報や市のホームページなどで呼びかけていただきたいと思いますけれども、そうした考えがあるかどうかお伺い申し上げます。

○議長 市長。

○市長 ただいまご質問のありましたように、省エネモニターとして公募していただいて、32名のご協力をいただいている。あの大変なのを本当によくご協力いただいているなというふうに思います。あれを一般市民の多くの皆さん方がやっていただくというのは、これはなかなか難しいと思います。それは、私も酒井議員と同じ意見であります。ただ、まず環境家計簿の意識を持っていただくということは必要なことではないのかなと。そういう意味では、すべてのエネルギーをすべからず記録するというやり方は、全市民的な取り組みをする場合に余り適切でないのではないかなというふうに思います。電力なら電力だけに的を絞って、参加者をふやしていくというのも1つの方法論としてはあるだろうなというふうに思います。しかし、そういう意味では、電力会社でありますとか、あるいはガスでありましたらガス会社でありますとか、そういう皆さん方のご協力、連携の中でより簡単に自分たちのエネルギーの消費というものを把握していくという方法を考えなくては行けませんから、そういう具体的なやり方がないのかどうか、そういう視点で少し勉強していきたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 工夫して、ぜひ市民が簡単に利用できるようなものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

先ほどエコカンパニー、事業所についてのお話がありました。近年ISOに登録する事業者や自治体が大変ふえております。この場合で言いますと、環境ISO14001シリーズになるのでしょうか、ただしこのISOというものは毎日の事務作業の手続が非常に困難であると、それから登録費用もかかるということで、なかなか小さい事業所や自治体では取得が非常に困難だと言われております。それで、エコアクションといいますISOよりも範囲の狭いものを検討されていると以前お聞きしたことがございました。このエコアクションというものの、規模は小さくても環境マネジメントやPDCAサイクルが守られているもので、私は申し分がないというふうに思っております。先ほどエコカンパニー認定事業所というものがございましたけれども、こうしたものに準ずるものになるのかなというふうに思うのですけれども、こうしたエコアクションを導入する考えについてどのようにお考えなのかお伺い申し上げます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ISOの14001シリーズは、かなり高いということもありまして、この国内

規格ということでエコアクション21、そういう取り組みがございます。ただ、エコアクション21については、市内の事業所さんなどを対象にセミナーの開催を行ったこともございます。ただ、なかなか継続しないものですから、PRが浸透していないといえますか、そういう意味では事業所さん自体としての取り組みが進んでいないかなと、そんなふうには考えてございまして、市としましてはこれは当面の検討課題としてとらえてございます。また、エコカンパニーの関係につきましては、これはまだ制度検討中でございます。いずれにしても事業所さんなり家庭から出る廃食油、これを会社のほうで一括ちょっと保管していただけたら、さらに一步進んだ取り組みをしていただけたような事業所さんにはエコカンパニーの認証制度というものをこれから早期に検討して、少しでも実のあるものに考えていきたいなと、そんなふうに思っております。いずれにしても、エコアクションにつきましてはこれからも当面の課題として考えていきたいなと、こういうふうに考えております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 エコアクション21にいたしましても、エコカンパニー認定事業所にいたしましても、これからの課題ということでございます。ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

そこで、本日も開催されると聞いております環境市民委員会でございます。ここでの評価報告書が毎年出されるということが聞かされておりますけれども、滝川版環境白書みたいなものになるのかなというふうなイメージがあるのですけれども、これについても示されるものがあれば示していただきたいなと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 この評価報告書というのは、毎年つくるものでございます。それで、18年度からスタートしてございますので、市民委員会の皆さんに目を通していただいて、その中でいろいろな指摘ですとか、そういうことが出てくる。こちらのほうで一応案を、それから取り組んできたこれまでの数値的なものもわかる範囲でお示しをしまして、それを環境市民委員会の皆さんに評価、検証していただくと、そういう中で1つの成果品として出てまいりますので、そういうことでご理解をいただければありがたいなと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 ぜひ実のあるよいものを出していただきたいなというふうに思っております。

最後に、私は本滝川市は環境では先進都市であるというふうに思っております。このたきかわ環のまち物語、これが着実に執行されまして、名実とも環境で1番の都市になるようご期待申し上げまして、私の一般質問といたしたいと思っております。

ありがとうございました。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 先ほど市長公宅を売却したらどれぐらいになるのか、このように私が質問いたしました。これに対して田村市長は、二束三文という言葉が述べられました。いみじくも市民の財産、市の財産に対して二束三文という評価をこの議場で述べたことは、私は許されるべきことではないと

考えます。そこで、田村弘市長に謝罪と撤回を求めます。

○議 長 一たん休憩をいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に調整をいたしましたところ、市長としてこの件につきましてコメントする用意があるということでありますので、市長のコメントをもらいます。市長、よろしくどうぞ。

○市 長 公宅は、定かな記憶はありませんけれども、数千万円のお金をかけてあの公宅が建設をされたわけであります。今これを売却すると、試算していませんけれども、土地の実勢価格及び建物の価格含めて、相当安い価格にしかないというふうな判断をしております。それは、やっぱり適切な選択ではないという趣旨であります。それを二束三文になる可能性があるという趣旨で申し上げておりますから、滝川の財産が二束三文であると、そういう趣旨で申し上げておりません。しかし、公宅の土地であっても相当安い価格にしかない、それは適切な判断ではないということ、二束三文になると、あるいはしかないというふうに申し上げた。表現上は余り上品な表現ではないというふうに思いますから、この点はおわびを申し上げますけれども、真意はそういう前段申し上げた真意でございますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 今市長が表現は上品ではないので、おわびをしたいと述べられました。謝罪についてはおわびという言葉が出ましたが、二束三文という言葉はこのままでは議事録に載りますから、この言葉を撤回するお考えはありませんか。撤回をしていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 二束三文の意味、数が多くて値段の極めて安いこと、そういうことが二束三文の意味であります。私は、数が多いかどうか、それは別にいたしまして、値段の極めて安いこと、そういう意味で申し上げていた言葉を撤回するつもりはありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長が撤回される意思がないということですので、私はこれ以上述べても意味がないと。しかし、これまでも片手落ちですとか、そういった言葉で議員は謝罪をして、撤回をしてまいりました。しかし、市長は、この言葉を国語事典で引いた意味だからよしとして、撤回をされない。このことは、私は多くの市民に伝えなければならない。市長は、市民の財産、今市民がどういう状況に置かれているかという、本当に苦しんでいる、自分の家が持ちたくても持てない状態の方々に対して、市長公宅を売っても二束三文という、この言葉、これは多くの市民を傷つける言葉だとい

うことを厳しく指摘をして、この議事進行を終わらせていただきます。

以上です。

○議 長 この辺で休憩をしたいと思います。３時１５分再開をいたします。休憩をいたします。

休憩 午後 ３時０３分

再開 午後 ３時１７分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第３ 議案第１２号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第３、議案第１２号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第１２号 教育委員会委員の任命について提案理由を説明させていただきます。

滝川市教育委員会委員、高谷富士雄氏が平成１９年９月３０日で辞職をいたしますために、後任として鷺尾昌法氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

参考資料として略歴書をお届けを申し上げますが、鷺尾昌法氏は教員としてのご経験もありであり、公職としてＰＴＡ会長のご経験があり、さらに記載の学校評議員というお立場、さらに生涯学習の面でもそれぞれ公職を担われているところでございまして、略歴書をごらんをいただき、この議案について議会の全幅の同意をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第4 報告第1号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 日程第4、報告第1号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第1号、株式会社滝川振興公社、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第45営業年度の経営状況についてご説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。営業概要でございますけれども、大きく4点記載させていただいております。まず、市民ゴルフ場事業でございますが、全体的なゴルフ人口の減少の影響が顕著にあらわれてきております。特にここ数年来札幌地区からの利用者減少に加え、今営業年度においても旭川地区や空知管内のゴルフ場の値下げ競争のあおりを受けまして、利用者が昨シーズンに比べ520人減の2万3,835人、売上額も昨シーズンの6.4パーセント、508万円減の7,456万2,000円となったところでございます。公社といたしましては、作業機械の更新期間を延長するなどコスト削減を図る一方、赤い羽根共同募金のチャリティーコンペの誘致、市民ゴルフ大会、吉川なよ子プロを招いてのゴルフコンペなど自主イベントを開催するなど集客に努めたところでございます。

次に、駐車場事業でございますけれども、第一パーキングにつきましては、昨年料金体系の見直しを行い、利用しやすい料金設定をしたところで、一般延べ利用台数は対前年比81.8パーセント増、月決め利用台数につきましても対前年比100.8パーセント増となったところでございます。駐車場全体の売り上げにつきましては、対前年比11.5パーセント増の696万6,000円となったところでございます。

賃貸建物事業につきましては、新町学生会館30室を平成16年度から國學院短期大学に一括賃貸しているところで、緑町学生会館21室、西町学生会館28室とシルバーマンション9戸、大町にございますハイム双葉12戸など、ほぼ満室の状態で、管理する全建物の入居率は96.1パーセントとなったところでございます。

(4)の公園管理附帯事業でございますが、滝川市から平和公園ほか69カ所の清掃等管理業務を受託いたしまして、約1,491万円の収入を得たところでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。2の庶務事項につきましては、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況と報告内容、議案の表題について記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

4ページにつきましては、平成19年5月31日現在の役員名簿を登載しております。

次に、5ページの決算報告について簡潔にご説明させていただきます。資料の金額については円単位になっておりますけれども、1,000円単位で申し上げます。貸借対照表の資産の部、流動資産では8,109万3,000円、固定資産では7億3,848万4,000円で、そのうち有形固定資産は7億3,408万3,000円で、減価償却資産の期末額でございます。投資等につきましては、440万1,000円で、そのうち長期未収受託事業費が437万6,000円、こ

れは緑町学生会館の建築受託分でございます。繰り延べ資産72万9,000円につきましては、西町学生会館のオートロック設置に係る一部負担分でございます。以上、資産の部の合計は、8億2,030万7,000円となったところでございます。

次に、負債の部でございますけれども、流動負債では短期借入金、未払い金等で8億3,939万2,000円となり、固定負債が1,581万6,000円で、負債合計は8億5,520万8,000円となったところでございます。また、純資産の部では、資本金、利益剰余金を合わせますと株主資本がマイナス3,490万円で、総資産合計はマイナス3,490万円となり、負債、純資産の合計は8億2,030万7,000円となったところでございます。

続きまして、6ページの損益計算書についてご説明申し上げます。売上高につきましては1億4,049万1,000円に対し、販売費及び一般管理費1億2,603万5,000円を差し引きますと、営業利益金額は1,445万5,000円で、これに営業外収益250万1,000円、営業外費用551万4,000円を合わせますと、経常利益金額は1,144万2,000円となり、これに特別損失52万7,000円を合わせますと、税引き前の当期純利益金額1,091万5,000円となり、法人税等20万6,000円を差し引きますと、当期純利益金額は1,070万9,000円となったところでございます。

7ページの株主資本等変動計算書でございますけれども、この書類は株主資本等が前期からどれだけ増減したかの計算書でございますので、前期末に当期変動額の1,070万9,000円を加えますと、繰り越し利益剰余金は5,572万円のマイナス、株主資本は3,490万円のマイナスとなったところでございます。

8ページ、9ページの附属明細書につきましては、資本金及び準備金の増減明細、借入金の増減明細、固定資産の取得及び処分減価償却費明細を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

10ページの監査報告書についても、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、11ページからの第46営業年度の事業計画についてご説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。この計画は、平成19年6月1日から平成20年5月31日までの期間のものでございます。ゴルフ場事業につきましては、年々利用者が減少するのに加えて、近隣ゴルフ場でのプレー代やカートの利用料金の大幅値下げというようなことから、公社といたしましては集客戦略として開場30周年記念イベントの開催や優待制度のPR、社員一丸となつての営業とサービスの向上に努めてまいります。また、平成17年シーズンからフロント、スタートハウスは公社直営としており、コース管理は平成18年シーズンから民間ゴルフ場と市内建設業者の共同企業体での管理となっておりますけれども、契約内容を一部変更し、コストの削減に努めてまいります。駐車場事業、賃貸建物事業につきましては、前営業年度の実績を参考にしながら計画をいたしました。

続きまして、13ページの予定損益計算書でございますけれども、主要事業の計画により売上高を1億3,787万7,000円と見込み、販売費及び一般管理費1億4,090万円を差し引き、営業損失金額を302万3,000円とし、それに営業外収益250万円を加え、営業外費用55

1万4,000円を差し引いた額603万7,000円を第46営業年度における税引き前の当期純損失金額として見込んだところでございます。

ここで、販売費及び一般管理費1億4,090万円につきまして説明を加えさせていただきます。先ほど説明申し上げました第45営業年度の決算報告、損益計算書、6ページでございますけれども、販売費及び一般管理費の決算額1億2,603万5,000円と比較いたしまして、1,486万4,000円の開きがございます。これにつきましては、本社社員が来年3月末日をもって退職の予定でございます。この社員につきましては、昭和49年6月に正社員として採用されました。当時の採用条件において、滝川市一般職の給与に関する条例を準用するということがあることから、平成3年から加入しております中小企業退職金共済制度からの退職金支給額との差、約1,400万円でございますけれども、これは公社からの支給ということになります。この件につきまして、事前にとり締役、監査役の皆様にご相談申し上げ、加えて弁護士先生、そして本市の監査委員さんにもご指導を仰ぎましたけれども、決裁書類の有効性、期待権の発生などをかんがみて、退職営業年度内に一括支払うべきとの判断から、第46営業年度の一般管理費に計上させていただいており、本年7月27日開催の取締役会におきましても報告済みでありますことを申し添えたいと思います。

以上、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。井上議員。

○井上議員 振興公社の報告なのですが、議会から理事の中に出ていませんので、聞く機会がないので伺いますけれども、1ページの営業報告書なのだけでも、これの(2)番目、第一パーキングの延べ利用台数が81.8パーセント伸びたということで、喜ばしいことだと思うのですが、それで全体の売上げが696万6,000円です。これを上げるのに経費はどのくらいかかっているのですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 第一パーキング自体の収入につきましては、415万円程度でございます。支出につきましては685万円ということで、不採算部門ということになります。

○議長 長 井上議員、一問一答方式ではございませんので、3回までです。ご注意ください。

○井上議員 非常に改善はされてきたと思うのです。けれども、不採算部門で、415万円稼ぐのに685万円かかっていると、これを前から私は指摘しておったのですけれども、たしか経営改善委員会等を開かれたと思うのですけれども、この中身、そして将来採算が合うような方向での改善がなされるのかどうか。と申し上げるのは、全体の利用率がどのぐらいになっているのか。私もあそこにいたもので、わかりますけれども、この利用率が極めて低いと思うのです。今街なか住宅だとか、そういうものが要望されているときに、あの駐車場を街なか住宅等に利用していくような方向、改善委員会でそういう方向が出されたのかどうか。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 第一パーキングの利用率という観点から、月決め駐車場につきましては先ほど申し上

げました改善が相当なされたのですけれども、一般の利用について回転率が前期よりは改善されたのですけれども、0.23というような1回転しない状況でございます。これは、総数160台が分母になっておりますけれども、その中で0.23という回転率でございます。振興公社の中で、経営改善を図るということで利用料の改定、利用しやすい料金ということで、当初ショップメイトさんとの話の中で利用台数がぼんとふえるというような予想をしておりましたけれども、予想より若干契約が少なくなった分、この辺がちょっと当初のもくろみよりずれてきた部分でございます。

（「増加になった原因というのは」と言う声あり）

○経済部長 増になったのは、利用料金を改定をして利用しやすい料金、1万3,000円の利用料金を約半分まで値下げをして利用をふやそうというような経営戦略をもって対応いたしました。

○議長 井上議員。

○井上議員 3回目というのはだめだな。制限を設けられるとちょっとまずいのですが、これは非常に回転率が悪いのです。いろんなことを言いますけれども、こういうところに落ち度があるのです。こういうところを改善していけば、まだまだ滝川の財政はよくなる。そこで、先ほど回転率をよくし、さらに街なかの居住なんかの駐車場利用だとか、これを核にした開発というのができるのではないかとということで先ほど質問したと思うのですけれども、その答弁がないのですけれども、これは本当は2回目の質問なのですから。

○議長 長 副市長。

○副市長 取締役の立場でもありますから、資産の運用含めて、あそこの購買含めて、回転率が悪い、前面が空知通りに面していない入り口だということで非常におしかりも受けていた施設であることは熟知しています。土地は某企業の持ち物で、建物は振興公社で所有しているという形があります。それで、中心市街地活性化の中で街なか居住の公営住宅の促進ということもあって、そこを第1候補にして検討を重ねております。これについては、今国含めて調整を図っているところなのですが、私の立場としては両方ウイン・ウインというか、振興公社もいいふうになって解決の道に入って、市も財政負担が少ないやり方ということで、公営住宅含めて中心市街地の基幹事業として、そこを第一義的に考えて進めているところですが、ただ補助の仕組みがちょっと変化しつつあるので、第1候補に挙げているのですけれども、今それらの精査をしているということで、街なか居住については今その辺の精査をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 その答弁を引き出したかったものだから、大いにこれの改善のために頑張って努力をしていただきたい。よろしくお願いします。

以上。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

○議長 日程第5、報告第2号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第2号、株式会社滝川農業開発公社第18期事業年度、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの経営状況につきましてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業報告をお開き願います。1、事業の概要の(1)、農産加工事業でございますけれども、タマネギを原料とする加工冷凍製品、それが約86パーセント、むきタマネギ、約4パーセント、ラードやニンニク等を原料とする加工製造製品が8パーセント、その他が2パーセントとなっております、従来同様タマネギを主原料とした加工製造が9割を占めております。当期におきましては、主要取引先等の製造製品の変更等により、むきタマネギの出荷量の減少にかわってタマネギペーストの加工冷凍製品の受注が増加しております。主原料のタマネギにつきましては、年間約897トン使用してございまして、すべて滝川、砂川、北見地区を含め道内産を使用しております。後ほど計算書の中でご説明申し上げますけれども、農産加工関係の第18期の売上高は9,628万2,000円で、その他の売上げを合計しますと9,770万2,000円の実績で、売上げ総利益は675万6,000円、いわゆる粗利益率は約6.9パーセントとなっております、販売費及び一般管理費を差し引き、税引き後の当期純損失は482万3,000円を計上するに至ったところでございます。特に損失の要因につきましては、タマネギ原料の高騰、さらには本年5月に屋外の冷凍設備の故障によりまして1週間程度の製造不能による受注量の減、今期途中からの主要取引先からの受注内容の変更等により売上げの減少につながった結果でございます。

2ページの(2)、当期の製品販売数量でございますけれども、ソテーペースト、むきタマネギなどを含め436.4トンとなっております。

(3)、滝川市から業務委託を受けております肥育センターの管理運営事業につきましては、計画どおり完了いたしました。

3ページから4ページにわたります2の庶務事項につきましては、定時株主総会、取締役会、監査役会の開催等について記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

4ページ、3、株式その他事項についてですが、当期における株式の増減はございませんが、平成18年10月11日に個人保有株式等の整理併合譲渡を完了いたしました。

5ページには株主名簿、6ページには平成19年6月30日現在の役員名簿をつけさせていただいております。

次に、決算についてご説明申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思います。資料の金額は円単位になっておりますけれども、1,000円単位で申し上げます。まず、貸借対照表でございまして、資産の部、流動資産では、普通預金から原材料までの合計3,397万9,000円であります。固定資産はすべて有形固定資産であり、2,451万1,000円、これは減

価償却資産の期末帳簿価格でございます。投資等につきましては、4万円の出資金であり、これは取引先金融機関に対するものでございます。以上、資産の部合計は、5,853万1,000円であります。

次に、負債及び純資産の部でありますけれども、流動負債では買掛金から未払い消費税までの合計は9,064万9,000円であります。固定負債である長期借入金返済を完了いたしましたので、負債の部合計は9,064万9,000円、純資産の部では資本金3,500万円、当期純損失額482万3,000円を含む当期利益剰余金はマイナス6,711万7,000円、純資産合計がマイナス3,211万7,000円となり、負債及び純資産の合計は5,853万1,000円となったところでございます。

次に、損益計算書でございますけれども、売上高9,770万7,000円、当期売り上げ原価については9,095万円であり、売り上げ総利益は675万6,000円、これから販売費及び一般管理費を差し引きしますとマイナス312万2,000円の営業損失となり、この金額に営業外収益を加え、さらに営業外費用を差し引きしますと、税引き前の当期損失461万7,000円となり、これから法人税等充当金を差し引きしますと、当期損失額は482万3,000円となったところでございます。

8ページの株主資本等変動計算書に記載してございますように、当期末繰り越し利益剰余金は6,711万7,000円のマイナスとなったところでございます。

9ページの資本金及び借入金状況、固定資産の取得状況につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

10ページにつきましても、監査報告書でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、11ページの第19期の予定損益計算書についてご説明申し上げます。19期におきましては、これまでの端境期の7月中旬から8月下旬の期間、この対策が課題でございました。主力のタマネギの加工製造以外に、19期におきましてはトマトを原料とした製造体制が確立しつつあるということから、新たな製造の可能性による売り上げ増が期待されているところでございます。一方、製造経費におきましては、相当のタマネギ等の残渣処理費用がかかっておりました。これを本年4月からJAと生産者との連携によりまして堆肥生産システムというものが構築された結果、大幅な処理費用の削減が見込まれるなど、製造体制における効率的な人的配置、販売費及び一般管理費についても一層のコスト削減に努めてまいります。具体的な収支について申し上げますと、売上高は対前年3.3パーセント増の1億1,276万2,000円を目標とし、売り上げ原価9,681万1,000円を差し引きしますと、売り上げ総利益1,595万1,000円、これから販売費及び一般管理費900万円を差し引いて、営業利益を695万1,000円とし、営業外収益、営業外費用を加減して、経常利益を550万6,000円と見込んだところでございます。

以上、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 株主総会等でしっかりと議論された件だというふうには思いますけれども、大きな流れも含めまして質疑をさせていただきたいというふうに思います。まず、昨年損失補償の延長が決議されたということで、それに当たって昨年の経済建設常任委員会で現場視察をみんなでさせていただいたりとか、そういうことも行いました。大変一生懸命職員さんもやられていますし、ああいう加工する場所というのは大変大事だなというふうに思っております。そんなベースにあるということをご理解いただきながら、質疑をさせていただきます。

まず、2ページの上から3段目ぐらいですか、要するに冷凍機が故障したということでありまして、損失補償の関係の話をするとき、これは壊れるという話を既にされていましたが、去年の段階で。これは、ちゃんと更新しなければ売り上げはつukれないのだということを現場では言われていました。なぜこういうことになってしまうのか。何のために損失補償して続けたのか。それから、あと営業するとき、以前から言われていることなのですけれども、ずっと続けるか続けないかがはっきりしないと先方にもなかなか受注をしてもらいにくいということが多分あるのではないかなと思います。そこら辺のやるぞというか、いざやるぞという感じがちょっとないのではないかなと。現場の皆さんは一生懸命やっているのだけれども、いざ判断の段階でちょっとちゅうちょしているのかなというのを感じてしまうのですけれども、その辺についてお答えいただきたいと思います。

それから、あと数字なのですけれども、5月分の製造生産で赤字が出たと、1週間と言いましたか、実際どのぐらいの減少であったと思われるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算にかかわる部分ですけれども、先ほど多分部長間違ってご説明されたと思うのですが、売上高の予定損益計算書、この中の売上高1億1,276万2,000円でございます、当期決算は9,770万7,000円ということで、113パーセント増だと思う。103.3でなくて113パーセント増なのでないかなと思うのですけれども、結構な売り上げ増を見込んでいて、ただトマトを端境期の関係でやられると言われていましたので、トマトについて実際どういう内容のもので、どの程度の売り上げを見込まれているのか。

それから、販売費、一般管理費も1割弱の減少を見込まれていると、80万円ですか、見込まれていますけれども、結構厳しい中でやられている中で果たしてこれは可能なかなというような率なのですけれども、この具体的な内容についてもお知らせいただきたいと思います。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 小分けにお話をしなければ、今ちょっと内容を調査している部分がございます。

まず、冷凍機の故障の関係でございますけれども、前期赤字でございました。何とかだましまし使おうというようなことから、自前で少しずつ中古材料等を使いながら直してきたのですけれども、完全に冷凍機2個の送風機の部分が故障して、それで使えなくなったということで、その1週間の冷凍機故障による売り上げの減については、試算では300万円の減益ということでございます。

それから、営業活動の関係でございます。今までホクレンからのタマネギの供給枠は、650トンでございました。ホクレンから供給枠として出てくるものです。それで、原料が足りないものですから、地元のほうから897トンまでかき集めたというような状況でございます。それで、今期、19期におきましては、ホクレンとJAさんを通じていろいろかけ合いました。何とか1,100トンの供給枠を確保できるというところまでできております。そうなりますと、それなりにいい売り上げが計上できるのではないかと。今まで原料不足というのがやはり一番のネックでございましたので、その辺が解決できるという見通しでございます。

それから、トマトの関係でございますけれども、ちょうど端境期、7月から8月にかけて全く製造するものがないというようなことで、むきニンニクですとかいろいろやったのですけれども、やはりフルに運転できないというようなことがございました。そんな折、砂川のほうで規格外のトマト、これについては廃棄していたものでございます。それがキロ10円の廃棄の料金かかるというようなお話を受けて、うちの工場長が砂川のJAさんのほうといろいろ話をして、10円でもらえるかどうかというのもまだ未定だったのですが、とりあえずトマトの規格外を滝川の農業開発公社に送り込もうというようなことが決定されましたので、これもいい材料として売り上げの中に計上しているような状況でございます。

それから、一般管理費の関係につきましては、再度ご説明申し上げます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 一般管理費の減でございますけれども、常勤の役員が退職いたしました。その分について減になっております。

それから、トマトの関係でございますけれども、およそ500万円の売り上げを見込んでいるところでございます。これは、新たな数字でございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 去年は、市のほうの担当もつけられて、しっかりやろうというふうなことが非常に伝わってくるなという年だったのです。それで、損失補償のこともしながらやってきて、実際に見させてもらって、すぐどこどこがというふうにわかる部分もあったのです。ここをこういうふうに変更すればいいねという話もあり、例えばタマネギを刻んで、運んで細かくして、そこからソテーの場所に移すのに手作業になるのです。そこをどんどん突っ込んでやれば、非常に能率上がるし、人件費も削減できると。ただ、そこだけの設備投資でえらい違うのです。これなら大してお金かからないでしょうというようなことが実はあるのです。それが正しいかどうかは精査してもらわなければならないのですけれども、現場では冷凍機はとにかく更新するなりしなければならないということは言われていたので、せっかくやるのであればしっかりやらないとならないというか、だましだまし使ったりするのは、明らかにだめだと現場でわかっているのにというのは非常に残念かなというふうに思いますけれども、これからぜひ力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

あと、トマトなのですから、聞き逃していたら申しわけない。トマトで何をつくるのかを聞いておりませんで、何をつくれるのかを教えていただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 トマトは、ソテーして、みじん切りの状態にしてドレッシングの中に入れるという具材でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 今の機械の中で可能です。

○議長 長 副市長。

○副市長 副社長の立場にあって、今回このような損失を出したことを深くおわび申し上げたいと思います。突発的な事故、それから供給枠の拡大をしないと損益分岐点含めながら確保できないという原料に依存する会社体質があるということも含めて、積極的にこれからも、JAの組合長が社長でありますけれども、一生懸命やりたいと思っています。ただ、昨年含めて担当をつけながら、損失補償額1億4,900万円、とにかく借入金を伸ばさないと、あの時点では連結指標も入ってくるだろうという中で、とにかく損失補償額はおおむね2分の1の範囲にとどめると。そして、次の段階、損失を2分の1にとどめて、最終的には損失補償額をゼロにして自立化させると、こういう目標を持ちながら今後とも進めていきたいと思っていますので、その点ひとつ肝に銘じながら、次の期に臨みたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第3号 株式会社滝川グリーンの経営状況について

○議長 長 日程第6、報告第3号 株式会社滝川グリーンの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第3号、株式会社滝川グリーンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の経営状況等について報告させていただきます。

最初に、1ページ、2ページの事業報告の概要についてご説明申し上げます。第12期は、ふれ愛の里開設10年目を迎えた節目の年でもありました。2期連続の赤字決算を解消するため、経営改善計画に沿ってさまざまな具体的改善策を講じた結果、後ほど損益計算書でもご説明申し上げますけれども、社員一丸となった営業努力の結果、黒字決算となることができました。特に収支改善計画の柱であります経費節減につきましては、外部委託部門も含めた大幅なコスト削減を実施することができました。さらに、売り上げ原価、一般管理費、販売管理費、施設管理費等を目標数値以下には抑制することができたものでございます。売り上げにおきましても、主力である温泉入浴者の増加対策といたしまして、新たな入浴券の発行、割引券の配付拡大、農産物販売事業の直営化、物販販売場所の改修、販売方法の工夫等々、これらが売り上げ増につながったところでございます。部門別につきましては、以下お目通しをいただきたいと思います。特に年間入浴客数につきましては26万4,382人で、前年より2,133人の増となりました。全体の売り上げといたしま

しては、後ほどこれも計算書でご説明申し上げますけれども、前年の1億6,641万3,000円に比べて約2.4パーセント増の1億7,038万1,000円となったところでございます。

3ページの庶務報告につきましては、株主総会、取締役会、監査役会、株式その他事項について記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

4ページにつきましては19年3月31日現在の株主名簿、5ページには同じく3月31日現在の役員名簿を載せてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、決算関係についてご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。これも資料の金額は円単位になっておりますけれども、1,000円単位で申し上げます。まず、貸借対照表でございますけれども、資産の部、流動資産では現金から立てかえ金までの合計2,280万1,000円であります。固定資産につきましてはすべて有形固定資産で、839万8,000円となり、これは減価償却後の期末帳簿価格でございます。投資等につきましては、出資金の3万円であり、これはげんきカード会及び金融機関への出資でございます。以上、資産合計では3,122万9,000円となったところでございます。

負債の部につきましては、流動負債で買掛金から未払い消費税等までの合計が7,252万2,000円であり、短期借入金5,030万4,000円の内訳は金融機関からの運転資金の借入金残でございます。以上、負債合計は7,252万2,000円となったところでございます。

純資産の部では、資本金が1,200万円、繰り越し利益剰余金はマイナス5,329万3,000円で、純資産合計が4,129万3,000円となり、負債及び純資産の合計は3,122万9,000円となったところでございます。

次に、7ページの損益計算書についてご説明申し上げます。売り上げは1億7,038万1,000円、売り上げ原価は2,747万円、売り上げ総利益1億4,291万円から販売費及び一般管理費1億3,956万9,000円を差し引きますと、334万1,000円の営業利益を計上することができました。この金額に営業外収益34万9,000円を加えまして営業外費用32万3,000円を差し引きますと、336万7,000円の経常利益となり、さらに法人税等充当額を差し引きますと、316万1,000円の当期純利益を計上することができました。

8ページの株主資本等変動計算書につきましては、前期末の純損失額4,445万4,000円から当期利益額を差し引き、当期末の損失額4,129万3,000円となったところでございます。

9ページの附属明細書につきましては、資本金の状況、借入金の明細、さらに固定資産の取得及び処分減価償却費明細書が記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

10ページの監査報告書についても、お目通しをいただきたいと思います。

11ページの第13期の事業計画につきましては、10周年記念事業を含めましたさまざまな謝恩企画を初め、一層の収支改善に努めるとともに、全力で社員一丸となった積極的な営業展開を進めてまいります。特に温泉部門における入浴者目標数は、前期実績を上回る26万7,000人と設定することを含めまして、売り上げ全体は前年比2.9パーセント増の1億7,535万2,000円を見込んだところでございます。

最後に、12ページの予定損益計算書でございますけれども、売上高1億7,535万2,000円、売り上げ原価2,822万5,000円を差し引きまして、売り上げ総利益は1億4,712万7,000円を見込むとともに、販売費及び一般管理費1億4,177万2,000円を差し引き、535万5,000円の営業利益を見込み、さらに営業外収益、営業外費用を加減いたしまして、540万5,000円の経常利益を見込んだところでございます。最終的には、税引き後の当期利益額を519万9,000円としたところでございます。

以上、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第4号 監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第7、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

初めに、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、滝川市民生委員児童委員連合協議会を対象として監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成16年度から平成18年度における財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、補助金が交付の目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁責任者印の漏れ、収入支出月日の記載漏れなどの処理方を、また支払い事務で立てかえ払いが見受けられることから、現金で支払いができる規則などについての指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましては直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、会計事務を市職員が担当していることから、行財政改革での事務局団体のあり方についての検討を、また民生委員児童委員が定数割れとなっておりますので、地

域住民に最も身近な支援者であることから、委員の定数確保について要望いたしました。民生委員児童委員は、地域社会の福祉増進を図るため努力されておりますが、今後においてもだれもが安心して暮らせるまちづくりに寄与されることを期待しております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、福祉課、子育て応援課、こども発達支援センター、介護福祉課、健康づくり課を対象に監査を実施いたしました。

監査の範囲は、平成18年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁日の記載漏れ、決裁責任者、財政課長の合議漏れ、出張関係、備品出納簿、外勤簿などの事務関係では関係規定に基づく適切な処理方を、また各所管で徴収している使用料などに不納欠損処分があることから、未収金が極力生じない納入指導など、公平負担の原則に基づき未収金の縮減について要望したほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

以上で報告第4号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成19年5月から7月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

検査の結果についての各所属に対する講評では、旅費計算、支出科目の誤り、請求書の要件不備、また事務用品の購入などについて、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略をいたします。

以上で報告第5号 例月現金出納検査の報告の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 道立滝川高等技術専門学院の存続を求める要望意見書

意見書案第 2 号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第 3 号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める要望
意見書

○議長 日程第 8、意見書案第 1 号 道立滝川高等技術専門学院の存続を求める要望意見書、意見書案第 2 号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第 3 号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める要望意見書の 3 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案 3 件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第 1 号 道立滝川高等技術専門学院の存続を求める要望意見書。送付先は、北海道知事、北海道議会議長であります。

意見書案第 2 号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣であります。

意見書案第 3 号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第 13 条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 1 号から第 3 号までの 3 件は、いずれも可決されました。

◎日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第 9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第 3 回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第3回定例市議会におきまして、慎重審議の中に平成18年度の決算のご認定をいただき、さらに補正予算を含むすべての議案について原案どおり可決をいただきました。厚くお礼を申し上げたいと存じます。

とりわけ市立病院の改築の実施設計の予算の議決をいただきました。10月1日には新しい内科医が着任をするということでございますが、やはり病院の経営は医師確保がすべてと言ってもいいぐらいに極めて厳しい地方の状況であります。そういう中で、新しい内科医が着任いただくということはまことにありがたいことだというふうに思いますが、医師確保の条件はさまざま整えてまいりましたので、あとはさまざまな情報を市民の皆さん、議会の皆さんからいただきながら、全力を集中して医師確保に努めたいというふうに思っておりますので、ぜひともこの点も引き続きご協力をお願い申し上げたいと存じます。

半期が過ぎましたので、残された期間、行政執行に万全を期したいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員